

フランスとドイツの家庭生活調査

- フランスの出生率はなぜ高いのか -

主なポイント

1. フランスの高い出生率を支えるもの

高い出産期女性の労働力率（80%）と高い合計特殊出生率（1.89）

手厚くきめ細かい家族手当

- ・ 第2子以降には所得制限なしで20歳になる直前まで家族手当を給付
 - ・ 子どもが3歳になるまで育児休業または労働時間短縮が認められ、第2子以降の育児休業手当は3歳まで受給可能
 - ・ 保育ママ、ベビーシッターの利用に関する補助金も利用可能
- 子どもをもつ家庭に有利なN分N乗方式の所得税制
多様な保育サービス
35時間労働制で男女とも短い労働時間
同棲による婚外子が一般化

2. ドイツはなぜ出生率が低いのか

ドイツは児童手当等の現金給付は手厚いが、合計特殊出生率は低迷（1.34）

保育サービスが不足

学校は半日制、給食はなく、子どもは昼前に下校するため、母親のフルタイム就業は事実上困難

フランスよりも性別役割分業意識が強いこともあいまって、女性は就業か子育てかの二者択一を迫られる状況

3. 日本への含意

家族政策の内容、子育てをめぐる諸政策の一貫性等が必要

平成17年4月25日

内閣府経済社会総合研究所

財団法人家計経済研究所に委託した平成16年度内閣府経済社会総合研究所委託調査「日本・フランス・ドイツにおける家族・家庭生活に関する調査」。フランス（パリ、リヨン）及びドイツ（ハンブルグ、ミュンヘン）で35-44歳のカップルに対するアンケート調査を行った。

フランスとドイツの家庭生活調査

---フランスの出生率はなぜ高いのか---

平成 17 年 4 月 25 日

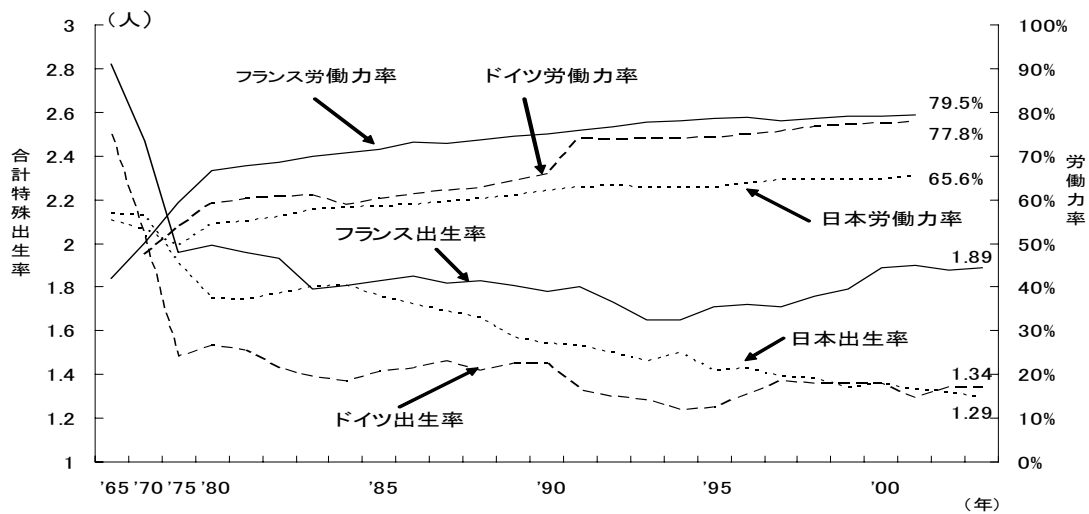
内閣府経済社会総合研究所

1 フランスの高い出生率を支えるもの

(1) フランスの女性労働力

(イ) フランスでは、出産期(25~44 歳)の女性の労働力率は 79.5%と高い一方、合計特殊出生率も、1.89 (2003 年) と日本 (1.29)、ドイツ(1.34)よりも高い水準を保っている。

図表 1 合計特殊出生率と女性労働力率(25-44 歳)の時系列推移



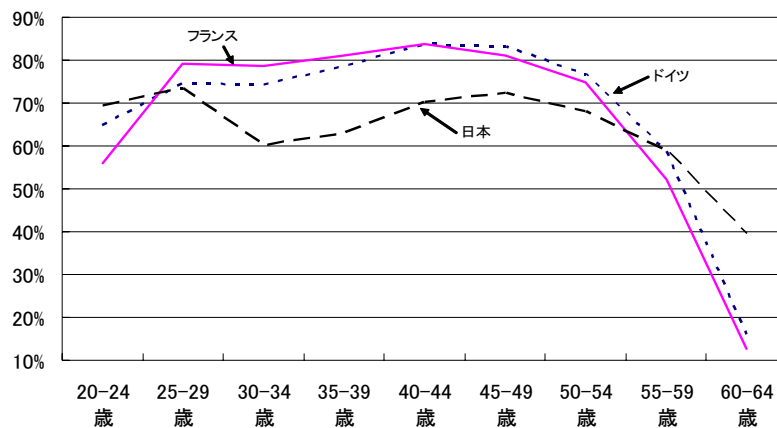
出典：労働力率は OECD “Labour Market Statistics”

出生率は国立社会保障・人口問題研究所「一般人口統計 -人口統計資料集(2003 年版)-」、Eurostat Statistics in Focus

注：出生率、労働力率とも 1990 年以前のドイツは旧西ドイツの統計

(ロ) 日本の女性労働力率が明確な M 字型であるのに対して、フランスは逆 U 字型になっている。フランスでは、出産・育児期においても退職せず、育児休暇等の取得や保育所の活用により就業を継続している。

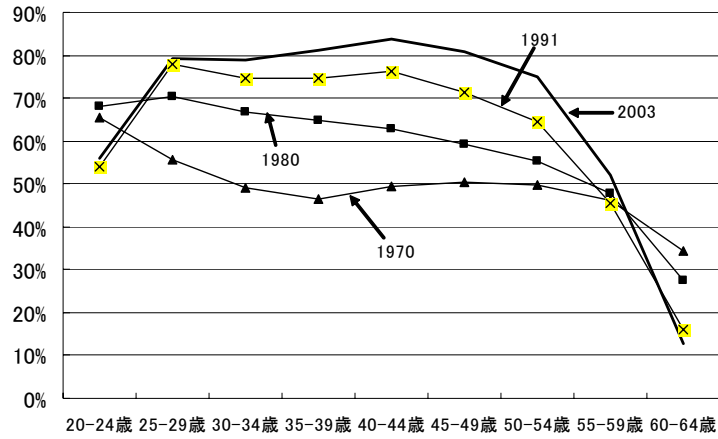
図表 2 フランス・ドイツ・日本の年齢階級別女性の労働力率(2003 年)



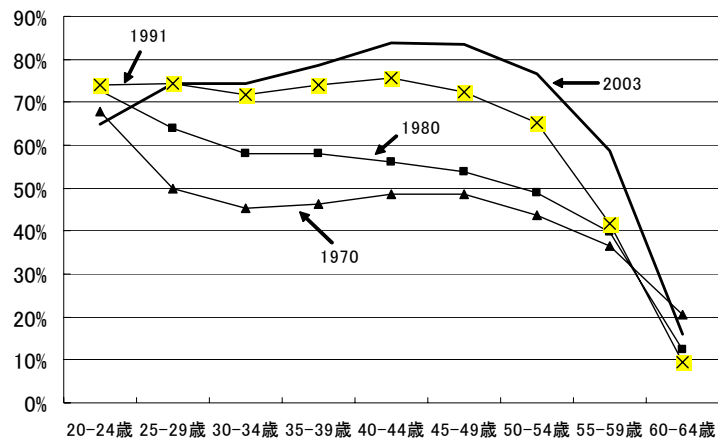
出典：OECD “Labour Market Statistics”

(ハ) 女性労働力率の時系列的推移をみると、フランス、ドイツともにかつては逆U字型ではなく、20-24歳をピークにほぼ右肩下がりであった。

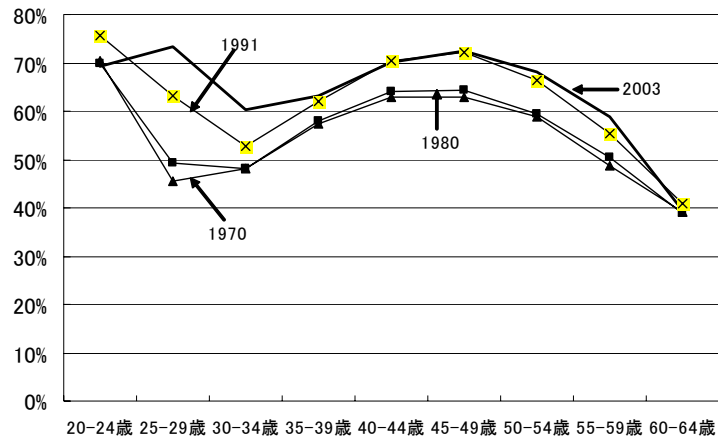
図表 3-1 フランスの年齢階級別、女性労働力率の推移



図表 3-2 ドイツの年齢階級別、女性労働力率の推移



図表 3-3 日本の年齢階級別、女性労働力率の推移

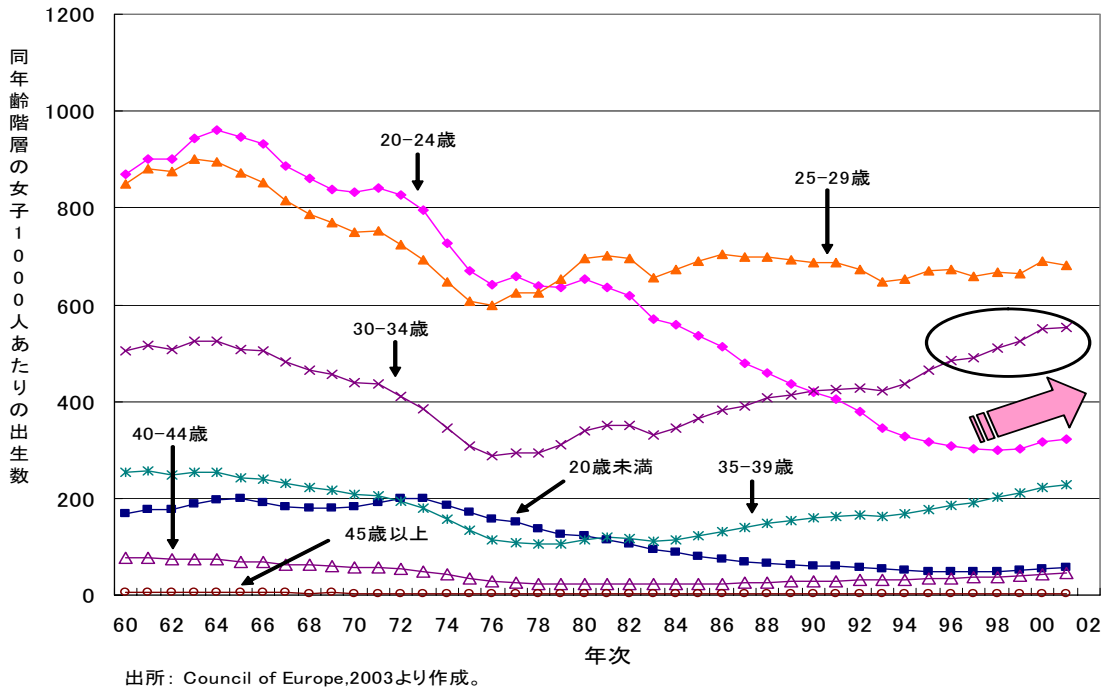


出典：OECD “Labour Market Statistics”

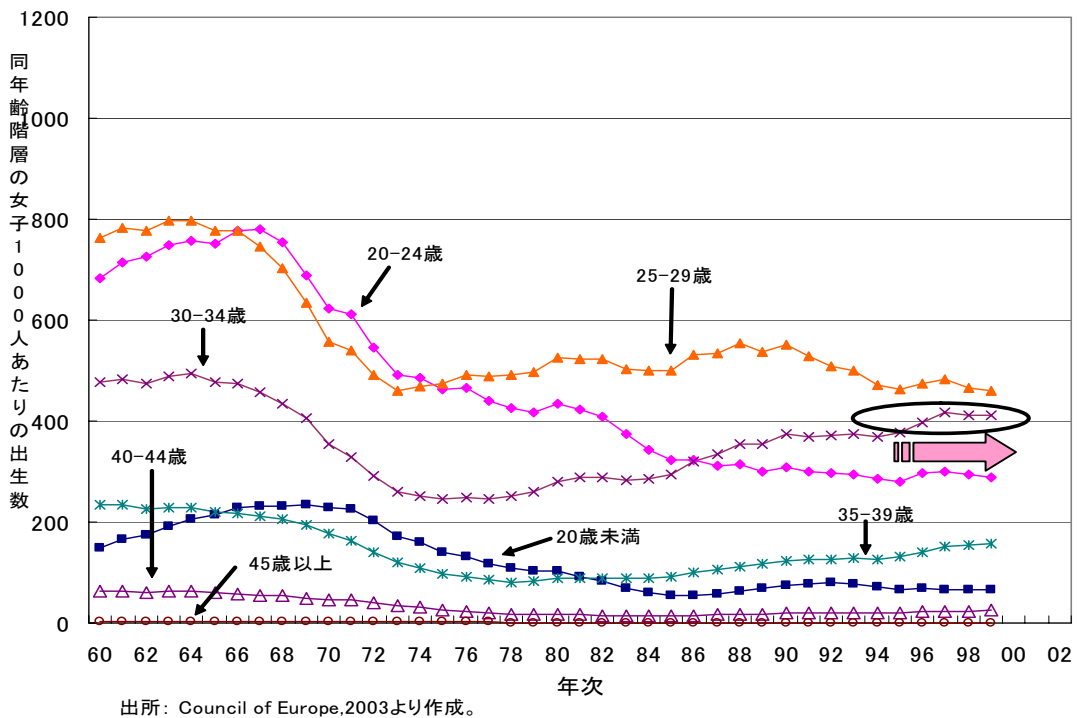
(2) 晩産化

フランス、旧西ドイツ、日本のいずれの国においても晩産化が進行しているが、フランスは、30-34歳でのキャッチアップも強力である。また、20-24歳、25-29歳の出生率の水準も依然として高い水準にある。

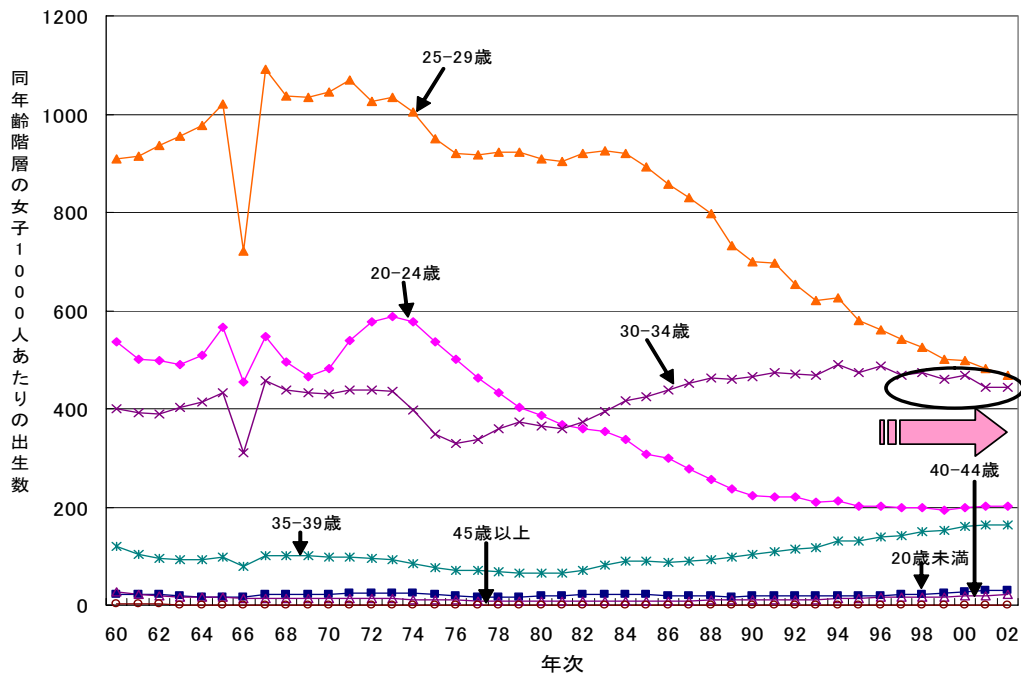
図表4-1 5歳年齢階級別出生率：フランス 1960-2002



図表4-2 5歳年齢階級別出生率：旧西ドイツ地域 1960-2002



図表4-3 5歳年齢階級別出生率:日本 1960-2002



出所: 厚生省大臣官房統計情報部編(1999)『人口動態統計100年の動向CD-ROM』、(財)厚生統計協会
 * 1999年は、「人口統計資料集 2000」
 * 2000年以降は、<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Popular2004/04-07.xls>
 「一般人口統計 - 人口統計資料集(2004年版) - 表4-7 女子の年齢(5歳階級)別出生数、出生率及び割合:1925~2002年」

(3) フランスの高い出生率を支えるもの

(イ) 手厚い家族政策¹ (家族手当、税制)

- ・ 家族の重要性を強調。家族への支援を通じて出生を促進することを是とする国民的な支持が存在。
- ・ 家族手当の給付は全国家族手当金庫を通じて行われ、財源は、事業主が支払う社会保険拠出（保険料率は支払い給与の 5.40%）、独立就業者の負担金に加え、一般社会拠出金（一般福祉税）の一部等があげられている。

a) 家族給付

- ・ 非常にきめ細かい制度が特徴

(i) 第2子以降への家族手当

2人以上の子どもを養育する場合は、20歳になる直前まで所得制限なしで家族手当が毎月支給される。その支給額も子どもの数が増えるとともに増加し、子どもの数が多い家庭に手厚い給付を行っている。(金額は2004年現在。以下同様。)

- ・ 子ども2人 112.59ユーロ (約15,000円)

¹ 家族政策の定義は一定ではないが、一般に、児童手当や育児休業手当等の現金給付及び保育サービス等の現物サービス給付の総称として使われることが多い。ここでは、その意味で用いている。

子ども 3 人 256.83 ユーロ (約 35,000 円)

子ども 4 人 401.08 ユーロ (約 54,000 円)

以降、子ども 1 人につき、144.25 ユーロ (約 19,000 円) を加算

- ・ 子どもが成長するにつれ、上記の基礎額に加えて、下記の金額が加算される。

11 歳から 16 歳 31.67 ユーロ (約 4,300 円)

16 歳以上 19 歳以下 56.29 ユーロ (約 7,600 円)

(ii) 各種の給付

さらに、出産手当 (808.31 ユーロ=約 109,000 円)、3 歳未満の子どもに対する乳幼児基礎手当 (161.66 ユーロ=約 22,000 円)、第 3 子から支給される家族補足手当 (146.54 ユーロ=約 20,000 円)、新学期手当 (257.62 ユーロ=約 35,000 円) など、子どもの成長に合わせた様々な手当がある (所得制限あり)。

(iii) 仕事と子育ての両立支援のための給付

- ・ 就業自由選択補足手当 (育児休業手当に相当)

子育てのために職業活動を停止することによる所得の喪失を補償する。支給期間は、子どもが 1 人の場合、出産後 6 ヶ月間、2 人以上の場合、末子が 3 歳未満である間である。一定の要件 (過去 2 年間以上職業活動していたことなど) を満たした場合、下記の金額が支給される。

(下記は乳幼児基礎手当を受給していない場合の例)

全面的職業活動停止 501.59 ユーロ (約 67,000 円)

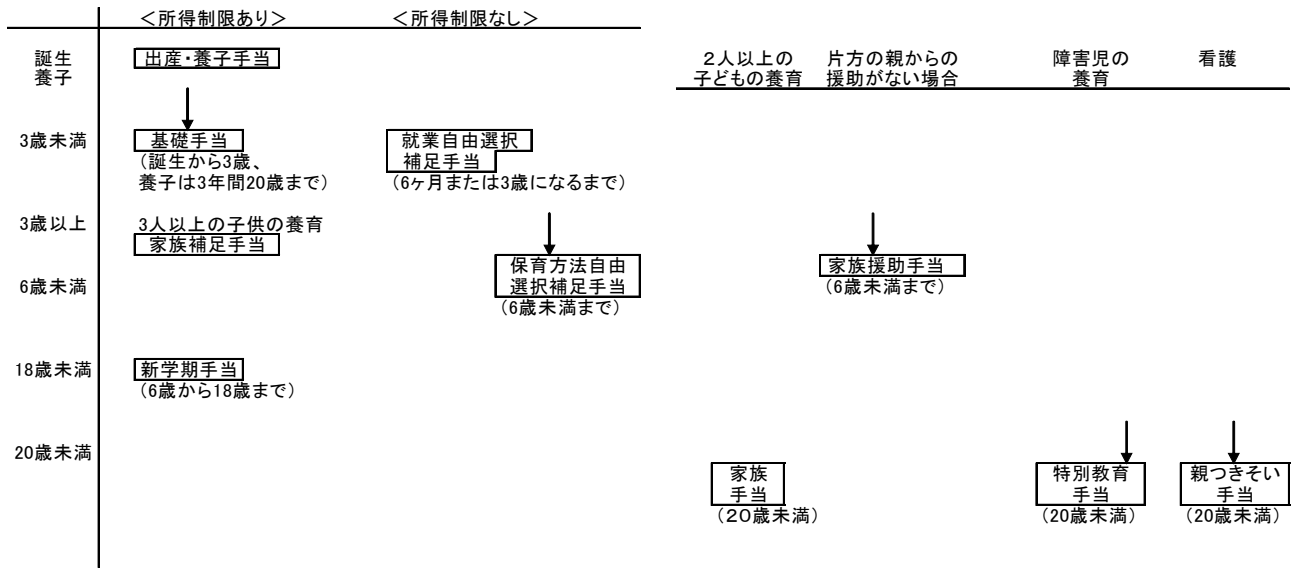
部分的職業活動停止 (勤務時間 50%) 381.42 ユーロ (約 51,000 円)

部分的職業活動停止 (勤務時間 50%-80%) 288.43 ユーロ (約 39,000 円)

- ・ 保育方法自由選択補足手当 (保育ママ・ベビーシッター利用に関する補助)

6 歳未満の子どもの保育について、公認保育ママ (公認の保育者が自宅で数人の子どもを保育) の雇用又は自宅保育 (親が自宅で保育者を雇う保育) によって発生する負担 (報酬、社会保険の使用者負担) を一部補填する。支給額は、保育ママや自宅保育者を雇う個人の収入、子どもの数、子どもの年齢による。

図表 5 家族給付の全体像



注：併給調整もある。

b) 税制

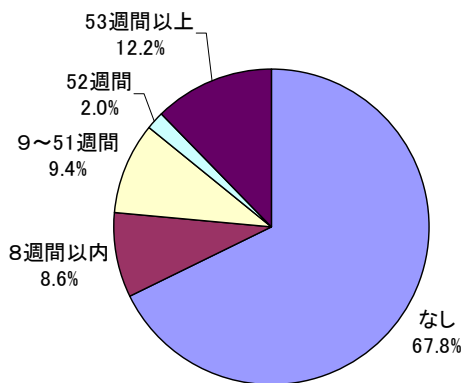
所得税は、世帯単位で課税され、いわゆる N 分 N 乗方式（世帯所得を家族人員で除した所得に対して課される一人当たり税額に家族人員を乗じて所得税を求める）が採用され、子どもも 2 人目まではそれぞれ 0.5 人分、3 人目からはそれぞれ 1 人分として家族人員に算入する。このため、累進課税のもとでは、子どもの数が多いほど税制上有利になる。

(ロ) 育児休業と復職の多様性

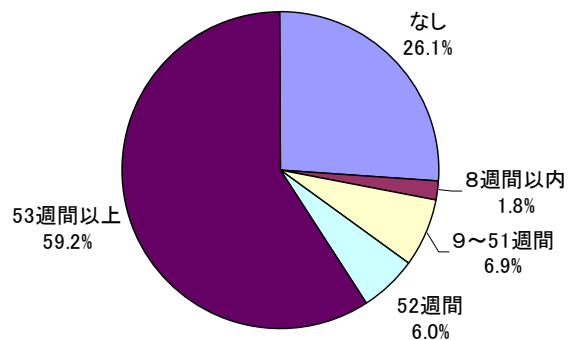
a) 育児休業の取得状況

フランスでは、子どもが 3 歳になるまで育児休業または勤務時間短縮が認められている。実際にはフランス（パリ）では、終日の育児休業を取得していない人が約 7 割を占め、多くの女性が勤務時間を一部短縮あるいはフルタイムで復職する。一方、ドイツ（ハンブルグ）では終日の育児休業を取得する人が大多数（約 75%）を占めている。

図表6-1 妻が終日の育児休業を取得した期間
(パリ)



図表6-2 妻が終日の育児休業を取得した期間
(ハンブルグ)



出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」（2005 年）

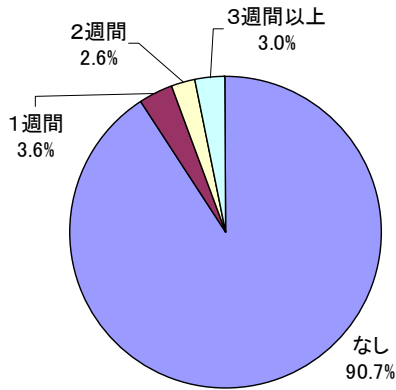
注 1) パリは 1994 年以降に子どもを産んだ延べ 310 人、ハンブルグは 1992 年以降に子どもを産んだ延べ 309 人の育児休業取得期間

注 2) ここで「妻」とは、法律婚のカップルのみならず、同棲カップル、PACS の場合も含む。以下同様。

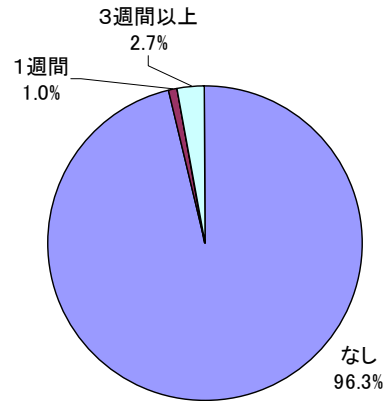
b)男性の育児休業取得状況

男性に関しては、パリ、ハンブルグともに終日の育児休業を取得していない人が9割を超えており、ほとんどの人が取得していない。

図表7-1 夫が終日育児休業を取得した期間 (パリ)



図表7-2 夫が終日育児休業を取得した期間 (ハンブルグ)

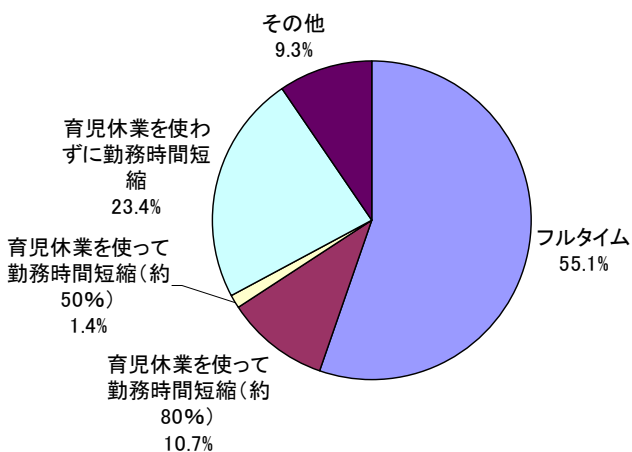


出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

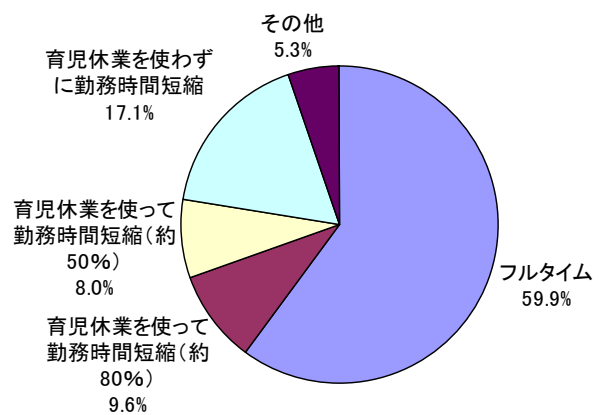
c)女性の復職時の働き方

フランスでは、保育所をはじめとする多様な保育サービスや保育ママ・ベビーシッターの利用支援制度が充実していることから、復職時にフルタイムで働く人が半数を超えている。育児休業、家族給付、保育サービスにおいて様々な選択肢があるため、女性の出産後の復職も、職種や本人の希望に応じて決めることができる。

図表8-1 女性の復職後の働き方 (パリ)



図表8-2 女性の復職後の働き方 (リヨン)



出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

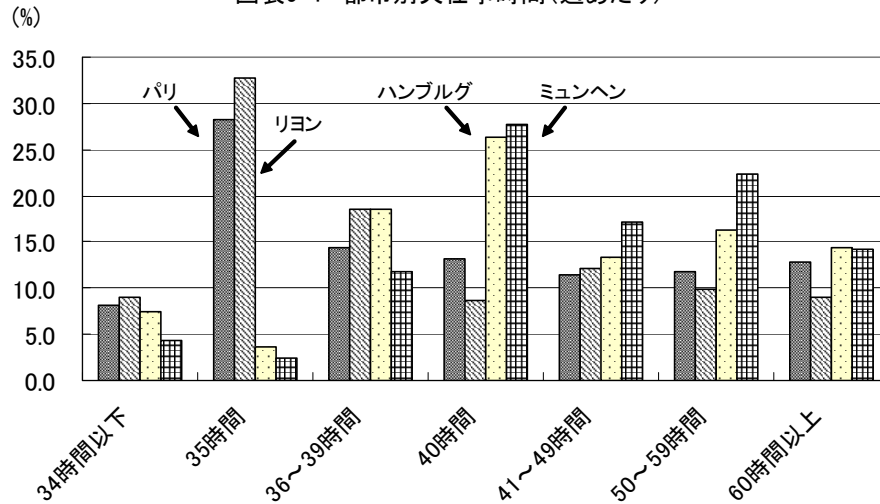
注：()内の%は、フルタイムの労働時間に比較した労働時間

(ハ) 労働時間

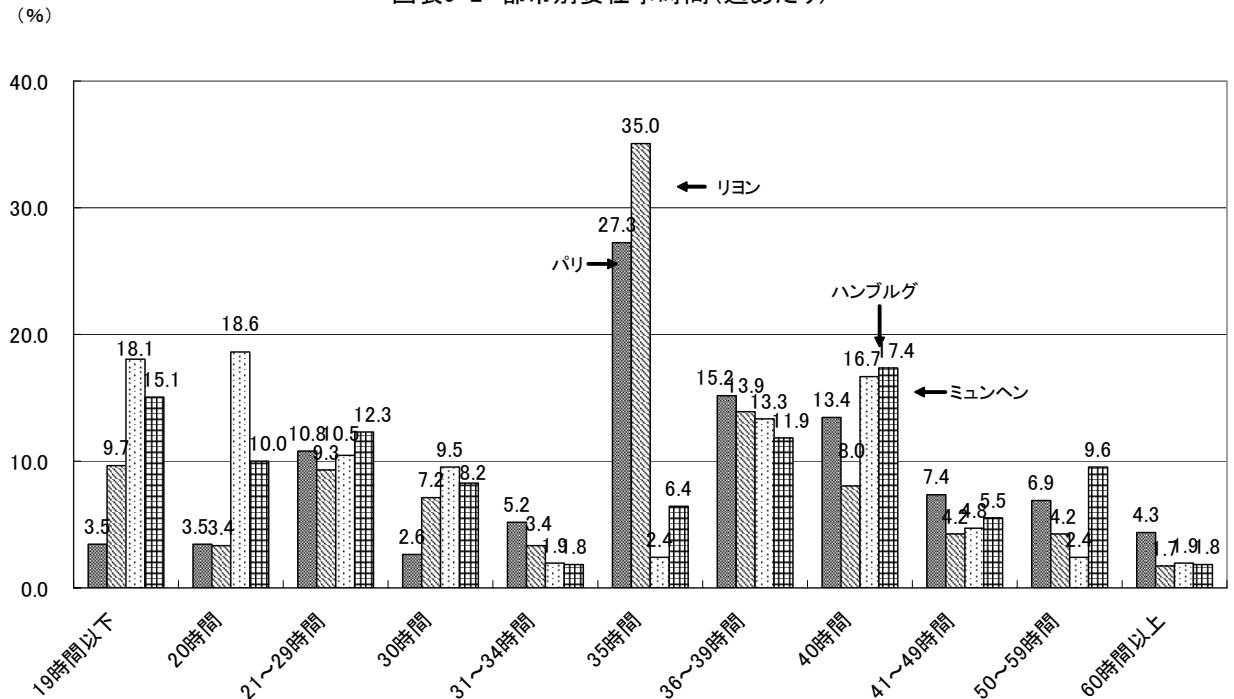
夫の週あたりの労働時間は、フランスでは最頻値が 35 時間であるのに対して、ドイツでは 40 時間となっており、フランスの方が全般的に労働時間が短い。このため、フランスでは、半数以上の女性が午後 6 時前に帰宅し、男性も午後 7 時前に帰宅している。

妻の週あたりの労働時間は、フランスでは週 30 時間未満は 2 割程度に過ぎず、男性と同様 35 時間が最頻値になっている。

図表9-1 都市別夫仕事時間(週あたり)

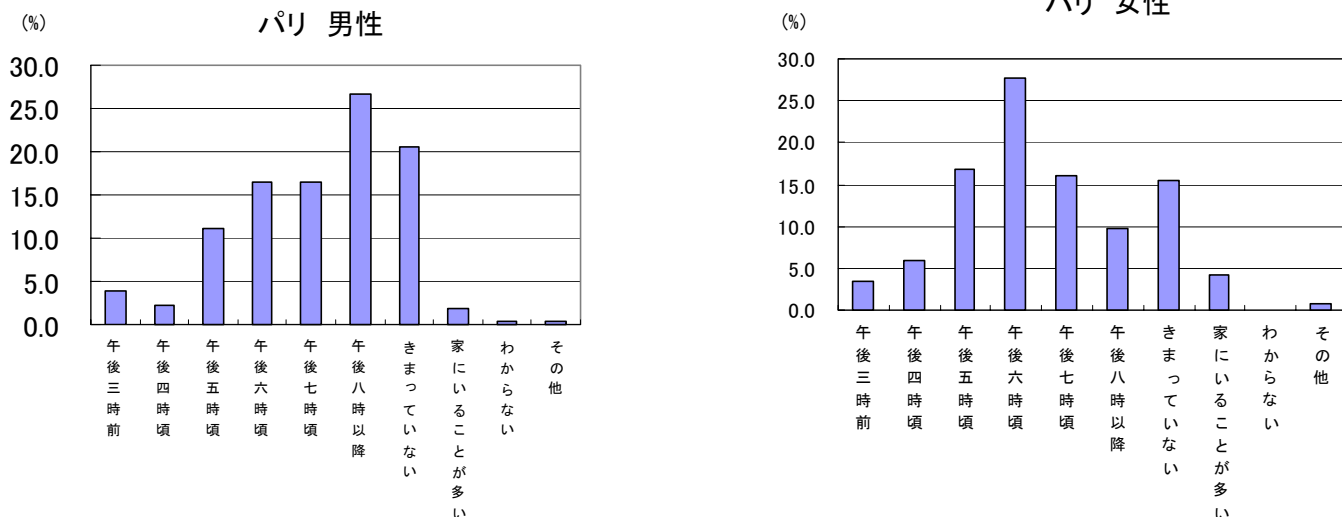


図表9-2 都市別妻仕事時間(週あたり)



出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

図表 9-3 フランス（パリ）帰宅時間

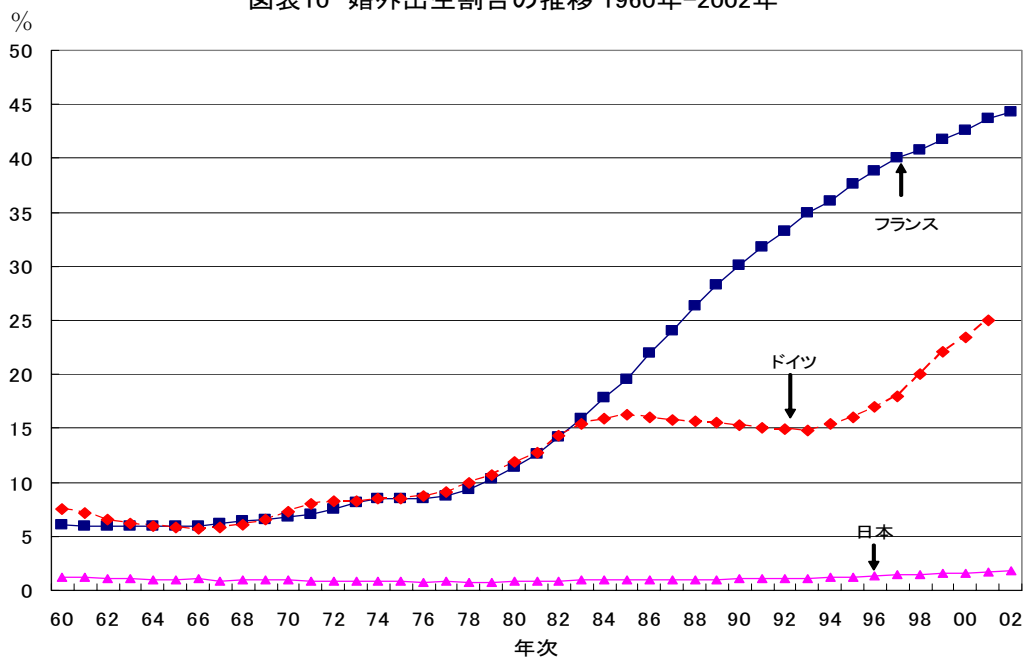


出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

(4) 結婚制度（同棲の一般化、非嫡出子）

(イ) フランスの婚外出生割合は、1983年までほぼドイツと同じ水準であったが、その後急激に増加し、現在は44.3%と高い割合になっている(2002年)。

図表10 婚外出生割合の推移 1960年-2002年



出典：Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

(ロ) フランスでは、婚外子（自然子）に対する差別はない。なお、婚外子の多くは、ふたり親家族の中で暮らしている。

(ハ) フランスでは、35-44歳のカップルのうち、同棲カップルが、パリで31.0%、リヨンで23.3%と高い割合を示している。なお、フランスには、結婚と同棲の中間に位置するパックス（PACS :Pacte civil de solidarité 連帯市民協約）がある。

図表 11 都市別カップル(35-44 歳)関係

(%)

	フランス		ドイツ	
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン
法律婚	66.3	74.0	80.3	78.7
PACS (フランスのみ)	2.7	2.7	—	—
同棲	31.0	23.3	19.7	21.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

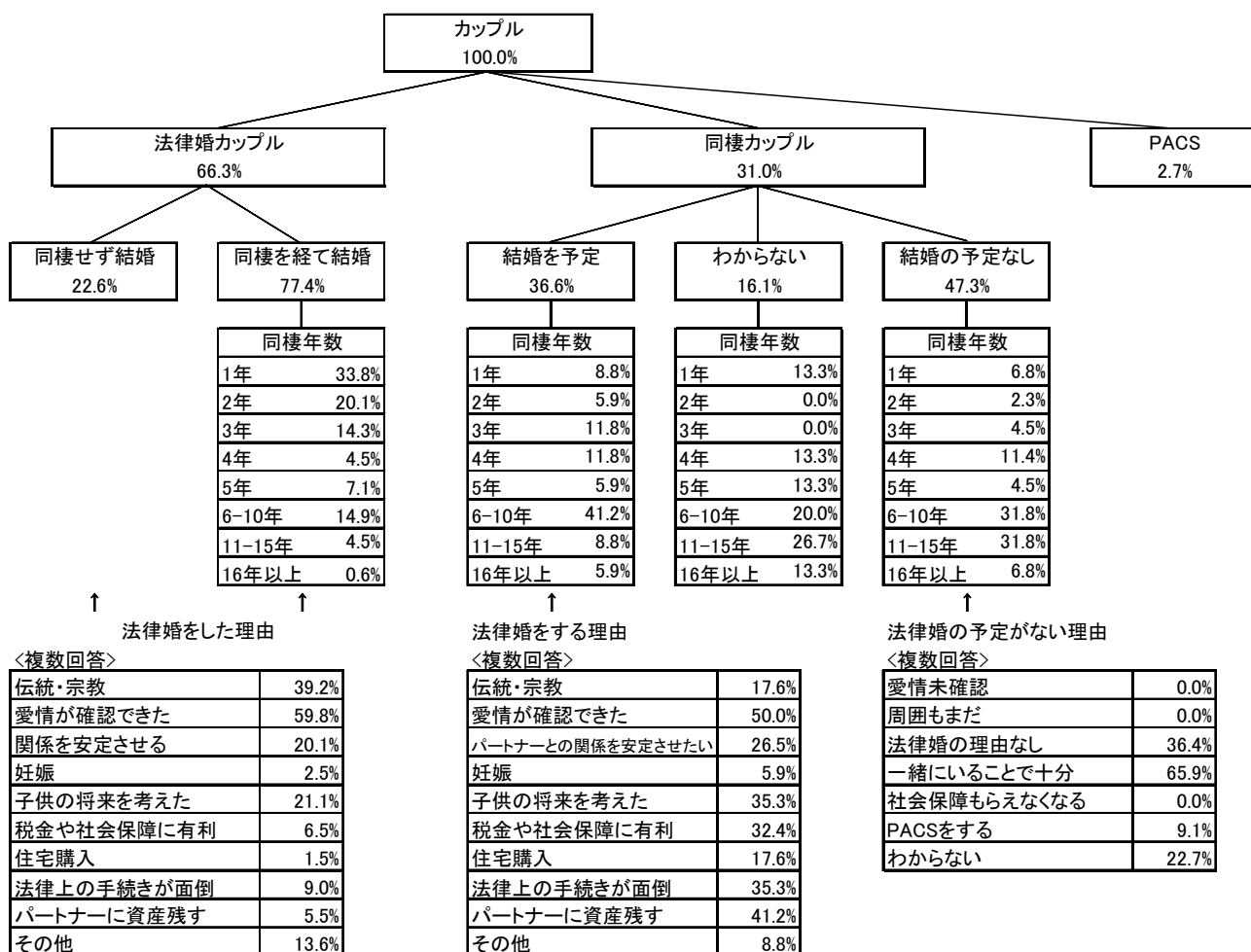
出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005 年)

注：PACS は Pacte civil de solidarité (連帯市民協約) の略

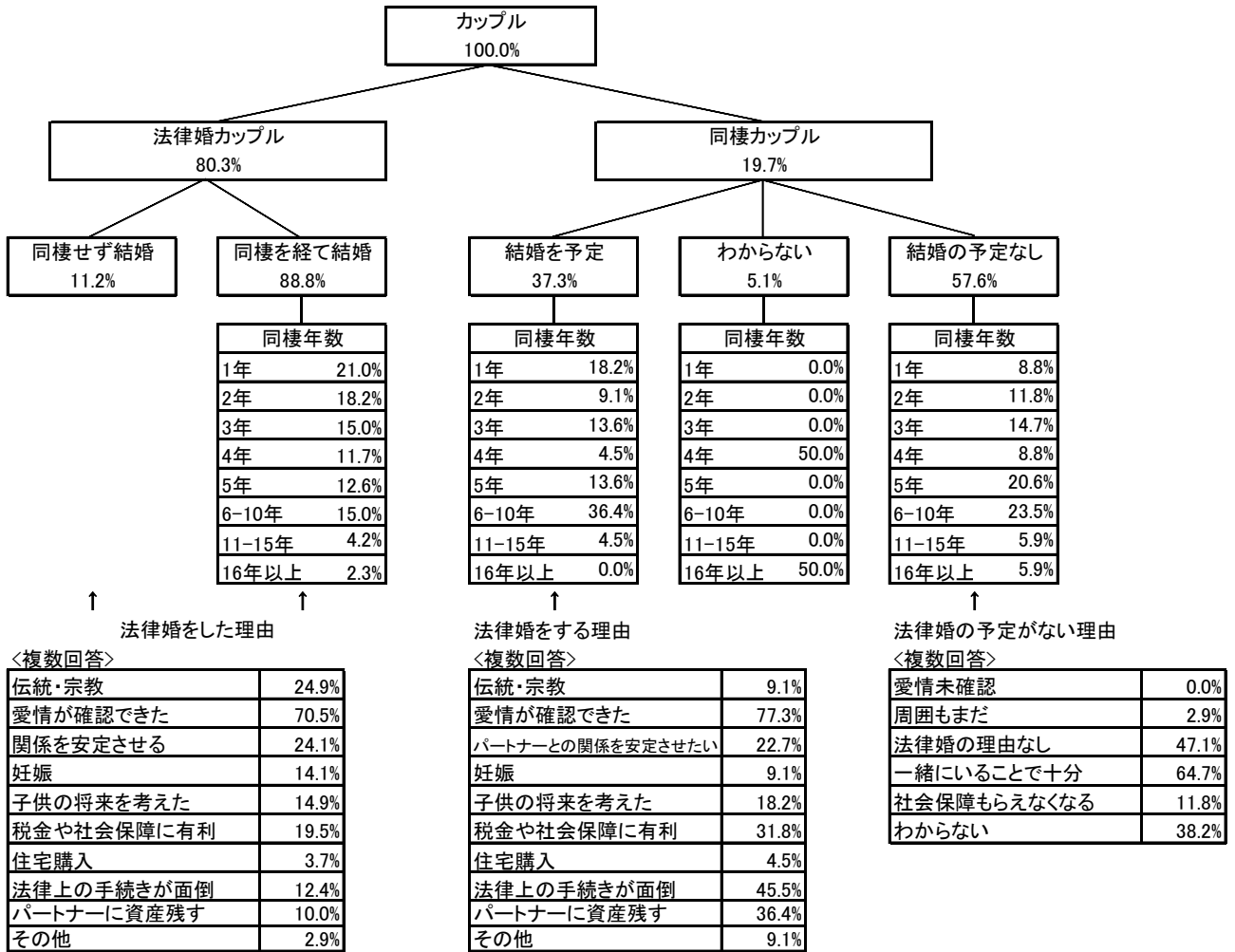
(ニ) フランス、ドイツでは同棲しているカップルが日本に比べ非常に多い。約 8~9 割が同棲を経て結婚しており、同棲が一種の試行期間として機能している。

(ホ) フランスでは、法律婚の契機が「妊娠」であることは少ない。一方、ドイツで法律婚をしたカップルのうち、「妊娠」を理由にあげている者は、フランスと比べ高い値となっている。

図表12-1 法律婚カップル、同棲カップルの割合(パリ)



図表12-2 法律婚カップル、同棲カップルの割合(ハンブルグ)



出所：内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

2 フランスとドイツの比較

(1) ドイツの家族政策

(イ)家族政策の内容

(i)18歳未満の子どもを持つ場合、児童手当、児童扶養控除のいずれかを選択することができる。

○児童手当

金額は年々増大している。現在の給付額は以下のとおりである。

- ・第1子、第2子、第3子 それぞれ月額154ユーロ（約21,000円）
- ・第4子以降 月額179ユーロ（約24,000円）
- ・支給は18歳未満の全ての子どもが対象であり、教育中なら27歳まで、非就業の場合は21歳まで支給される。
- ・なお、給付は連邦雇用庁家族金庫を通じて行われ、財源は、連邦政府と州・市町村が負担する。

○児童扶養控除・教育控除

- ・児童扶養控除は、子ども一人あたり 3,648ユーロ（約490,000円）
- ・教育控除は、子ども一人あたり 2,160ユーロ（約290,000円）

(ii)教育への支援

教育は全て原則として大学まで無料である。さらに、学生の生活費等を支援する連邦育英奨学金や職業教育助成金などの制度があり、高等教育に対する奨学金も充実している。

(ロ)育児休業制度、育児休業手当

ドイツでは、育児休業は最長3年間で、育児休業手当の支給期間は24ヶ月である。

(i)育児休業の取得方法は柔軟なものであり、両親が同時に取得したり、分割取得することもできる。

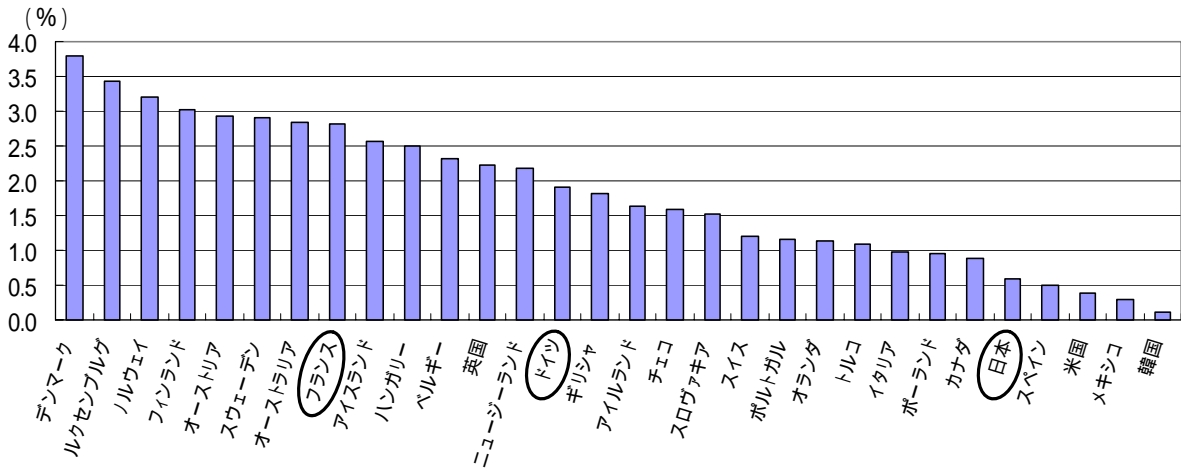
(ii)育児休業手当については、収入による制限があるものの、以下の額を上限として受け取ることができる。

- ・子どもが満2歳になるまで 月額307ユーロ（約41,000円）
- ・または子どもが満1歳になるまで 月額460ユーロ（約62,000円）
- ・なお、財源は、連邦政府の一般財源

(八) 家族政策への財政支出の水準

ドイツの家族政策に係る財政支出は対GDP比 1.9%と、フランス(2.8%)よりやや低い水準ではあるものの、日本(0.6%)と比較すると高い水準である。

図表13 各国の家族政策に係る財政支出(2001年、対GDP比)



出所: OECD Public Social Expenditure

(注1) データはトルコのみ1999年。他はいずれも2001年。

(注2) 家族政策財政支出とは、児童手当、育児休業手当等の現金給付と保育所等サービス給付の合計。税制上の措置は含まれない。

(1) なぜドイツの出生率は低いのか

(イ) ドイツの出生率が低いのは一時的なものではない

合計特殊出生率(TFR)の動きを、出産タイミングの影響と、生涯出生力の影響(生涯に何人の子どもを生むか)の2つに分けて人口学的に分析すると、以下のとおり。

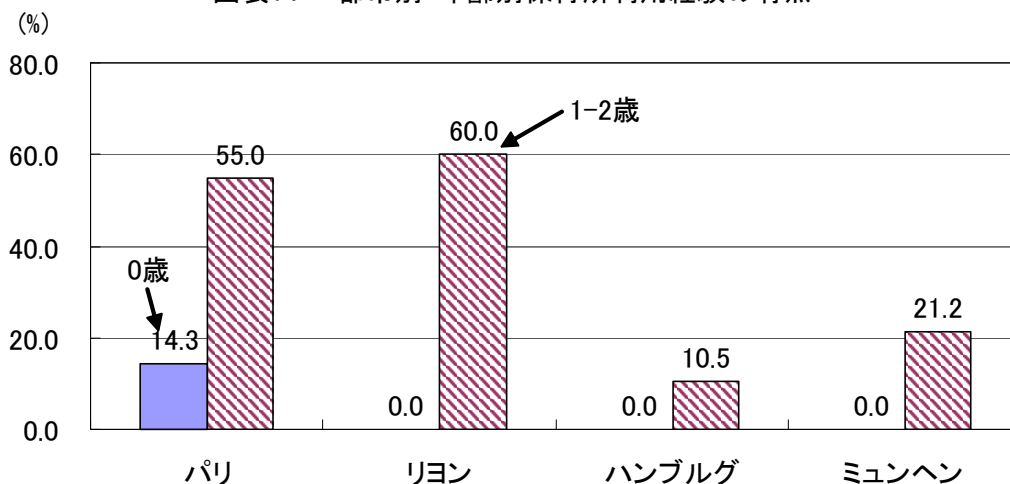
- (i) フランスでは、1974年以降の急激な合計特殊出生率の低下は、晩婚・晩産化によるタイミング効果でやや誇張されており、生涯出生力は依然として2.00の水準を維持している。したがって、晩婚・晩産化によるタイミング効果が収まれば、合計特殊出生率が再生産水準近くまで回復する可能性がある。
- (ii) 他方、ドイツ(旧西ドイツ)は、生涯出生力が1.5まで低下しており、晩婚・晩産化によるタイミング効果が落ち着いたとしても、合計特殊出生率が再生産水準まで回復する可能性は低い。

(ロ) 女性の労働との関係

(i) 保育・教育制度

・ドイツでは、他のヨーロッパ諸国と比較して保育所の受け入れ人数が少ないため、保育所の利用経験率も低い。なお、幼稚園入園は義務ではないものの、多くの子どもが3歳から幼稚園に入る。

図表14 都市別・年齢別保育所利用経験の有無



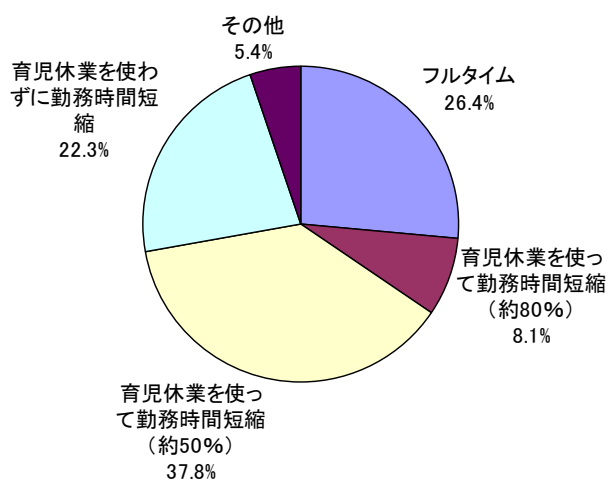
出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

- ・他方、フランスでは、ほとんどの女性が出産後も仕事を続けるため、多様な保育システムが整備されており、利用経験率も高い。
- ・さらに、ドイツでは、学校の大多数が半日制であり、全日制が多いフランスとは異なる。給食サービスもない場合がほとんどであり、子どもは昼食前に下校する。このため、母親のフルタイム就業が困難になっている。

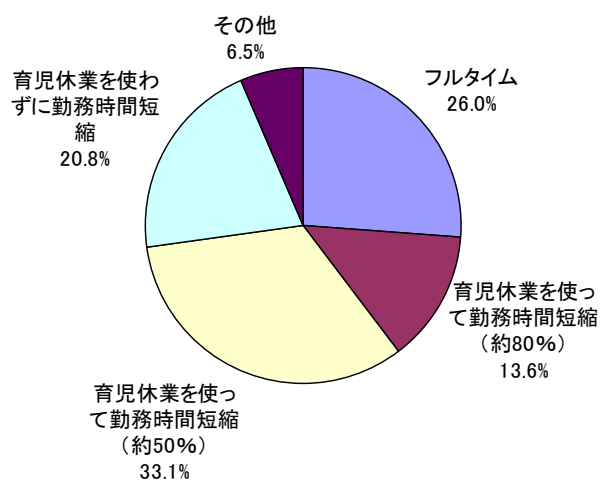
(ii)復職時の働き方

ドイツでは、育児休業を終日取得した後、復職し、育児休業を使って50%程度の勤務時間で働く人が最も多い。フランスでは半数以上がフルタイムで復職していることと比較すると、ドイツでは勤務時間を短縮して働く人が圧倒的に多い。

図表15-1 女性の復職後の働き方 (ハンブルグ)



図表15-2 女性の復職後の働き方 (ミュンヘン)



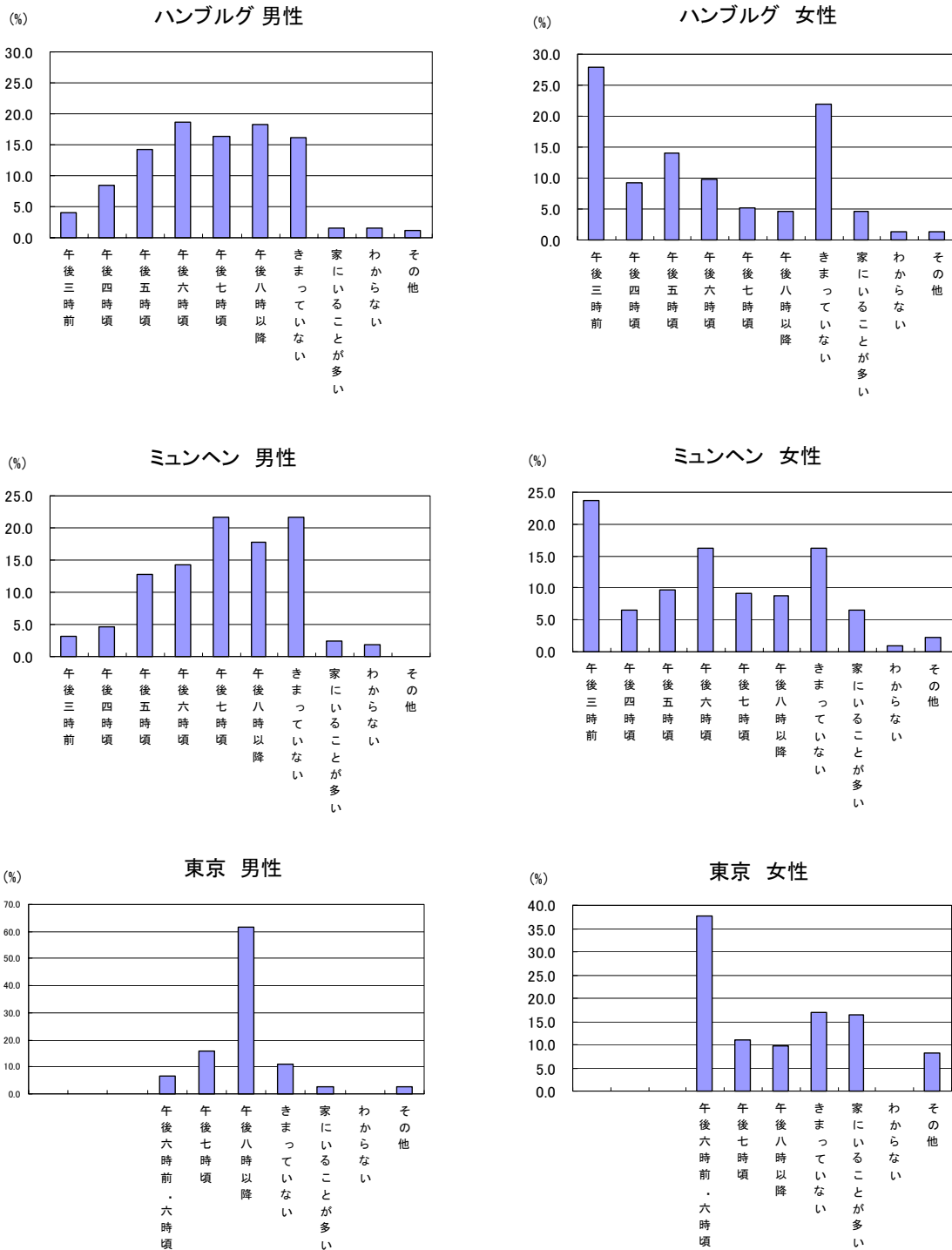
出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

注：()内の%は、フルタイムの労働時間に比較した労働時間

(iii) 帰宅時間

午後3時前に帰宅する女性が約2~3割と多いが、これは、ドイツの学校の多くが半日制であるため子どもの帰宅時間が早いからと考えられる。

図表 16 都市別帰宅時間



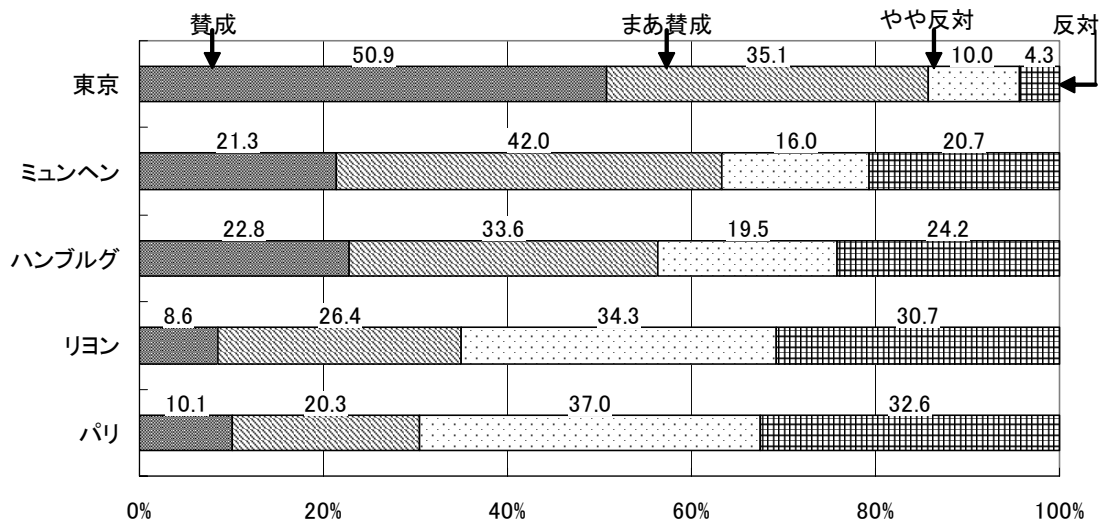
出所：内閣府経済社会総合研究所編 「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

注：東京の調査では帰宅時間の選択肢を18時からにしたため、それより早く帰宅している者の内訳はわからない。

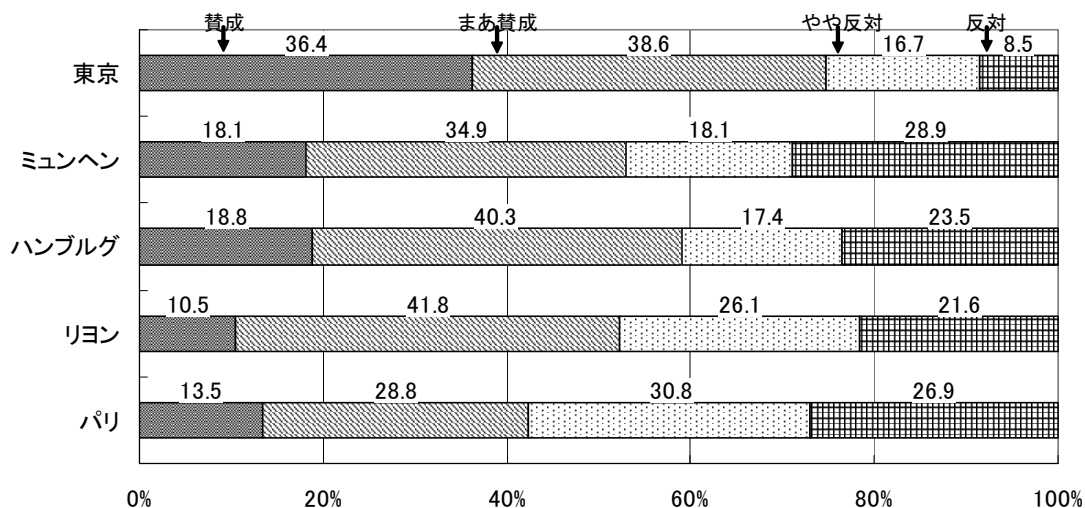
(ハ) 男女の役割分業意識の強さ

(i) 「子どもが小さいうちは母親は家にいるべきだ」と考えている男性の割合は、ドイツの方がフランスよりも高い。

図表17-1 都市別「子どもが小さいうちは母親は家にいるべきだ」(男性回答)



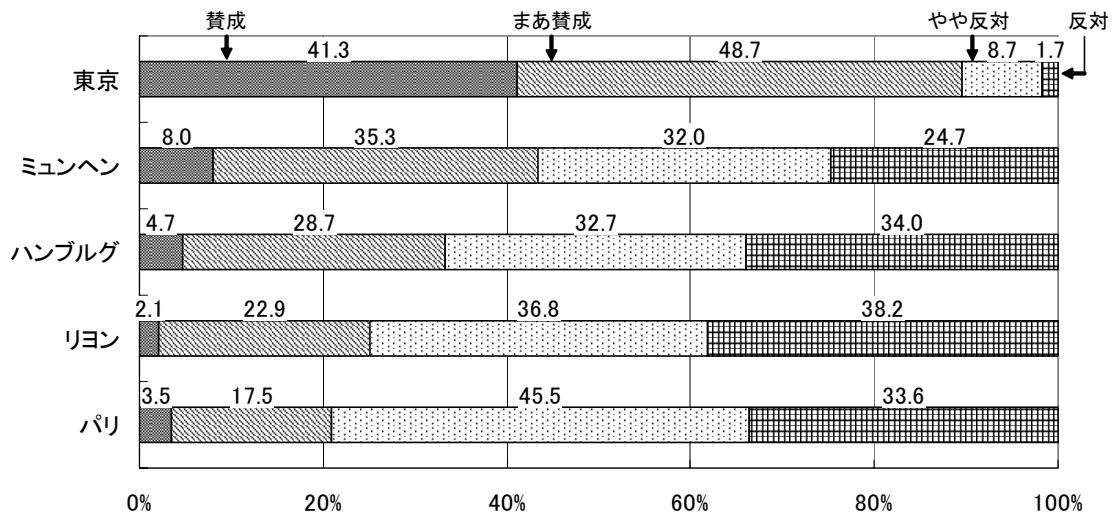
図表17-2 都市別「子どもが小さいうちは母親は家にいるべきだ」(女性回答)



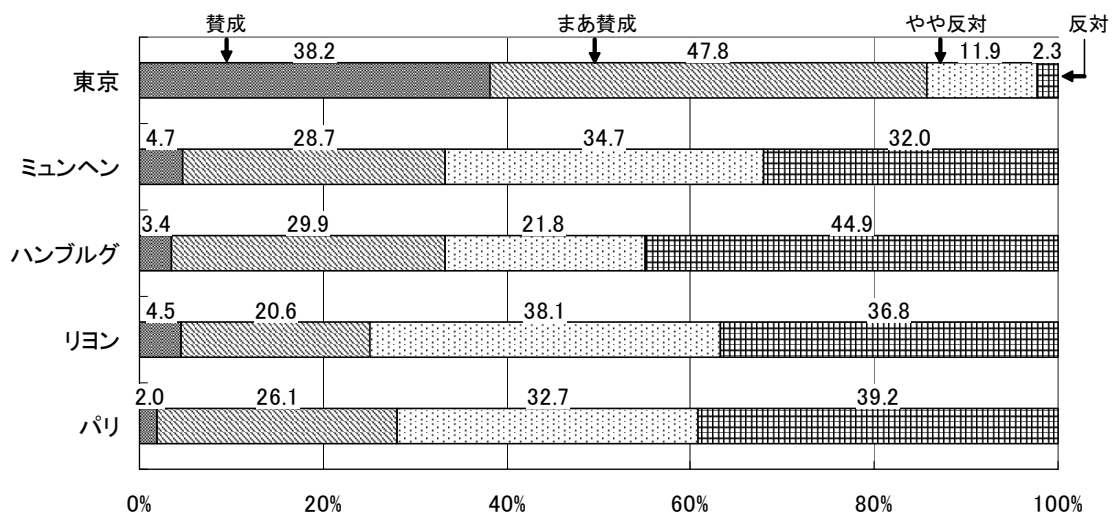
出所：内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

(ii) 「妻には家事と育児の責任がある」と考えている男性の割合は、ドイツの方がフランスよりも高い。

図表18-1 都市別「妻には家事と育児の責任がある」(男性回答)

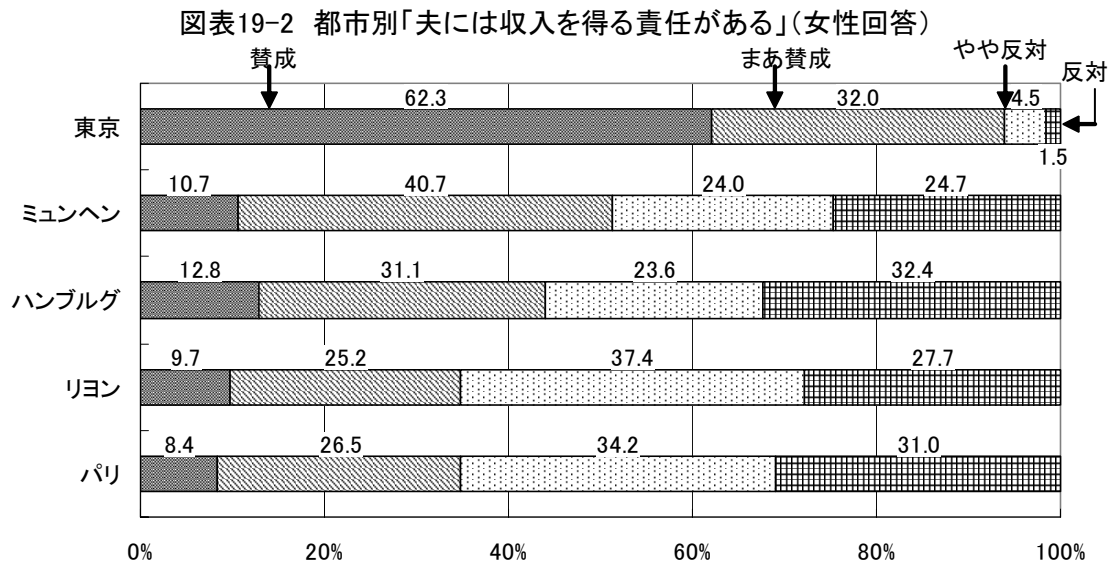
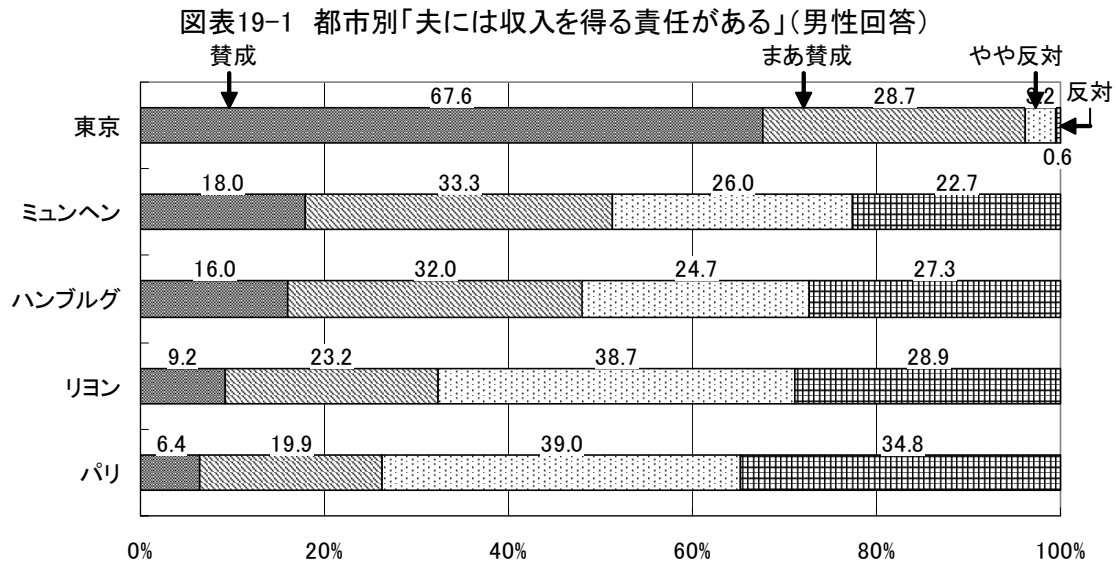


図表18-2 都市別「妻には家事と育児の責任がある」(女性回答)



出所：内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

(iii) 「夫には収入を得る責任がある」と考えている男性の割合は、ドイツの方がフランスよりも高い。



出所: 内閣府経済社会総合研究所編「フランスとドイツの家庭生活調査」(2005年)

3 日本への含意

(1) 家族政策の内容の重要性

- 家族政策に係る財政支出が多くても、その内容によっては効果があるとは限らない。
- 出生率が低いドイツでは児童手当と育児休業手当が手厚いが、保育施設は十分でない。フランスでは、児童手当と育児休業手当に加え、多様な保育形態が利用可能となっており、利用している人も多い。

(2) 子育てをめぐる諸政策の一貫性 (Policy Coherence) も重要な要素

- 教育制度、雇用政策等さまざまな政策が、子育てや職業と家庭の両立の観点から一貫性があるかどうかも重要。
- ドイツでは、全日制の学校教育、給食が普及していないため、学齢期の子どもをもつ女性のフルタイム就業が事実上困難となっている。

(3) 出産後の働き方の選択肢の多様性が重要

- フランスでは、多様な保育サービスが整備されており、出産後フルタイムで働くことを可能にしている。また、3年間の育児休業または労働時間短縮も認められており、個人の状況に合わせた働き方をすることができる。

フランスとドイツの家庭生活調査

平成 17 年 4 月

内閣府経済社会総合研究所編

本調査は、内閣府経済社会総合研究所が財団法人家計経済研究所に委託した「日本・フランス・ドイツにおける家族・家庭生活に関する調査報告書」である。

目 次

序章	1
第 1 章 ドイツ社会とフランス社会の概要	4
1 ドイツ社会の概要	
2 フランス社会の概要	
3 ドイツとフランスの家族	
第 2 章 フランス・ドイツ・日本の出生動向	9
1 長期動向	
2 合計特殊出生率の動向（1960 年以降）	
3 純再生産率	
4 テンポとカンタム	
5 出生順位別出生割合	
6 出生タイミングの変化	
7 婚外出生割合	
8 人工妊娠中絶	
9 結婚・離婚・同棲などの動向	
10 出生力格差と家族政策の影響	
第 3 章 ドイツ、フランスの労働政策	35
1 ドイツ、フランスの労働力	
2 失業率	
3 女性のパートタイム就業比率	
4 賃金について	
5 労働時間	
第 4 章 ドイツの家族政策	50
1 戦前の動き	
2 旧西ドイツ地域での家族政策	
3 旧東ドイツ地域での家族政策	
4 再統一後の家族政策	
5 財政的支援	
6 労働政策上の施策	
7 保育・育児サービス	
8 家族のための地域同盟イニシアティブ	
9 ドイツの家族政策の特徴	

第5章	フランスの家族政策	60
1	フランスの家族政策の概要	
2	家族政策の内容	
3	フランスの家族政策の課題	
第6章	ドイツの保育・教育制度と子育て	103
1	保育サービス	
2	教育制度	
3	ドイツにおける母親イメージと役割	
第7章	フランスの保育・教育制度と子育て	113
1	教育行政の現状	
2	教育制度の概観	
3	就学前教育	
4	初等教育	
5	中等教育	
6	高等教育	
第8章	ドイツとフランスの家族生活	123
1	同棲・結婚	
2	現在の就業状態と働き方	
3	出産前後の働き方	
4	家庭生活	
5	家計管理	
6	性別役割分業意識	
付録	調査の方法および調査票	174

執筆者（五十音順）

神尾 真知子（尚美学園大学教授）・・・・・・・・・・第5章

坂口 尚文（（財）家計経済研究所研究員）・・・・・・・・第3章

永井 暁子（（財）家計経済研究所次席研究員）・・・第1章、第8章

原 俊彦（北海道東海大学教授）・・・・・・・・・・第2章、第4章

早川 美也子（上智大学大学院博士課程）・・・・・・・・第7章

アネモネ・プラッツ（オーフス大学助教授）・・・・・・・・第6章

序章 報告書の概要

1. 「日本・フランス・ドイツ家族・家庭生活調査」の目的

フランスは出生促進型の家族政策をとっている国として著名である。2003年の合計特殊出生率は欧州の中では非常に高く1.89となっている。フランスの隣国であるドイツは日本と同様、男性稼得者役割モデルを維持しているといわれている。ドイツでは、合計特殊出生率は1.31と低迷しており、フランスとは対照的に、そして日本と同じように、少子高齢化が進行している。

フランスとドイツの比較は、日本の家族政策を考える上で有用である。しかし、両国の家族政策、労働政策などの分析や、家族・家庭生活の実態の解明は今まで十分に行われていなかった。そこで、日本・フランス・ドイツ家族・家庭生活調査（以下本調査という）では、両国の人口学的視点から出生率の推移を分析し、社会保障法、労働経済学的観点から家族政策や労働政策を比較し、家族社会学的観点からその制度下にある家族・家庭生活について明らかにすることを目的としている。今後の日本の家族政策について議論する際の参考資料とすべく、本調査によって日本とフランス、ドイツの家族・家庭生活の類似点や相違点を明らかにする。なお、日本のデータについては、財団法人家計経済研究所が実施した調査「現代核家族調査」を活用する。

2. 調査結果の概要

本報告書では、本調査結果をふまえて、以下のような章立てによりドイツとフランス、それに日本の家族・家庭生活について分析した。

「第1章 ドイツ社会とフランス社会の概要」では、経済、政治体制、家族のありようなどについて、大まかに両国の特性を紹介している。

「第2章 フランス・ドイツ・日本の出生動向」では、出生率の推移とその変化の要因について検討している。出生率の低下は、近代化の中で多くの国が経験してきている。大まかに言えば、いずれの国でも子ども2人に収斂してきている。本章では、現在のフランスとドイツ・日本との出生力格差が、第2子から第3子への子供数の拡大の差や、それを含めた30-34歳という高年齢でのキャッチアップの力強さの違いに起因すること、その背景にはフランスの家族政策が第3子の出生に影響した可能性を否定できないとしながらも、第3子は第2子と並んで、政策の施行以前から同国の歴史的にはむしろ増加傾向にあり、また無子割合も低下傾向にあったことを指摘している。さらに、国ごとの出生率の相違について考える際には、家族形成や家族の規模に対する社会規範の歴史的な相違が関連するとしている。

「第3章 ドイツ、フランスの労働政策」では、女性の労働力率の推移、雇用形態、労働時間、賃金などについて比較している。女性の育児期において、両国とも経済援助には力を入れているものの、フランスでは法制度の整備のみならず託児施設の充実等で継続就業を支援しているのに対し、ドイツでは育児休業の充実に力を入れているという大きな違いがある。また、両国とも法制度等でパートタイム労働者の保護が規定されているものの、実際は待遇面などでの格差が依然として残っている。女性労働者の選好の違いも大きく、ドイツでは子供が小さいうちは親がその面倒をみるということ暗黙の前提としている3歳児神話の影響などにより、フルタイム就業よりパートタイム就業を選好する傾向があり、フランスではパートタイム就業よりフルタイム就業を選好する傾向があると指摘している。

「第4章 ドイツの家族政策」では、子どものいる家庭への経済的支援、育児休業、保育サービスについて、歴史的な変化と今日の状況について説明している。ドイツの場合、「家族と就業の両立」という概念はあるものの、3歳児神話を前提としている点で日本とよく似ている。このため、母親のフルタイム就業を前提とした、3歳児未満の子供を対象とする保育施設・機会は、今日まであまり発達していない。現在は、政策の基本的な方向としては、児童手当や扶養控除の増額・拡充などによる経済的支援の強化とともに、育児休業制度の拡大と運用の柔軟化など、仕事と家庭の両立・調和をめざしているものの、現実の変化は遅いようである。

「第5章 フランスの家族政策」では、フランスにおける子どものいる家庭への経済的支援、育児休業、保育サービスに関する制度を詳細に解説し論じている。フランスは、先進諸国の中で出生率が高く、また家族の重要性が認識され、家族の問題に政府が介入することに対するコンセンサスが存在する。また、フランス政府は、人口の増加と経済成長との間の相関関係を認識し、人口に関して危機感をいだいており、フランス人は、希望するだけの子どもを持っていないと認識している。そして、職業生活と家庭生活の両面における保育方法の工夫、恵まれない人々の状況に対する配慮、子どもや青年の教育や職業教育における家族政策の役割の強化などが今後の課題として指摘されていることについて紹介している。

「第6章 ドイツの保育・教育制度と子育て」と「第7章 フランスの保育・教育制度と子育て」では、両国の教育制度について説明している。特に第6章では、ドイツの学校（幼稚園も含む）のほとんどが半日制であること、ドイツ社会の中での母親役割への期待の大きさが女性の就業を困難にしていると述べている。

「第8章 ドイツとフランスの家族生活」では、本調査データを元に、カップル形成、働き方、家族生活、家計、性別役割分業意識などについてまとめている。欧米で増加している同棲は、フランス、ドイツにおいても多くの場合法律婚への過程である。フランスでは出産を契機に法律婚をすることは少ないが、ドイツでは妊娠を契機とした法律婚の割合は上昇する。出産前後の女性の働き方については、フランスは復職の時期が早くフルタイム労働者の割合も高いが、ドイツでは復職の時期は遅くパートタイム労働者の割合が高い。両国ともに男性が育児休業をとる割合は大変低いため、フランスでは様々なサービスを利用して女性がフルタイム就業を継続しているのに対し、ドイツでは女性が長い休業に入るか、パートタイム就労をすることで育児に対応している。家事分担に関してもドイツでは男性の家事参加が少ないが、日本の男性に比べればはるかにドイツ男性の家事分担が多い。

性別役割分業意識についても、フランスとドイツを比べると、ドイツの方が分業的な傾向があったが、分業に賛成の者の割合は日本に比べるとはるかに少なかった。

本報告書全体を通して、フランスとドイツの比較における特徴的な部分をまとめると、以下ようになる。

- (1) ドイツはフランスに比べて出生率が低い。フランスは3子の割合が高く、ドイツは1子の割合が高い。
- (2) フランスでは、30-34歳の女性の出産のキャッチアップが強力である。
- (3) フランス、ドイツともに、経済支援に力を入れている。
- (4) フランスの家族政策は保育ママや保育所といった施設整備型、ドイツは育児休業型である。
- (5) フランスの女性はフルタイム志向が強く、長期の休業を希望する者が少ない。ドイツの女性はパートタイム志向が強く、長期の休業を希望する者が相対的に多い。
- (6) フランスの保育は学校（幼稚園）とベビーシッターなどが大きな役割を果たしているのに対し、ドイツでは多くの学校が半日制であり、主に母親のみが子育てを行っている。
- (7) ドイツはフランスよりも家庭内で分業的であり、性別役割意識が強い。

それに対して、日本では様々な制度が成立しつつあるが、現状は以下のように言えるだろう。

- (1) 日本は出生率が低く、無子の割合が高い。
- (2) 日本の家族政策は育児休業型である。
- (3) 日本の女性はパートタイム志向が強い、あるいはフルタイムでの復職が困難である。
- (4) 日本では主に母親のみが子育てを行っている。
- (5) 日本は家庭内で極めて分業的である。
- (6) 日本は性別役割意識が極めて強い。

今後、日本の家族政策についての検討を進める差異に、これらの類似点相違点を考慮することが重要であろう。

第1章 ドイツ社会とフランス社会の概要

1. ドイツ社会の概要

ドイツ(ドイツ連邦共和国)は、人口 8,254 万人(2003 年時点)、面積 35.7 万 km²(日本の約 94%)の国である。第二次大戦後に東西ドイツに分断し、1961 年に構築された「ベルリンの壁」は 1989 年に開放され、1990 年に東西ドイツが統合した。統一ドイツ形成後 10 年が経過した 2000 年以降、首都となっているベルリンの人口は現在約 340 万人、しかしまだ他の旧西ドイツの大都市に比べて旧東ドイツの特徴が強いと言われている。ドイツには現在、全人口の約 9%にあたる約 730 万人の外国人が住んでいる。外国人労働者が移住してきたのは 1950 年代半ばから 1973 年の間、つまり高度経済成長期で、ドイツ経済の成長にともない労働力を必要としていた時期と重なる¹⁾。1970 年以降、ドイツ国籍を取得した外国人は約 320 万人に達している。

ドイツは 16 州からなる連邦共和制をとっており、社会制度は州ごとにかなり異なっている。東西ドイツ統一以前は、戦後の西側(米、英、仏)占領地域に置かれた 10 州と 1957 年ドイツに再編入されたザールラント州からなっていた。一方、ソ連側の占領地区に戦後誕生した 5 つの州は、1952 年に 14 の県に再編成された。1990 年の東ドイツ初の自由選挙を経て、東ドイツに 5 つの州を設けることが決まったが、この 5 州は 1952 年以前の 5 州とほぼ同一である。1990 年 10 月 3 日、東ドイツの 5 州がドイツ連邦共和国に加盟、また東ベルリンは西ベルリンと統合された。

現在のドイツの政治体制は、連邦議会と連邦参議院による二院制であり、連邦議会選挙では主に現在の与党である社会民主党と、野党であるキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟の二大政党の争いとなっている。社会民主党が 1970 年代からの環境問題意識の高まりにより台頭してきた緑の党と、小党である自由民主党がキリスト教民主同盟・キリスト教社会同盟と連立している。

ドイツの GDP(24,040 億ドル)はアメリカ、日本について第 3 位であり²⁾、世界経済の

¹⁾ 外国人労働者として移住してきたのは、当初はイタリア、続いてスペイン、ポルトガル、旧ユーゴスラビア、トルコなどで、後にチュニジアやモロッコがこれに続いた。彼らの多くはドイツに留まり、祖国から家族を呼び寄せた。2003 年末時点でドイツに暮らす外国人の約 3 分の 1 は、ドイツでの滞在期間が 20 年を超す人達である。滞在期間が 8 年を超える人の割合は約 3 分の 2 に達している。また、ドイツ国内に住む外国人の子供の 3 分の 2 以上がドイツで生まれている。外国人を両親としてドイツで出生した子供は、2000 年以降、一定の条件を満たしていればドイツ国籍を取得できるようになった。外国人の大半はドイツ社会に融和し、責任ある地位に就いたり独立して事業を営んだりしている人も多い。外国人とドイツ人との婚姻も増え、もはや珍しいことではなくなっている。現在、ドイツに住んでいる外国人のうち、トルコ出身者が約 190 万人、イタリア約 60 万人、ユーゴスラビア約 57 万人、ギリシャ約 35 万人、ポーランド約 33 万人、クロアチア約 24 万人となっている。

²⁾ 2003 年の値。アメリカ 110,041 億ドル、日本 43,026 億ドル。(内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部, 2005)

トップグループに属している。ただし、一人あたり GDP は第 16 位である。ドイツは労使が協調していることでも有名であるが、失業率が 10.5% (2004 年) となっている現在では、社会保障制度改革と労働市場の構造改革を進めている。他の主要先進工業国と比べてドイツ経済は、国際性が強い点で際立っている。企業の売上げのおよそ 3 分の 1 は輸出売上げで、雇用のおよそ 4 分の 1 が輸出に依存している。ただし、ドイツでもこの数年間で各産業の比重が変わってきている。特に比重が重くなったのはサービス業である。実質経済成長率は 1999 年 2.1%、2000 年 2.9% と経済成長がみられたものの、2001 年 0.8%、2002 年 0.2%、2003 年 0.1% と、2001 年以降ドイツ経済は停滞している³⁾。

2 . フランス社会の概要

フランス (フランス共和国) は、人口 6,168 万人 (2004 年 11 月時点・日本の約半分) 面積 54 万 7,000km² (日本の約 1.5 倍) の国である。本土は 22 の地域県からなり、その他に 4 つの海外領土、2 つの特別自治体がある。

フランスもまた移民労働者の割合が高く、ドイツと同様、フランスの高度経済成長期は移民労働力に支えられていた。1974 年の経済危機以降、移民労働力の流入に歯止めがかかったが、それ以前に入国した労働者は家族をフランスに呼び寄せた。最近では移民を制限する政策をとっているにもかかわらず、外国からの人口は流入し続けている。1990 年からの 10 年間に移民によって人口が約 50 万人増加し、1999 年にはフランスに居住する外国人の数は 326 万人、移民の数は 430 万人となっている⁴⁾。1950・60 年代にはイタリア、スペイン、ポルトガル、北アフリカ出身者が移民の中心だったが、1999 年にはポルトガルとアルジェリア、モロッコがもっとも多く、合わせて 50 万人に達した。次いでトルコ、イタリア、スペイン、チュニジア、アフリカ諸国と続く。移民労働者はイタリア人とスペイン人が多いが、その大部分はフランス国籍を取得している。1990 年代には EU 内の人の移動が自由化され、多数の EU 諸国国民がフランスに数年滞在するようになったが、EU 内からの移民は減少した。アフリカやトルコ、アジア諸国からの移民が増えており、亡命や家族の呼び寄せという形で入国するケースも多い。

政治体制は共和制をとっている。国会は間接普通選挙から選出される元老院と直接普通選挙から選出される国民議会の二院制である。両院ともに、2002 年にフランスの共和国

³⁾ 総務省統計局「諸外国の主要指標」(<http://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/ap.pdf>)

⁴⁾ 出生時に外国籍を持ち、その母国を離れて現在フランスに定住している人のことを移民とよぶ。それらの人々の一部は現在フランス国籍を取得している。1990 年から 1999 年の間に移民として流入する人口は 3% 増加している。ただし、統計上 18 歳以上の外国人の数にはそれ以上の急激な変動はない。それは、フランスで生まれた移民の子どもたちは成人 (18 歳) に達すると自動的にフランス国籍を取得するからである。最近では、フランスに居住する外国人は人数が増加した一方、EU 内からの移民は減少し、アフリカやトルコ、アジア諸国からの移民が増えるといったように、その構成に著しい変化が見られた (ギィ・デブランク (国立統計研究所 (INSEE) 人口学部門主任))

(http://www.ambafrance-jp.org/japanese/info_generales_j/imagefrance_j/societe/popul/index.html#5)

連合、自由民主党及びフランス民主連合の大部分が合併して形成された右派・保守的な政党である国民運動連合が過半数以上を占めている。しかし、2004年以降、左派の社会党もやや巻き返している。

フランスの経済は、GDPでは世界第5位(10,592億ドル)⁵⁾となる。主要な産業は、化学、機械、食品、繊維等であるが、農業は西ヨーロッパで最大の規模を誇る。工業においては宇宙・航空産業、原子力産業などの先端産業が発達している。1990年代末から2000年までは好調な外需、堅調な設備投資と国内消費により、経済は好調に推移してきた。実質経済成長率は1999年3.1%、2000年3.8%と経済成長がみられたものの、2001年2.1%、2002年1.2%、2003年0.5%と、2001年以降経済成長は停滞気味である⁶⁾。2001年以降、世界経済の低迷等もあり減速し、2003年はイラク戦争の影響や消費の減速等により、成長率は0.5%にとどまった。2004年には堅調な家計消費と民間企業の設備投資の復調に支えられ、成長率2.3%に回復したものの、失業率は9.9%であり、ここ数年間高い値をとっている。

3. ドイツとフランスの家族

(1) ドイツ

ドイツ連邦共和国外務省ホームページ内にある『ドイツの実情』には、「ドイツに住む5人のうち4人までが(81%)家族と共に生活している。そして、2人に1人が(47%)夫婦に子供という伝統的な家族形態の中で生活している。・・・ドイツでは2160万組の男女が共同生活を営んでいるが、その89%が伝統的な婚姻関係を結んでいる。そして大半の夫婦にとって、家族とは即ち子供がいるということである。2002年4月に実施された代表調査(超小規模調査)⁷⁾では、35歳から40歳までの子供がいない既婚女性の割合は12%に過ぎなかった。子供とだけ暮らす単親家庭を営む人の数は約240万人で、そのほとんどが女性であった。また、ドイツでは一人暮らしをする単身生活者の割合が17%で、男性より女性が圧倒的に多い。」とある。

他のヨーロッパ諸国と同様、ドイツにおいても婚姻届を出さない同棲型の共同生活も増えてきた。この非婚型の共同生活を営む人は、旧西ドイツ地域で2001年には1996年と比較して25%増加し170万人、旧東ドイツ地域でも24%増加し54万3000人となっている。同性カップルについては正確なデータはないものの、連邦統計庁はその数を5万3000組から14万8000組の間と推定している。2002年の非婚生活共同体の法的関係を定めた法律は、異性間のパートナー、同性間のパートナーなど生活共同体を営む人について、広範にわたって家族の成員としての法的地位を認めている⁸⁾。

⁵⁾ 2003年の値。(内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部、2005)

⁶⁾ 総務省統計局「諸外国の主要指標」(<http://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/ap.pdf>)

⁷⁾ サンプリング調査。

⁸⁾ 1969年に非嫡出子は原則として嫡出子と同等の相続権が認められ、1997年の親子法改正により嫡出・非嫡出別は廃止され、相続権平等法により嫡出子と等しく相続できる権利を持った。同棲カップル間の子どもの権利は認められているが、パートナーの権利は法律婚カップルとは

(2) フランス

1999年のセンサスからフランスの家族についてみると、子どものいるカップル31%、子どものいないカップル29%、ひとり親家族7%、複合家族⁹⁾2%、一人暮らし31%である¹⁰⁾。1990年代初頭と比較して婚姻件数は減少したが同棲カップルが増加し、2000年時点で6組のカップルのうち1組は同棲カップルである。同棲カップルは1990年には150万であったが、2000年には240万へと急増している。

フランスのカップルに関する法令として有名なパックス(PACS: Pacte civil de solidarité 連体市民協約)は、フランス語で連帯市民協約の略称である。パックスは、結婚しないカップルにも法的な権利を認めようという法律であり、いわば、結婚と同棲の中間に位置する(図表1-1)。パックス締結者の約60%は同性カップルであるが、異性で締結するカップルもある¹¹⁾。

同棲カップルといえば北欧諸国が代表的であるが、フランス、ドイツともに同棲カップルは急増している。それにともない、非嫡出子も増加している。非嫡出子といっても、両国ともに嫡出子との区別はなく、ふたり親家族の中で暮らしていることも多い。

[文献]

総務省統計局「諸外国の主要指標」(<http://www.stat.go.jp/data/sekai/pdf/ap.pdf>, 2005.03.10).

ドイツ連邦共和国外務省『ドイツの実情』

(<http://www.tatsachen-ueber-deutschland.de/2087.0.html>, 2005.03.10).

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部, 2005, 「平成15年度国民経済計算(所得支出勘定、国内生産系列等)参考図表」(<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/h15-kaku/zuhyou.pdf>, 2005.03.10).

フランス大使館『Voici la France フランスを知るために』

(http://www.ambafrance-jp.org/japanese/info_generales_j/alacarte_j/voici_la_france/PDF/Voici_la_France.pdf, 2005.03.10).

ロランス・ド・ベルサン(斉藤笑美子訳), 2004, 『パックス・新しいパートナーシップの形』 緑風出版.

大きく異なる。

⁹⁾ 複合家族とは、一家族の中に夫婦が一組のみの核家族(夫婦家族)、一世代に一組の夫婦だけの直系家族とは異なり、一つの世代に二組以上の夫婦が含まれる家族をさすが、ここでは複合家族とは、核家族以外の親族、たとえば夫婦の両親、きょうだい、あるいはきょうだい夫婦など同居している家族をさしていると思われる。

¹⁰⁾ フランス大使館「生活様式」『Voici la France フランスを知るために』

¹¹⁾ ロランス・ド・ベルサン, 2004, p.13

図表1-1 フランスの同棲・パックス・結婚の差異

	パックス	同棲	結婚
財産制	共有	なし	後得財産 ^{*1} に限定された共通財産制(公証人の関与なし)
子の呼称	自然子(=非嫡出子)	自然子(=非嫡出子)	嫡出子
養子縁組	養子との間に15歳以上の年齢差がある場合に、カップルのうちの一人に単独でのみ認められる。		カップルに認められる
人工生殖	共同生活期間が2年以上続いている異性愛カップルに認められる。		結婚している期間の条件はない。
離死別後の住居使用の権利	使用継続の権利	使用継続の権利	賃貸借の移転
社会保障:受給権 ^{*2}	あり	あり(限定) ^{*3}	あり
労働:家族の事情による休暇 ^{*4}	あり	なし	あり
課税	3年後から共同課税	分離課税(内縁が周知の場合の連帯富裕税を除く)	共同課税
贈与税と相続税の控除額	37万5000フラン	1万フラン	33万フラン
税率(1ユーロはおよそ6.6フラン)	最初の10万フランまで40%、それ以上は50%(贈与についての優遇は2年経過後から)	60%	5%~45%
債務	日常生活の債務は連帯債務	連帯なし	連帯債務
別離	死亡・一方または双方の婚姻・一方の意思	自由	死亡・離婚・別居

*1後得財産 = 共通財産制の下にある夫婦が結婚している期間中に有償で取得した財産。

*2 一方が社会保険(生活扶助、年金)、傷害保険、死亡保険等に加入していれば、もう一方がその保障を受けることが出来る。

*3同棲経過年数などの条件付

*4結婚休暇など

出所 ロランス・ド・ペルサン, 2004, pp.25-26から永井が作成

第2章 フランス・ドイツ・日本の出生動向

1. 長期動向

フランスはヨーロッパでも非常に早くから少子化が進んだことで知られており、すでに18世紀末にはTFR(一人の女性が生涯に産む子供数の理論値 TFR:Total Fertility Rate 以下 TFRと略記)の低下が始まっていたという(図表2-1)。その後、TFRは1810年代の4.3から20世紀初頭には2.5前後となり、第二次大戦末期の2.0まで低下、第二次世界大戦後のベビーブームでこの流れは中断するが、近年まで低下傾向が続いていた。この少子化の動きは、完結出生児数(一人の女性が生涯に産んだ子供数の実績値)でも確認できるが、これをみる限り、やはり「第二次大戦後のベビーブームの方が傾向線から外れており、その後の動きの方が少子化の歴史的な流れに沿っている」(小島宏1996:159-160)ともいえよう。

この少子化の流れを出生コホート別女子の完結出生児数別の分布の変化でみると、フランスの場合は1930年出生の母親あたりから第4子以上の割合が急速に減少し、これとは逆に第2子の割合が急速に増加、沢山の子供を産む女性が減り、2子で出生を完結する形が主流となっていったことがわかる。ただし、フランスの場合、この少子化は、主として第4子以上の出生数の減少によるものであり、第3子は第2子と並んで歴史的にはむしろ増加傾向にあり、また無子割合も低下傾向にありドイツとは大きく異なる面が見られる。

ドイツで少子化が始まったのは、フランスより遅く19世紀末からである(図表2-2)。当時、結婚した夫婦は平均5人以上の子供を持ったとされているが、この世代を最後に子供数が大幅に減少してゆき、1900/04年の結婚コホート(同一時期に結婚した人口集団)では平均4人、その20年後の1922/25年結婚コホートでは2.2人まで低下した。この結果、ドイツ帝国の時代から始まったドイツの出生減退は、ワイマール共和国時代を通じ、すでに当時の人口再生産水準¹⁾を下回る段階まで進行したという(Schwarz, 1999:239-242)。

また出生コホート別女子の完結出生児数別の分布の変化をみると、最も古い1901/05年の出生コホートでは、無子、1子、2子、3子以上の割合がほぼ25%と均等になっていたが、その後、2子割合が一貫して増加し、もっとも若い1956/60年の出生コホートでは35%以上を占めるようになり、フランスと同様、第2子が主流となってきたことがわかる。ただドイツの場合は、3子以上の割合は1931/35年の出生コホートの33%をピークに低下に転じ、もっとも若い1956/60年の出生コホートでは15%と低迷しており、3子以上の割合(3子+4子以上)が25%以上を占めるフランスの同世代と比べ、家族規模の縮小がはるかに進んでいることがわかる。またドイツでも1931/35年の出生コホートまでは無子割合が低下していたが、その後、増加に転じ、もっとも若い1956/60年の出生

¹⁾ 現在の日本の人口再生産水準はTFRで2.08とされているが、人口再生産水準は死亡率の水準により変化するものなので、この場合は、当時のドイツの人口再生産水準、つまり2.2程度をさしている。

コーホートでは、フランスが10%以下であるのに対し、約25%と非常に高い水準に達していることがわかる。

日本で少子化が始まったのは、ドイツよりさらに遅く1920年頃からで、TFRは1925年の5.11から1939年の3.74まで低下、いわゆる「戦後ベビーブーム(1947年・1950年)」で、この流れが中断した後、「戦後第一次の出生減退(1951・1961年)」を経て、丙午の年を挟んだ「安定期(1962・1974年)」に入った頃に、ようやく再生産水準の2.00前後まで低下した(岡崎1990:14-16)。完結出生児数も1901年・1905年出生コーホート(同じ時期に生まれた人口集団)までは5.0と高く、1911年・1915年の4.2を経て、1921年・1925年で2.9となり、これが2.2前後まで低下したのは、2子出生が全体の過半数を占めるに至った1933年・1937年出生コーホート以降である。

日本でも1901年・1905年出生コーホートを最後に70%近くを占めた4子以上の割合が急激に低下し、1928年・1932年出生コーホートで10%を切り、近年のコーホートでは4%程度と例外的な存在となっている。これに対し2子割合は当初の10%以下から60%近くまで上昇し、2子が主流と占めるようになったが、フランスやドイツが30%台であるのに対し、最も若い1953年・1957年出生コーホートで52.9%と、2子への集中が突出している。3子割合は、フランスほどではないが、やはり4子以上の割合の減少とともに増加し、30%前後で比較的安定的に推移している。また無子・1子の割合が低く安定しているなどの特徴も見られる(国立社会保障・人口問題研究所2004:50-51/70)。

2. 合計特殊出生率の動向(1960年以降)

1960年以降の合計特殊出生率の動向を比較する(図表2-3)と、フランスでは、終戦直後の一時的な出産ラッシュが収まった1950年代後半から本格的なベビーブームが始まり、これが1964年の2.91まで続いた後、一転して1976年の1.83まで急激に低下、1978年の1.80で底を打ち再上昇するが1983年の1.78から再び低下、さらに1993年の1.66で再び上昇に転じ、2002年現在は1.82まで回復して来ている。

ドイツでは第二次大戦後の政治経済的混乱もあり、フランスのような終戦直後の一時的な出産ラッシュはなかったが、1955年から60年にかけて旧西ドイツ地域では「奇跡の経済成長(Wirtschaftswunder)」が、また旧東ドイツは社会主義国家建設が始まり、両地域のTFRは再び上昇し始めた。しかし、このベビーブーム(ピークは前者が1964年の2.55、後者が1965年の2.49)の後、東西ドイツの出生力はともに低下の一途を辿り、1975年頃には、TFRが1.4-1.5と、当時としては世界最低水準となった。旧西ドイツ地域では、その後もほぼ1.4の水準で現在まで推移している。これに対し旧東ドイツ地域では1976年から強力な出生促進的家族政策が導入され、TFRは1980年の1.9まで一時的に回復した。しかし、再び出生力の低下が始まり1989年頃には1.6まで低下、さらに「ベルリンの壁」崩壊後はTFRが急減し、1994年には0.77を記録、その後は徐々に回復に向かい、旧西ドイツ地域の水準に近づきつつある。2002年現在、ドイツ全体のTFRは1.31(旧西ドイツ地域1.38(2000)旧東ドイツ地域1.22(2000))という水準になっている。

日本は、「戦後ベビーブーム」と「戦後第一次の出生減退」を経て、1960年代に出生力

は回復傾向を示し、1966年の丙午を挟んで（この間のピークは1967年の2.23）1974年の2.05まで出生力は安定的に推移したが、石油ショック後の1975年から、いわゆる「戦後第二次の出生減退」が始まり、以降、持続的な低下傾向にあり、2002年現在1.32（2003年1.29）という低水準に達している。

これらの動きを全体として比較してみると、フランスと旧西ドイツ地域（人口規模が大きいためドイツ全体も同様）は、よく似たトレンドを示していることがわかる。しかし前者と後者の間には常にTFRで0.5前後の格差があり、元々、フランスの方が出生力水準が高いが、1993年以降は両者の格差が拡大しつつあることがわかる。旧東ドイツ地域も基本的には旧西ドイツ地域と同じトレンドを持つが、社会主義政権下の出生促進政策とその崩壊によりTFRの著しい上下動が発生したと思われる。一方、日本の場合は、すでに1960年代初頭にはTFRが2.0の水準となっており、この時点で、すでにドイツ、フランスより出生力が低かったこと、また1975年以降の低下が規則的かつ単調である点が目立つ。

3．純再生産率

この合計特殊出生率の動きを、各国の純再生産率（一人の女性が生涯に産む女兒数の理論値。1以下の場合出生可能年齢の女子人口が再生産されない。NRR:Nett Reproduction Rates）でみる（図表2-4）と、フランスはピークが1964年の1.37で、1975年以降1以下となり、2002年現在は0.91である。ドイツもピークが1964年の1.19で、フランスよりやや早く1970年以降1以下となり、2001年現在0.65という低い水準にある。これに対し、日本はピークが1967年の1.05で、やはり1974年以降1以下となり、2002年現在0.64となっており、純再生産率で見るとドイツと日本は、ほぼ同じ水準にある。またフランスは、ドイツ、日本に比べればはるかに高いが、それでも1には達しておらず、すでに長期にわたり出生可能年齢の女子人口が再生産されていないことがわかる。

4．テンポとカンタム

出生力変動をより正確に理解するには、合計特殊出生率の動きを、テンポ（tempo）要因とカンタム（quantum）要因に分けて観察する必要がある。前者は、一人の女性が生涯のどの時期に（何歳で）子供を産むかという、出生タイミングの影響を示すもので、後者は、一人の女性が生涯に何人の子供を産むかという生涯出生力の増減を示す（福田1999）。ここでは1960年以降のTFRの動きについて、テンポ・インデックス（以下TIと略記）とカンタム・インデックス（以下QIと略記）を簡易法で算出してみた²⁾。

フランスのTI（図表2-5）は1960年以降、1973年の1.02まで1を上回ったが、1974年以降は1以下で推移している。このことは、まず1973年以前は、平均初婚年齢・出生年

²⁾ ここでは、いわゆる「Ryder 指標（Ryder Index）」の代わりに、満29歳を通過する出生コーホートの完結出生率をカンタム指標（QI）、期間合計特殊出生率÷カンタム指標＝テンポ指標（TI）で計算する簡易法を使用した。

齡の低下によるタイミング効果が、TFRを生涯出生力より高く見せていたことを意味する。実際、生涯出生力の動向を示すQIは1962年以降、一貫して低下しており、TFRの上昇が続いていた1964年以前から、すでに生涯出生力の低下は始まっていたといえる。一方、1974年以降の急激なTFRの低下も、やはり平均初婚年齢・出生年齢の上昇（いわゆる晩婚・晩産化）によるタイミング効果によって誇張されており、確かに生涯出生力の低下は続いているものの、QIは依然2.00の水準を維持している。従って、フランスの場合、この晩婚・晩産化によるタイミング効果が収まれば（ $TI = 1$ となれば）、TFRが再生産水準近くまで回復する可能性があることがわかる。

旧西ドイツ地域の動き（図表2-6）も、フランスとよく似ており、1974年以降のTIとTFRの動きに相似性があるのに対し、QIは1974年の1.75から1996年の1.50まで、ほぼ一貫して単調減少しており、各年次のTFRの変動がテンポ要因に強く影響されていること、またTIが0.80から0.93の間にあることから1974年以降の平均初婚年齢・出生年齢の上昇によるタイミング効果によりTFRが生涯出生力より低くなっていることがわかる。しかし、旧西ドイツ地域の場合は、QIがすでに1.5まで低下しており、フランスより約0.5低く、仮にこのタイミング効果が収まったとしてもTFRが再生産水準まで回復する可能性はないといえよう。

旧東ドイツ地域（図表2-7）でもTIとTFRの動きには強い相似性があるが、しばしば1以上となる一方、QIは1962年の2.19から一貫して低下している。従って1974年から1980年にかけて急回復したTFRの動きは、1976年頃から本格的に打ち出された出生促進政策によるタイミング効果（出生の前倒し）に過ぎなかったと思われる。逆に1990年のベルリンの壁崩壊以降のTFRの急減は、政治経済的混乱によるタイミング効果（出生の先送り）であり、その影響は収まりつつある。この効果が収まれば、QIの水準からみてTFRは、旧西ドイツ地域と同様1.5あたりまで回復する可能性が十分にあるといえよう。

日本のTI（図表2-8）も1964年の1.02から1974年1.05まで丙午の1966年を除き、1を上回ったが、1974年以降はマイナスで推移している。このことは、日本の場合も1974年以降の平均初婚年齢・出生年齢の上昇によるタイミング効果がTFRを生涯出生力より低くしていることを意味しているが、QIの方もすでにかなり低下しており、この効果が収まったとしてもTFRは1.5あたりまでしか回復しないと思われる。なお、日本の場合、QIは1983年（1954年出生コーホートが29歳）までは2を上回る水準を保っており、生涯出生力レベルで本格的な少子化が始まったのは1984年以降であることが確認できる。

5．出生順位別出生割合

少子化を家族規模の縮小（一人の女性が生涯に産む子供数の減少）という点で見ると、毎年のお産数に占める、出生順位別の出生数の割合の変化が参考になる。

フランス（図表2-9）では、第1子は1960年の36.2%から1976年の48.9%まで上昇、その後、1987年の40.6%まで低下、その後再び上昇傾向を示し、2002年現在、全体の49.8%とほぼ半数を占める。これに対し、第2子は25.4%から1979年の34.8%年まで上昇、その後、低下し、1996年現在34.2%となっており、第1子と合わせると、毎年、生まれる子

供の80%以上が2子以下となっていることがわかる。これに対し、家族政策上、伝統的に優遇されてきた第3子は15.7%から1976年の10.8%まで低下、その後、上昇に転じ、1996年現在13.7%となっているが、格別の増加傾向は見られない。同様に第4子も9.2%から1978年の3.5%まで低下、その後、上昇に転じ、1996年現在3.9%。また第5子以上は13.5%から1996年現在2.8%に後退している。

これらの動きは家族政策の影響というよりも1964年以降の出生減退で高順位の出生が減少、相対的に第1子が増加し、この波が遅れて第2子、第3子、第4子の割合の増加となって現れていると考えられる（5子以上には波及せず）。

旧西ドイツ地域（図表2-10）では、第1子は1960年の41.9%から1966年の39.8%まで、わずかに減少したが、その後、1983年の49.4%まで、ほぼ一貫して構成比を増したが以降は再び低下し、1998年現在、全体の45.8%を占めている。また第2子は22.9%から1998年現在の36.8%までほぼ一貫して上昇している。フランス同様、毎年、生まれる子供の80%以上が第2子以下で占められている。第3子は14.9%から1966年の15.9%まで上昇したものの、その後、1977年の10.9%まで低下、また持ち直し1998年現在12.4%となっている。第4子は6.9%から1998年の3.3%へ、第5子以上も6.5%から1.8%へ後退している。いずれにせよ、第3子以上の出生が増加する傾向は見られない。なお、旧西ドイツ地域の場合、この出生順位別出生数の構成比は、1980年代以降、殆ど変化しておらず、すでに家族形成パターンが安定していることがわかる。

旧東ドイツ地域（図表2-11）では、第1子が1960年の40%水準から1972年-1975年の60%まで上昇、その後、なだらかな低下に転じ、1997年現在では再び40%をやや超える水準に戻っている。また第2子は1960年の30%前後の水準を1974-1975年頃まで維持したが、その後、第1子とは逆になだらかな上昇に転じ1980年代には40%を越え、第1子とほぼ同じ水準となった。しかし1994年以降、再び40%をやや切るところまで低下した。ここでも第2子以下が80%近くを占めるが、第1子と第2子の割合がほぼ同じである点が特徴的である。また、第3子、第4子、第5子以上は、1960年には各々15.0%、7.2%、7.5%という比率であったが、これらは1964年以降、徐々に構成比を下げ、1974年-76年に最も低くなった。しかし、その後ゆるやかに回復し、1997年現在、各々11.8%、3.5%、2.5%となっている。

日本（図表2-12）は、第1子は1960年の44.5%から丙午の1966年の51.9%を除きほぼ45%水準を維持、その後、1990年の43.5%まで低下、再び上昇傾向を示し1999年現在、全体の49.2%となっている。また第2子は32.6%から1966年の33.8%を除き、1978年の42.5%年まで上昇、その後、低下し、1999年現在、36.3%となっており、第2子以下が全体の85.5%とフランス・ドイツより高い割合を占めている。第3子は13.8%から1975年の11.8%まで低下、その後、1988年の16.1%まで上昇、以降再び低下し1999年現在11.9%となっている。第4子は5.0%から1979年の1.8%まで低下、その後、上昇に転じ1999年現在、2.0%。また第5子以上は4.2%から1999年現在の0.6%まで一貫して後退している。つまり出生順位別出生割合から見る限り、近年、日本で増加しているのは第1子のみであり、第2子以降を産む動き（パリティ拡大率）が弱まっていることがうかがわれる。

6 . 出生タイミングの変化

女性がいつ頃子供を産むかという出生タイミングの変化を示すものとして、年齢5歳階級別出生率がある。

フランス(図表2-13)と旧西ドイツ地域(図表2-14)は、ともによく似た年齢別出生率の傾向を示しており、1960年初頭では、ほぼすべての年齢で出生率の上昇傾向がみられたが1965年辺りから一斉に低下を始め(20歳以下は上昇)20歳-24歳はそのまま低下し続けたが、1974年頃を境に、25歳-29歳、30歳-34歳が上昇に転じ、さらに少し遅れて35歳-39歳も上昇、晩産化が進んできたことがわかる。ただ両者を比べた場合、当初より、フランスの方がドイツより20歳-24歳、25歳-29歳の出生力水準が高いこと、また30歳-34歳でのキャッチアップが強力であることがわかる。

旧東ドイツ地域(図表2-15)は、全体として20歳-24歳、25-29歳の出生率が高く、30-34歳以上との格差が大きいことから、旧西ドイツ地域より、若年で子供を産む傾向が強かったことがわかる。またベルリン壁崩壊後は、20-24歳が急激に低下した一方、25-29歳、30-34歳が上昇しており、急速に晩産化が進行している。ちなみに、これを先述の出生順位別出生数(割合ではなく実数)と比較してみると、20-24歳が第1子の、25-29歳が第2子の、30-34歳が第3子の、そして35-39歳が第4子の出生順位別出生数の変化に極めてよく対応しており、社会主義政権下で実施された出生促進政策の影響が伺える。

日本(図表2-16)は他の地域とは異なり、1960年から現在まで一貫して25-29歳の出生率が高く、この年齢階層に出生が集中する傾向が見られる。また、やはり1974年以降、この最も出生力の高い25-29歳とこれに次ぐ20歳-24歳で出生率が著しく低下、ようやく1980年代に30-34歳が上昇に転じ晩産化が進んでいるが、1990年代以降、このキャッチアップも鈍化していることがわかる。また35歳-39歳の高年齢の出生率は、1980年代半ば以降上昇し続けているが、その水準はフランスに及ばない。

これらの出生タイミングの変化は、平均出生年齢や第1子平均出生年齢でも確認できる。

平均出生年齢(図表2-17)は、各地域とも1960年から1974年-1975年あたりまで低下しており、若年層へと出生タイミングは早まる傾向にあった。しかし、その後、一転して上昇に転じており、この傾向は現在も続いていることがわかる。確かに、転換点として1974年の石油ショックが想起されるが、晩産化へのタイミングシフトを第1子の平均出生年齢(図表2-18)でみると、こちらは、それよりわずかに早く1970年-1971年頃から、すでに上昇に転じており、石油ショックが晩産化の引き金となったとはいえない。

ちなみに2001年の平均出生年齢(第1子平均出生年齢)は、フランス29.4歳(28.0歳)ドイツ全体28.8歳(28.4歳)、日本29.7歳(28.0歳)となっている。1999年ではフランス29.8歳(27.9歳)、旧西ドイツ地域28.9歳(28.0歳)、旧東ドイツ地域27.5歳(27.6歳)、日本29.6歳(28.0歳)となっており、いずれの国でも晩産化が依然進行している。

コーホートの平均出生年齢(女子の出生年別)でも、同様の晩産化傾向が確認できるが、その始まりは、旧西ドイツ地域、フランス、日本が1947年出生コーホート、旧東ドイツ地域が1948年出生からで、いずれの地域でも戦後世代が再生産年齢に入ってから現象であることがわかる。最新の推計では平均出生年齢は1966年出生でフランスが28.8歳、1965年出生で旧西ドイツ地域が28.7歳、同じく旧東ドイツ地域が24.9歳。1967年出生でドイ

ツ全体が 28.4、同じく日本が 29.0 歳となっており、社会主義政権下の出生促進政策の影響から旧東ドイツ地域がまだ低いものの、その他は 30 歳に限りなく近づいている。

7 . 婚外出生割合

スウェーデンなどの例から婚外出生割合（図表 2-19）の高い国では、婚外出生が有配偶出生力の低下を補い、全体の出生力水準を下支えすることが知られている。

この点で興味深いのは、フランスの場合で、婚外出生割合は 1983 年まで、ほぼドイツ全体と同じ 14.2%であったが、以降、加速度的に上昇し、むしろ旧東ドイツ地域の水準に近づきつつあり、2002 年現在 44.3%と高率になっている。従って、この動きが近年の出生力回復に影響している可能性は否定できない。

ドイツの婚外出生割合は 2001 年現在 25.0%となっているが、これは旧西ドイツ地域の 19.6%に対し旧東ドイツ地域の 53.7%と、東西格差が非常に大きい。旧西ドイツ地域ではベビーブーム期が続いた 1960 年-1966 年までは低下傾向にあったが、1967 年から上昇に転じ、以降は 1975 年頃の一時的な停滞を挟んで一貫した上昇傾向にある。

また旧東ドイツ地域は、もともと旧西ドイツ地域より婚外出生割合が高かったが、1960 年-1963 年までは低下、その後上昇に転じ 1972-1978 年頃までは停滞、1978 年から急激に上昇し、壁の崩壊前後一時減少するが、統一後再び上昇している。なお、旧西ドイツ地域では非有配偶出生児の約 35%、また旧東ドイツ地域では、ほぼ 50%が、両親の結婚により嫡出子となり、また 3 分の 1 は母親と義理の父親に育てられるという（Dorbitz/Gartner, 1998:387-391）

これに対し、日本の婚外出生割合も 1978 年以降徐々に上昇しているが、他の地域と比べれば、まだ殆ど無視できるほど低く、2002 年現在でも 1.87%しかない。

8 . 人工妊娠中絶

少子化の背景には、それを可能とする出生抑制手段の利用が考えられるが、中でも人工妊娠中絶率の動き（図表 2-20）は、直接、出生力水準に影響するものである。

フランスの人工妊娠中絶率は、1976 年の出生数 100 に対し 18.6 件から 1997 年の 22.8 件までゆるやかに上昇した。旧西ドイツ地域よりはやや高い傾向が見られる。ドイツでは人工妊娠中絶は戦前の刑法（1871 年）で例外なく処罰の対象とされていたが、旧東ドイツ地域では 1972 年、旧西ドイツ地域では 1976 年に合法化し、統一後は 1995 年に刑法が改正され、妊娠 12 週以内を条件に、適切なカウンセリングを受ければ可能となっている。1997 年現在、旧西ドイツ地域 14.5、旧東ドイツ地域 27.4、全体 16.1 で東西格差が大きい。

日本は先進国の中でも人工妊娠中絶率が高いことで知られているが、1960 年の 66.2 から 1974 年の 33.5 まで徐々に減少した（丙午を除く）が、その後、増加に転じ、一時、40.0 まで上昇した。1990 年以降に再び低下、それでも 2002 年現在 28.5 と、旧東ドイツ地域と同じ水準にある。

9 . 結婚・離婚・同棲などの動向

周知のように、出生力の動向には、結婚・同棲・離婚などが影響する。とりわけ、近年の先進国における出生力低下では、非婚化や晩婚化が、またこれを補う形での同棲の増加、離婚率上昇にともなう結婚の不安定化などが注目されている。

期間合計初婚率（50歳未満までの年齢別初婚率の合計）を見ると（図表2-21）フランスは、1964年頃まで1を上回り殆ど皆婚状態にあり、1950年代後半から始まった結婚ブームが、このあたりまで続いていたことがわかる。しかし、その後、1968年まで低下、1972年まで再上昇、再び低下し、1993年頃には0.5という低水準に達したが、1995年以降、再び上昇し、2002年現在は0.60前後と、ドイツと同じ水準まで回復して来ていることがわかる。

旧西ドイツ地域も女子の合計初婚率は、1968年頃まで1以上という皆婚水準を保っていたが、1970年代に入り急速に低下し1980年代以降は0.6前後の低い水準で推移している。これに対し、旧東ドイツ地域では、当初、旧西ドイツ地域と同じ傾向が見られたが、1975年頃から再上昇し1978年から1983年まで再び低下、また1988年まで上昇し、ベルリンの壁崩壊前後から急落する複雑な動きを示しており、家族政策や社会主義体制崩壊の影響がみられる。しかし、1991年に0.31を記録した後は急速に回復しつつあり、徐々に旧西ドイツ地域の水準に近づいている。

日本については連続したデータが入手できなかったが、1960年の0.67から1975年の0.83まで上昇傾向にあり、その後低下したとはいえ、非婚化が進んだといわれる1990年代以降もまだ0.7以上と、依然、高い水準にある。従ってフランスやドイツと比較する限り、まだ結婚という制度が標準的なライフスタイル（結婚のタイミングはともかく）として安定していることが確認できる。

これに対し平均初婚年齢は、フランスが1960年の23.4歳から低下して、1972年の22.5歳で底を打ち、以降上昇の一途を辿り、2001年28.1歳と、もっとも晩婚化が進んでいる。

ドイツでは、1960年の旧西ドイツ地域23.7歳、旧東ドイツ地域22.6歳から急速に低下、旧西ドイツ地域では22.5歳（1975年）、旧東ドイツ地域では21.7歳（1978年）で底を打ち、以降上昇に転じ、現在まで晩婚化が進んでおり、1997年の女子の平均初婚年齢は、旧西ドイツ地域26.8歳、旧東ドイツ地域26.0歳となっている。

日本は1960年で24.4歳と、フランス、ドイツと比較して高く、以降1972年の24.2歳で底打ちし、以降、上昇し2002年27.4歳とドイツより晩婚化が進んでいる。先にも述べたように、このような晩婚化と、平均出生年齢や第1子平均出生年齢の上昇は明らかにリンクしており、晩婚化・晩産化によって、結婚期間に占める妊娠可能期間が短縮し、第2子、第3子の出生が困難となる傾向が今後も続くと考えられる。

晩婚化・晩産化とともに、結婚期間に占める妊娠可能期間が短縮するものとして、離婚が挙げられる。粗離婚率（図表2-23）³⁾で、その傾向を見ると、フランスは1960年の人口千人あたり0.66から1995年の2.06まで上昇した。以降、低下し始め2001年現在1.90

³⁾ 結婚と同様に合計離婚率を検討すべきだが日本のデータが入手できなかったため、比較が可能な粗離婚率を用いた。

である。旧西ドイツ地域は、1960年の0.88から2000年の2.46まで、徐々に上昇を続けている⁴⁾。旧東ドイツ地域は1960年の1.43から1986年の最高3.15まで上昇。ベルリンの壁の崩壊で急落したが、再び上昇を開始している。旧西ドイツ地域の水準に追いつきつつあり、2000年現在1.94となっている。日本は世界的にも離婚率が低いことで知られていたが、1960年の0.74から徐々に上昇を続け、2000年現在で2.10、2002年では2.30まで上昇し、旧西ドイツ地域の水準に肩を並べるようになっている。

非婚化・晩婚化による結婚期間に占める妊娠可能期間の短縮を補うものとして同棲が考えられるが、近年は、スウェーデンなどの事例から高い婚外出生割合とともに同棲率の高い地域ほど出生力も高くなるといわれている。残念なら同棲については現在までのところ1990年代初頭のデータしかないが、それによれば、フランスの20歳-24歳の同棲率は、1994年頃で24%、旧西ドイツ地域の倍とやや高いがスウェーデンの44%ほどではない。また30歳以上では半減傾向がみられ、結婚同様のライフスタイルとして定着しているとはいえない。

ドイツの20歳-24歳の同棲率も1992年-1995年頃で、旧西ドイツ地域12%、旧東ドイツ地域16%程度であり、やはりスウェーデンと比べ高いとはいえない。またフランス同様、30歳以上では、この比率がほぼ半分になる傾向がみられ、結婚に取って代わるというよりは、その試行・準備期間としての性質が強いと思われる。このように同棲が結婚に代わるライフスタイルとして定着しない背景として、同棲世帯の不安定性や有配偶と比較した場合の出生率の低さなどが指摘されており、ドイツでは、子供を持つ場合や子供が生まれた場合には、ただちに婚姻関係に入る傾向が強いという(原 2001)。

日本では周知のように同棲は社会的にほとんど認知されておらず、結婚動向基本調査などによれば、その割合は20歳・24歳と25・29歳で1%程度、それ以上の年齢階層ではほとんど0%となっている。ただし、その分、日本の方が結婚関係にある割合が高く、結婚と同棲を合計した同居パートナーを持つ割合では、高年齢になるほど、その水準は高くなっているといえる(岩澤 1999)。

10．出生力格差と家族政策の影響

すでに述べたように、2002年現在の合計特殊出生率は、フランスが1.82、ドイツが1.31、日本が1.32(2003年1.29)となっており(図2-3)、フランスの出生力回復と、ドイツの出生力の低迷、日本の出生力のさらなる低下という、各々、異なった出生動向が確認できる。もっとも回復してきたとはいえ純再生産率はフランスが2002年現在0.91、ドイツが

⁴⁾ページ：17

[0]1977年に離婚法が改正され、1978年に一時的に落ち込み、1979年からまた再上昇した。これは法律改正による影響のあらわれ方として一般的である。法改正の議論が進むにつれて、その結果を待つ形で、離婚手続きや訴訟が遅れ、逆に改正・施行後は、先延ばし分が取り戻されることになり、急激に元のトレンドに戻るので、中間の年が落ち込む。日本の1966年の丙午の前年と、翌年の動きなども同様である。

2001年現在0.65、日本が2002年現在0.64と、いずれの国でも1975年以来、すでに長期にわたり出生可能年齢の女性が再生産されておらず、現在までのところ基本的な出生力状況に変わりはないといえよう。

ただカンタムとテンポによる分析から明らかなように、潜在的な出生力回復の可能性という点では、フランスの場合、晩婚・晩産化によるタイミング効果が収まれば(TI=1となれば)、TFRが再生産水準近くまで回復する可能性がある(QIは依然2.00の水準を維持している)のに対し、ドイツと日本はQIがすでに1.50あたりまで低下しており、タイミング効果が収まったとしてもTFRが再生産水準まで回復する可能性は少なく、この違いは大きいといえよう。

そこで問題となるのは、なぜ、フランスではQI(コーホートの完結出力の水準)が依然、再生産水準を維持しているのに対し、ドイツや日本では、これが2を大幅に下回るようになってきているのかという点である。

この違いの鍵を握るのが出生順位別出生割合、とりわけ第3子の出生動向で、フランスの場合(図2-9)は1964年頃から始まった出生減退が収まった後、1977年頃から上昇に転じ、1981年頃、一度、ピークを迎えた後、再度、低下したが、1984年以降、再度、上昇、1988年頃をピークに再び減少に転じているが、それでも1996年現在、全出生の14%程度を維持している。これに対し、ドイツ(図2-10)と日本の場合(図2-12)は12%水準を低迷しており、とりわけ日本の場合、1990年以降の低下が著しい。

同様の動きは30-34歳の年齢階級別出生率でも観察でき、フランスの場合(図2-13)は、1964年頃から始まった出生減退が収まった後、1979年頃から上昇に転じ、1981年頃、一度、ピークを迎えた後、再度、低下したが1984年以降、再度、上昇に転じ、2001年現在の女子1000人あたり554という高い水準に達している。これに対し、旧西ドイツ地域では、やはり同じような晩産化によるキャッチアップがあったものの387に留まっており、日本の場合も444と遠くフランスに及ばず、近年はむしろ低下し続けている。

つまり、フランスと、ドイツ・日本との、現在の出生力格差の背景には、第2子から第3子への子供数の拡大(パリティ拡大率)の差や、それを含めた30-34歳という高年齢でのキャッチアップの力強さの違いがあると考えられる(Kojima/Rallu 1998)。

フランスは長年にわたり第3子以降の出生支援を中心に強力な家族政策を推し進めてきたことで有名な国であり、とりわけ1985年には育児親休暇手当や乳幼児手当の制度が「第3子から対象」に導入された経緯があり、このような家族政策の影響が2子から第3子への子供数の拡大(パリティ拡大率)や年齢でのキャッチアップの力強さに影響している可能性は否定できない。

しかし、その一方、コーホートの出生順位別出生割合の歴史的推移を比較すると、フランスの場合(図2-1)は、すでに1930年出生の母親あたりから第4子以上の割合が急速に減少し、これとは逆に第2子の割合が急速に増加、2子で出生を完結する形が主流となっていたが、この少子化は、主として第4子以上の出生数の減少によるものであり、第3子は第2子と並んで歴史的にはむしろ増加傾向にあり、また無子割合も低下傾向にあった。

これに対し、ドイツでも第2子が主流となっていたが、3子以上の割合は1931/35年の出生コーホートの33%をピークに低下に転じ、もっとも若い1956/60年の出生コーホートでは15%と低迷しており、フランスより家族規模の縮小がはるかに進んでいること、ま

たドイツでも 1931/35 年の出生コーホートまでは無子割合が低下していたが、その後、増加に転じ、もっとも若い 1956/60 年の出生コーホートでは、フランスが 10%以下であるのに対し約 25%と非常に高い水準に達していることなど、家族形成やその規模に対する社会規範の歴史的な相違が観察される。

また日本の場合も 2 子が主流と占めるようになったが、フランスやドイツが 30%台であるのに対し、最も若い 1953 年・1957 年出生コーホートで 52.9%と、2 子への集中が突出している点や、比較的最近までまた無子・1 子の割合が低かったなどの特徴も見られる。

つまり、フランスに見られる、2 子から第 3 子への子供数の拡大（パリティ拡大率）や高年齢でのキャッチアップの力強さは、家族政策の結果というよりも、むしろ、フランスの家族政策自体が、このような長期出生動向や家族規範の変化に適応する形で、採用されてきたのではないかと考えられる。

いずれにせよ、家族政策が出生力に与える影響を特定することは容易でなく、またその方法についても様々な議論がある（小島宏 1989）が、フランスやドイツの場合、さらに考慮しなければならないのが外国籍出生の影響である。

今回の分析では近年のデータが得られなかったが、（小島 1996：168）によれば、フランスの場合、「1980 年代における全嫡出出生数の 85%-87%は両親ともフランス人であるが、3%-4%は片親が外国人によるもので、両親が外国人によるものが 10%-11%を占めている。しかし第 4 子以上の全嫡出出生数をみると 38%-44%が外国人の両親によるものである」という。またドイツでも 1996 年における全嫡出出生数の 86.7% がドイツ国籍で、13.3%が外国籍であり、1996 年の在住外国人の割合が全人口の 8.9%程度である点から考えても外国人の方が出生力が高いことがわかる。ちなみに 1995 年のデータではドイツ国籍者の粗出生率が 8.9%であるのに対し、外国籍者では 13.8%と約 1.6 倍になっている。これに対し、日本の場合、外国籍の出生割合は 2001 年現在でも 1.0%程度（両親とも外国人）であり、父日本人母外国人 1.11%、父外国人日本人 0.76%と合わせても、全出生の 2.8%を占めるに過ぎない。このような外国籍者の出生がフランスやドイツの出生動向にどのような影響を与えているのか、また日本の場合、今後、どのような影響を与えていくのかについても慎重な検討が必要であろうと思われる。

【文献】

岩澤美帆，1999，「1990 年代における女子のパートナーシップ変容——婚姻同居型から非婚非同居型へ」『人口問題研究』55(2)：19-38.

岡崎陽一，1990，「第 I 章 子供数からみた出生力の変化」毎日新聞社人口問題調査会編『記録日本の人口 少産化への軌跡 家族計画世論調査・20 回全資料』，14-29.

厚生省大臣官房統計情報部編，1999，『人口動態統計 100 年の動向 CD-ROM』(財)厚生統計協会.

厚生省大臣官房統計情報部編，1999，『人口動態統計 (1899-1997) CD-ROM』(財)厚生統計協会.

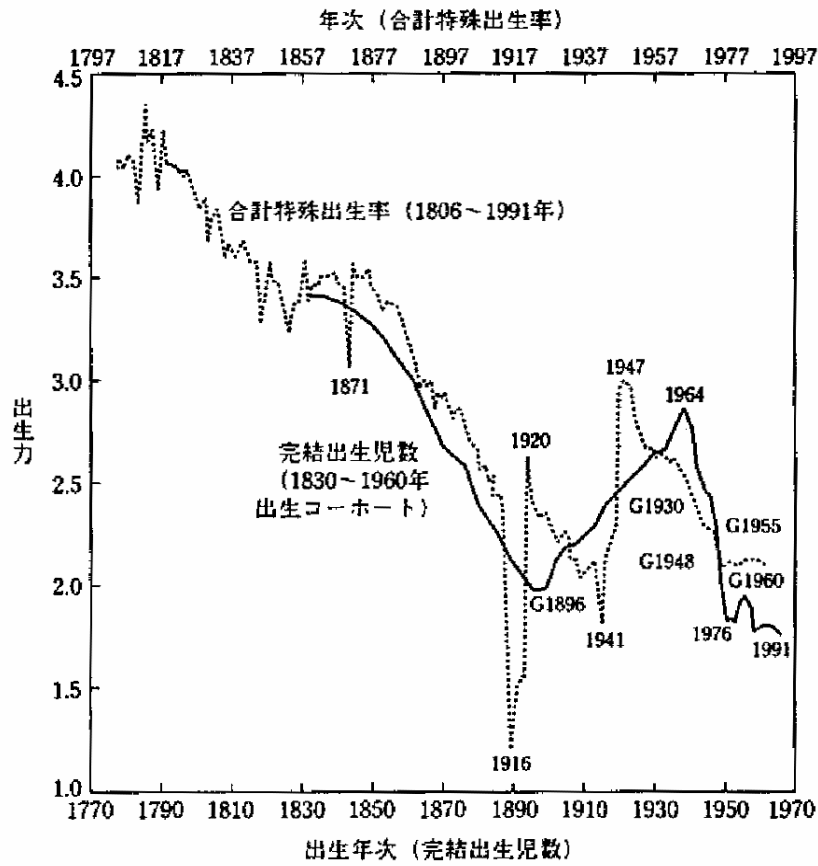
厚生省大臣官房統計情報部編，2002，『平成 11 年人口動態統計 CD-ROM』(財)厚生統計協会

厚生省大臣官房統計情報部編，2002，『平成 12 年人口動態統計 CD-ROM』(財)厚生統計協会

- 国立社会保障・人口問題研究所，2004，「人口統計資料集 2004」『人口問題研究資料』309.
- 国立社会保障・人口問題研究所，2004，「わが国夫婦の結婚過程と出生力（平成 14 年 第 12 回 出生動向基本調査）」『調査研究報告資料』18.
- 国立社会保障・人口問題研究所，2004，「わが国独身層の結婚観と家族観（平成 14 年 第 12 回 出生動向基本調査）」『調査研究報告資料』19.
- 国立社会保障・人口問題研究所，2005，「人口統計資料集 2004」
 (<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2004.asp?chap=0>).
- 小島宏，1989，「出生促進政策の有効性」『人口問題研究』45(2): 70-87.
- 小島宏，1996，「第 5 章 フランスの出生・家族政策とその効果」阿藤 誠編『先進諸国の人口問題・少子化と家族政策』東京大学出版会，157-193
- 原 俊彦，2000a，「ドイツの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学，13: 149-175.
- 原 俊彦，2000b，「ドイツにおける無子の広がりとその背景」『人口問題研究』56(4): 70-87.
- 原 俊彦，2000c，「ドイツの家族政策の特徴と受容」『現代社会学研究』北海道社会学会，14: 73-93.
- 原 俊彦，2001，「旧西ドイツ地域における同棲の広がりとその要因」『家族社会学研究』13(1): 87-97.
- 福田亘孝，1999，「日本における第一子出産タイミングの決定要因」『人口問題研究』55(1): 1-19.
- Council of Europe, 1999, *Demographic development In Europe 1999*, Council of Europe. (CD-ROM)
- Council of Europe, 2000, *Demographic Development In Europe 2000*, Council of Europe. (CD-ROM)
- Council of Europe, 2001, *Demographic Development In Europe 2001*, Council of Europe. (CD-ROM)
- Council of Europe, 2002, *Demographic Development In Europe 2002*, Council of Europe. (CD-ROM)
- Council of Europe, 2003, *Demographic Development In Europe 2003*, Council of Europe. (CD-ROM)
- Dorbitz, J. and K. Gartner, 1998, "Bericht 1998 über die demographische Lage in Deutschland mit dem Teil B", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, JG 23(4): 373-458.
- Deutscher Bundestag Referat Öffentlichkeit (Hrsg.), 1998, "Demographischer Wandel- Zweiter zwischenbericht der Enquete-Kommision" *Demographischer Wandel: Herausforderungen unserer alter werdenden Gesellschaft an den einzelnen und die Politik*, Bonn
- Klijzing E. and M. Macura, 1997, "Cohabitation and Extra-marital Childbearing: Early FFS Evidence" in IUSSP(International Union for the Scientific Study of Population), International Population Conference, Beijing 1997,2: 885-901.
- Kojima, H. and J.-L. Rallu, 1998, "Fertility in Japan and France", *Population: An English Selection*, 10-2: 319-348

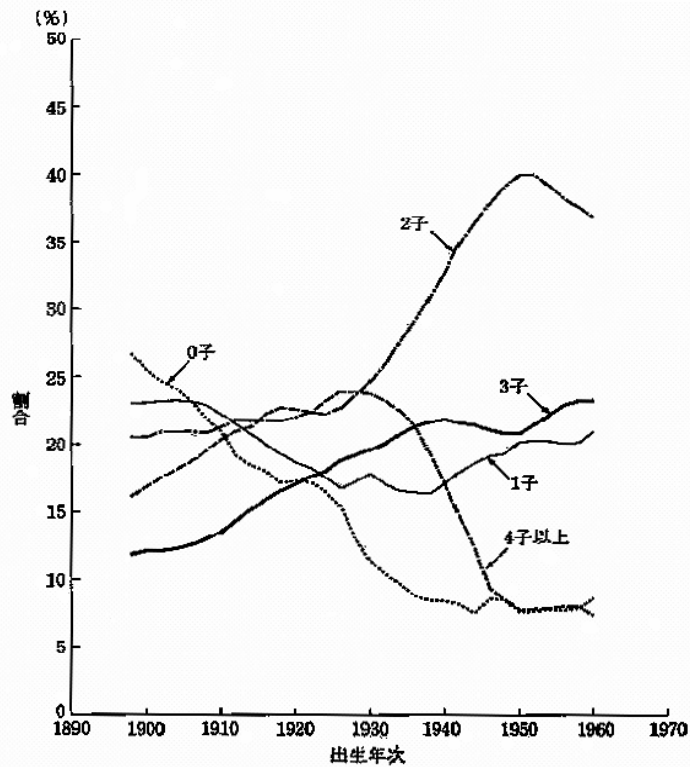
Schwarz, K., 1999, "Rückblick auf eine demographische Revolution Überleben und Sterben, Kinderzahl, Verheiratung, Haushalte und Familien, Bildungsstand und Erwerbstätigkeit der Bevölkerung in Deutschland im 20. Jahrhundert im Spiegel der Bevölkerungsstatistik". Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft, Jg.24(3), Opladen: Verlag Leske+Budrich, 229-279

図表2-1 フランスの合計特殊出生率と完結出生児数の変化 1885年-1997年



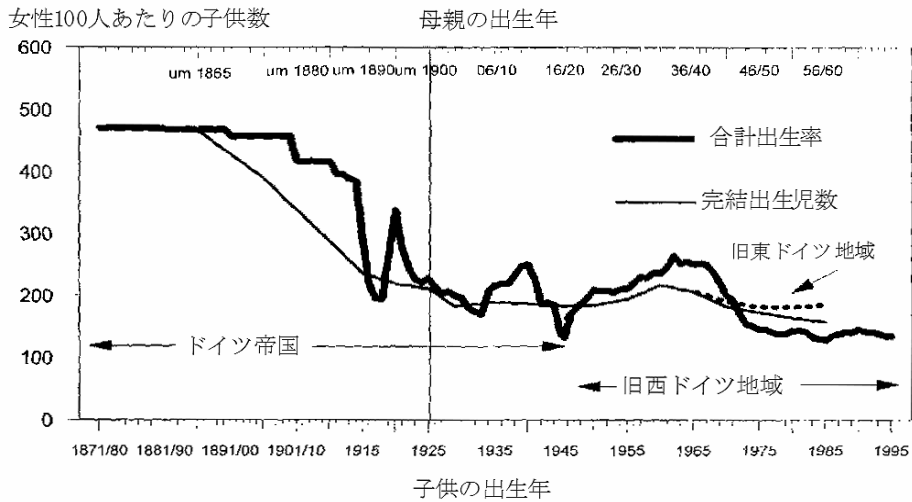
出典: 小島宏 1996:160

フランスにおける出生 cohorts 別女子の完結出生児数別分布



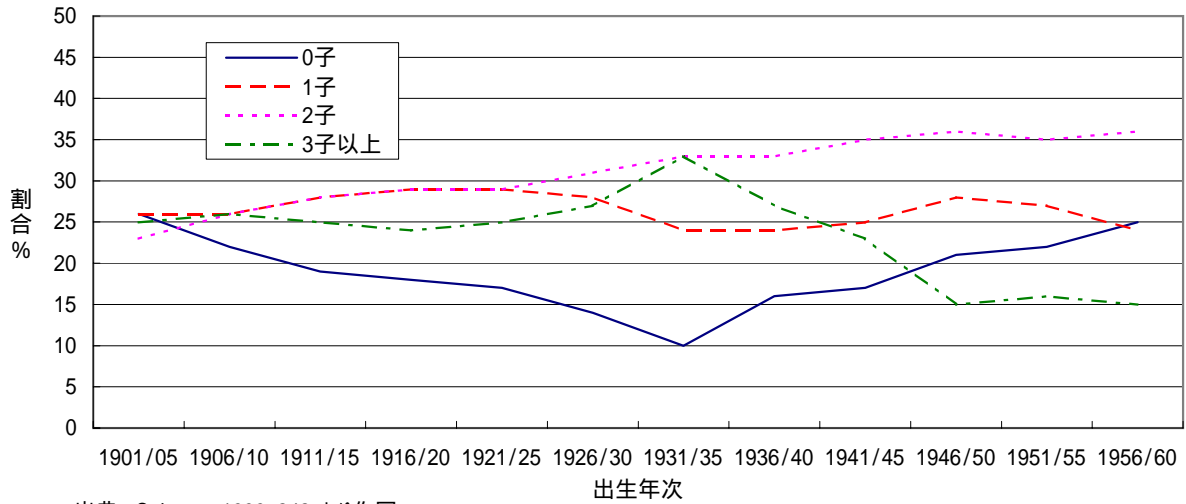
出典: 小島宏 1996:163

図表2-2 ドイツの合計出生率と完結出生児数の変化 1865-1995年



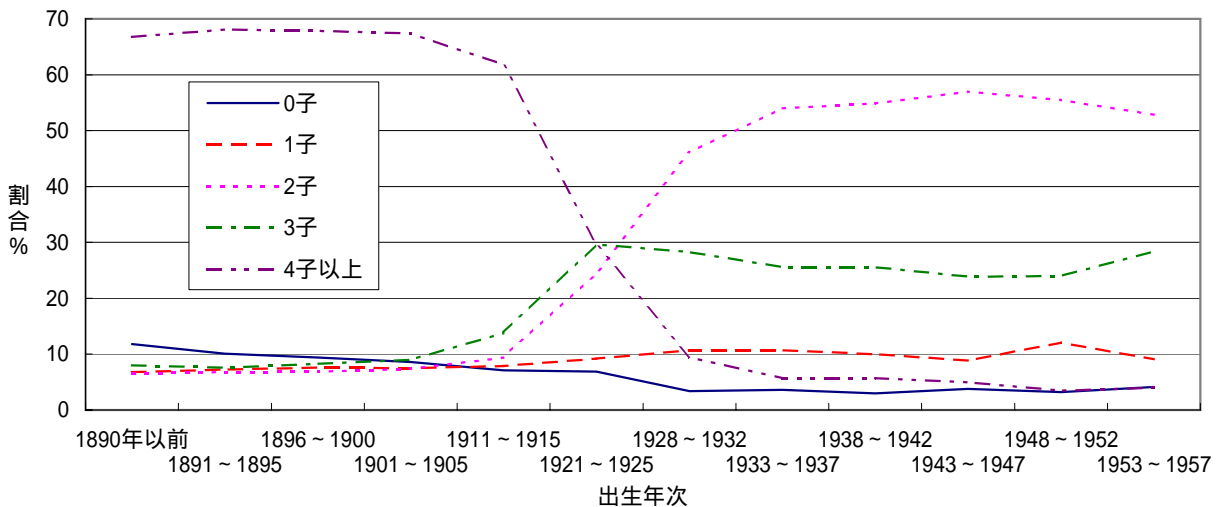
出典: Schwarz, 1999:239

旧西ドイツ地域における出生 cohorts 別女子の完結出生児数別分布



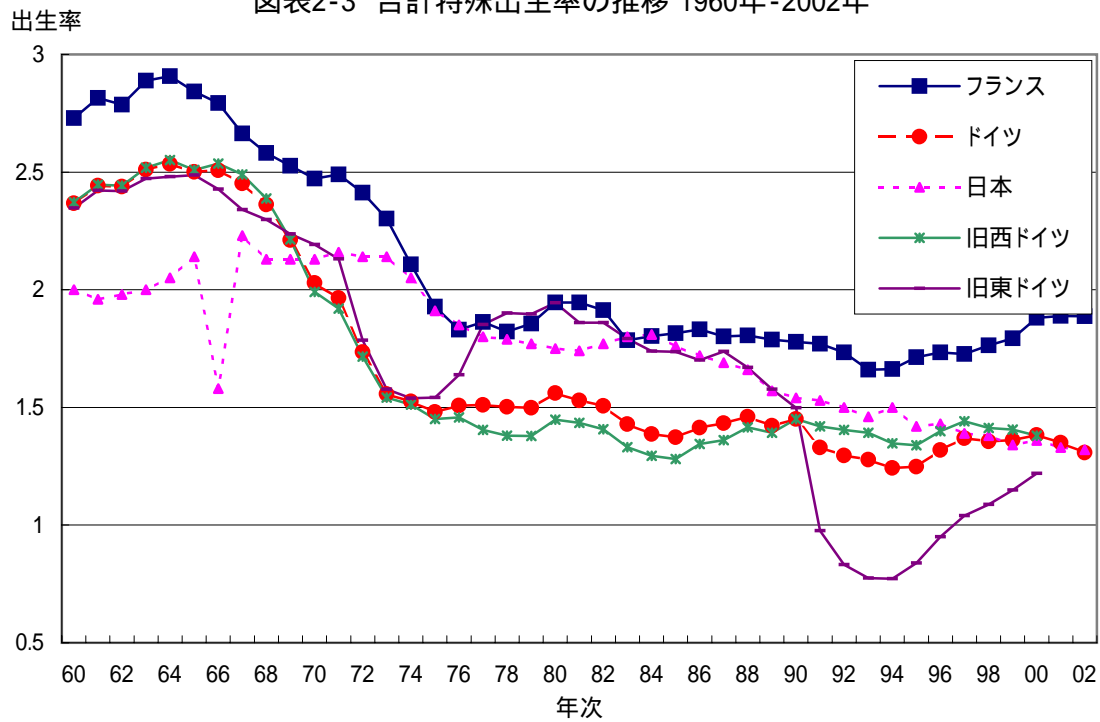
出典: Schwarz 1999:242 より作図

日本における出生 cohorts 別女子の完結出生児数別分布

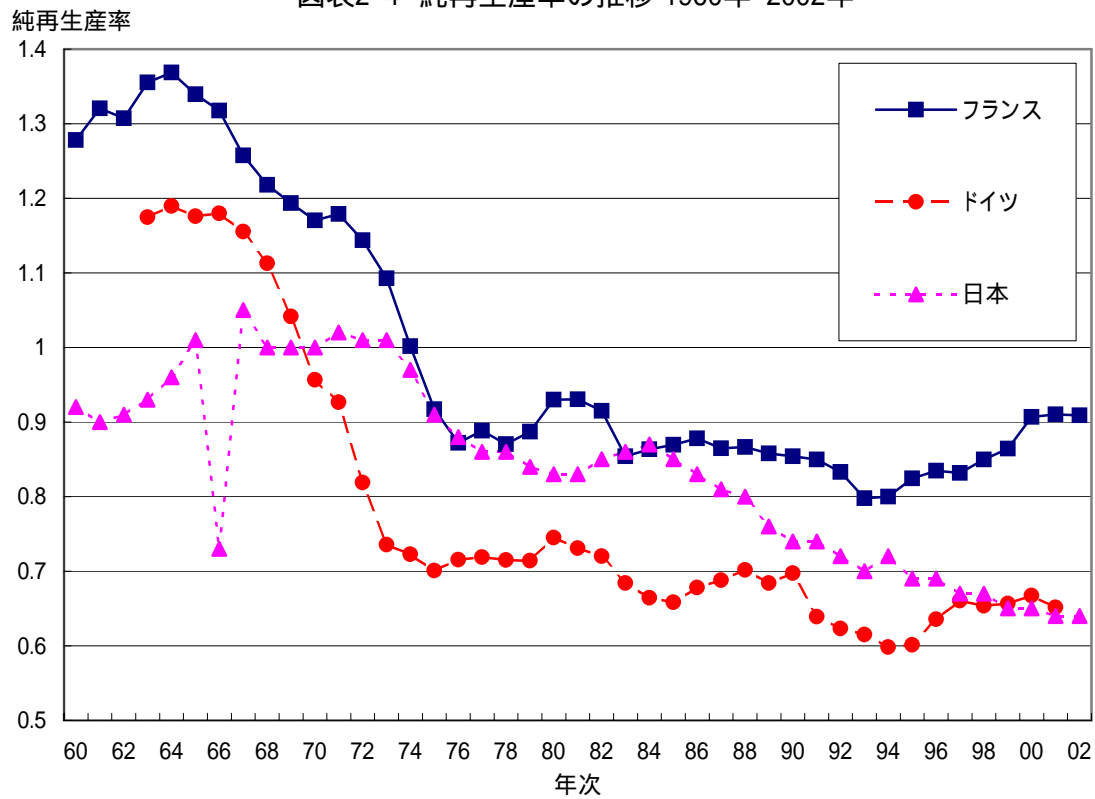


出典: 国立社会保障・人口問題研究所 2005:「表4-28 出生 cohorts 別妻の出生児数割合及び平均出生児数:1890年以前~1957年生まれ」より作成。

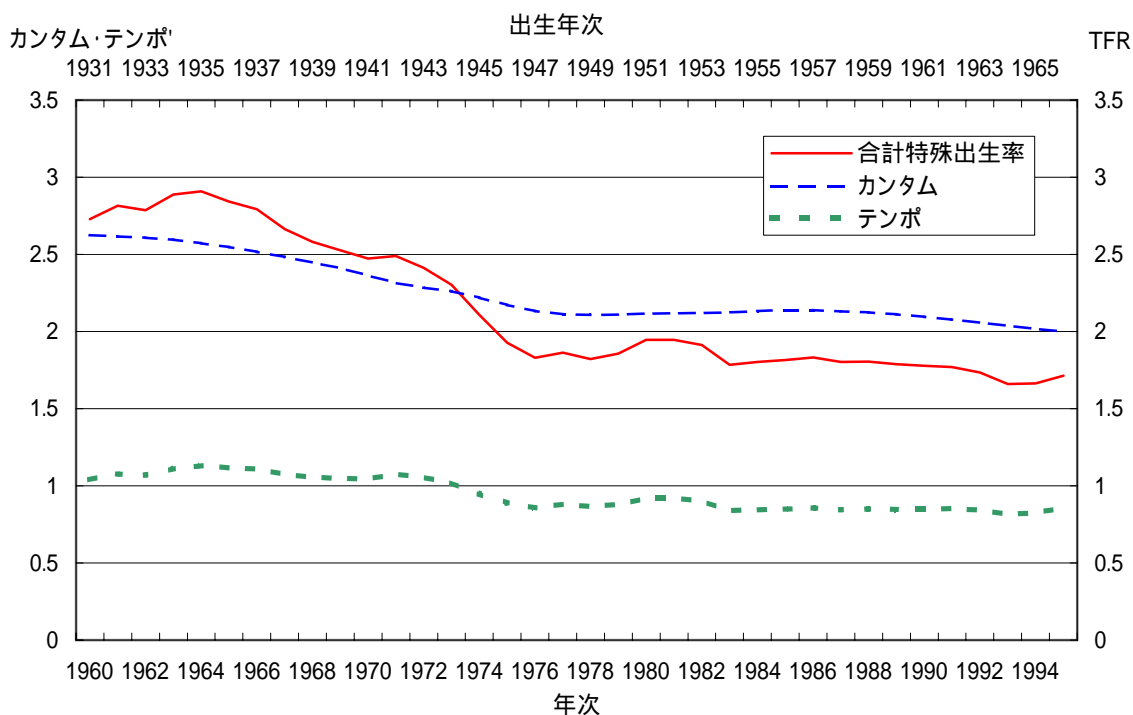
図表2-3 合計特殊出生率の推移 1960年-2002年



図表2-4 純再生産率の推移 1960年-2002年

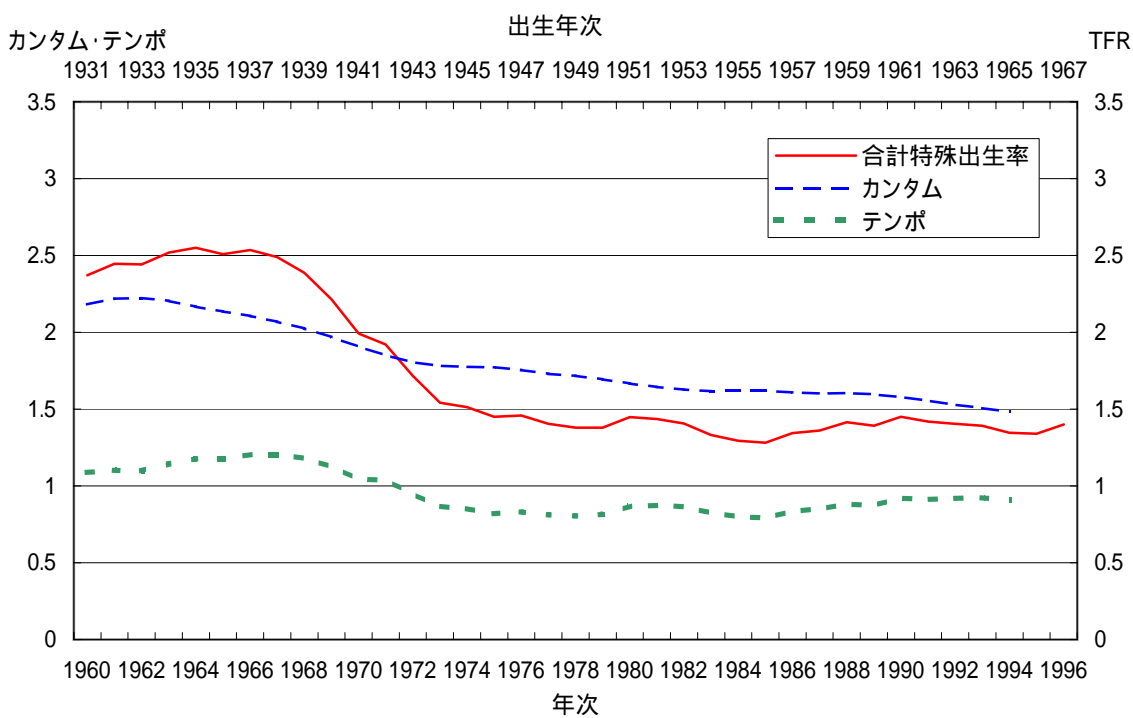


図表2-5 カンタムとテンポ:簡易法 (フランス)



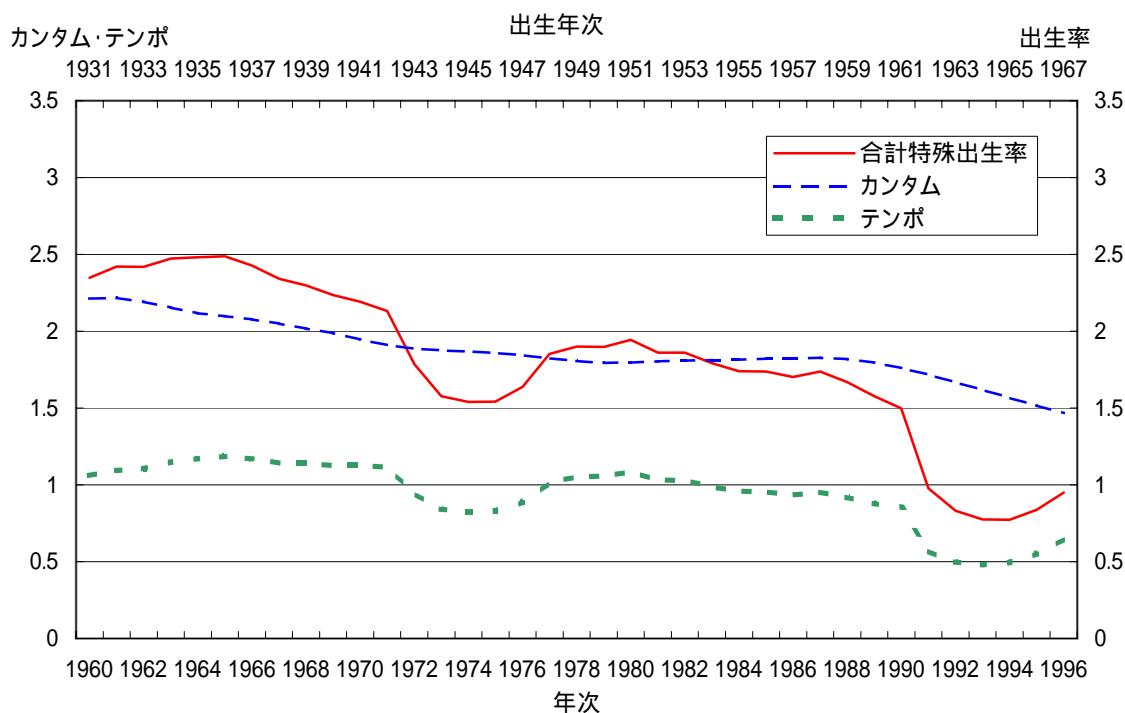
出典: Council of Europe,2003より算出。

図表2-6 カンタムとテンポ:簡易法 (旧西ドイツ地域)



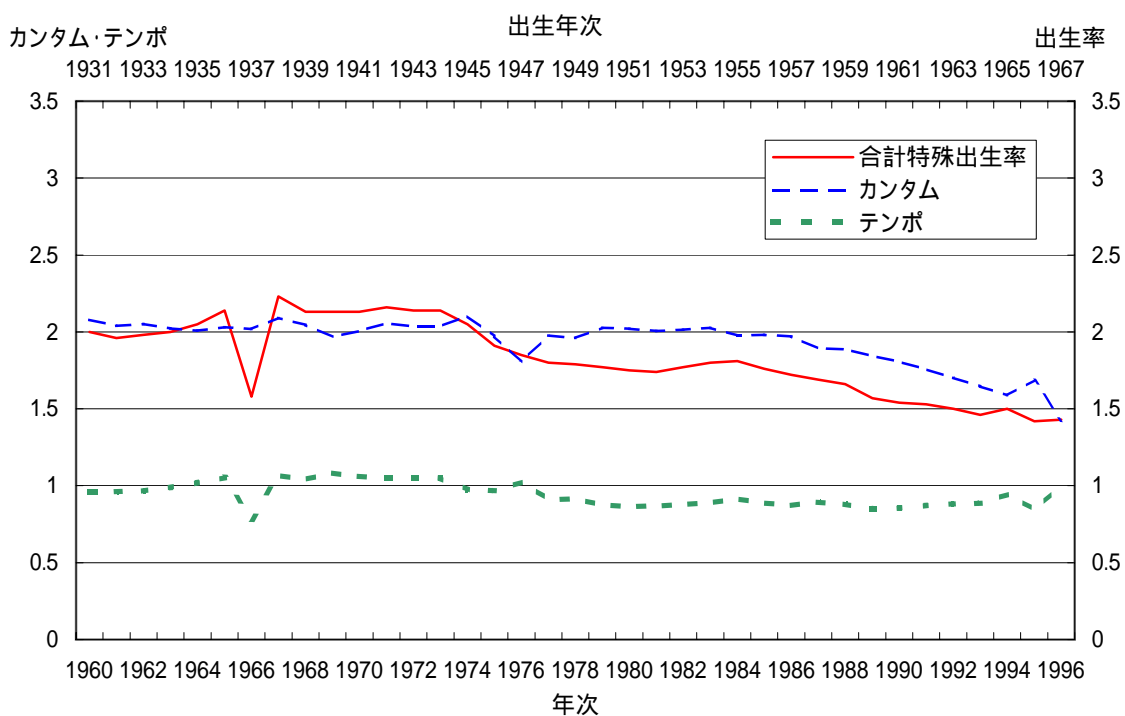
出典: Council of Europe,2003より算出。

図表2-7 カンタムとテンポ：簡易法（旧東ドイツ地域）



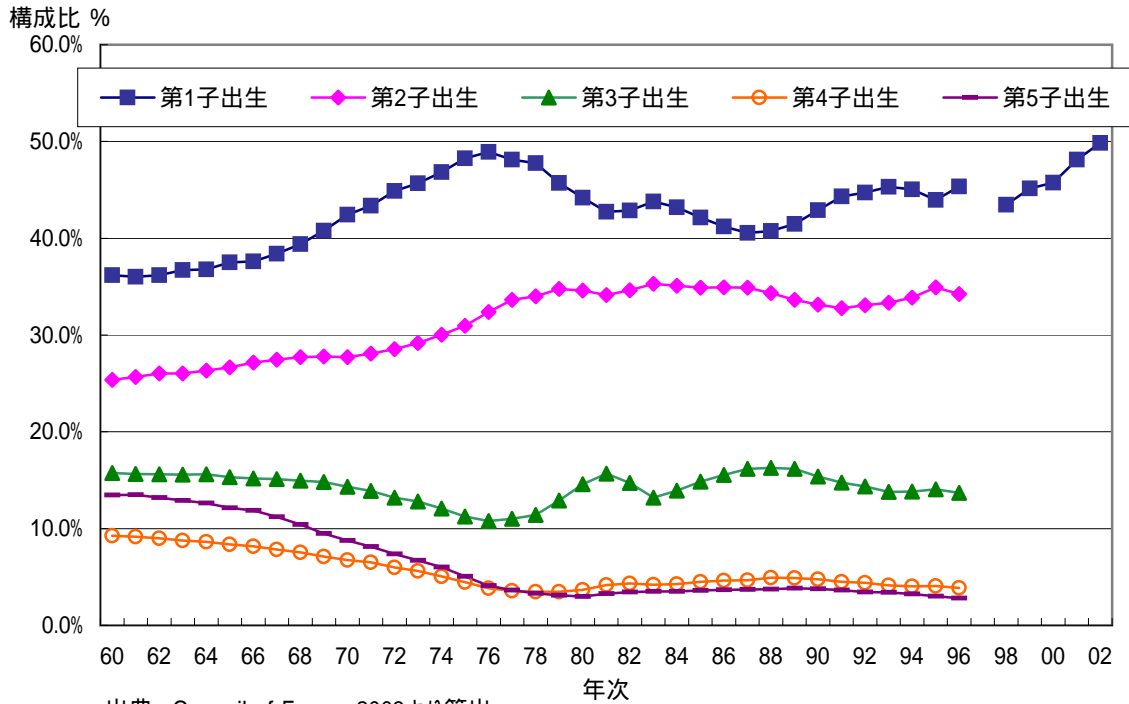
出典：Council of Europe,2003より算出。

図表2-8 カンタムとテンポ：簡易法（日本）

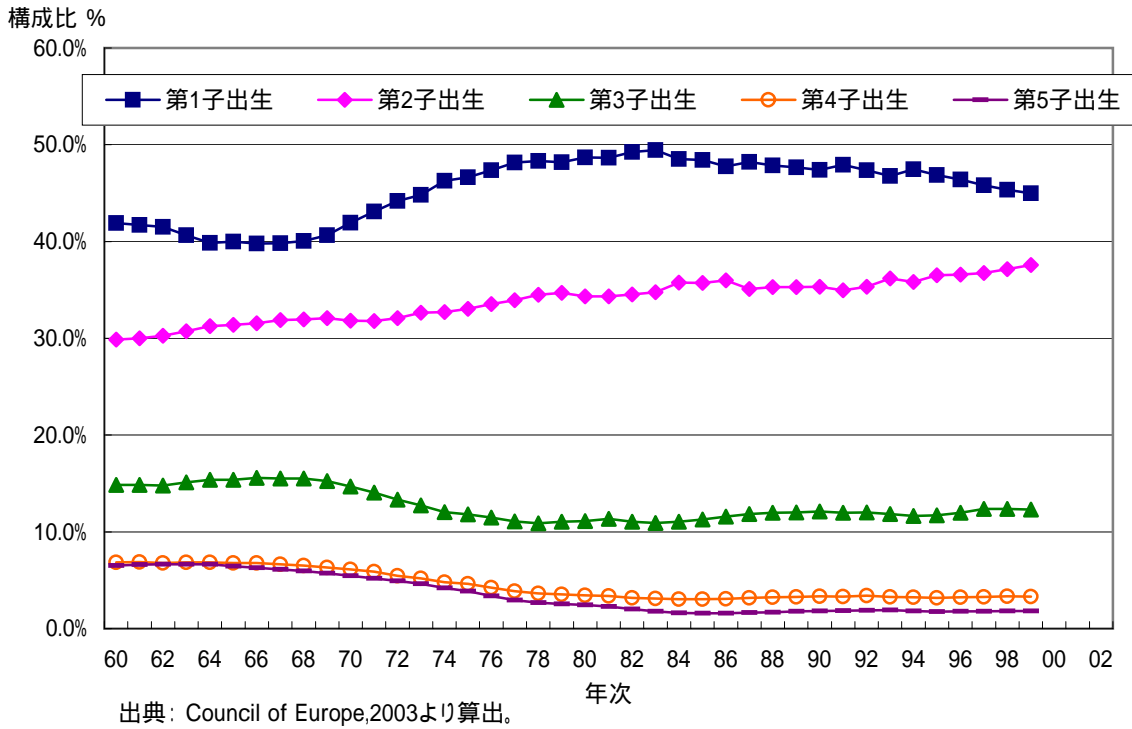


出典：1947年から2000年の各歳別出生率を国立社会保障・人口問題研究所より入手。期間・コーホート別に積算して作成。

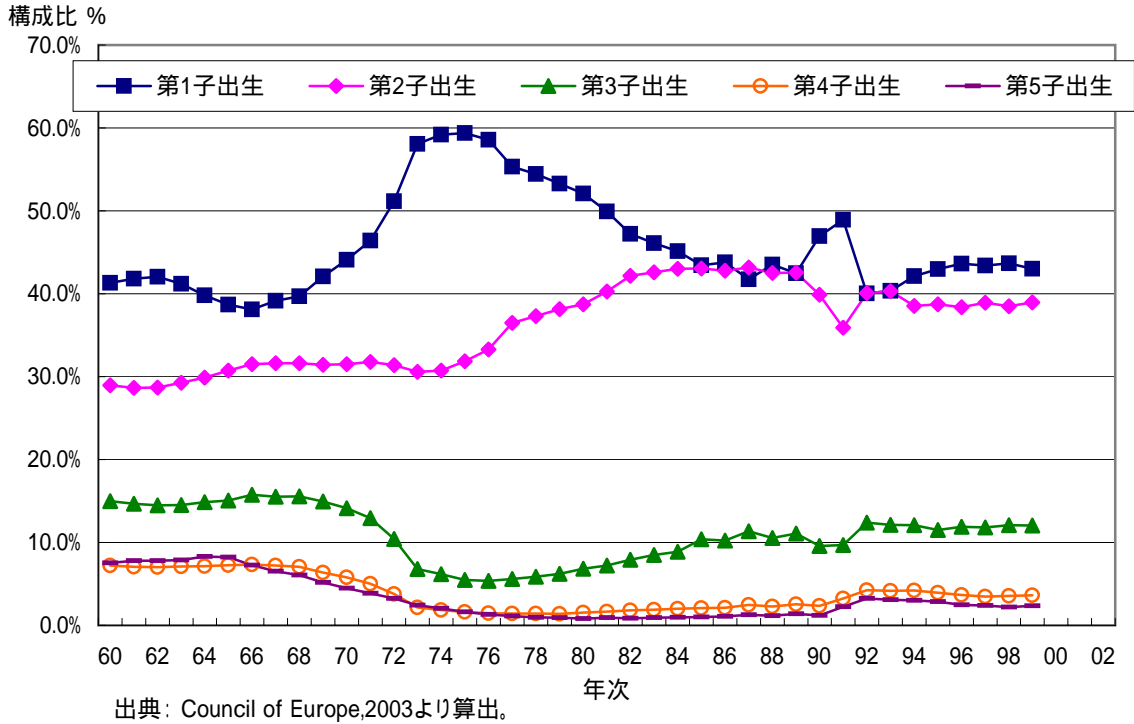
図表2-9 出生順位別出生数の構成比% : フランス 1960-2002



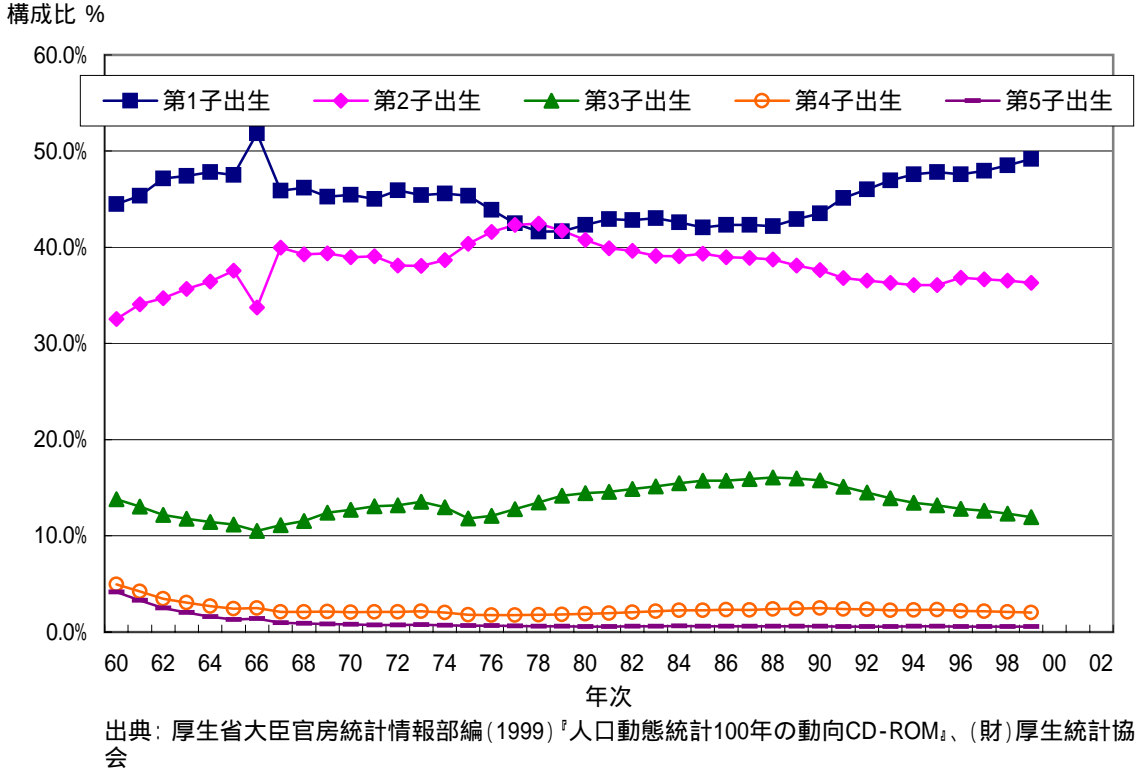
図表2-10 出生順位別出生数の構成比% : 旧西ドイツ地域 1960-2002



図表2-11 出生順位別出生数の構成比%：旧東ドイツ地域 1960-2002

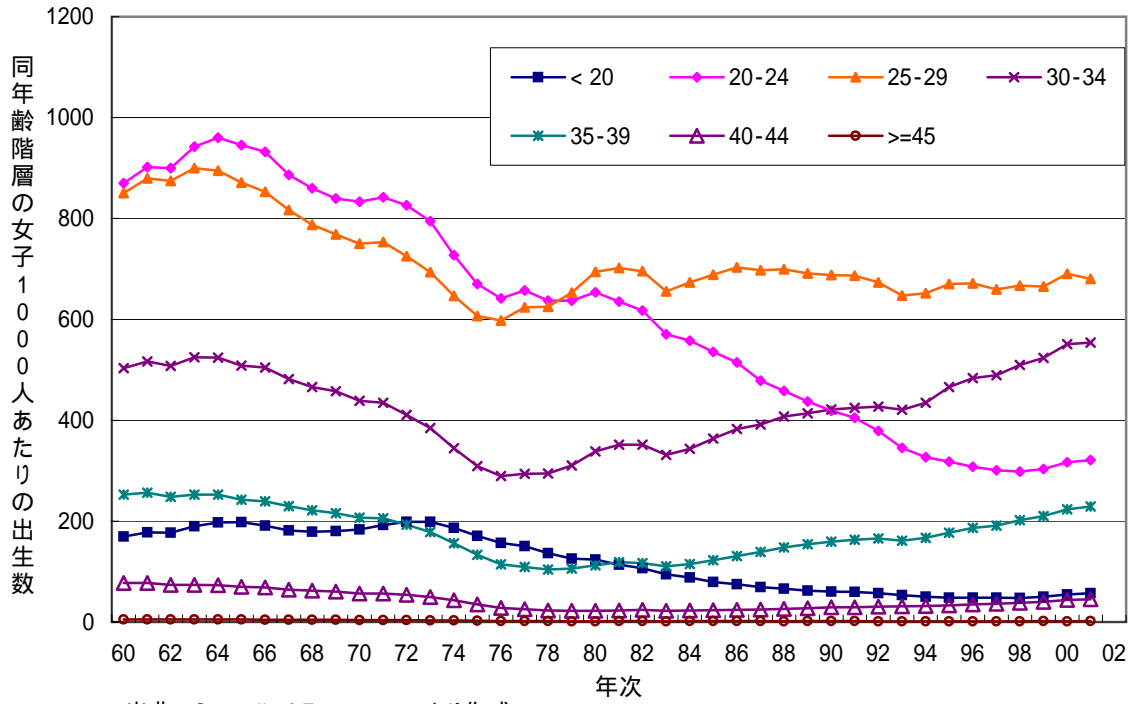


図表2-12 出生順位別出生数の構成比%：日本 1960-2002

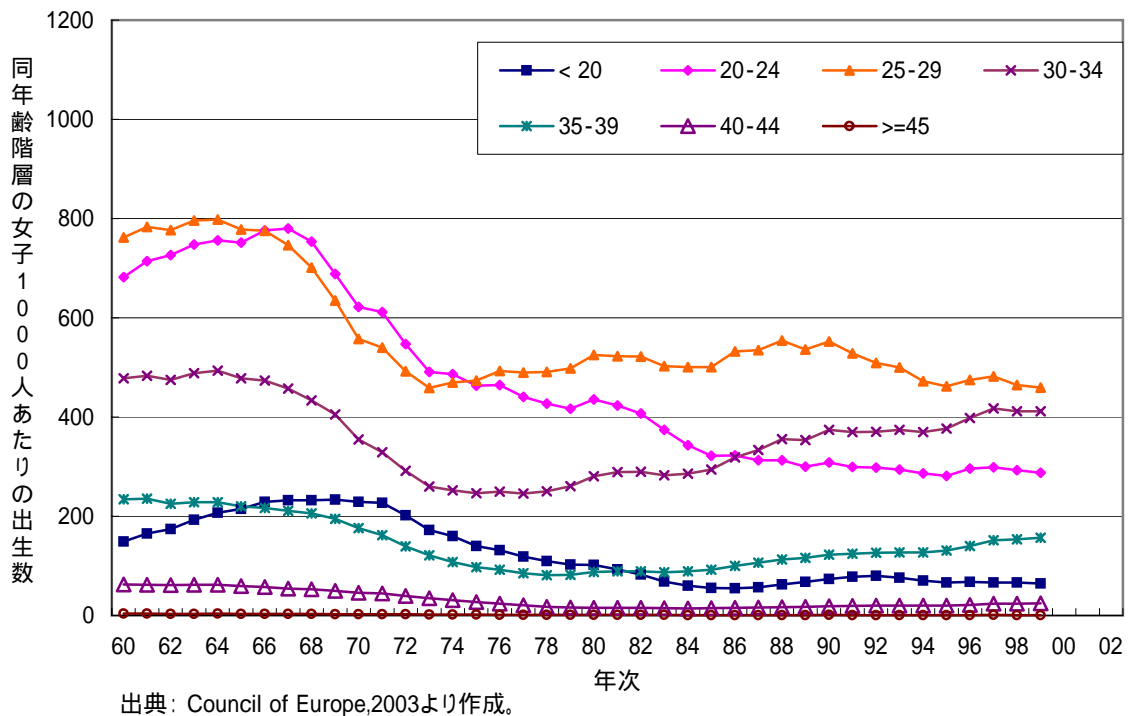


* 1999年以降は、<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Popular2004/04-15.xls>
「一般人口統計 - 人口統計資料集(2004年版) - 表4 - 15 出生順位別出生数：1950～2002年」

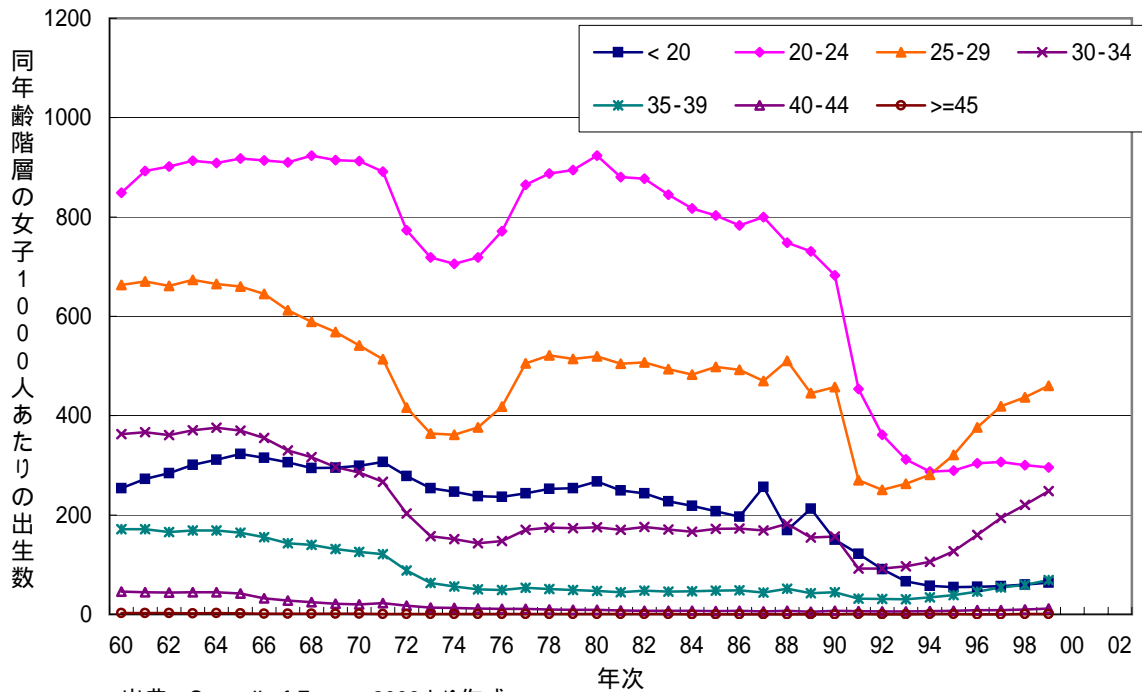
図表2-13 5歳年齢階級別出生率:フランス 1960-2002



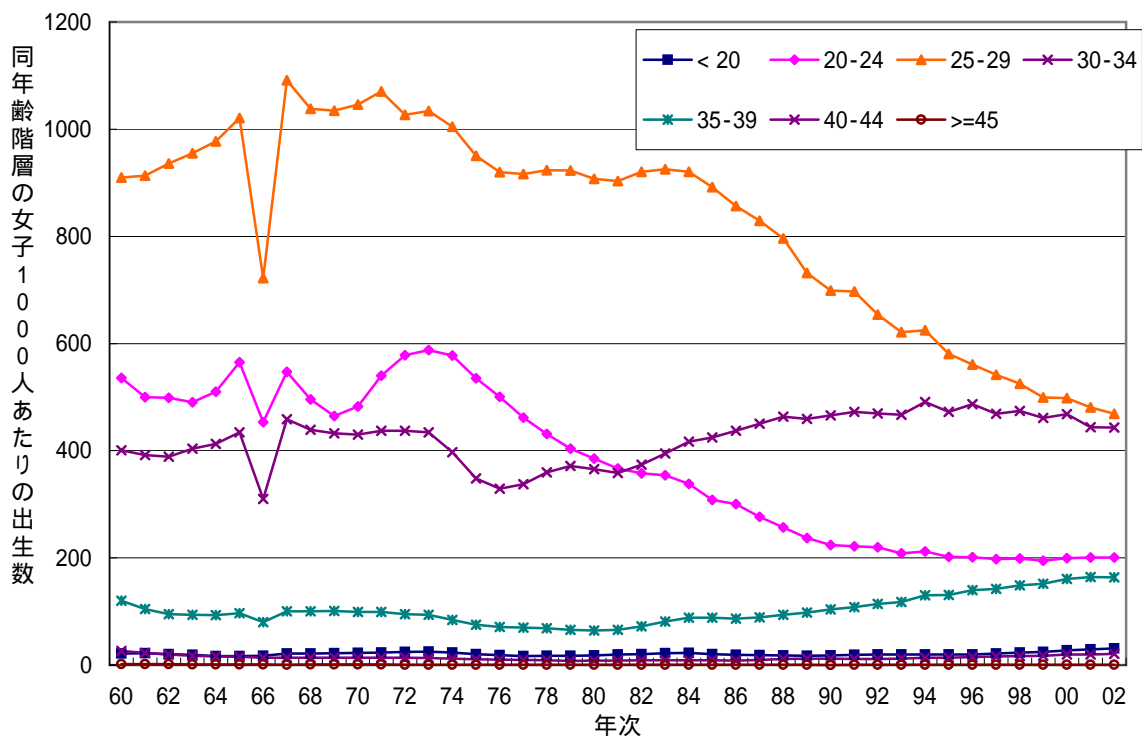
図表2-14 5歳年齢階級別出生率:旧西ドイツ地域 1960-2002



図表2-15 5歳年齢階級別出生率:旧東ドイツ地域 1960-2002



図表2-16 5歳年齢階級別出生率:日本 1960-2002



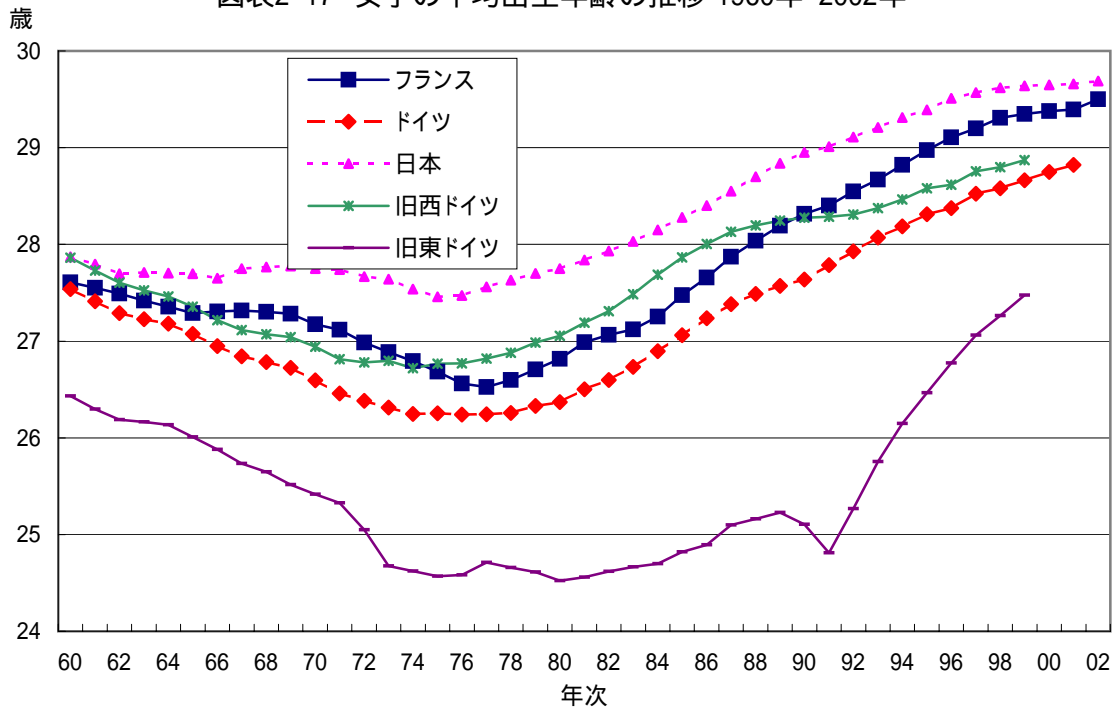
出典: 厚生省大臣官房統計情報部編(1999)『人口動態統計100年の動向CD-ROM』、(財)厚生統計協会

* 1999年は、「人口統計資料集 2000」

* 2000年以降は、<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Popular2004/04-07.xls>

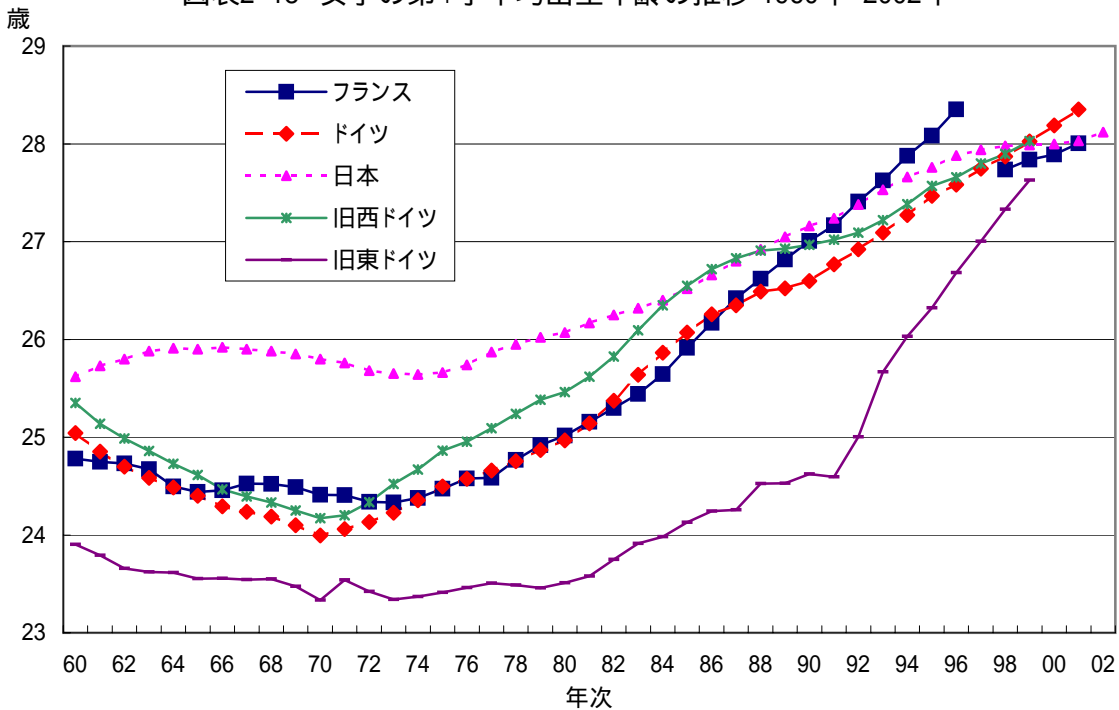
「一般人口統計 - 人口統計資料集(2004年版) - 表4 - 7 女子の年齢(5歳階級)別出生

図表2-17 女子の平均出生年齢の推移 1960年-2002年



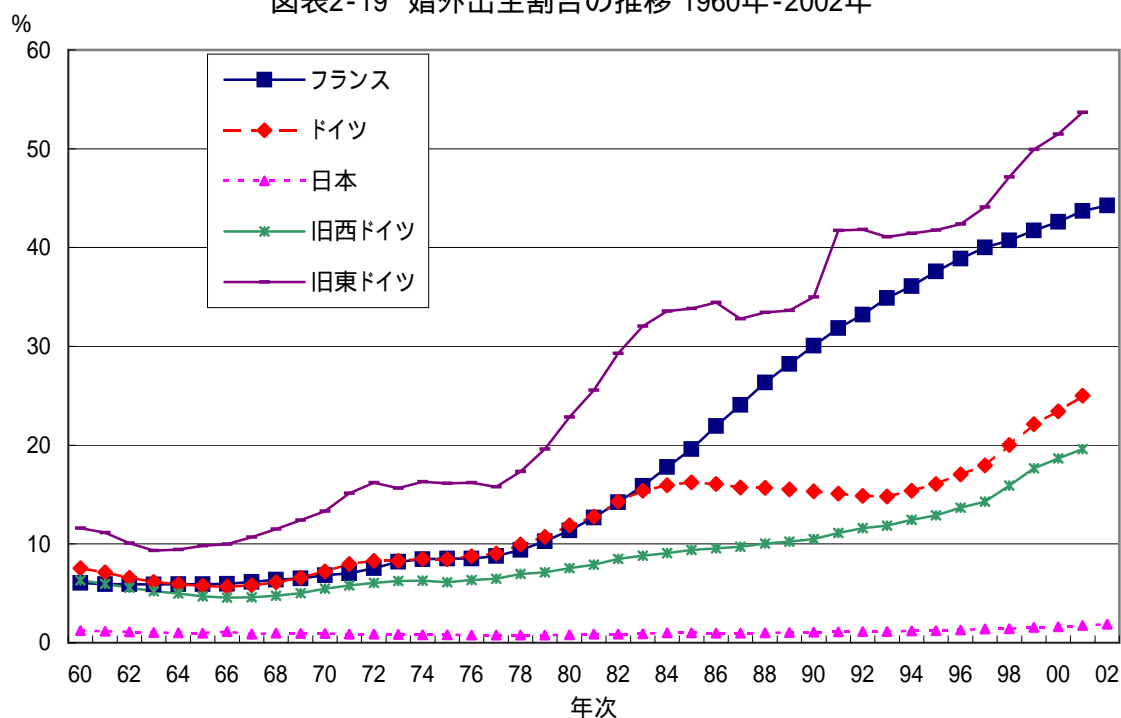
出典: Council of Europe,2003、日本のみ国立社会保障・人口問題研究所より入手した1947年から2000年の各歳別出生率から算出した。

図表2-18 女子の第1子平均出生年齢の推移 1960年-2002年



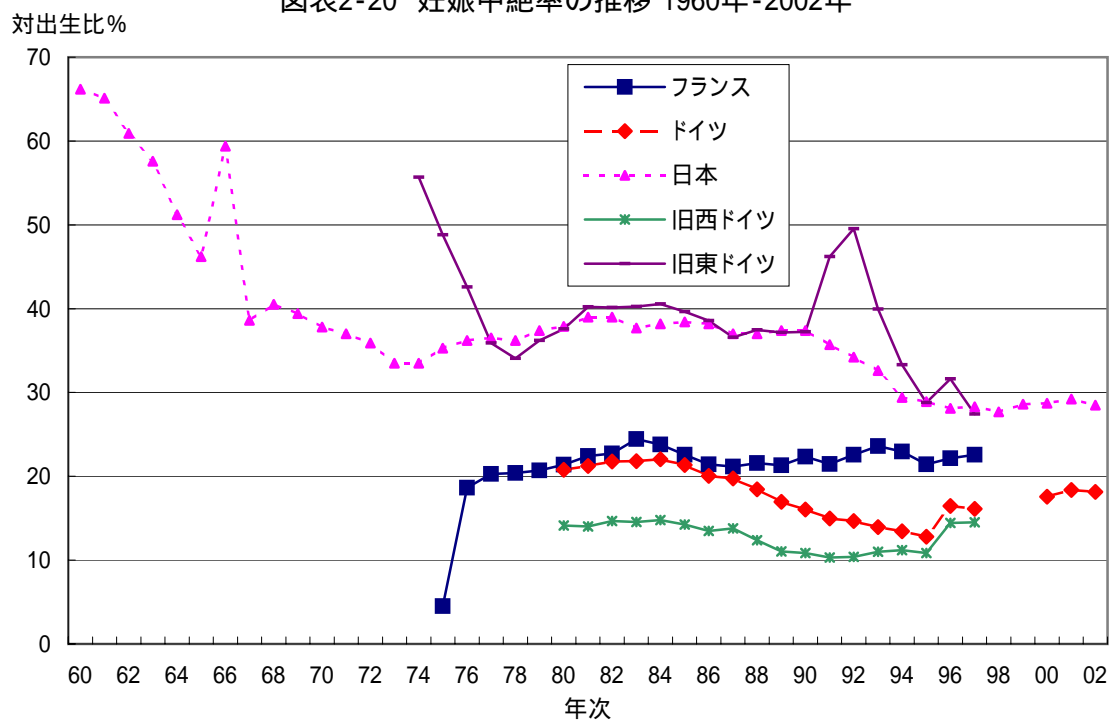
出典: Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

図表2-19 婚外出生割合の推移 1960年-2002年



出典: Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

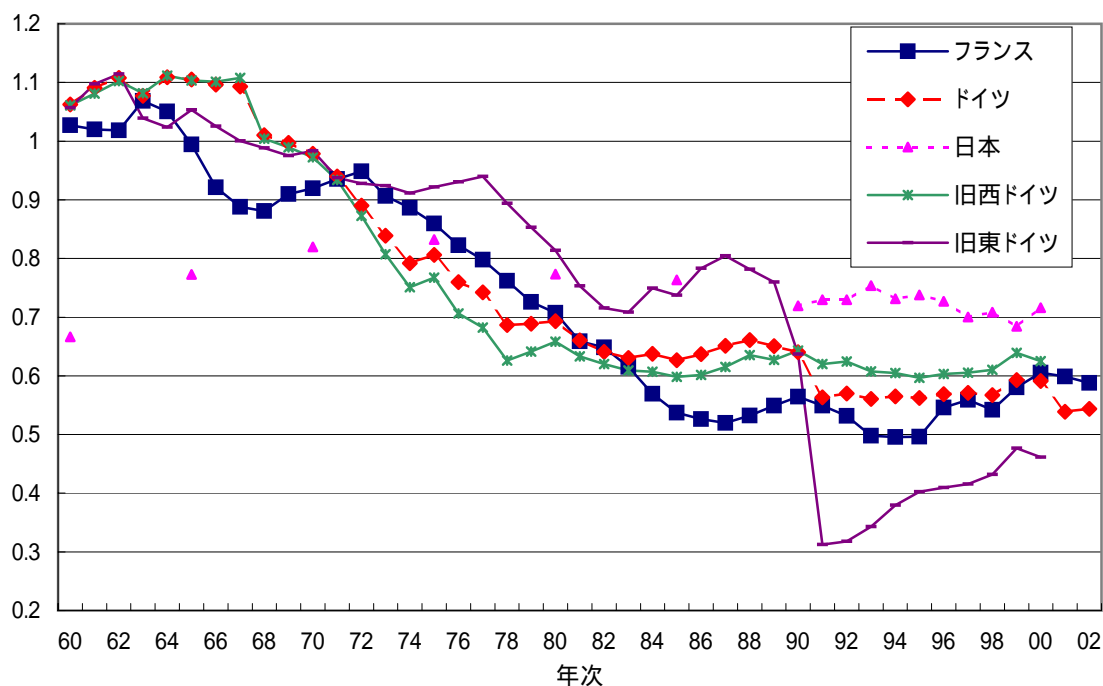
図表2-20 妊娠中絶率の推移 1960年-2002年



出典: Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

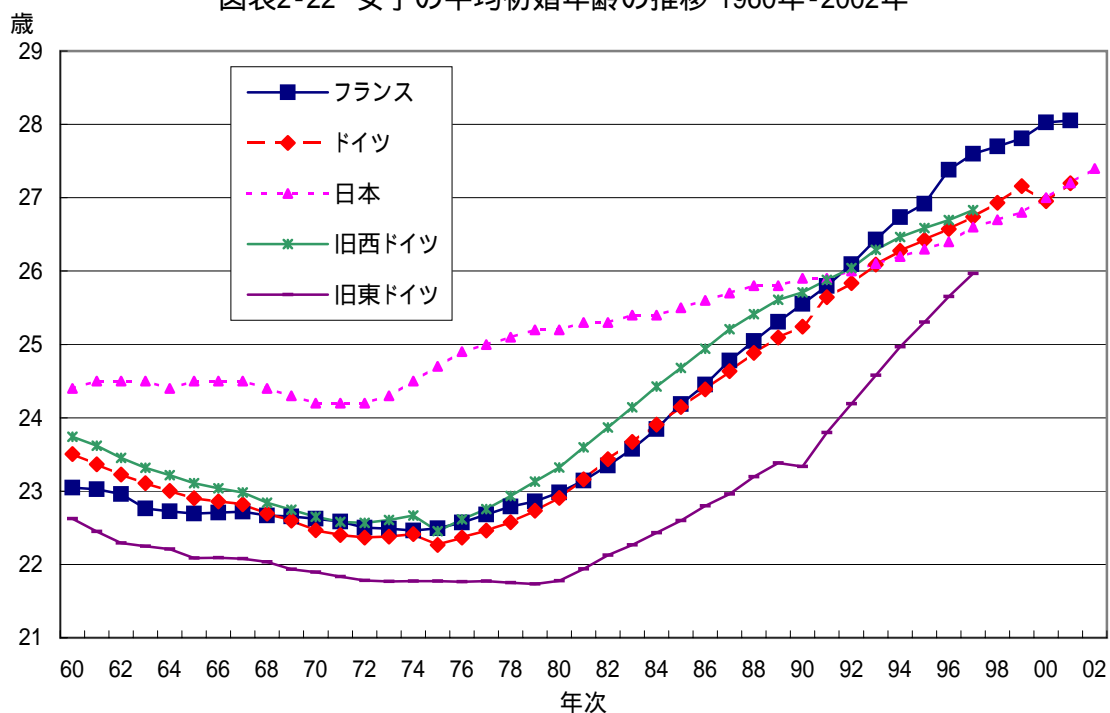
*対出生比は、出生100に対する中絶数

図表2-21 合計初婚率の推移 1960年-2002年



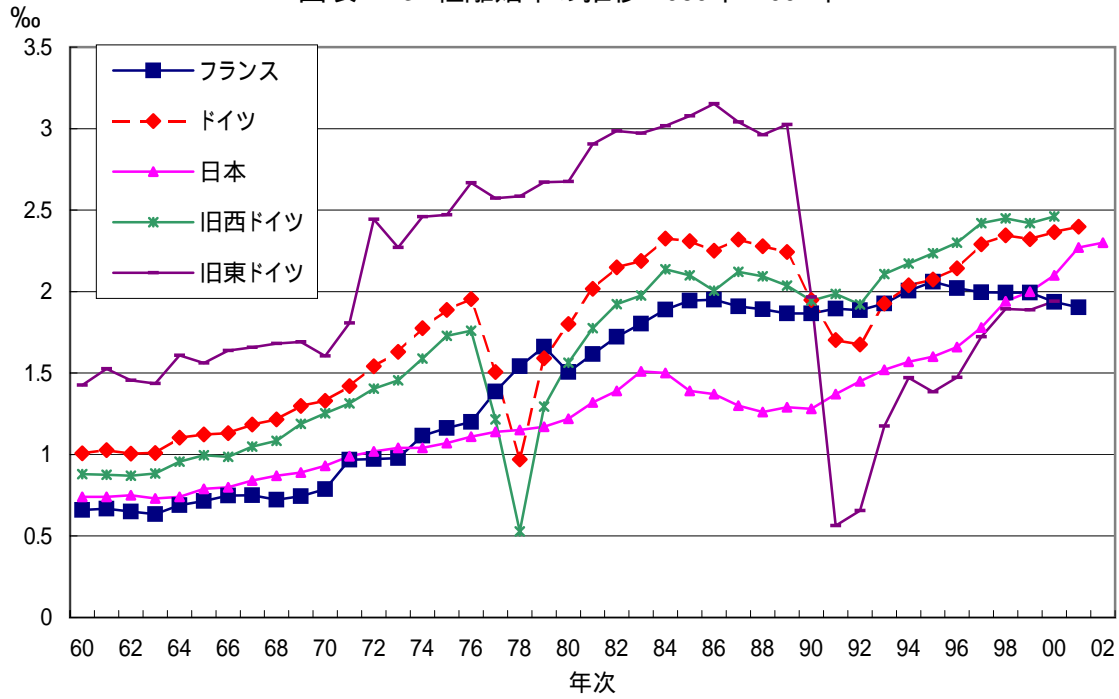
出典： Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

図表2-22 女子の平均初婚年齢の推移 1960年-2002年



出典： Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

図表2-23 粗離婚率の推移 1960年-2002年



出典： Council of Europe,2003、日本のみ「人口統計資料集2003」

第3章 ドイツとフランスの労働政策

1. ドイツとフランスの労働力

(1) 概況

2003年時点の労働力人口は、ドイツが3927万人、フランスが2694万人である¹⁾。これらに対し、日本の労働力人口は6666万人である。そのためドイツは日本の約6割、フランスは約4割の労働力を有している国ということになる。15歳以上人口に占める労働力人口の割合を示す労働力率は、ドイツが56.0%、フランスが56.1%、日本が60.8%となっている。労働力率についても、この3カ国の中では日本が最も高い値を示している。ドイツ、フランスの労働力率が日本より低くなっている原因の一つとして引退年齢が早いことがあげられる。

図表3-1をみると、50代前半までは3カ国間で労働力率はほぼ同じ値を示している。しかし50代後半になると3カ国間で差が開き始め、60代前半になると日本の労働力率が54.8%に対し、ドイツが25.1%、フランスが16.1%と大きな差が開いている。日本では就業者に占める自営業者の割合が多いことが数値に影響していると考えられる。また制度的な面では、ワークシェアリングともあいまって、ドイツ、フランスでは早期退職制度により高齢者の引退を促進してきた経緯がある。ドイツ、フランスとも50代後半の労働者が自発的に退職し、若年労働者が新たに雇用された場合、早期退職者には政府から一定額の手当が支給されてきた。さらに年金制度の寛容性も早期退職を促してきた一因とされている。特にフランスは老齢年金の支給開始年齢が60歳からと、EU諸国の中でも最も早い支給開始年齢となっている。またドイツの場合、年金支給開始年齢は原則65歳からであるが、一定の資格を満たせば早めて年金を受給することが可能である。ただし近年のドイツでは、財政支出の削減と年金財政の健全化のために、高齢者の労働力をより積極的に活用するという傾向にある。ドイツ政府は高齢者パートタイム就労法を1996年に改正し、高齢者を雇用した一定の要件を満たした使用者に対して助成を行っている。

(2) 女性労働力

男女別に2003年の15歳以上の労働力人口をみると、ドイツでは男性の労働力人口が約2159万人で労働力率が63.7%、女性は労働力人口が約1768万人で労働力率が48.8%である。労働力人口の男女比は、およそ12対10の割合となる。一方、フランスの労働力人口は2003年の統計によると、男性は労働力人口が約1429万人で労働力率が63.4%、女性は労働力人口が約1265万人で労働力率が50.4%である。労働力人口の男女比は、およそ11対10の割合となる。日本では、男性の労働力人口が約3934万人で労働力率が74%、女性は労働力人口が2732万人で労働力率が48.3%である。上で述べたように、労働市場からの引退年齢が遅いため男性の労働力率は3カ国中で最も高くなっている。一方

¹⁾ これらの数値からは軍人は除いている。

で女性の労働力率については、3カ国とも50%前後と、同様な値を示している。

しかし一見同じようにみえるこの3カ国の女性の労働力率も、年齢別にみた場合ではドイツ、フランスと日本との違いが浮きぼりになる(図表3-2(a))。日本の女性の年齢別の労働力率は、いわゆるM字カーブという言葉で表される。これは出産・育児期に女性が労働市場から一旦退出し、子育てが一段落すると再び労働市場へ戻ってくる、ライフサイクルでみた女性の就業パターンをさす言葉である。日本全体でみた場合、2003年時点では30代前半がM字の底となっている。ドイツ、フランスでは、労働力率はM字カーブを描かず、逆U字の形をしている。また、日本では30代の労働力率の落ち込みを補うかのように60代での労働力率がドイツ、フランスに比して高くなっている。また図表3-2(b)は労働力から休業者を除いたもの、つまり現在働いている従業者と失業者の当該年齢人口に占める割合である。図表3-2(b)には休業者のデータが得られるドイツと日本の値を掲載している。ドイツでは休業者の割合が日本に比べて相対的に高く、特に20代後半から30代で労働力率の曲線が大きく下方にシフトしている。休業者も含めた30代前半の労働力はドイツが74.4%、日本が60.3%と約14%の差があるが、労働力から休業者を除き実際に働いている従業者あるいは求職活動を行っている失業者に限定すれば、ドイツの30代前半の値は65.1%、日本が58.3%と、両国の差が約7%にまで縮小している。

女性労働力率の時系列的推移をみるために図表3-3、3-4、3-5には、それぞれ1991年、1980年、1970年の女性労働力率を示した。それぞれの図表を見ると分かるように、昔から現在のような逆U字形をしていたのではない。例えば図表3-5の1970年の労働力率をみると、ドイツ、フランスともに20-24歳をピークにほぼ右肩下がりの曲線を描いている。フランス、ドイツで女性の労働力率が年齢を経るごとに下がらなくなった理由としては、出産、育児に伴い労働市場から撤退する女性が減少したことが大きな理由と考えられる。

フランスについては、この間、法制度として育児支援の充実が図られてきた。現在、出産休暇に関しては、産前6週間、産後10週間の休暇を、またその間、賃金の84%の保障を受けることができる。また第3子以降の出産に関しては、産前8週間、産後18週間の休暇とより手厚いものとなる。育児に関しては子供が3歳になるまでの間、育児休業を取得することができる。育児休業については一定の要件を満たせば、休業中は第1子の場合には最長6カ月、子供が2人以上の場合はその子が3歳になるまでの間、政府から育児手当を受け取ることができる。これらの制度は、フルタイム、パートタイムの区別なく利用できる。また、その期間を完全な休業にするのではなく、労働時間の一部を休業にまわし、残りをパートタイム労働として就業することも可能である。

このようにフランスでは出産、育児に伴う休暇を長い期間取りやすい環境にある。一方で、3年近くに及ぶ長期の休業をとることは、その人のキャリア形成に影響することもまた事実である。また、育児休業中は国からの育児手当で以外の所得保障はない。そのため、女性、特に賃金の高い高学歴の女性にとって継続就業に対するニーズは高い。そこでフランス政府は就業しながら子育てをする支援策として集団託児所を拡充、さらには認定保育ママ制度を整備してきた。この認定保育ママ制度とは公的に認定された保育経験者が数人の子供を預かるというもので、その利用に際しては政府から補助金が支給される。また学生アルバイト等による安価なベビーシッターの市場規模も大きい。

ドイツについても、育児休業制度は手厚い制度となっている。育児休業は子供1人につき最長3年まで認められている。さらに2001年からは父親の育児休業取得率を上げるべく

制度をより柔軟なものに変更している。例えば 15 人以上の事業所では、この期間を完全に休業にすることも、労働時間の一部を休業にして残りをパートタイム労働として働くことも要求できるようになった。また育児手当については、所得制限はあるものの、子どもが満 2 歳になるまで受給する場合は月に 307 ユーロ(1 ユーロ 134.39 円で換算して約 41,258 円) が支給される。また子どもが満 1 歳になるまでに受給を限定すれば月 460 ユーロ(約 61,819 円) を上限として手当の支給を受けることも可能である。旧西ドイツ地域では 3 歳までは母親が子どもを育てるべきという、いわゆる 3 歳児神話が強い。またフランスのように学童保育制度の整備や託児施設が十分ではないために、多くの女性はこの間は仕事を休んで子育てに専念している。

図表 3-6 は日本、ドイツ、フランスの 6 歳未満の子どもを持つ母親の就業率を示したものである。この指標をみると 1990 年、2002 年ともに 60% 台を示しているフランスの値が高くなっており、フランスにおける育児期の女性就業率の高さがうかがえる。ドイツでは、1990 年の 41.4% から 2002 年には 57.1% に上昇しているが、日本では、1990 年は 37.2%、2002 年は 35.2% と低下している。一方、図表 3-7、図表 3-8 は女性の就業形態について、就業者を従業者と休業者に分け、それを年齢別に示したものである。残念ながらフランスについては休業者に関する統計は入手できなかったため、ここではドイツと日本の値だけを図示しておく。30-34 歳の年齢ではドイツの休業率が 9.3% であるのに対し、日本は 2.1% とかなり低い値を示している。ただし日本の場合、休業者の定義から、育児休業基本給付金をもらうことになっていても、職場から給料・賃金をもらうことになっていない場合は休業者としては扱わず、非労働力として計上される。一方のドイツは育児休暇取得中のものを給料・賃金をもらっていない場合も含め休業者として計上しているため、上記の数字からこの点は割り引いて考える必要がある。

最後に図表 3-9 にドイツ、フランス、日本の女性労働力率(25-44 歳) と出生率の長期的な推移を示しておく。ドイツ、フランスについては 1980 年ごろまで労働力率が大幅に上昇し、それに呼応するかのように 1975 年まで出生率は急激に下がっている。ドイツは 1975 年に出生率が 1.5 を割り込み、3ヶ国の中で最も出生率が低い国となった。その後、1990 年代半ばまでは労働力率についてはゆるやかに上昇していき、逆に出生率に関しては下降傾向にある。出生率についてはフランスは 93~94 年を底に近年、上昇の傾向にある。ドイツも 90 年代後半は上昇し、現在は日本と同程度の値になっている。

以上、女性の育児期におけるフランス、ドイツ両国の支援策および現状を簡単に対比すれば、法制度の整備のみならず託児施設の充実等で継続就業を支援してきたフランスと財政的支援、育児休業の充実に力を入れてきたドイツという図式が成り立つと思われる。なお、両国の公的育児支援策については、ドイツについては本報告書の第 4 章に、フランスについては第 5 章にそれぞれの詳細が書かれている。

2 . 失業率

図表 3-10 はドイツ、フランス、日本 3 カ国の失業率の推移を示したものである²⁾。これ

²⁾ ここでの失業率は ILO のガイドラインに基づくものであり、3 カ国での比較をできるだけ可

を見ると、1990年代の長期的な不況を通して日本の失業率だけが一貫して右肩上がりの上昇傾向を示している。ドイツ、フランスでは、2001年まで失業率は低下する傾向であったが、2001年以降上昇に転じている。それでも日本の失業率はフランス、ドイツに比べれば低い水準といえる。2003年時点で日本の失業率は5.3%であり、一方のドイツは10.0%、フランスは9.7%で、日本の約2倍近い値を示している。

フランス、ドイツの失業率が高位で推移している原因としては、労働移動の柔軟性が低いことがあげられている。これは比較的強い解雇規制の存在や労働組合の影響力により既存の労働者の権利が強く、労働市場への新規参入など、円滑な労働移動を阻害しているというものである。また、寛容な失業給付制度も、フランス、ドイツでの長期失業の割合を高めている要因であるとも指摘されている。

図表 3-12 は失業率を男女別にみてもみたものである。2003年時点でフランスは男性が8.8%、女性が10.7%、ドイツでは男性が9.6%、女性が8.8%となっている。日本は男性が5.5%、女性が4.9%という値である。この3カ国の中ではフランスだけが、男性の失業率よりも女性の失業率が高くなっている。その一因としては、フランスでは女性が非労働力化する割合がこの3カ国の中では低いこと、さらに女性のフルタイムでの就業志向が強いことがあげられる。

次に年齢階級別の失業率をみたものが図表 3-11 である。欧州の失業については、若年失業率の高さが問題視されている。実際、若年失業対策は EU 諸国の雇用政策の大きな柱となっている。確かにフランスの24歳以下の失業率は、ほかの年齢層に比べて突出して高い値を示している。一方、ドイツの24歳以下の失業率は、ほかの年齢層に比べて高い値を示しているものの、極端に高い値ではない。実際、ドイツは例外的に欧州諸国の中では若年失業の低い国であり、むしろ高齢者層の失業率の高さの方が社会問題化している。ドイツで低い若年失業率を可能にしているのはデュアルシステムという制度の存在であるといわれている。この制度は中学校卒業以上の若者を対象にしたものであり、職業学校で普通教育や専門教育を受けながら同時に企業での職業訓練も受けるというものである。訓練期間修了後、修了試験を受け、合格すると専門技能者として職業資格が得られる。概ね6~7割のものがこの訓練制度を経験しており、また訓練生の約半数が訓練を重ねた企業に就職している。フランスでは現在、職業訓練によって若年失業の解消を目指している。フランス政府が実施している「雇用への道のり (TRACE)」と呼ばれるプログラムは、16~25歳の就職困難な若年層に対して同一の相談員が最長18ヶ月間、就職までをフォローしていくという制度である。

3 . 女性のパートタイム就業比率

図表 3-13 はドイツ、フランス、日本における15歳以上労働者の就業形態別（一般労働者・パートタイム労働者）の内訳である。ここでのパートタイム労働者の定義は、呼称や自己申告によるものではなく、主たる職業の週あたり労働時間が週30時間未満の労働者で

能にしている。そのILOによる失業率の定義とは、一定年齢以上のもので、不就業であり、現在就業可能なものでかつ最近の一定期間内に求職活動を行っていたものである。

ある。またすべての年齢の労働者を対象にしている。さて図表 3-13 をみると、ドイツ、フランス、日本とも男性より女性の方がパートタイム労働者の比率が高くなっている。ただし、女性のパートタイム労働比率は3カ国で違いがある。3カ国の中で最もパートタイム比率が高いのは日本であり、その値は43.2%と突出している。一方、3カ国の中で最も低いのは、フランスの22.8%である。ドイツは両者の中間の値を示しており女性のパートタイム比率は36.3%となっている。一方、男性は日本が14.7%であるのに対し、ドイツ、フランスではそれぞれ5.9%、4.7%と低い値を示している。女性のパートタイム比率が、ドイツ、フランスの両国で日本より低い値を示すのは、パートタイム労働者の絶対数が少ないというよりも、フルタイムで働く女性の数が日本より相対的に多いと考えるべきであろう。育児休業の存在により継続就業およびフルタイムでの職場復帰が可能であることや、フランスについては育児関連施設や支援制度の整備が国際的に見て充実していたことなどが要因であろう。また、パートタイムからフルタイム労働者への転換が、一般的に両国とも日本よりは容易である。両国ともオランダのように、就業形態の転換請求権があるわけではないが、ドイツでは労働時間の変更を求めた労働者に対して、使用者は当該事業者で相当する労働ポストの情報を提示することが、法律で定められている。一方、フランスでは、フルタイム労働者の空席ポストに対しパートタイム労働者には優先的割当権があり、使用者も空席ポストが発生した場合はパートタイム労働者に通知する義務があることが法律により定められている。

このように両国では女性がフルタイム労働で働きつづける環境が日本より整っている。しかし、近年は女性のパートタイム労働者の比率はドイツ、フランスの両国において上昇傾向にある。両国国内統計のパートタイム労働者の定義でみた女性のパートタイム労働者比率は、ドイツでは1991年の約30%から2003年では約40%に、フランスでは1991年の23.5%から2002年では29.7%にまで上昇している。(図表 3-14)両国のパートタイム労働者比率上昇の背景には、労働需要の面からはパートタイム労働者の雇用を促す政策をとってきたことやパートタイム労働を必要とした社会経済的背景がある。その社会経済背景の主なものとしては、経済のサービス化の進展や失業対策としてのワークシェアリングの進展があげられる。一方、労働供給の面からは、労働者が多様な働き方を望むようになったことがある。また、パートタイム労働者を保護する法制度の拡充により一般労働者との待遇面での差別が縮小してきたこともあげられる。

まず需要の側面からみると、フランスの場合は政府が失業対策の一環としてパートタイム労働者の積極的な雇用を促す施策をとってきた。すなわち労働時間を減らして雇用を守るワークシェアリングである。1990年代、フランスでは使用者に対して、一定の要件を満たしてパートタイム労働者を雇用した場合、社会保険料の事業主負担を減免する措置等がとられていた。なお、パートタイム労働者雇用に伴う助成措置は法定労働時間が35時間労働制に移行したことにより、2001年以降段階的に廃止されている。一方、ドイツの場合は、パートタイム労働者の雇用に伴う助成措置はないものの、1990年代のワークシェアリングの進展に伴い、柔軟なパートタイム労働を需要する動きが使用者側に広がった。

次に供給の側面である法制度について簡単にふれておく。ドイツ、フランスともパートタイム労働者の権利を法律によって保護している。パートタイムに関する規定はフランスでは1982年に、ドイツでは1985年にそれぞれ法制化された。両国のパートタイム労働者の定義は、ドイツの就業促進法の場合、「その週所定労働時間が事業所内で対比し得るフル

タイム労働者の週所定労働時間より短い者」であり、フランスの労働法典では「その労働時間が法定労働時間又は協約の定める労働時間を下回る労働者」等である。ドイツでは合理的な理由がある場合を除いた不平等取扱いを法で禁止しており、フランスではフルタイム労働者との均等取扱いを法で定めている。このように両国ともパートタイム労働者の均等待遇が原則であるため、賃金等の時間比例の原則が法律で規定されていることになる。

さらに、ドイツでは、2000年に施行されたパートタイム労働法によりパートタイム労働者の権利が大きく拡大された。この法律制定には1997年のEUパートタイム労働者指令の影響がある。ドイツのパートタイム労働法の骨子は(1)パートタイム労働者に対する不利益取扱いの禁止、(2)フルタイムからパートタイム、パートタイムからフルタイムへの転換を拒否したことによる解雇の禁止、(3)使用者は管理職も含め、労働時間の延長、短縮に同意しなければならない、といったものである。また2001年の育児休業関連法の改正に伴い、15人以上の事業所で育児休業期間中のパートタイム就業を要求する権利が労働者に認められたことも、パートタイム労働者数の拡大につながったものと思われる。

ただ、両国とも法制度等でパートタイム労働者の保護が規定はされているものの、実際には待遇面などでの格差が依然として残っている。また、余暇や家庭生活の時間よりも、今より多くの労働時間を選好しているパートタイム労働者も多い。パートタイム労働者のうち、フルタイムの職が見つからず非自発的にパートタイム就労をしているものの割合(女性)は、2000年代初頭を通して、フランスではおおよそ20%台前半、ドイツでは10%前後となっている³⁾。

この種の指標は景気の影響を強く受けるものの、ここ10年でみてもフランスはドイツより一貫して非自発的パートタイマーの割合が高い。このことは裏を返せば、フランスはドイツよりもフルタイム志向が強いということである。こと育児期に関して言えば、ドイツでは先にのべたような3歳児神話の影響などにより、フルタイム就業よりパートタイム就業を選好する女性が多いことも事実である。一方、フランスでは公的育児施設の充実等により、女性のフルタイム就業を可能にする環境がドイツ、日本に比べて整っている。しかし、そのことは、育児期間中にフルタイムでの就業を望み、かつ実現できる環境が整っていないながらも、経済のサービス化等上述したような労働需要の側の要因からフルタイムでの就業をあきらめた人が多くいたことの証左ともなる。1990年代以降のフランスにおけるパート比率の増大は、このような問題を抱えた雇用拡大であったともいえる。

4. 賃金

為替レートや購買力の問題、労働時間の相違、さらには該当統計が対象としている労働者、事業所の範囲が各国間で様でないため、賃金の国際比較は容易なことではないが、参考までにドイツ、フランス、日本の製造業、一般労働者の平均賃金を下記に示しておく⁴⁾。ドイツの製造業労働者の賃金は1時間あたり15.09ユーロ(1ユーロ134.39円で換算して約2,028円)であり、フランスは1月あたり1563ユーロ(210,052円)である。一方、日

³⁾ OECD “Labour Market Statistics”

⁴⁾ ドイツ、日本は2003年の統計であり、フランスは2002年の統計である。

本の1月あたりの賃金は296,500円となっている。なお、ドイツ、フランスの賃金決定は原則、使用者と従業員の話し合いにより決定される。ただし、最低賃金、および職務、賃金等級の賃金については、労働協約の拡張によってその最低水準というべきガイドラインが定められる。そのため、業種レベルでの労使による賃金交渉が個別の賃金決定に影響力を与えている。

また、賃金については、同一労働、同一賃金の原則が両国とも法律で定められている。ただ、実態としてはドイツ、フランスにおいても男女間の賃金格差が存在している。図表3-14は製造業、一般労働者の賃金について男女比較をしたものである。男性の賃金を1としたときの女性の賃金は、ドイツでは0.74、フランスでは0.78にとどまっている。それでも日本の0.6に比べれば両国とも高い値を示しているといえよう。日本の指標が低い値を示しているのは、出産、育児期に労働市場から多くの女性が退出してしまうため年齢および勤続年数が男性より低いこと、また同年代の男性と比べても職階が総じて低いことが考えられる。

5. 労働時間

図表3-15はドイツ、フランス、日本の1991年から2003年までの年間労働時間の推移をみたものである。ドイツ、フランスの年間労働時間は、従来から先進国の中でも短いものであった。その上、1990年代以降は労働時間を短縮する代わりに人員削減を回避する、ワークシェアリングともあいまって、更なる労働時間の減少が続いてきた。

ドイツの現在の法定労働時間は、現在1日8時間となっている。また、同時に労働時間の上限も定めており、原則1日10時間までの労働時間が認められている。ただし、法律は労働時間についての大まかなガイドラインを示しているにすぎず、実際の労働時間の設定は産業別労働組合と使用者団体との労働協約が拡張適用されている。例えば、ドイツ最大の産別労働組合、IGM(金属産業)は週35時間労働(旧西ドイツ地域)を使用者との協約に盛り込んでいる。このような労働協約の存在により、ドイツは先進国の中では短い部類に入る年間労働時間を達成している。

図表3-15を見るとわかるように、ドイツの労働時間は1990年代を通して低下しているが、これはワークシェアリングの影響と考えられる。ドイツでワークシェアリングが進展する契機になったとされるのは、フォルクス・ヴァーゲン社とIGM(金属産業労働組合)の1993年の協約である。この協約の要点は所定内労働時間をそれまでの週36時間から週28.8時間に短縮し、その分の賃金は削減する。また、使用者側も協約の有効期間内は解雇を行わないというものであった。このフォルクス・ヴァーゲン社とIGMの週28.8時間までの大幅な労働時間削減とまではいかないものの、1990年代後半を通してワークシェアリングは多くの産別労組と使用者間で協約として締結され、ドイツの年間労働時間短縮につながるようになった。

一方、フランスの法定労働時間をめぐる近年の動きの中で特筆すべき出来事は、従来の週39時間労働から先進国中最短となる週35時間労働制への移行である。フランスでは1997年の5月に左派のジョスパン内閣が誕生し、法定労働時間の週35時間への短縮を主要な経済政策の柱として掲げた。これはいわゆるオプリー法Iとオプリー法IIと呼ばれる

2つの法律で2段階に分けて達成された。このオプリー法の制定も雇用維持のワークシェアリングを念頭においていた。

しかし、現在のフランスでは週35時間労働制に対して部分的な見直しが盛んに議論されている。週35時間労働制に対する見直し議論の背景には、週35時間労働の導入により、フランス企業の競争力が落ちたという経営者団体からの批判がある。またジョスパン政権では時短による失業率低下といったワークシェアリング効果を期待していたものの、2001年夏以降は失業者数が徐々に増えている現実もある。2002年の6月に誕生した中道右派のラファラン政権は、2005年に週35時間労働制を改正した。この改正の要点を簡単に説明すると、所定内労働時間は週35時間制を堅持しつつ、所定外労働時間で全体の実労働時間の調整を図ろうとするものである。フランスもドイツと同様、時間外労働を含めた労働時間の上限を定めている。それは通常の場合、1日あたり10時間、1週間あたり48時間である。さらに年間では時間外労働について180時間までを認めている。ラファラン政権の政策方針では労使の合意のもとで、この時間外労働の上限を220時間まで延長することになっている。仮に時間外労働を上限の220時間まで延長した場合、結果として週40時間労働に相当することになる。また収入増加を望む労働者のために超過勤務分を休暇に振り替えるだけでなく、現金として受け取れるようにする労働時間貯蓄口座を制度化している。

[文献・資料]

加藤雅彦・麻生建・木村直司・古池好・高木浩子・辻通男編，1998，『事典 現代のドイツ』大修館書店。

厚生労働省，2004，「2003～2004年海外情勢白書」(要約版)

(<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/04/>)。

国立社会保障・人口問題研究所「一般人口統計 人口統計資料集(2003年版)」

(http://www.ipss.go.jp/syoushika/seisaku/html/211_1.htm)。

総務省統計局『労働力調査』。

内閣府，2001，『男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書(平成13年版)』。

内閣府，2003，『男女共同参画白書(平成15年版)』。

日本労働研究機構，2002，『欧州のワークシェアリング』(調査研究報告書 No.149)。

労働省，1999，「1998年海外労働情勢」(要約版)

(<http://www2.mhlw.go.jp/info/hakusyo/kaigai/990806.htm>)。

労働省，2000，「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告---参考資料2」。

労働政策研究・研修機構，2004，『フランスドイツにおける雇用政策の改革』(労働政策研究報告書 No.15)。

Federal Statistical Office Germany, “Microcensus”。

ILO, “Statistics for LABORSTA Internet” (<http://laborsta.ilo.org/>)。

OECD, “Labour Market Statistics”

(<http://www1.oecd.org/scripts/cde/members/lfsdataauthenticate.asp>)。

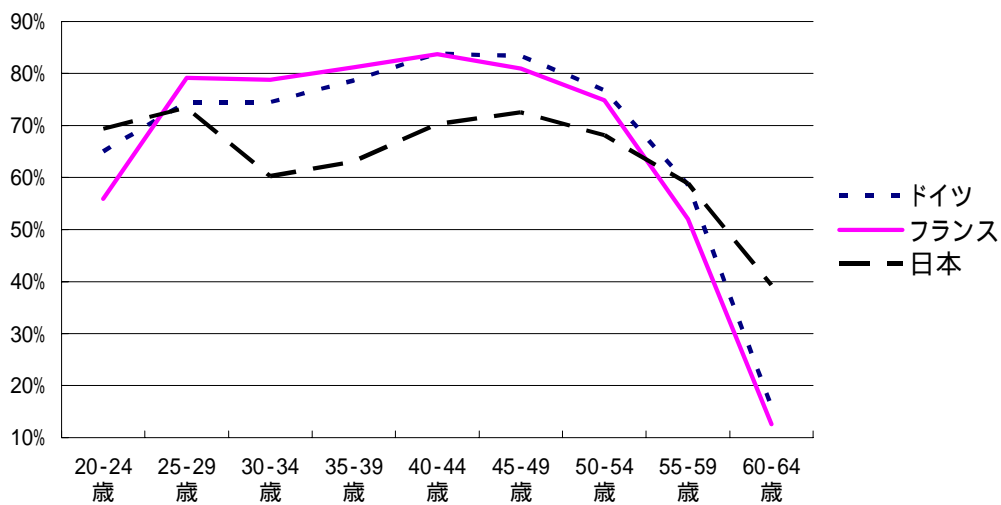
OECD, “Social indicators”。

図表3-1 日本、ドイツ、フランス45歳以上年齢別労働力率(2003年)
(%)

	日本	ドイツ	フランス
45～49歳	84.8	87.8	87.5
50～54	82.0	82.0	82.3
55～59	75.6	68.2	61.2
60～64	54.8	25.1	16.1
65～69	35.5	5.6	2.8
70～74	22.2	2.7	1.1
75～	9.0	0.9	0.6

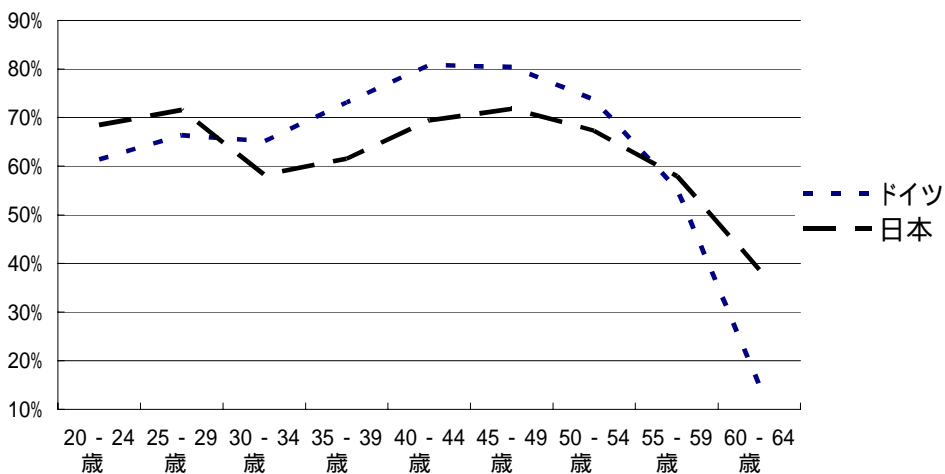
出典：OECD “Labour Market Statistics”

図表3-2(a) ドイツ・フランス・日本の年齢階級別女性の労働力率(2003年)



出典：OECD “Labour Market Statistics”

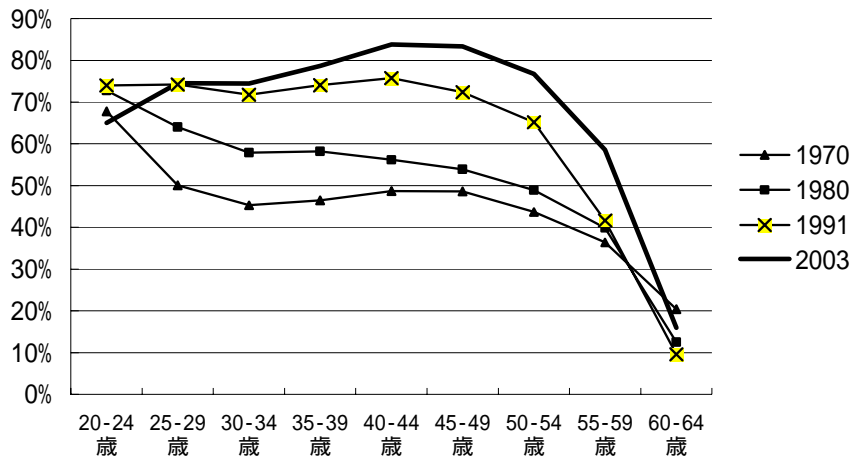
図表3-2(b) 休業者を除いたドイツ・日本の年齢階級別女性の労働力率(2003年)



出典：OECD “Labour Market Statistics”

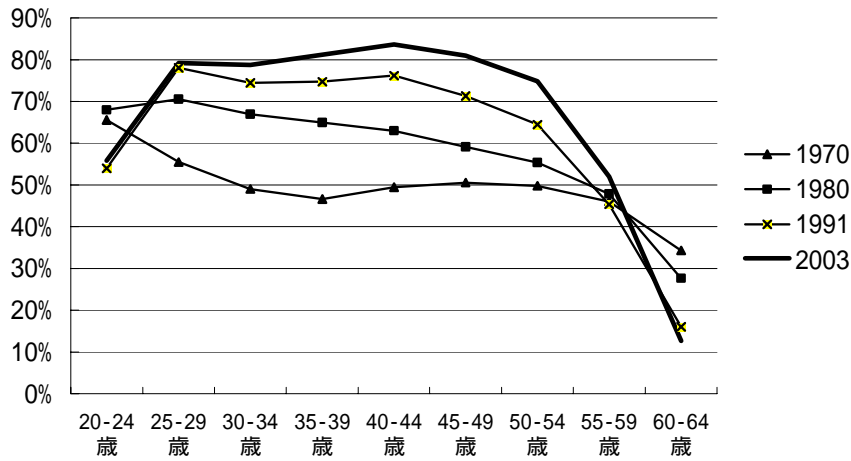
休業者について、ドイツはFederal Statistical Office Germany “Microcensus”
日本は総務省統計局「労働力調査」のデータを使用している。

図表3-3 ドイツの年齢階級別、女性労働力率の推移



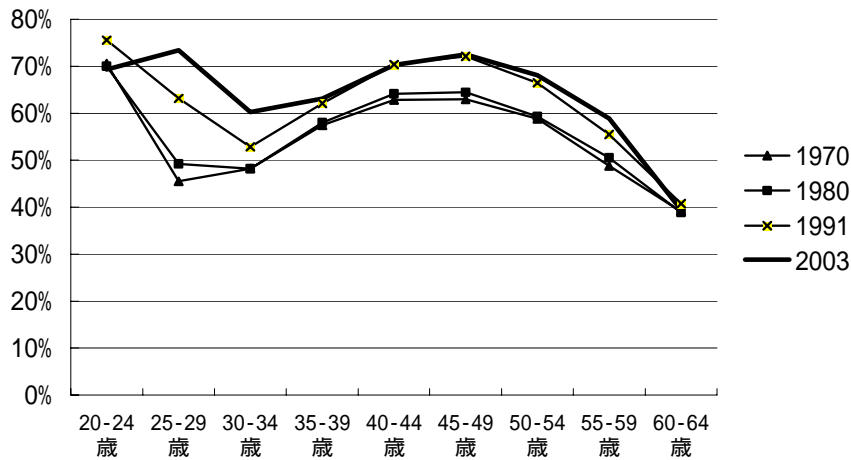
出典: OECD "Labour Market Statistics"

図表3-4 フランスの年齢階級別、女性労働力率の推移



出典: OECD "Labour Market Statistics"

図表3-5 日本の年齢階級別、女性労働力率の推移



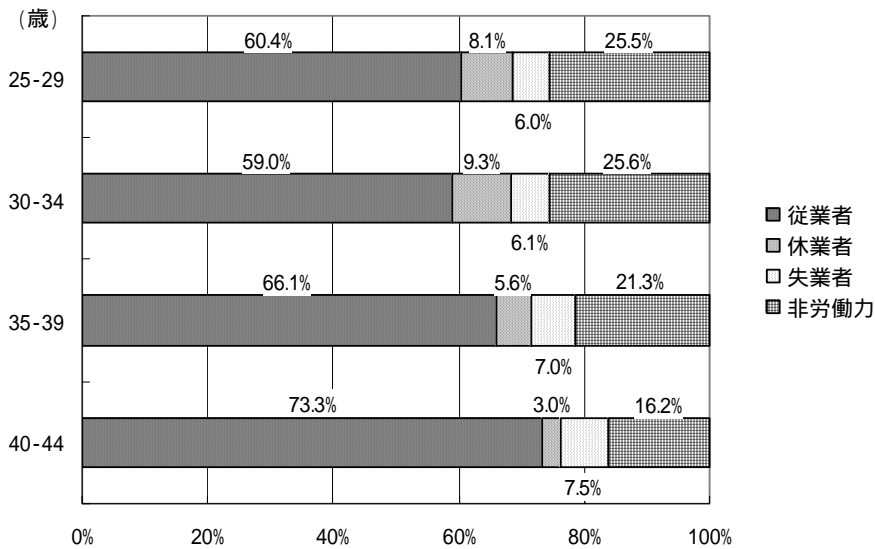
出典: OECD "Labour Market Statistics"

図表3-6 6歳未満の子どもをもつ母親の就業率

	(%)	
	1990年	2002年
ドイツ	41.4	57.1
フランス	61.3	64.7
日本	37.2	35.2

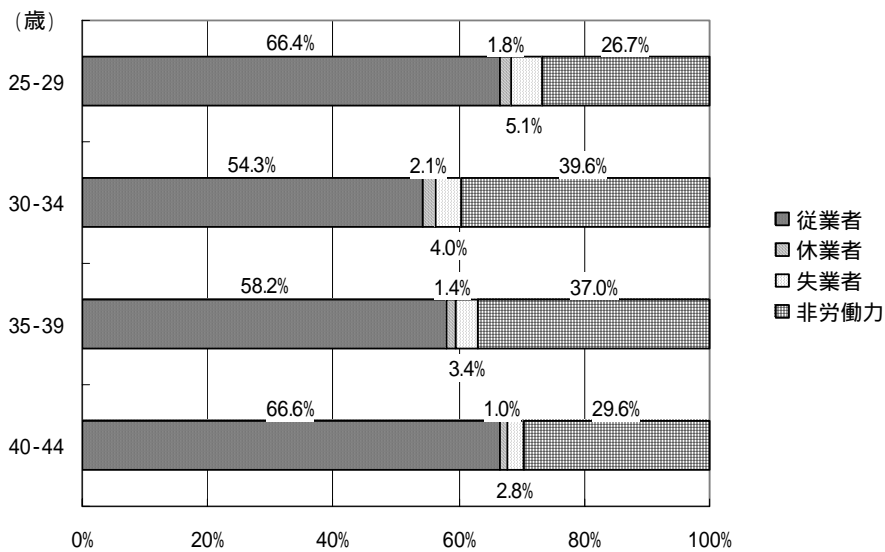
出典： OECD “social indicators”
ドイツの1990年は西ドイツの値

図表3-7 ドイツ、年齢階級別、女性の就業状態内訳 (2003年)



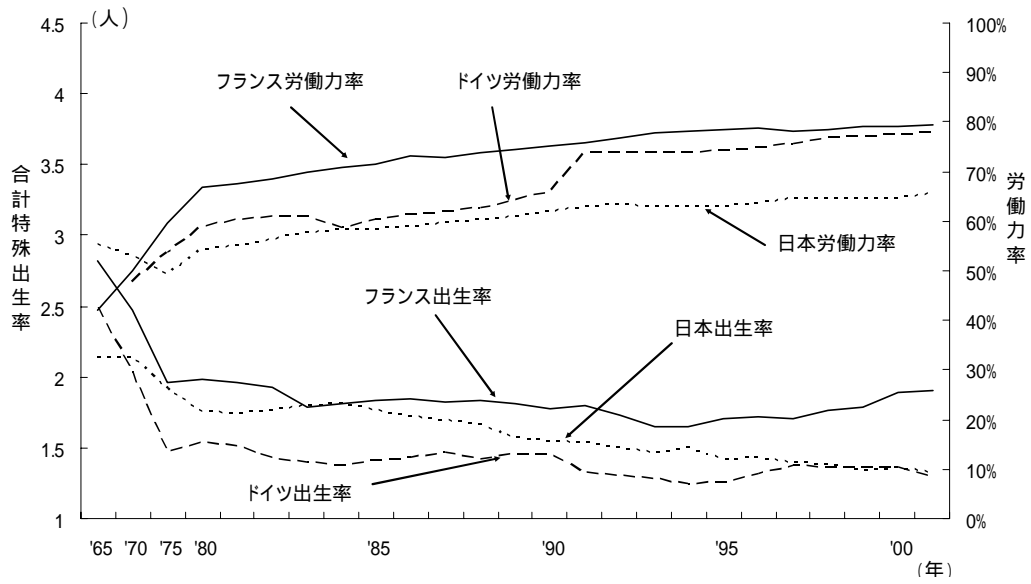
出典： Federal Statistical Office Germany “Microcensus”

図表3-8 日本、年齢階級別、女性の就業状態内訳 (2003年)



出典：総務省統計局「労働力調査」

図表3-9 合計特殊出生率と女性労働力率(25-44歳)の時系列推移

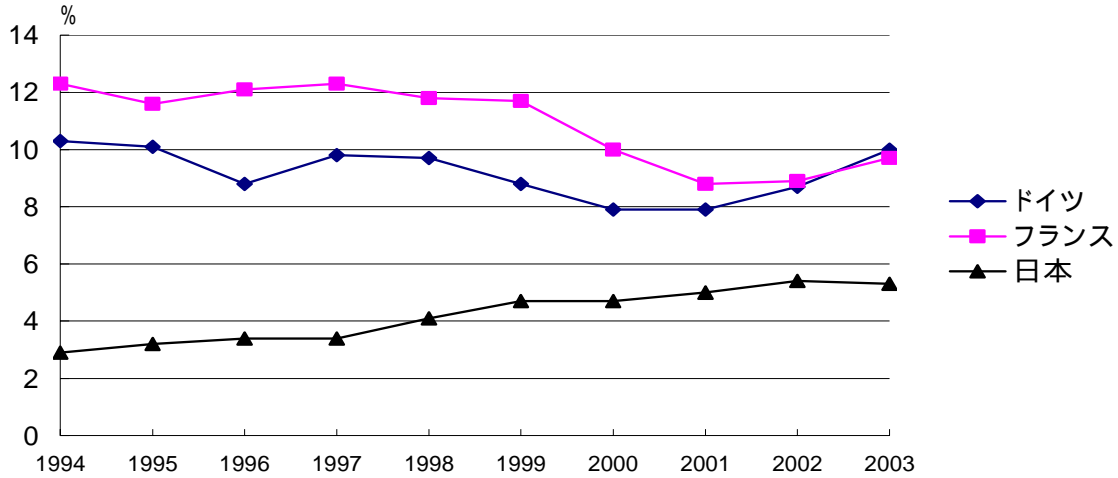


出典：労働力率はOECD “Labour Market Statistics”

出生率は国立社会保障・人口問題研究所「一般人口統計 人口統計資料集(2003年版)」

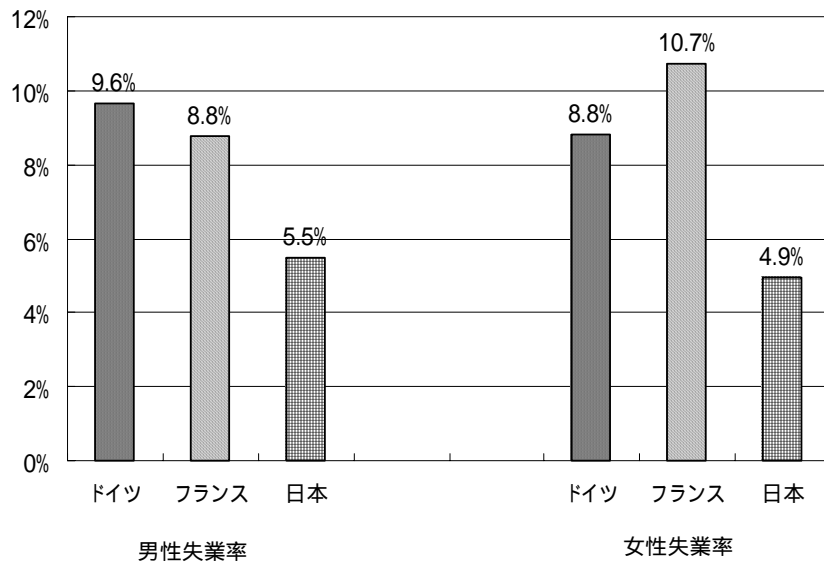
注：出生率、労働力率とも1990年以前のドイツは旧西ドイツの統計

図表3-10 ドイツ、フランス、日本の失業率の推移

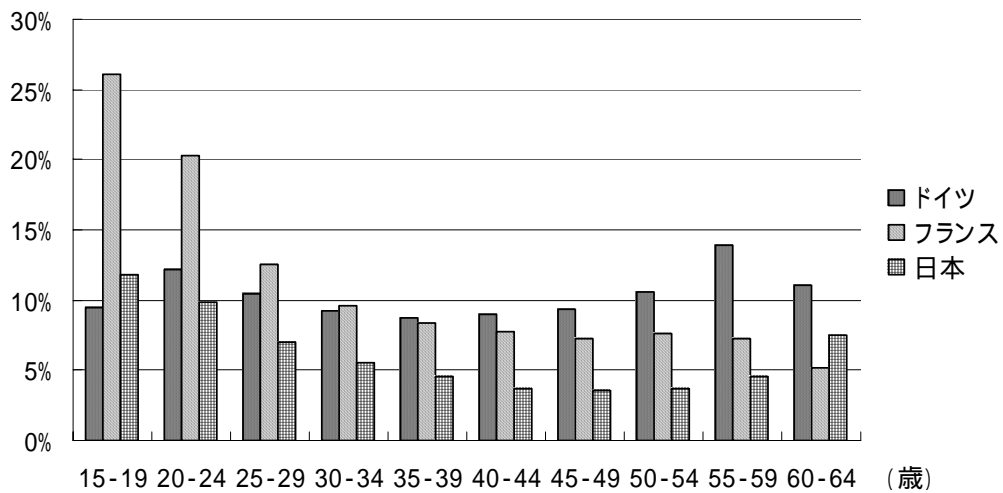


出典：ILO “Statistics for LABORSTA Internet”

図表3-11 ドイツ、フランス、日本、男女別失業率



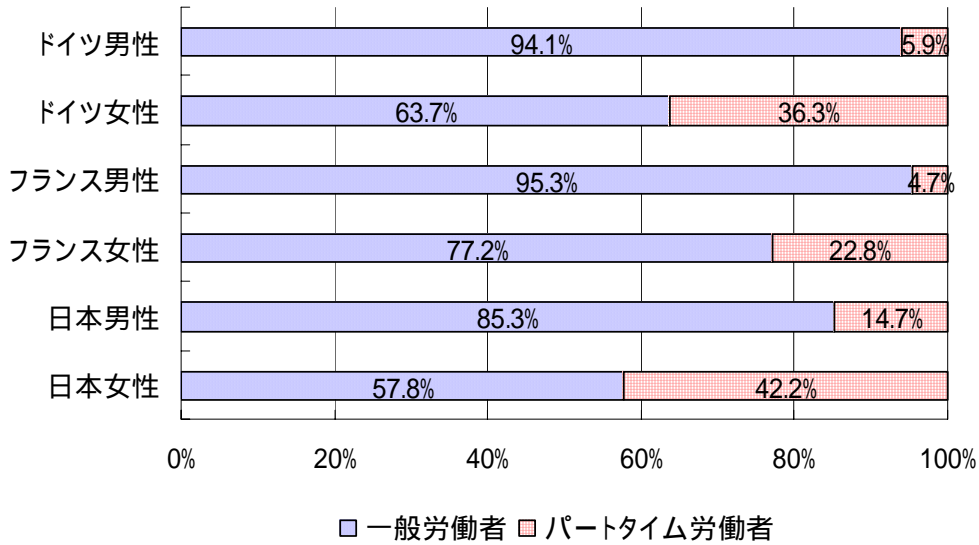
図表3-12 ドイツ、フランス、日本の年齢階層別、失業率(2003年)



出典：ILO “Statistics for LABORSTA Internet”

出典：OECD “Labour Market Statistics”

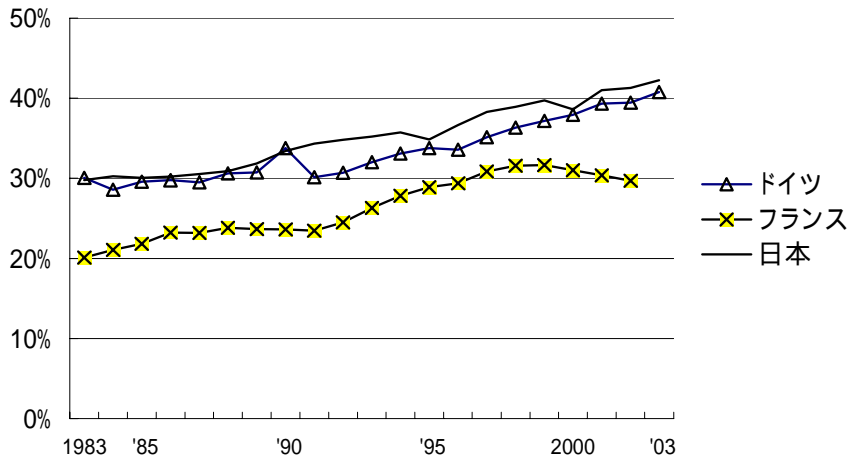
図表3-13 ドイツ・フランス・日本一般労働者/パートタイム労働者比率 (2003年)



出典: OECD "Labour Market Statistics"

パートタイムの定義は、主な職業の労働時間が週30時間未満のもの

図表3-14 ドイツ・フランス・日本、パートタイム労働者比率(女性)の推移

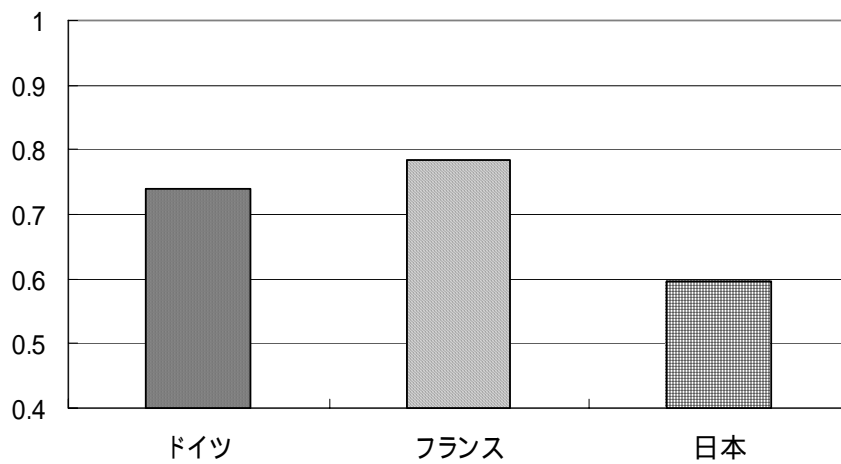


出典: OECD "Labour Market Statistics"

パートタイムの定義は各国の国内統計定義による

ドイツ、フランスは自己申告、日本は労働時間が週35時間未満のもの

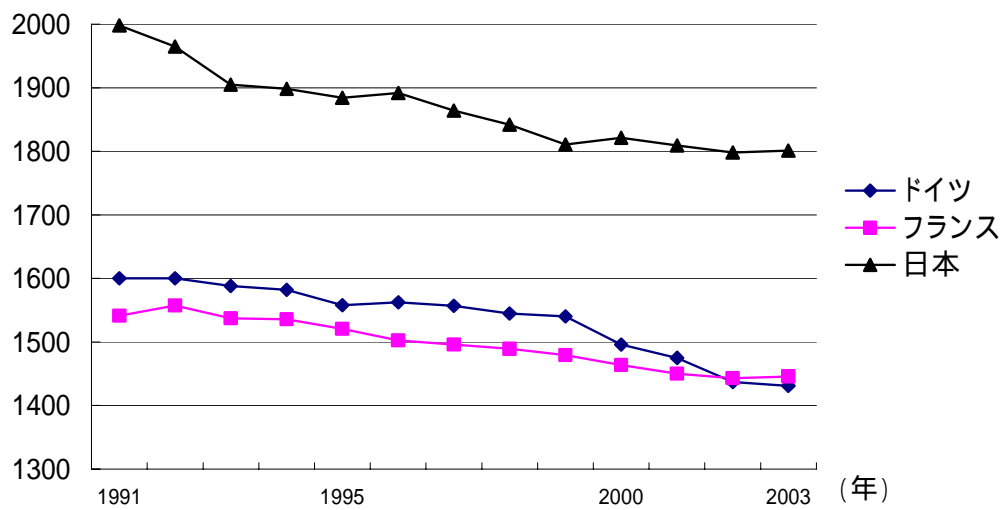
図表3-15 ドイツ、フランス、日本における製造業、一般労働者の男女間賃金格差



出典：ILO “Statistics for LABORSTA Internet”

調査年はドイツ、日本が2003年、フランスが2002年である。またドイツは時給での男女比較、フランスと日本は月給での比較である。対象事業所はドイツが10人以上の事業所、フランスが11人以上の事業所、日本が5人以上の事業所である。

図表3-16 ドイツ、フランス、日本の年間労働時間(総実労働時間)の推移
(時間)



出典：OECD “Labour Market Statistics”

第4章 ドイツの家族政策

1. 戦前の動き

ヨーロッパ諸国の中でも、ドイツは、「婚姻と家族の保護」を国家の義務として最初に規定した国であり、ワイマール共和国憲法（1919年）119条は「婚姻は家庭生活および国民の維持と繁栄の基盤として憲法による特別の保護を受ける。」とし、また「子どもの多い家族は調整のための福祉保護を受ける権利を有する。母性は国家による保護と福祉保護の権利を有する。」と明記した。このような規定が憲法に明文化された背景には、すでにドイツ帝国の時代から始まった出生減退が、ワイマール共和国時代には人口再生産水準を下回るまでに進行していたことがある。

その後、ナチスドイツ（1933年～1945年）は、このワイマール憲法の規定を継承・拡大し、人種主義的（Rassereinheit）イデオロギーに基づく人口政策に変質させてしまった。すなわち、1933年には人工妊娠中絶禁止規定を強化し、終戦直前には極刑を科した。また失業者対策法によって有職女性の家庭への帰還と出産を促し、妻の退職時には夫に結婚貸与金を支給、出産のつど援助金を分割貸与し、生まれた子供数に応じ返済金を減額（3人目で全額免除）する制度を設けた。その一方、断種法を制定、遺伝的に劣性であると判断された者に人工妊娠中絶や断種を義務付けた。

さらに1935年には「ドイツ人の血と尊厳の保護法」を施行し、異なる人種間の婚姻統制を行うとともに、1938年の婚姻・離婚法では生殖を阻む理由がある場合の離婚を自由化した。この「純粋な」ドイツ人の出生奨励と、ユダヤ人を初めとする非ドイツ系人種および優生学的に劣性とみなされた者の廃絶という、強権的な人口政策は、出生率を一時的に上昇させたが、その効果は長く続かなかった。実際、この一時的な出生力の回復は、完結出生児数を変化させるものでなく、経済不況の結果、先送りされていた出生を取り戻したり（Nachhol-effekt）、逆に将来の出生を前倒しにする（Mitnahme-effekt）といったタイミング効果しか持たなかったという（Höhn, 1997:165）。

2. 旧西ドイツ地域での家族政策

ナチス政権下の人種差別的かつ強権的な人口政策は、戦後、連合国によりすべて廃止されたが、西ドイツ政府は、戦後の家族政策において、戦時下の人口政策の暗いイメージを完全に払拭すべく極めて慎重な立場を採った。

このため、1949年に制定されたドイツ連邦共和国基本法の第6条では、ワイマール共和国憲法の規定を引き継いで「婚姻および家族は国家的秩序の特別な保護の下に置かれる」と定められたが、国家は結婚と家族に対し助成的機能を果たすに過ぎない（Subsidiaritätsprinzip）とする考えを、家族政策の基本に据え、国家による個人・家族へ

の介入を抑制した。この結果、1953年になり、他国より大幅に遅れ、ようやく連邦家族省が創設され、戦後の家族政策が本格的に始まることとなった。

旧西ドイツ地域における、戦後の家族政策の第1段階は1955年から1974年であるとされている(ヒョ・ン 1997:7)。まずキリスト教民主同盟(CDU)/キリスト教社会同盟(CSU)による保守連立政権(1948年-1966年)では、子どものいない家庭に比べ、有子家庭が被る大きな経済的負担を軽減する事を目的に「家族負担の調整」Familienlastenausgleichに重点を置き、1954年に児童手当と児童控除が導入された。また1958年には、夫婦分割課税制(Ehegatten-splittung: 夫婦の所得税を<課税所得合計×税率÷2=納税額>という形で分割して計算するシステム)が創設され現在に至っている。さらに1965年には住宅手当法、1968年には母性保護法が定められた。

この1960年代中頃までは「奇跡の経済復興」が謳われベビーブームが続いており、家族政策的には専業主婦家庭(Versorgungsehe)を念頭においた、いわゆる近代家族モデルを理想とする家族形成の支援が目指されていたといえよう。

これに続く大連立政権(1966~1969)では、社会民主党(SPD)がキリスト教民主同盟/社会同盟と連合、その後、社会民主党と自由民主党(FDP)の第1次連立政権(1969年~1974年)が生まれた。この頃から出生率の急速な低下、女性解放運動(Frauenemanzipation)の活発化、離婚・同棲の増加が顕著となり、3つのK(子どもKinder、教会Kirche、台所Kuche)に象徴された、旧来の女性観が急速に変容し始めたが、家族政策上の改革は、第2子への児童手当での増額など小さな変更にとどまっていた。

その後、1975年から1982年にかけて社会民主党と自由民主党(FDP)の第2次連立政権下で、家族政策の第2段階が始まった(ヒョ・ン 1997:7)。この背景には1960年代後半から加速した出生率の低下が著しく深刻化し、1972年には出生数が死亡数を下回り、自然動態がマイナスとなったこと、また、石油ショック後、外国人労働者の流入を抑制した結果、1975年には社会動態もマイナスとなり、人口が戦後初めて減少に転じたことが関係していると思われる。このため、連立政権は、石油ショック後インフレと低成長のもとで児童控除が実質的に後退しているとして、より寛大な児童手当の実現を目標にかかげ、第1子から第3子まで漸進的に増額する制度を導入した。この結果、第1子は低額のまま据え置かれたが、第2子以降については徐々に増額されるようになった(連立最後の1982年には第2、第3子が多少減額されたが、第4子以降については据え置かれた)。また1971年から導入されていた学生への教育給付も、その上限が数度にわたり引き上げられた。

さらに1977年には、婚姻・離婚法が改正されて夫婦の完全な平等が実現するとともに、嫡出子と婚外子の法的平等が定められた(ただし婚外子に対する父親の親権は制限された)。離婚についても有責主義から破綻主義へと離婚原理が移行し、婚姻における抑圧の解消と両性のパートナー化が推進された。また、従来、夫婦分割課税制の特典を受けられなかった単親家庭に、これを埋め合わせる「世帯控除」が適用されるようになった。そして、就業する女性の増加に伴い1980年からは母親休暇制度と出産後6ヶ月までの母親手当が導入された。

しかし1982年末にキリスト教民主同盟/社会同盟と自由民主党による保守連合政権が誕生すると、旧西ドイツ地域の家族政策は1985年まで、第3段階の緊縮財政時代に突入した。すなわち、財政引き締めのために児童手当に所得制限(結果的に2子家庭で3分の1、

3子家庭で5分の1、4子家庭で10%の減額)が導入されるとともに、母親手当や学生への貸付金、児童控除も減額され、出生減退によって児童手当の支給総額が減少したことも相まって、家族政策関係支出は大幅に減少した。

だが1983年になると、コール首相が新家族政策を発表。これを受け1985年から家族政策は、第4段階の時代に入る。この結果、1985年に母親休暇と母親手当を廃止する代わりに、1年間の育児休暇と育児手当が導入され、1986年の税法改正により1年の子育て期間を年金支払い期間として算入することとなった。これらの改正により、それ以前は、子育てのために専業主婦(無就業)となると、年金の積み立てが止まり不利になった(年金積立加入期間が短くなる)が、この法律により、少なくとも年金に関して、例えば、専業主婦の子育ても一年間の就業活動と同等とみなされるようになった。有職の母親だけでなく専業主婦も含め、子どもの養育に専念する全ての親に対し、子育て期間を社会的に評価する道が開かれた。

3. 旧東ドイツ地域での家族政策

東ドイツ憲法(1968年)は、国家による婚姻と家族の保護に加えて、母性を国家の特別な保護の下に置いた。ナチス政権下の人口政策とは目的が異なるという立場から、旧東ドイツ政府は、社会主義社会の存続と発展のために、雇用政策及び社会政策の一部として家族政策を実施することに何らためらいを見せなかった。このため、社会主義的な人格・家族の形成、女性の就労による国民総生産の最大化、出生数の増加(少なくとも人口規模の現状維持)、多様な家族形態(特に母子・父子家庭)への平等な処遇などが、明確な政策目標として掲げられた。このような旧東ドイツ政府の家族政策の背景には、戦後、ベルリンの壁が構築されるまで続いた、旧西ドイツ地域への激しい人口流出により労働力人口が絶対的に不足していたこと、またハンガリーやチェコスロバキアなどの他の社会主義国でも、様々な出生促進的政策の実験が行われていたことがあったと思われる。

旧西ドイツ地域と同様に、旧東ドイツ地域でも1960年代後半から出生率の急激な低下が始まったが、東欧諸国に倣い1972年には人工妊娠中絶を合法化した。しかし同時に、これによる出生減を食い止めるための出生促進政策も1976年から本格的に打ち出され、第3子出生により返済が免除される結婚資金貸付制度(妻が28歳未満に限る)、出産補助金、有給産児休暇、児童手当の支給、母親の労働時間の短縮、保育制度の充実、住宅の安価な提供などの施策が次々と導入された。とりわけ1歳以上のすべての子供について、保育所、幼稚園、全日制学校、週末・休日のキャンプなど公共育児体制が完備したことは、母親の就労促進に大きく貢献したといわれている。

この結果、合計特殊出生率は1980年の1.9人まで一時的に回復した。しかし、これがピークで(ついに一度も再生産水準に達することはなく)再び低下が始まり、ベルリンの壁が崩壊した1989年頃には、当時の旧西ドイツ地域とほぼ同じ水準の1.6まで減少してしまった。その一方、旧東ドイツ地域では、この間、未婚の母に有利な家族政策(児童手当の割り増し、保育施設への優先入所など)を実施したため、非嫡出子割合が急速に高まった。さらにアパートの割り当てには既婚であることが条件とされたため、子供の保育所入所が

決まると続いて直ちに結婚するというパターンが一般化し、旧西ドイツ地域より結婚・出産年齢が低く留まる傾向が生じたという（ヒョ・ン 1997:10-11）。

4．再統一後の家族政策

1990年10月3日に東西両ドイツは再統一されたが、これに先立ち「ドイツ統一達成に関するドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国間の条約（統一条約）」（1990.8.31）が締結され、移行期間内（1992.12.31まで）は、基本的に両国の旧制度に従い、それ以降は特別の規定を除いて旧西ドイツ地域の制度を、全ドイツに適用するものと定めた。

しかし、統一後、旧東ドイツ地域では失業率が上昇し、合計特殊出生率も劇的に低下、1994年には0.77を記録し、「デモグラフィック・ショック」と呼ばれる状況を呈した（Eberstadt 1994）。このため、政府は連邦家族高齢者女性青少年省を中心に、東西間の政策調整を推進し家庭生活と職業の両立支援に力を注いだ。

1992年に連邦憲法裁判所は、税制改革による家族負担調整の根本的な改善を立法者に要請し、政府は有子家庭における最低生活費（Existenzminimum）の非課税を定めた。さらにこれまでの児童手当と児童控除の二重制度を改め、いずれかの選択制とした（非課税層は児童手当のみを受け取る）。同時に児童手当も増額され、支給年齢の上限を就学・就業中を問わず16歳から18歳へと引き上げた。また児童控除額や有子家庭への住宅支援も増額された。

さらに東西の格差が大きかった育児休暇と育児手当も改正された。まず1992年1月1日以降、育児休暇は最長3年間へと延長される（育児休暇取得後の職場復帰が法的に保証される）とともに、年金法の改正により1992年以降は3年間の育児期間が年金支払い期間に算入されることとなった。また育児休暇は母親もしくは父親が3回まで交代で取得でき、週19時間までは、もとの職場で働くことが可能となった。さらに1993年1月1日以降、養育者に対して支払われる育児手当が18ヶ月から24ヶ月間に増額された。

しかし、東西両地域でもっとも格差が大きかった保育制度の整備については、あまり進まず、統一後の旧東ドイツ地域では財政基盤を失って閉鎖される保育所が相次いだ。このため、幼稚園については統一後の児童青少年支援法の改正（1992）により、3歳以上の未就学児に幼稚園への就園を100%補償することが地方自治体に要請された。

5．財政的支援

ドイツでは1955年頃から本格化した家族政策において、子どものいない家庭に比べ、有子家庭が被る経済的負担を軽減する事を目的に「家族負担の調整」が中心課題とされた。このため、その負担を児童・育児手当や税制面での配慮などを通じ調整することは、国家の重要な機能の一つであり、逆に子供を育てる者は、当然のこととして、そのような調整を受ける権利を持つので、あえて自ら家族援助の必要性を証明する必要はないと考えられており、この基本的姿勢が財政的支援の手厚さという形で明確に現れている。

(1) 児童手当 (Kindergeld)

ドイツは児童手当の手厚さで知られており、その金額は年々増大しているが、最新の水準である 2002 年 1 月 1 日の改正以降、第 1 子・第 2 子・第 3 子についてはそれぞれ月額 154 ユーロ (約 2.07 万円)、第 4 子以降については月額 179 ユーロ (約 2.41 万円) が支給される。しかも支給は 18 歳未満の全ての子どもが対象であり、教育中の場合は 27 歳まで、非就業の場合は 21 歳まで、心身の障害などにより自立が困難な場合は無期限とされている (ただし 18 歳以上の子供の場合、子供の年収が 7188 ユーロ (約 96.6 万円) 以下という所得制限がある)。なお、この児童手当は、子供の保護者に支払われるものであり、両親 (既婚・未婚を問わず) のいずれが受け取るかを指定することができる。児童手当は、税の支払い (Steuerergütung) の形で毎月事業主から直接被雇用者に支給される。

(2) 児童扶養控除・教育控除

ドイツの児童扶養控除は、児童手当を受け取るより控除の方が有利となる (児童扶養控除・教育控除による課税所得の削減で、税率の関係から児童手当より控除の方が所得効果が高くなるケース。しかし児童手当の額が高い水準に設定されているので対象となる件数は全体の 10% 以下で、所得の高い層にしか利用されていない) 場合に、適用されるもの (古瀬・塩野谷 1999: 139-142) で、その額は 2002 年 1 月より、子供一人あたり各 3648 ユーロ (以下 1 ユーロ = 134.39 円で換算。約 49 万円: 単親世帯では倍額) である。この児童扶養控除の適用によって教会税なども減額される。児童手当と同様に児童扶養控除も月単位で計算される。

また教育控除 (Ausbildungsfreibetrag) は 0-27 歳未満の教育期間中の子ども (徴兵・市民奉仕などの場合は年齢上限を延長) を持つ場合に適用され、さらに年額 2160 ユーロ (約 29 万円) が認められる (27 歳以上の教育期間中の子どもを持つ場合には、924 ユーロ (約 12.4 万円))。教育控除の法的規定は所得税法 Einkommensteuergesetz による。所管・申告は財務局 Finanzamt。(Bundesministerium für Familien, Senioren, Frauen und Jugend 2005: 2-3)。

(3) 児童手当と児童扶養控除との財源

児童手当と児童扶養控除はいずれも 1999 年の租税負担軽減法により規定されている。財源は連邦雇用庁の家族金庫 (Familienkasse) であり、支払い事務は財源連邦雇用庁の家族金庫の地方事務所で行っている。児童手当と児童扶養控除を合わせた財源負担は 1995 年現在、連邦 74%、州・市町村 26% となっている。1996 年以降、全額連邦負担の児童手当が廃止されるのにもない、州・市町村の負担が増加するので、これを避けるために 1996 年及び 1997 年については州の付加価値税の取り分を従来の 44% から 49.5% に増加、1998 年以降については従来の負担割合が変わらないように改めて付加価値税の連邦と州の配分割合を調整することになった。(古瀬・塩野谷 1999: 141-142)

(4) その他の経済支援

ドイツは、教育はすべて原則的に大学まで無料であるが、さらに、バフュック (Bafög :

Bundesausbildungsförderung (連邦育英奨学金) や職業教育助成金 (Berufsausbildungsbeihilfe) などの制度があり、高等教育に対する奨学金も充実している。

バフック BafoG は連邦育英奨学法 (Bundesausbildungsförderungsgesetz) に基づき、主として両親から離れて暮らす 30 歳までの就学中の生徒・学生を対象に、医療・介護保険料を含む生活費や家賃を補助 (生徒の場合は全額、学生は半額補助で残りは無利子貸与。返済は修了後 5 年から毎月 105 ユーロで 20 年以内に返済) する仕組みで、金額は就学状況によるが大学生で生活費 (月額 521 ユーロ : 約 7.1 万円) や家賃 (月額 585 ユーロ : 約 7.9 万円) となっている (本人や配偶者、両親の所得制限がある。ただし児童手当は所得には算入しない。連邦育英奨学法 Bundesausbildungsförderungsgesetz で規定されている。所管は育英奨学局 Amt für Ausbildungsförderung)。

職業教育助成 (Berufsausbildungsbeihilfe) は、主として両親から離れて職業教育を受ける者を対象に、生活費や授業料、教材費、交通費、作業服代などを補助するもので、バフック同様、本人や配偶者、両親の所得制限があるが返済は不要である。さらに、マイスターなどの国家資格取得を目指す場合には、2002 年 1 月から技能向上教育助成 (Aufstiegsfortbildungsförderung "Meiset-BaföG") を受けることができる (35% は助成、65% は貸与) ようになった。その他にも、成人した子供が家庭から離れて教育を受ける場合には、954 ユーロ (12.7 万円) の職業教育控除 (Freibetrag für Kinder in Ausbildung) を受けることができる (ただし、両親が児童手当または教育控除を受けている場合に限る。)

このほか、住居費の負担を支援することで低所得層の家計を補助する住宅手当 (Wohngeld) があり、金額は家庭の収入、家族の人数、家賃の額や返済負担額によって異なる。また個人所有の住宅に対する住宅所有助成 (Eigenheimzulage) や住宅建設助成 (Bausparförderung) などもある。

さらに年金制度についても 1921 年以降に旧西ドイツ地域に生まれた母親 (もしくは父親) と、1927 年以降に旧東ドイツ地域で生まれた母親 (もしくは父親) は、年金保障において、子育て期間が支払い責任期間 (Pflichtbeitragszeit) に算入されることになっている (財源 : 年金保険者に対する連邦補助として連邦予算により負担。年間約 70 億マルク。)(古瀬・塩野谷 1999:141-142)。

6 . 労働政策上の施策

ドイツでは、家族に対する様々な財政的支援が早くから進み極めて充実しているのに対し、家族をめぐる労働政策上の施策は、やや遅れている傾向が見られる。

(1) 母性保護 (Mutterschutz) と母親手当 (Mutterschaftsgeld)

健康保険に加入しているか、加入者の扶養家族である全ての妊婦は、予備健康診断、入院分娩費用、医療費、その他の出産手当を請求できる。無収入か低収入である妊婦の場合は、社会給付 (Sozial Hilfe) から同様の費用が支払われる。

産前6週と産後8週は、妊産婦の保護に関する規定に基づき労働禁止期間となっている。休業期間中には母親手当(Mutterschaftsgeld)が支給される(日額13ユーロ:1747円)。被雇用者(女性)は、妊娠期間中及び出産後4ヶ月からまでの期間、解雇されないことが保障されている。

(2) 育児休業(Elternzeit)と育児手当(Erziehungsgeld)

就業する女性の増加に伴い、母親休暇制度と出産後6ヶ月までの母親手当が実施され始めたのは1980年からであり、1985年には母親休暇と母親手当を廃止する代わりに、1年間の育児休業と育児手当が導入された。しかし統一後も東西の格差が大きかったこの育児休業は、1993年1月1日以降、最長3年間へと延長され、育児手当の支給期間も18ヶ月から24ヶ月間に増額され、以降、徐々に充実されてきた。

2001年1月以降生まれた子供から適用されている現行制度では、育児休業は、かつての子育て休暇(Erziehungsurlaub)という呼称から両親の時間(Elternzeit)と改名され、主として母親が取る子育て休暇ではなく、父親、母親ともに両親としての時間を大切にしようという願いが込められている。このため、原則、子供が満3歳になるまでという期間は変わらないが、その取得方法は柔軟なものとなっており、両親が同時に取ったり、雇用者との話し合いがつけば、3年のうちの1年分を、子供が3歳から8歳になるまでの間に分割取得することもできる。また休業期間中の就業も週30時間まで許されている。また15人以上の従業員を抱える職場ではパートタイム就業を要求する権利が認められている。なお育児休業中の解雇は禁止されているが、取得者は育児休業開始の遅くとも6週間前までに雇用者に申し出ることとなっている。

この育児休業期間に支給されるのが育児手当(Erziehungsgeld)で、週労働時間が30時間以下の母親と父親は子どもが満2歳になるまで月額307ユーロ(4.1万円)あるいは子どもが満1歳になるまで月額460ユーロ(62万円)を上限とする育児手当を受け取ることが出来る。ただし、この受給には収入による制限が設けられており、生後6ヶ月までは夫婦の手取り年収51130ユーロ(687.1万円)まで、また単親世帯では年収38350(515.3万円)までが完全受給の対象となる。また生後7ヶ月以降については年収制限の上限額が16470ユーロ(221.3万円)、単親世帯の場合は13498ユーロ(181.4万円)まで下がる。なお年収制限を越えると、支給額は、収入の上昇に伴って段階的に最低0ユーロまで引き下げられる(財源は全額連邦の一般財源。1996年約70億マルク。制度企画は連邦の家族・高齢者・女性・青少年省が所管、実施は各州。州によっては独自の育児手当や一時金を支給しているところもある)(古瀬・塩野谷 1999:141-142)。

(3) 労働時間の弾力化

パートタイム雇用の推進は「家庭と就業の両立」(Vereinbaren von Familie und Erwerbstätigkeit)という点で、社会政策の核になる施策であり、またパートタイム雇用が増えることによって、雇用コストや失業コストを抑えることができるが、十分な財政支援が行われない場合には雇用の不安定化に繋がるという矛盾も見られるという

(J.Dorbritz, B.Fux 1997:38)。ドイツは、オランダほどではないが、家族生活と、職業生活の時期的調整、パートタイム就業との調整を積極的に進めており、再就職支援(Hilfen

für den beruflichen Wiedereinstieg) やパートタイム就業機会 (Teilzeitarbeitsplätze) の提供に力を入れている。

7. 保育・育児サービス

保育制度の整備はヨーロッパの中でも比較的遅れている。特に女性の就労を促進するために全日制保育及び学童保育などの保育制度が整備された旧東ドイツ地域に比べ、旧西ドイツ地域では母親による家庭での保育を前提としてきた。このため保育所に通う0-3歳児の割合は旧西ドイツ地域4.2%、旧東ドイツ地域で50.6%(1995年)である。2000年でも前者が5%、後者が50%となっている。政策主体は州の福祉局で、共稼ぎ世帯または単親・貧困世帯が対象である。国または州の補助+自己負担16%-20%となっている。

一方、それより上の3歳から5歳については、1997年に政府が「すべての3歳-5歳の児童に幼稚園に通う権利」を保障することになり、2000年現在では通園率が85%となっている。しかし旧西ドイツ地域の幼稚園の50%以上は、午前または午後保育で昼食のケアがない。政策主体は州の教育局で、国または州の補助+自己負担16%-20%となっている。小学校も開校時間が短く8:00-12:30と午前授業が原則で、給食サービスは希であり年間授業も7歳で525時間、10歳で761時間と少ない。

8. 家族のための地域同盟イニシアティブ

近年、ドイツの家族政策で、注目すべき新たな動きとして、家族のための地域同盟イニシアティブ (Initiative Lokale Bündnisse für Familie) が挙げられる。これは2004年に、ドイツ家族省大臣レナーテ・シュミットが、ドイツ産業・商工会会頭のルードウィヒ・ブラウンとともに始めた運動で、地域の責任を担い、家族に優しい環境づくりに取り組もうとする、全ての人々を対象としている。

このイニシアティブの目的は、コミュニティ、企業、教会教区、各種協会・協同組合、労働組合、商工会、そして家族とボランティアが、地域社会において協力し合うことを支援する点にあり、地域ぐるみの、横断的パートナーシップを形成することで、従来にはなかった、仕事と家庭(子育て、家族、老人介護など)の両立をめざす新しい視点とプロジェクトを要求し、作り出して行くことが目指されている。

ドイツ家族省は、これらの同盟を支援するために無料相談サービスセンターを設置し、すでに268地域・約2500万人がこの無料相談サービスセンターで、同盟を結成するか、あるいは同盟結成の準備を進めているという。

たとえば、ダルムシュタットの地域同盟では、「家庭と仕事、日常と子育ての間で発生する時間的ストレスを解消する」プロジェクトを推進しており、15の幼稚園と保育所が個々の両親の仕事に合わせたフレキシブルな開園時間や多様な保育時間を提供するようになり、送り迎え時間の複数化、半日・2/3日保育が実現したという。また保育の切れ目を補う両親のシフト勤務やフルタイム勤務を調整するために、地域同盟が地域企業との話し合いを

持ち、幾つかの企業では従業員のための保育施設が作られたり、複数の企業間で協力し、両親の勤務時間に合わせた特別開所時間を託児所に設定してもらったなどの成果が報告されている。

9. ドイツの家族政策の特徴

ドイツの家族政策は、戦前の政権下での不幸な体験や、戦後の東西分裂という複雑な歴史的背景を持っており、その影響は今日まで続いているといえよう。

とりわけ、戦前の人種主義的イデオロギーに基づく人口政策は、旧西ドイツ地域において、国家による個人・家族領域への介入や出生促進的政策の採用を絶対的なタブーとして定着させる結果となり、この基本原則は今日の家族政策においても一貫しているといえよう。また、すでに述べたように、戦前の政策が単に一時的な出生力の回復を演出するタイミング効果しか持たなかったことが認識されており、政策介入の効果に対し、極めて否定的な態度が一般化している。

このため、戦後の旧西ドイツ地域では、家族政策の基本理念を国家による「婚姻および家族」の保護・助成に置き、有子家庭が被る経済的負担を軽減する「家族負担の調整」に力を注ぐ形となり、この基本的姿勢が今日においても財政的支援の手厚さという特徴となって現れている。ただし、この政策は、当初、専業主婦家庭を念頭においた家族形成支援という性格が強かったが、その後、女性解放運動の活発化、離婚・同棲の増加、女子の就業率の上昇などの社会変化を反映し、多様な家族モデルを対象とするものに移行してゆくとともに、育児休暇・育児手当の導入やパートタイム就業の推進など「家族と就業の両立」支援などの新しい要素を加えたものとなっていった。

しかし、ドイツの場合、この「家族と就業の両立」という概念は、子供が小さいうちは親がその面倒をみるということ暗黙の前提としており、このため母親のフルタイム就業を前提とした、3歳児未満の子供を対象とする保育施設・機会は、今日まであまり発達していない。

このような旧西ドイツ地域(および再統合後のドイツ)における家族政策の基調に対し、戦後の旧東ドイツ地域では、社会主義社会の存続と発展という目的に立った、極めて積極的な家族政策が展開された。この家族政策は、旧政権のイデオロギー政策、雇用政策及び社会政策の一部であり、社会主義的人格や家族の形成、女性の就労による国民総生産の最大化、出生数の増加など、国家による個人・家族領域への介入を全くタブー視しないものであった。とりわけ、1976年から本格的に導入された政策では、第3子出生により返済が免除される結婚資金貸付制度などにより出生を促進するとともに、労働時間の短縮、保育制度の充実により母親の就労を推進する強力なものであり、この結果、出生力は再び上昇し、1970年代から1980年代にかけ合計特殊出生率は旧西ドイツ地域を大きく上回り、少なくとも完結出生児数の低下を一定期間抑える程度の効果を持ったことが確認されている。しかし、この強力な出生促進政策によっても旧東ドイツ地域の出生力を再生産水準まで回復させることはできなかつたのも事実である。また政権末期・崩壊後の反動の大きさからもわかるように、その効果を恒常的に維持するには相当に困難な政策であったといえよう。

この意味で、旧東ドイツ地域における家族政策の展開は、その政策効果の有効性を証明するものというより、むしろ、その限界を示すものとして理解されるべきであろう。

再統一後のドイツの家族政策は、他の社会・経済政策同様、旧東西ドイツ地域の格差に悩まされて来たが、基本的な方向としては、児童手当や扶養控除の増額・拡充などによる経済支援の強化とともに、育児休業制度の拡大と運用の柔軟化など、仕事と家庭の両立・調和はめざすものとなってきた。また 2004 年から新たに展開され始めた「家族のための地域同盟イニシアティブ」などは、従来の制度改革や財政手法から一步踏み出し、地域・草の根レベルから、子育てに優しい社会の実現をめざすものであり、今後の成果が大いに期待されるものであるといえよう。

[文献]

- ヒョーン, S・, 1997, 「ドイツにおける出生率及および家族政策 一つから二つ、二つから一つのドイツの体験」『人口問題研究』53(2):1-15.
- 原 俊彦, 2000, 「第二部 地域・言語圏別研究 第1章 ドイツ語圏諸国」厚生省科学研究費平成11年度報告書『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』(課題番号H11-政策-008), 87-224.
- 原 俊彦, 2000a, 「ドイツの出生動向と家族政策」『北海道東海大学紀要人文社会科学系』北海道東海大学国際文化学部, 13:149-175.
- 原 俊彦, 2000b, 「ドイツの家族政策の特徴と受容」『現代社会学研究』北海道社会学会, 14:73-93.
- 原 俊彦, 2001, 「第二部 地域・言語圏別研究 第1章 ドイツ語圏諸国」厚生省科学研究費平成13年度報告書『先進諸国の少子化動向と少子化対策に関する比較研究』(課題番号H11-政策-008), 200-204.
- 古瀬 徹・塩野谷祐一編, 1999, 『先進諸国の社会保障 第4巻 ドイツ』東京大学出版.
- Eberstadt, Nicholas, 1994, "Demographic Shocks after Communism : Eastern Germany, 1989-93," *Population and Development Review*, 20(1):137-152.
- Bundesministerium für Familien, Senioren, Frauen und Jugend,
2005a(<http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Abteilung2/Pdf-Anlagen/PRM-18034-Statistische-Hilfen-fur-Familien.pdf>).
- Bundesministerium für Familien, Senioren, Frauen und Jugend,
2005b(<http://www.bmfsfj.de/Politikbereiche/familie,did=13662.html>).
- Dorbritz, J. und Beat Fux (Hrsg.), 1997, "Einstellungen zur Familienpolitik in Europa.", *Schriftenreihe des Bundesinstituts für Bevölkerungsforschung Band 24*. Harald Boldt Verlag
- Höhn, Charotte, 1997, "Der Demograph Karl Schwarz- eine Würdigung aus Anlaß seines 80. Geburtstags am Beispiel der Geburtenentwicklung in Deutschland", *Zeitschrift für Bevölkerungswissenschaft*, Jg.22, 2/3-97, S.159-194, Verlag Leske+Budrich, Opladen

第5章 フランスの家族政策

はじめに

フランスは、家族政策 (politique familiale) を熱心に進め、先進諸国の中では、比較的高い出生率を維持している国とされている。家族政策の中心は、家族給付 (prestations familiales) であり、家族給付は、社会保険や労働災害補償と並んで、フランスの社会保障制度を構成する三本柱の一つになっている。

フランスの家族政策は、現在どのような特色を有し、どのような家族政策を行っているのか、その担い手は誰なのか、どのような課題があるのかについて、述べる。

なお、フランスの社会保障制度は、商工業被用者を対象とする一般制度、社会保障創設以前から独自に医療保険や年金制度を持っていた一部の職種を対象とする特別制度 (国有鉄道従業員制度、鉱山労働者制度、船員制度、国家公務員制度、職業軍人制度、地方公務員制度、パリ市交通公団制度、ガス・電力会社制度など)、自営業制度、農業制度がある (図表 5-1 参照)¹⁾。家族給付について、農業被用者と自営農民については、後述する全国家族手当金庫 (caisse nationale des allocations familiales, CNAF) ではなく、農業福祉共済組合 (mutualité sociale agricole, MSA) が管轄する点は異なるが、被用者に限られず、普遍的に家族給付は適用される (図表 5-2 参照)。したがって、自営業者も、要件を満たせば、育児休業中の所得保障となる育児親手当 (就業自由選択補足手当) を、被用者と同じように受給することができる。

1. フランスの家族政策の概要

(1) 家族政策の特色

フランスの家族政策は、次のような特色を有している。

第1に、家族の重要性が認識され、家族の問題に国家が介入することを是とするコンセンサスが国民の中にある。

2(1)(イ)で述べるように、家族政策は、19世紀末に民間(企業)から始まったものを、20世紀前半に国の政策に取り入れたものであり、非常に長い歴史を有している。国家が、家族を保護することに対する国民のコンセンサスが形成されている。

第2に、家族政策は、人口問題と密接に結びついて、形成された。フランスの家族政策は、「出生促進的」といわれる。ゴーチェの家族政策の分類によると、「家族主義的・

¹⁾ 藤井良治・塩野谷祐一編, 1999, 『先進諸国の社会保障(6)フランス』東京大学出版, 14-17.

出生促進的」モデルに分類されている²⁾。このモデルでは、低い出生率を主たる関心事とし、家族支援、特に出産を促進することを国家の責任であるとしている。そのために、現金給付が重視される。第3子の誕生を妨げる主要な障害は経済的なものであると考えられているので、家族給付は、第3子に着目して支給されることになる。なお、現在では、第3子から支給される給付の種類は少なくなり、第1子から支給されるものが増えている。

第3に、家族政策は、雇用政策、住宅政策、所得政策、貧困対策、障害者への援助とのポリシー・ミックスになっている。家族政策の中心となる家族給付は、家族政策本来の政策目的以外の雇用政策などの政策目的をも内包するものになっている。

第4に、家族政策は、家族主義とフェミニズムの間でゆらいでいる。働く女性に対して、男女平等な政策を取るのか、それとも「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に基づく政策を取るのかについて、フランスの家族政策にはゆらぎが見られる。男性への育児責任の分配を行う政策が取られると同時に(2(2)(八)の「父親休暇」参照)、結果的に所得の低い女性を家庭に戻す政策も取られている(2(1)(ホ)の「育児親休暇問題」参照)。

第5に、フランスの家族政策は、現在では、多様な家族を前提としたものとなっている。多様な家族や婚外子は、家族法によってほぼ法律婚と同等な権利が認められている。

第6に、家族政策を支え、実行に移す組織と団体が充実していることである。フランスの伝統である association といわれる民間団体の存在が大きな役割を果たしている。家族の利益を代表する家族団体(associationの一つ)があり、家族政策に発言力を持っている。家族にかかわる政府代表、議会代表、民間代表、労使代表が集まって、政府が主催する家族会議を毎年開催して、翌年の家族政策の合意形成をしている。また、家族給付を支給する組織として、家族手当金庫があることも特色といえよう。

(2) 家族政策の機能

フランスの家族政策は、これまでの歴史的・政治的経緯から、多様な目的を有するものになっており、次のような機能を有している³⁾。

第1に、人口政策としての機能である。家族政策は、世代の再生産を確保し、人口の高齢化を防ぐために出生率を向上しようとするものである。また、フランスでは、人口の増加と経済成長の相関関係、及び人口停滞と経済停滞の相関関係が認識されている。

第2に、経済的機能である。家族政策は、労働力を創出し、その結果拠出金を払う人々を創出することに貢献する。労働力の再生産のみならず、教育や質を保証することで、労働生産性の向上や経済発展を促す。これゆえに、フランスの家族政策の財源は、全面的に企業活動に関連する拠出金に拠っている。

²⁾ Gauthier, A.H., 1996, "The State and Family-A comparative Analysis of Family Policies in Industrialized Countries", Great Britain, Clarendon Press Oxford, 203-205.

³⁾ Mills, Catherine et Caudron, José, 2001, "Protection Sociale", Paris, Montchrestien, 28-29.

第3に、家族の購買力を維持し、向上する機能である。子どもの教育や扶養にあてられるので、所得政策の側面を有している。すなわち、単身者と子どもの費用がかかる家族間の水平的な所得再分配となっている。同時に、子だくさんで所得の少ない家族のために、連帯に基づいた垂直的所得再分配も行っている。当初の家族政策には、このような不平等の是正という目的はなかった。

第4に、購買力の活性化によって、企業に市場を保証する。ケインズ的な意味における有効需要を支え、同時に、投資促進、成長、雇用を刺激する。家族政策は、完全に経済と企業のダイナミズムに参加している。

第5に、「社会的結束」(cohésion sociale)を強める。さらに、企業の「人的資源」に関する経営戦略と社会の安定につながる。家族給付の歴史がこのことを証明している。

(3) 家族政策を支える組織・団体・機関

前述したように、フランスの家族政策の特色は、それを支える当事者(acteurs)が手厚く、様々な組織・団体・機関が存在していることである。

(イ) 家族会議(conférence de la famille)

それまでも家族会議は開催されていたが、1995年7月25日法によって、定期開催が義務づけられた。家族会議は政府が主催し、家族政策にかかわる政府、議会、地方自治体、民間、親、労使等の各代表が参加する重要な会議となっている。2004年の家族会議に参加した36名のメンバーの所属は、図表5-3を参照されたい(年によって参加者は多少異なるようである)。

従来、家族政策に関する発言は大統領の権限に属し、人口及び家族に関する高等諮問委員会、フランス家族賞⁴⁾の大統領府での授与式、全国家族協会連合大会の3つの機会に示されていた。首相は、当初、家族政策において重要な役割を果たしていなかったが、1998年以降、家族会議が、政府の家族政策を提示する場となった。家族会議において首相が、家族政策の現状を報告し、将来の家族政策の方向を説明している。そして、政府は、関係団体代表と協議し、翌年の家族政策の方向性を決めている⁵⁾。

たとえば、2004年1月から導入された「乳幼児受け入れ手当」は、2003年4月29日の家族会議で合意が得られ、2003年12月18日法によって、法制度化された。

家族会議の事務局は、関係省庁連絡会(délégation interministérielle à la famille)に置かれて

4) フランス家族賞は、正式には la médaille de la famille といい、その功績をたたえ、国家の謝意を表すものとして、子だくさんの母親または父親に毎年エリゼ宮において授与される。4人または5人の子どもを育てた場合は銅メダル、6人または7人育てた場合は銀メダル、8人以上育てた場合は金メダルとなる。なお、子どもは全てフランス人であることが条件である。福祉活動・家族法典(CODE DE L'ACTION SOCIALE ET DES FAMILLE)の規則編 R215-3,R215-4,D215-7から D215-13 に定められている。

5) 須田文明, 2002, 「最近におけるフランス家族政策の展開」厚生科学研究費平成13年度報告書『先進諸国の少子化の動向と少子化対策に関する比較研究』, 285-286.

いる。関係省庁連絡会は、家族担当省（現在は連帯・保健・家族省）の管轄下であり、家族担当省の任務を遂行する。関係省庁連絡会会は、関係する主要官庁（文部、司法、INSEE〔国立統計経済研究所〕、住宅、内務、市町村など）から配属された専門職員 15 名のチームである。次のようなことを任務としている。第 1 に、家族政策に関わる政府や省庁の活動を推進し、連携させること。第 2 に、家族政策の定義や条文の起草にかかわること。第 3 に、家族政策の枠内に新たに入ってきた全ての措置を準備するために、家族政策のパートナー全員を参加させ、省際間の調整を行うこと。第 4 に、必要な調査を行い、毎年行われる家族会議の準備作業を行うこと。

（ロ）全国家族協会連合（union nationale des associations familiales、UNAF）

労働組合が、労働者の利益を代表するように、家族協会は、家族の利益を代表する団体である。家族協会は、19 世紀の終わりに遡ることができ、長い歴史を有している。1945 年 3 月 3 日のオールドナンス(命令)によって、UNAF と UDAF(union départementales des associations familiales、UDAF、県家族協会連合)は制度化され、1975 年にその任務が強化された。

現在、UNAF には、活動会員として、100 の UDAF、8 の一般的全国的な家族運動グループと 20 の専門化した運動グループ、準会員として、38 の家族を目的とする全国的グループ(association ではない)が加盟している。すなわち、80 万の家族が所属する 8000 の団体が加盟している。

UNAF は、次のような 4 つの役割がある。1) 家族政策を研究し、提案すること。2) 政治的・地域的・国家的制度における家族全体の公式のスポークスマンとなること。3) 公権力によって運営を委託されているサービスにおいて、UDAF と連携し、指導すること。4) 家族の利益が問題となる訴訟において、訴訟の原告となることである⁶⁾。

（ハ）連帯・保健・家族省（ministère des solidarités, de la santé et de la famille）

フランスは、省庁の編成と名称がよく変わるが、2004 年 3 月に家族・子ども省になった。その後 2004 年 11 月には、保健・社会的保護省と統合され、連帯・保健・家族省となり、家族政策を担当している。

（ニ）人口及び家族に関する高等諮問会議（haut conseil de la population et de la famille , HCPF）⁷⁾

1945 年に、前身となる組織が創設されたが、現在の HCPF となったのは、1985 年 11 月 23 日のデクレ(政令)によってである。HCPF は、大統領直属である。現在 18 名の委員がおり、全国家族協会連合会長、ノール県選出議員、全国家族手当金庫長、国立人口問題研究所調査部長、関係省庁連絡会、国立統計経済研究所（INSEE）の人口・社会統計部長、社会学・経済学などの大学教授などが指名されている。

その任務は、大統領と政府に対して、人口問題、人口の中長期的な影響、家族に関する

⁶⁾ (<http://www.unaf.fr/ministere/21.htm>, 2005.2.26) .

⁷⁾ (<http://www.social.ouv.fr/thm/dossiers/hcpf/historique.htm>, 2005.2.4) .

問題を諮問することにある。人口に影響を及ぼす経済的・社会的・文化的次元の全ての問題、特に出生力、人口の高齢化、移住の動きに関して、意見を表明し、研究する。

(ホ) 国立人口問題研究所 (institut national d'études démographiques, INED)⁸⁾

INED は、1945 年 10 月 24 日のオルドナンスによって、創設された。その任務は、様々な角度から人口問題を研究することであり、文献を収集し、調査を実施し、人口の量的増加及び質的改良をもたらす物質的・心理的な方法の研究などである。

(ヘ) 全国家族手当金庫 (caisse nationale des allocation familiales, CNAF)

CNAF は、家族給付を支給するなどの実施機関としての役割を持っている。CNAF の組織図は、図表 5-4 の通りであり、県にある 123 の家族手当金庫を統括している。

CNAF は、1996 年以降、国と目標・管理協定 (Convention d'objective et de gestion, COG 1996 年 2000 年、2001 年 2004 年) を結んでいる。両者は契約関係にある。2005 年からは 3 回目の協定が国と結ばれる。

CNAF 家族給付局長の MARINACCE 氏へのインタビューによると (2004 年 11 月 26 日 (金) 実施。以下同じ) これまでの 2 つの協定はうまく機能し、協定によって目標が明確になり、問い合わせにすぐに答えるなど運営面でも改善が見られた。CNAF 長と会計部門の長は政府から来ており、国とは密接な関係を持っているが、主導権は CNAF にある。CNAF には、労使同数が理事である理事会があるが、労働時間を 35 時間にする法律ができる時に、主要な使用者団体の理事が辞任したために、現在では、理事会は機能しているとはいえないという。

現在の CNAF の理事会は、労働組合代表 (代表的な 5 組合から 26 名) 使用者代表 (4 名) 家族団体代表 (UNAF10 名) 専門家 (4 名) 職員代表 (6 名) 国家監査官 (1 名) 政府委員 (3 名) から構成されている。

CNAF は、様々な給付と社会福祉活動に財源を支出している。様々な給付 (合計 505 億 8000 ユーロ : 6 兆 7866 億 96,075,120 円、2004 年時点⁹⁾) として、家族に対する援助 (217 億 8000 万ユーロ : 2 兆 9270 億 14,200,000 円) 住宅援助 (128 億 5000 ユーロ : 1 兆 7201 億 92,671,950 円) 不安定さに対する援助 (103 億 6000 ユーロ : 1 兆 3842 億 17,806,340 円) その他の法的援助 (55 億 9000 ユーロ : 7391 億 46,209,510 円) がある。家族に対する援助にあたるものが、家族給付である。社会福祉活動の一環として、乳幼児の受け入れへの援助 (12 億 5000 ユーロ : 1612 億 68,671,950 円) が行われており、保育所の建設などにあてられている (いずれも 2003 年の数字)。

CNAF の財源は、使用者と独立就業者 (自由業など) の負担金が全体の 59.0% (事業主は賃金総額の 5.4% の負担金) 一般社会拠出金 (contribution sociale généralisée, CSG) 20.7%、経費として取る負担金 7.6%、障害者手当・単親手当の CNAF への償還 11.5% (国から委託

⁸⁾ (<http://www.ined.fr/institut/missions.htm>, 2005.3.3).

⁹⁾ 以下、円 / ユーロの為替レートは、内閣府「海外経済データ月次アップデート」に基づき、2004 年通年での 1 ユーロ = 134.39 円 にて換算した。

されて支給した障害者手当・単親手当の費用の国からの償還（その他 1.2%）となっている。

家族給付は、従来使用者の負担金で賄ってきたが、1990年12月28日法により導入された一般社会拠出金もあてられている。これは、法的に租税と解されている¹⁰⁾。一般社会拠出金は、使用者又は年金金庫などが、個人に対して、稼働所得（5.1%）、代替所得（年金など、4.2%）、資産所得（5.8%）などの所得から徴収する¹¹⁾。独立就業者は、直接社会保障サービス機関に支払う。

（ト）企業

フランスの家族政策は、企業が始めた家族政策を、国が制度として取り入れたものであり、企業は家族給付の費用を多く負担している。企業は、今もフランスの家族政策に関心を持ち、重要な担い手となっている。

2. 家族政策の内容

フランスの家族政策の中心は、現金給付である家族給付である。その周辺に家族政策に関連した政策が存在している。日本の少子化対策¹²⁾には含まれている育児休業や保育サービスは、広い意味の家族政策といえるが、狭い意味の家族政策としては位置づけられていない。本稿では、日本の少子化対策の視点から取り上げるので、広い意味のフランスの家族政策について説明する。家族給付、子どもの出産と育児に関わる休暇（出産休暇、育児休業、父親休暇など）、子育てに関わる保育サービス、その他の関連制度について言及する。

（1）家族給付

（イ）家族給付の歴史

フランスの家族政策の中心である家族給付は、民間の経営者の主導によって始まった。19世紀末の経営者の中に、子どものいる労働者に対して、家族の負担を軽減する目的で付加賃金を支給する者が現れた。1891年のレオ13世による社会回勅（RERUM NOVARUM）は、産業革命によって作り出された新しい状況に伝統的なカトリックの教義を適合させようとするものであり、カトリックの経営者に大きな影響を与えた。そこでは、家族の必要を満たす家族賃金を唱えていたので、家族賃金は企業に広がった。すなわち、フランスの家族政策の思想的母胎は、社会的カトリシズムであったといえる。

1918年、グルノーブルの製鉄所経営者が、企業間協定により家族手当補償金庫（caisse de

¹⁰⁾ 伊奈川秀和，2000，『フランスに学ぶ社会保障改革』中央法規出版，194。

¹¹⁾ (<http://www.impots.gouv.fr>，2005.3.7)。

¹²⁾ 日本の少子化対策については、神尾真知子，2005，「少子化対策の展開と論点」『総合調査報告書少子化・高齢化とその対応』国立国会図書館調査及び立法考査局調査資料2004-2，23-43。

compensation d'allocation familiales) を設立した。金庫に参加する企業は、各企業の支払い賃金や労働者数に応じた拠出金を払い込むことによって、家族賃金の負担を経営者間で分担する仕組みであった。このような家族手当補償金庫は、次第に普及し、1932年には、使用者は加入することが法的に義務づけられた。この立法の背景に人口問題があったのか否かについては、意見が分かれている。フランスの人口問題が深刻になるのは1935年以降であるので1932年法と人口問題は関係がないとする見解と、人口問題の深刻化がきっかけであったとする見解がある¹³⁾。

その後の家族給付に関する主な動きは以下の通りである。

- 1939年 家族法典の制定
- 1945年 家族手当補償金庫廃止 家族手当金庫設立
- 1946年 家族給付制度の法体系の整備
- 1948年 住宅手当の導入
- 1956年 家族給付規定を社会保障法典に組み込む
- 1967年 社会保障制度の一般制度の4つの部門の一つに家族部門
- 1972年 共働き家族への初めての家族給付 (allocation pour frais de garde)
- 1977年 3つの手当を家族補足手当に統合 (complément familial)
- 1985年 育児親手当 (allocation d'éducation parentale)・乳幼児手当 (allocation pour jeune enfant) 創設
- 1994年 育児親手当「第3子から支給」が「第2子から支給」に (施行は1995年)
- 1998年 家族手当の支給に所得制限をつける (不評で1999年には所得制限なしに戻る)
- 2004年 5つの手当を乳幼児受け入れ手当に統合

現在、家族給付は、社会保障法典 (CODE DE LA SÉCURITÉ SOCIALE) 第5巻「家族給付及び類似給付」第1部「適用範囲・総論」に規定されている。(括弧内は、該当する社会保障法典の条文である。)

(口) 家族給付の受給要件¹⁴⁾ (L.511-1~L.513-1)

家族給付には、国籍要件はない。フランスに居住することが要件である。外国人については (EU市民とスイス人を除く) は、さらに、正規滞在資格が必要である。

受給者は、子どもを実際にかつ永続的に扶養していなければならない。一般的に、子どもの養育費と教育の責任を持っていることである。

子どもは、以下の場合、被扶養であるとされる。

¹³⁾ 神尾真知子, 1996, 「フランスの家族給付制度と社会保障」『社会保障法学会誌』11: 185-201 参照。

¹⁴⁾ Grandguillot, Dominique, 2004, "L'essentiel du Droit de la Sécurité Sociale", Qercy, Gualino éditeur, 99.

- ・義務教育修了まで：16歳未満の年齢の全ての子ども。
- ・義務教育修了後：169時間（法定最低賃金の計算の際に使われる月間労働時間）で計算して最低賃金の55%を超えない報酬の時は、20歳未満の全ての子ども（一定の手当については21歳未満）。

子どもは、フランスに滞在していることが条件である。暦年の合計3ヶ月を超えない外国での滞在であれば、フランス滞在とみなされる。国際協定があれば、母国にいる外国人の子どもにも、いくつかの給付の権利が開かれている。

なお、家族給付は、被用者のみならず、上記の受給要件に該当すれば誰でも受給できる。

（八）家族給付の仕組み¹⁵⁾（L.551-1）

家族給付額の算定のために、月額家族給付算定基礎額（base mensuelle des allocations familiales、BMAF）が、1年に2回デクレによって定められている。BMAFの上昇は、少なくとも物価の上昇に等しく設定される。2004年1月1日の時点で、BMAFは、353.5ユーロ（47,507円）である。家族給付に対しては、税金や一般社会拠出金は課されないが、単親手当と障害者手当を除き、社会債務償還拠出金（contribution au remboursement de la dette sociale、CRDS）は課される¹⁶⁾。したがって、CRDS（0.5%）を課したあとのBMAFは、351.82ユーロ（47,281円）となる。

家族給付は、毎月及び支払い期日に、家族の居住する場所の家族手当金庫から支給される。支給は原則振込みである。受給者は、給付の権利のある人であり、夫婦の場合は、父親か母親かを選択できる。もし、選択しないときは、自動的に母親が受給者となる。

（二）家族給付の種類¹⁷⁾（L.511-1、L.521-1～L.544-8）

家族給付は、現在では、多様な目的を有するものが含まれている（図表5-5参照）。本稿では、社会保障法典において、家族給付として規定されている9種類の家族手当（従来は11種類）のうち、子育てに関連する家族給付7種類について説明する。なお、家族給付制度の説明は改革後の2004年の時点での説明であり、支給実績については、旧制度の2003年の時点での説明である。

¹⁵⁾ Grandguillot, op.cit., 100.

¹⁶⁾ 社会債務償還拠出金は、社会保障一般制度の赤字を解消するために2014年1月31日まで課される拠出金である。

¹⁷⁾ Grandguillot, op.cit., 101-106、CNAF発行の“ Vos prestations 2004 ”、神尾真知子、2004、「乳幼児受け入れ手当」『ジュリスト』1266：5による。CNAF発行の家族給付に関するパンフレットは、MARINACCE氏によると、約1000万部発行したそうである。本稿では、2004年1月1日以降に産まれたり養子になった子どもに適用される制度について説明しているが、2003年12月31日までに産まれたり養子になった子どもは、乳幼児受け入れ手当に統合される前の5種類の手当（乳幼児手当、養子手当、公認保育ママ雇用家庭援助手当、自宅保育手当、育児親手当）が支給されている。

<第1子から支給される家族給付>

i) 乳幼児受け入れ手当 (prestation d'accueil du jeune enfant、PAJE)(図表 5-6 参照)

2004 年 1 月 1 日から新しく施行された手当であるが、既存の次の 5 つの手当である乳幼児手当 (allocation pour jeune enfant、APJE)、養子手当 (Allocation d'adoption、AAD)、家庭保育手当 (allocation de garde d'enfant à domicile、AGED)、公認保育ママ雇用家族援助手当 (aide à la famille pour l'emploi d'une assistante maternelle agréée、AFEAMA)、育児親手当 (allocation parentale d'éducation、APE) を統合したものである。

PAJE は、2004 年 1 月 1 日以降の誕生又は養子となった子どもについて適用される。2004 年 1 月 1 日以降の誕生又は養子の子どもは、本稿で説明する手当が支給される。

この改革の目的は、乳幼児の育児支援に力点を置いて女性の出産意欲を増す環境を作ることにある。旧手当との違いは、次の通りである。第 1 に、旧乳幼児手当では、出産時の給付は分割して支給されていた。旧乳幼児手当は、出産・養子手当と基礎手当に分かれていたが、出産・養子手当は、妊娠 7 ヶ月目又は養子の受け入れ時に一括して支給されることになった。第 2 に、基礎手当の所得要件が緩和されたことである。これにより、3 歳以下の子どもを持つ家庭の 90% (190 万件) が対象となった。第 3 に、就業停止期間中に支給される旧育児親手当は第 2 子から支給されていたが、PAJE では就業自由選択補足手当として第 1 子から出産休暇終了後 6 ヶ月間支給されることになった。第 4 に、後述するように旧育児親手当が低所得の女性を家庭に戻してしまったので、働き続けるか就業を停止するかを自由に選択できるように、育児親手当と公認保育ママ雇用家族援助手当・自宅保育手当を統合した。働き続けることを選んだ場合の手当支給の所得要件を緩和し、支給額を上げた。託児費用を出せずに育児のために退職せざるを得なかった女性に、「職業と家庭の両立」の道を開くことを目的とした¹⁸⁾。

PAJE は、以下の 4 つの部分から成る。

・ 出産又は養子手当 (prime à la naissance ou à l'adoption、旧乳幼児手当 + 旧養子手当)

目的：出産や養子に伴う費用の補償。

受給要件：出産の場合は、14 週のうちに家族手当金庫と疾病保険初級金庫に通知すること。

養子の場合は、20 歳未満の 1 人又は複数の養子を取ること、あるいは養子のために受け入れること。

所得要件：所得が一定の所得の上限以内であること (図表 5-7 参照)。

支給方法：出産手当の場合、妊娠 7 ヶ月目。

養子手当の場合、養子が家庭に受け入れられた月、又は家庭への受け入れが過去の時は、養子になった月。

支給率と額：BMAF × 229.75% (808.31 ユーロ：108,629 円)

・ 基礎手当 (allocation de base、旧乳幼児手当)

¹⁸⁾ 「政権交代後の家族政策(1)」(2003 年 4 月 29 日仏首相府ホームページ、ロイター電、まとめ高橋雅子)、2003、『女性情報ファイル』76：4。

目的：子どもの養育にかかる費用の補償。

受給要件：子どもが2004年1月1日以降に産まれたか、養子とし、子どもが3歳未満。

養子の場合は、20歳未満まで可。

出産後、子どもが3回の義務的健康診査を受けていること。

所得要件：所得が一定の所得の上限以内であること（図表5-7参照）。

併給調整：家族補足手当との併給不可。養子の場合は、家族援助手当との併給不可（図表5-8参照）。

基礎手当は、家族に給付されるが、多胎出産や複数の養子の場合は、各子どもに支給される。

支給期間：出産から3歳の誕生日の前の月まで。養子の場合は、子どもを家庭に受け入れた時又は養子の決定の月から3年間、ただし、子どもが20歳になるまで。

支給率と額： $BMAF \times 49.95\%$ （161.66ユーロ：21,726円）（月額）。

・就業自由選択補足手当（complément de libre choix d'activité、CLCA、旧育児親手当）

目的：子育てのために職業活動（雇用に限定されない）を全く停止するか又は部分的に停止するかしたことによる所得の喪失の補償。

受給要件：2004年1月1日以降に産まれたか養子とした、3歳未満の扶養する子どもが少なくとも1人いること。

全面的又は部分的に仕事を停止していること。

少なくとも過去2年間職業活動をしていたこと（継続又は断続）。

子ども1人：過去2年間に2年間

子ども2人：過去4年間に2年間

子ども3人以上：過去5年間に2年間

上記の労働期間には、以下の期間を含む。

病気による休職・出産休暇

有給の職業教育

補償された失業期間（ただし、第1子については除く）

所得要件：なし。

併給調整：全面的職業活動停止の場合。

家族補足手当、親つきそい手当、保育方法自由選択補足手当、他の就業自由選択補足手当との併給不可。

部分的職業活動停止の場合。

家族補足手当、親つきそい手当、全面的職業活動停止の就業自由選択補足手当との併給不可。

両親で就業自由選択補足手当を分け合うことは可能（ただし、総計が、全面的職業活動停止の就業自由選択補足手当の額を超えることはできない）。

部分的職業活動停止の場合は、保育方法自由選択補足手当との併給ができる。

支給率と額：基礎手当を受給している場合（月額）。

全面的職業活動停止：BMAF × 96.62% (339.94 ユーロ：45,685 円)

部分的職業活動停止：勤務時間を 50% に削減は BMFA × 62.46% (219.75 ユーロ：29,532 円)

勤務時間を 50%・80% に削減は BMFA × 36.03% (126.77 ユーロ：17,037 円)

基礎手当を受給していない場合。

全面的職業活動停止：BMAF × 142.57% (501.59 ユーロ：67,409 円)

部分的職業活動停止：勤務時間を 50% に削減は BMAF × 108.41% (381.42 ユーロ：51,259 円)

勤務時間を 50%・80% に削減は BMAF × 81.98% (288.43 ユーロ：38,762 円)

支給期間：子どもが 1 人の場合：出産後、又は出産休暇・父親休暇・養子休暇・病気休暇のいずれかの終了後、6 ヶ月間

子どもが 2 人以上の場合：支給要件が継続する限り末子が 3 歳になる前月までの期間

その他：全面的であれ部分的であれ、全面職業活動停止の就業自由選択補足手当は、子どもが 18 ヶ月から 30 ヶ月の間ならば 2 ヶ月間受給できる。

以下の手当を受給している者は、就業自由選択補足手当を受給できない。

傷病・出産などの日額手当

障害・老齢年金

成人障害者手当

失業手当 (ただし、就業自由選択補足手当を受給するために失業手当の停止を請求できる)

・保育方法自由選択補足手当 (complément de libre du mode de garde、CLMG、旧公認保育ママ雇用家庭援助手当 + 旧自宅保育手当)

目的：6 歳未満の子どもの保育について、公認保育ママの雇用又は自宅保育によって発生する負担 (保育ママ：自宅に保育依頼者の子どもを預かる保育サービス従事者) 又は自宅保育者 (保育依頼者の家に行き子どもを預かる保育サービス従事者) の報酬の一部、社会保険の使用者負担 (公認保育ママについては 100%。自宅保育者については 50% であるが、3 歳未満の子どもについては 375 ユーロ (50,396 円)、3 歳から 6 歳未満の子どもについては 187.50 ユーロ (25,198 円) を上限とする) の補償。

支給要件：子どもが 6 歳未満であること。

少なくとも月額 353.59 ユーロ (47,519 円) (単身者) 又は 707.18 ユーロ (95,038 円) (カップル) の収入の職業活動をしていること。

以下のいずれかの場合であり、かつ子どもは少なくとも月 16 時間保育されること。

(1) 母性・子どもセンター (protection maternelle et infantile、PMI) のサ

ービスから公認保育ママを直接雇うこと。その給料が1日1人の子どもにつき最低賃金の5倍を超えないこと(2004年1月1日現在 35.96 ユーロ(4,833円))。

(2)自宅保育者を直接雇うこと(ただし雇用した人についての社会保険の使用者負担が免除になる時は受給できない)。

(3)保育ママや自宅保育のサービスを提供する、県議会又は県知事によって資格の与えられた団体(association)又は企業を利用すること。その場合、保育サービス従事者を雇う使用者は団体又は企業となる。

併給調整：全面的職業活動停止の就業自由選択補足手当は併給できないが、一定の条件の下では部分的職業活動停止の就業自由選択補足手当は併給できる。

保育ママと自宅保育を同時に利用するときは、各々の労働者(保育ママや自宅保育者のこと)の報酬の部分的負担代替の併給は、一定の条件下で可能である。

所得要件：なし。

支給率と額：労働者の報酬の部分的負担代替の額は、雇い主(保育ママや自宅保育者を雇う個人のこと)の収入、子どもの数、子どもの年齢による。支払った給料の最低15%は負担する。団体や企業を利用した時も、援助額は同じである。

図表5-9参照のこと。

支給方法：利用者からの申し出があると、CAFが乳幼児受け入れセンター(centre Pajemploi)に労働者の雇用を届け出る。センターは、労働者の報酬を毎月申告する手帳を利用者に送付する。センターは、CAFが肩代わりする社会保険の使用者負担を計算し、利用者に負担すべき額を指示する。センターは、賃金証明を要望する労働者に雇用証明を送付する。

その他：どちらの保育方法を選択しても、減税の対象となる。

ii) 家族援助手当(allocation de soutien familial、ASF)

目的：両親の片方からの援助がない子どもの養育費用の補償(養子の場合も同様)。

受給要件：少なくとも1人の子どもを扶養していること。

子どもが6歳未満であること。

子どもが、以下のいずれかの場合であること。

両親又は片親のいない孤児

片親に親子関係を認知されていない子ども

片親が継続して少なくとも2ヶ月間扶養していない子どもについては、以下の場合による。

・片親が扶養義務を果たせない時は、ASFの権利がある場合かどうかを知るためにCAFに連絡を取った場合。

・片親が扶養義務を免れている時は、ASFは4ヶ月間支給される。4ヶ月を超えてASFの権利を維持するためには、申請者の状況に応じて、次のような

ことをしなければならない。

・4ヶ月の間、判決を得ていない時は、扶養料を確定するために、申請者の住所の大審裁判所（地方裁判所に相当）の家族問題裁判官に訴訟を起こす。

・扶養料を確定していない判決しかない時は、家族問題裁判官に判決の再審訴訟を起こす。

・片親が判決によって確定した扶養料の支払を全部又は一部免れている時は、CAFがこの扶養料の取立てをするために申請者の立場で行動する。

この場合、ASFは、支払われるべき扶養料の前払いとして支給される。

併給調整：養子の場合は、基礎手当との併給不可。

所得要件：なし。

支給率と額：単身で子どもを養育している場合、扶養する子どもにつき、 $BMAF \times 30\%$ (105.55ユーロ(14,185円))。

両親の援助がない子どもを引き取っている場合、扶養する子どもにつき、 $BMAF \times 22.5\%$ (79.17ユーロ(10,640円))。

その他：前払いとしてのASF受給の権利がない時は（例えば、カップルで生活している場合）CAFは未払いの扶養料の取立ての手伝いをすることもできる。ただし、以下のような条件がある。

・扶養料が、申請の時に未成年の1人又は複数の子どもに支払われるべき場合。

・扶養料を取り戻すための民事訴訟を既に起こしている場合。

ASFは、受給者が婚姻、再婚、事実婚、パックス(PACS)のいずれかになった場合は取り消される。ただし、父親でも母親でもない受給者が子どもを引き取った場合は取り消されない。

iii) 特別教育手当 (allocation d'éducation spéciale、AES)

目的：障害児の扶養にかかる費用の補償。

受給要件：子どもが20歳未満であること。

永久的な障害の程度が少なくとも80%(等級)であること。

障害者施設に通所している場合や障害の状態が特別教育サービス又は自宅での介護サービスの利用を必要とする場合は、50%から80%の障害の程度も含む。

子どもが、疾病保険、国、社会扶助によって宿泊費を全額負担される寄宿生でないこと。

所得要件：なし。

併給調整：家族つきそい手当との併給不可。ただし、基本的なAESとの併給は可。

支給率と額：AESの基本額は、月113.15ユーロ(15,206円)である。基礎額は、いろいろな要因によって変化する補足手当によって引き上げられる。その要因とは、職業活動（全面的停止か部分的停止か）、有償の第三者の採用、子どもの健康状態

を理由としてかかった費用の如何である。

補足手当には6つのカテゴリーがある。

第1のカテゴリー：BMAF×24%（84.86ユーロ：11,404円）

第2のカテゴリー：BMAF×65%（229.83ユーロ：30,887円）

第3のカテゴリー：BMAF×92%（325.30ユーロ：43,717円）

第4のカテゴリー：BMAF×142.57%（504.11ユーロ：67,747円）

第5のカテゴリー：BMAF×182.21%（644.28ユーロ：86,585円）

第6のカテゴリー：第3のカテゴリーの障害者に認められる引き上げの額
（945.87ユーロ：127,115円）

支給期間：子どもや青年の健康状態を評価し、AESの受給とその補足を決定するのは、県の特別教育委員会である。更新される期間は、最低1年であり、最高5年である。ただし、障害の程度が悪化した場合を除く。

iv) 親つきそい手当 (allocation de présence parentale, APP)

目的：病気、事故、重大な障害の犠牲者である自分の子どもの世話をするために職業活動を全面的又は部分的に停止することによって発生する所得の喪失の補償。

受給要件：子どもが20歳未満であること。

その子どもが、病気、重大な障害、重大な事故の犠牲者であり、付き添いを必要とすること。

自分の子どもの世話をするために職業活動の全面的又は部分的停止をすること（労働者の場合は、親つきそい休暇 congé de présence parentale を取っていること）

つきっきりの世話や継続的なつきそいを必要とすることを述べている詳しい診断書を提出すること。

所得要件：なし。

併給調整：同じ子どもについて、就業自由選択補足手当、育児親手当、特別教育手当は併給不可。障害者手当 (allocation aux adultes handicapés)、失業手当、疾病日額手当、出産手当、労働災害手当、出産休暇の一括手当、出産代替手当、老齢手当、障害手当との併給不可。受給期間中の疾病保険の現物給付や老齢保険は併給可。

両親が部分的就労をする時は、カップル間で同時に併給できる。両親の合計の額が、全面的職業活動停止の APP の額を超えても併給できる。この措置は、親の支援と助け合いが子どもに必要である状況において、親の責任を公正に分かち合うことの奨励を目的とする。

支給率と額：職業活動期間と家族の状況の期間に応じて、APP の額は変わる。

カップルの場合

全面的職業活動停止：BMAF×234.01%（823.31ユーロ：111,854円）

50%に部分的職業活動停止：BMAF × 117.01% (月 411.68 ユーロ：55,326 円)
50%から 80%に部分的職業活動停止：BMAF × 71.29% (月 250.81 ユーロ：
33,706 円)

単親の場合

全面的職業活動停止：BMAF × 277.89% (977.68 ユーロ：131,390 円)
50%に部分的職業活動停止：BMAF × 146.26% (514.58 ユーロ：69,154 円)
50%から 80%に部分的職業活動停止：BMAF × 94.27% (331.67 ユーロ：44,573 円)

支給期間：少なくとも4ヶ月間支給され(出産関連の疾病の場合は2ヶ月)、2回更新できる。支給期間は、すなわち、12ヶ月まで延長できる。

その他：子どもが属する疾病保険の医療窓口は、書類を検査する。窓口は、受給権を妨げることができる。その場合、CNAF から申請書類を取り下げること。

v) 新学季手当 (allocation de rentrée scolaire、ARS)

目的：扶養する子どもの新学季に発生する費用の補償。

受給要件：1986年9月16日から1999年1月31日までに産まれた、6歳から18歳までの扶養する子どもがいること。

所得要件：2003年の所得が一定の所得上限を超えないこと(図表5-10は2003年の新学季手当のための2002年の所得の上限である)。

併給調整：ARSは、他の家族給付の全てとの併給可。

支給率と額：2004年の新学季の子どもにつき257.62ユーロ(34,622円)。

ARSは、新学季の少し前に支給される(16歳から18歳の青少年は除く)。2003年の所得が少し上限を超えている家族には、漸減的な手当が支給されうる。

支給手続き：所得申告を記入し、ARSの受給権がある時は、CAFは、受給権者の申請なく自動的にARSを支給する。しかし、CAFの手当受給者でない時は、2004年5月から6月にCNAFに問い合わせること。

16歳から18歳の青少年については(1986年9月16日から1988年12月31日に産まれた)、就学又は見習いの証拠書類があれば支給される。CAFが新学季の時に送ってきた20歳未満の子どもの健康状況(良否)の届けを返送しなければならない。

<第2子から支給される手当>

vi) 家族手当 (allocations familiales、AF)

目的：第2子以上の子どもの養育に発生する費用の補償。

受給要件：扶養する20歳未満の少なくとも2人の子どもがいること。

所得要件：なし。

併給調整：他の家族給付の全てと併給可。

支給率と額：AFの月額は、扶養する同居の子どもの数による。

子ども2人：BMAF×32%（112.59ユーロ：15,131円）

子ども3人：112.59ユーロ（15,131円）+BMAF×41%（256.83ユーロ：34,515円）

子ども4人：256.83ユーロ（34,515円）+BMAF×41%（401.08ユーロ：53,901円）

以降子ども1人につき：+144.25ユーロ（19,386円）

AFは、子どもが成長するにつれ、上記の基礎額に加えて下記の金額が割増される。

子ども11歳から16歳未満：BMAF×9%（31.67ユーロ：4,256円）

子ども16歳以上：BMAF×16%（56.29ユーロ：7,565円）

子どもが3人以上いて、最年長の子どもが20歳に達する家庭に対しては、1年間毎月BMAF×20.234%（71.20ユーロ：9,569円）の一括手当が支給される。

支給期間：AFは、第2子、第3子などの誕生又は引き取りの時から、支給される。

扶養する子どもが1人しかいなくなったり、全くいなくなったりした時は、手当は、そのような状況の変化の前の月から停止される。

支給方法：AFの申請は不要である。CAFに新生児の誕生を知らせると、扶養する第2子から自動的に支給される。受給者でなくなった時は、CAFから状況の届出を撤回しなければならない。

その他：いかなる割増も、2人の子どもがいる家族の年長子や扶養する2人の子どもがもはやいない家族の年長子に対しては支給されない。

<第3子から支給される家族給付>

vii) 家族補足手当 (complément familial、CF)

目的：3人以上の子どもから発生する費用の補償。

受給要件：全てが3歳以上の子どもを3人以上扶養していること（家族給付の受給要件参照）。

所得要件：所得の上限が一定以下であること（図表5-11参照）。

併給調整：基礎手当、育児親手当、乳幼児手当、養子手当、就業自由選択補足手当、とは併給不可。

支給率と額：月BMAF×41.65%（146.54ユーロ：19,694円）

支給上限の所得を若干超えるときは、減給されたCFを支給。

支給期間：子どもの3歳の誕生日から支給される。

3歳以上の扶養する子どもが3人未満になったとき、又は子どもが新たに基礎手当を受給するときは、停止される。

支給手続き：CFは申請を必要としない。状況を記載し、毎年の収入の申告をする時は、CAF

が自動的に支給する。

以上の子育てに関連する家族給付の全体を図示すると、図表 5-12 のようになる。また、2003 年の支給実績は、図表 5-13 に示すとおりである。所得要件がある家族手当は、垂直的所得再分配をはかっているのに対して、所得要件がない家族手当は、水平的所得再分配をはかっている。出産、養子、養育、新学期、多子、障害、子どもの病気など、子どもの誕生から子育て期間中の様々な費用発生に対する所得保障が、きめ細かになされている。家族給付の中核である家族手当は、2 子以上の家族に対して、所得要件なく、20 歳まで支給されることが注目される。

日本の法制度で、フランスの家族給付に相当するのは、医療保険の出産育児一時金、雇用保険の育児休業給付、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当である。フランスでは、家族給付の中で、総合的に出産や子育て等の所得保障がなされているのに対して、日本では、それぞれの制度の中で所得保障されている。

健康保険の被保険者本人に対して、一児につき 30 万円の出産育児一時金、被保険者の被扶養配偶者に対して、一児につき 30 万円の配偶者出産育児一時金が支給される。自営業者等のための国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金の給付額は、市町村・組合によって異なる。また、出産による所得の喪失の補填である出産手当金は、健康保険の被保険者に対してのみ、支給される。標準報酬日額の 6 割が、産前休業の 42 日間、産後休業の 56 日間、支給される。

育児・介護休業中の所得保障は、雇用保険から休業前賃金の 40%の育児・介護休業給付金が支給される。したがって、被用者以外については、育児のために仕事を休んでも所得保障はない。

児童手当は、所得要件があり、小学校第 3 学年修了まで、第 1 子と第 2 子は月額 5000 円、第 3 子以降 10,000 円となっている。

児童扶養手当は、離婚等により父親と生計を共にしていない 18 歳未満の子ども（障害がある場合は 20 歳未満）の母親等に支給され、所得要件があり、全部支給の時は、月額子ども 1 人 41,880 円、2 人 46,880 円、3 人 49,880 円、一部支給の時は、所得に応じて、月額 41,870 円から 9,880 円まで支給される。

特別児童扶養手当は、所得要件があり、20 歳未満の政令に規定する障害状態の子どもを監護している場合に支給される。1 級障害については、月額 50,900 円、2 級障害については、33,900 円である。

(ホ) 家族政策とフェミニズムのゆらぎ - 育児親手当 (allocation parentale d'éducation, APE) 問題

1984 年に育児親手当（現在は PAJE の就業自由選択補足手当）が創設され、一定の就業経験を有する労働者は、第 3 子の誕生から 3 歳になるまで（養子のときは引き取ってから 3 年間）、子どもの養育のために、就業活動を全面停止又は部分的停止をしたときに、支給される。育児親休暇 (congé parentale d'éducation) 取得者は要件を満たせば、育児親手当を受

給できるが、本来は別のものとして制度化されたものである（MARINACCE 氏の言葉によると “autre chose”）。たとえば、育児を理由に退職する労働者も受給できる。この APE が、1994 年法の改正により、第 2 子から支給されることになった。そして、1995 年から適用されたが、その結果、低い所得の女性が、APE を受給し、そのまま家庭にとどまるという事態が発生した（図表 5-14 参照）¹⁹⁾。APE 受給直前には 4 人中 3 人が仕事についていたが、受給期間が過ぎても半年から 1 年後に職場を見つけることができたのは半数にとどまった。一方、「主婦」と宣言する女性が 4 % から 27 % に上昇したのである。

この理由として考えられるのが、厳しい労働条件の下で家庭と職場を両立させることが難しいこと、仕事を再開したとしても、通勤費・子どもの食事や保育費・家事代行などの新たに発生する費用を考慮すると低賃金であるがゆえに賄いきれないことなどがあって、APE を受給して、そのまま労働市場から遠ざかることになる。そして、仕事を再開しようとしても女性ゆえの数々のハンデがあり、困難に直面する²⁰⁾。

フランスでは、様々な階層の女性がおり、ある政策がある階層の女性に大きな影響を及ぼすことがある。1994 年の APE を第 2 子から支給するという改革は、低い所得の女性の就労行動に影響を与えてしまったと考えられる。

MARINACCE 氏によると、PAJE は、職業と家庭生活の均衡をとらせること、特に中位に貧しい人が、子どもを持って仕事ができることを目的としているという。図表 5-6 の（口）に見るように、PAJE 施行後、保育方法自由選択補足手当の一つである保育ママ雇用家族援助手当の受給者が伸び（2.2%増）、就業自由選択補足手当（旧育児親手当）は減少している（7.1%減）。労働市場から遠ざかっていた低所得の女性たちが、保育ママを利用して仕事と家庭の両立が可能になってきていることがうかがえる。

政府は、施設保育よりも低コストであり、かつ雇用創出にもつながる保育ママによる保育を進めている²¹⁾。

（２）出産、育児、家族に関連する休暇

出産のための出産休暇、養子のための養子休暇、出産時のパートナーのための父親休暇、育児のための育児親休暇、子どもの病気等のために休暇、子どもの病気等のつきそいのための親つきそい休暇、終末期の家族のための家族連帯休暇（看取り休暇）、家族の出来事休暇がある。このような休暇は、労働法典（CODE DU TRAVAIL）に規定されている。労働法典に規定されている休暇は、法が強制する最低限の休暇であり、実際には、労働協約や協定によって、法規定を上回る休暇が規定されている。

なお、妊娠や出産に関しては、次のような保護が労働法典に規定されている。妊娠状態

¹⁹⁾ この手当は、男性にも開かれた手当であるが、男性で受給しているのは 2 % にすぎず、大半の受給者は女性である。

²⁰⁾ 2003, 「育児休暇後の職場復帰は難しい」(リュンヌ 22 号 2003 年 1 月号の抄訳土井健司)『女性情報ファイル』76 : 1-2 .

²¹⁾ 前掲注 16) の「政権交代後の家族政策(1)」4 .

を理由とする、採用拒否、試用期間中の労働契約の解約、異動は禁止されている。求職者の妊娠状態の情報を収集することは禁止されており、求職者はそのことを告げる義務はない(L.122-25)。妊娠中又は出産後で、深夜業で働く女性は、妊娠中又は産後休暇中、請求により、昼のポストに配属される。医学的に深夜業ができない状態の場合も同様である(L.122-25-1-1)。使用者は、女性労働者が妊娠中である時は、労働契約を解約することができない(L.122-25-2)。

(イ) 出産休暇 (congé de maternité、L.122-26)

図表 5-15 に示すとおりである。女性労働者は、出産休暇を短縮することができるが、総計 8 週間は就労が禁止されている。そのうち、産前 2 週間、産後 6 週間を含まなければならない。出産に関連する医療は、全て現物給付される(社会保障法典 L.331-2)。すなわち、すべて無料である。通常の医療については、20%から 30%の自己負担があるのに対して²²⁾、出産は、自己負担がないという点で、特権的に扱われている²³⁾。

(ロ) 養子休暇 (congé d'adoption、L.122-28-10)

労働者は、無給の養子休暇の権利を有している。最大 6 週間の休暇を取ることができる。

(ハ) 父親休暇 (congé de paternité、L.122-26)

労働者は、子どもが誕生した場合、普通出産では最大 11 日、多胎出産では最大 18 日、父親休暇を取ることができる。父親休暇は分割することはできない。

(ニ) 出産休暇・養子休暇・父親休暇中の所得保障

出産休暇・養子休暇については、出産保険の被保険者であり、加入期間が 10 ヶ月あること、事前に 800 時間の就労経験又は最低賃金の 2030 倍に等しい保険料を払っていること、最低 8 週間労働を停止していることが、受給要件である。出産保険は社会保険の一つであり、その財源は、労使の拠出する保険料である。疾病、出産、障害、死亡保険全体で、使用者負担は賃金の 12.8%、労働者負担は賃金の 0.75%である。

父親休暇については、加入期間が 10 ヶ月あること、6 ヶ月間に少なくとも最低賃金の 1015 倍に等しい保険料を払っていること又は 3 ヶ月あるいは 90 日の間に少なくとも 200 時間就労していること、すべての雇用労働を停止していることが、受給要件である。手取り基礎日額の 100%が所得保障される。ただし、最高日額 66.29 ユーロ(8,909 円)(アルザス、モゼール県は 64.92 ユーロ(8,725 円))が上限である(2004 年 7 月 1 日現在)。

(ホ) 育児親休暇²⁴⁾ (congé parental d'éducation、L.122-28-1 ~ L.122-28-7)

²²⁾ 藤井・塩野谷，前掲書，216。

²³⁾ 船橋恵子，1993，「現代フランスの産育」『女性空間』10：108。

²⁴⁾ フランスの育児親休暇については、神尾真知子，1992，「フランス育児親休暇法」『季刊労働

日本の育児休業にあたるフランスの制度を直訳すると、育児親休暇と訳すことができる。労働法典又は労働協約・協定で定める出産休暇又は養子休暇の終了後、最低1年間の勤続年数のある労働者が取得することができる。育児親休暇には、2つのタイプがある。第1のタイプは、労働契約を停止する育児親休暇であり、終日休むタイプである。第2のタイプは、当該事業所に適用される労働時間を少なくとも5分の1削減するパートタイム労働タイプである。この場合、労働時間は1週16時間を下回ることはいできない。

育児親休暇及びパートタイム労働期間は、最長子どもの3歳の誕生日に終了する。3歳未満の養子の場合、子どもの引き取りから3年間で終了する。育児親休暇及びパートタイム労働期間は、最初は最長1年間であり、期間終了時に2回更新できる。なお、子どもに重大な疾病、事故、障害がある場合、育児親休暇又はパートタイム労働期間は、定められた期限よりも最長1年延長することができる。

育児親休暇後、復職した労働者は、技術や労働方法の変化があった場合は、職業教育を受ける権利がある。

育児親休暇又はパートタイム労働期間は、受給要件に合えば、就業自由選択補足手当(旧育児親手当)を受給できる。

(ヘ) 子どもの病気等のための休暇 (congé pour enfant malade、L.122-28-8)

労働者は、扶養する16歳未満の子どもが、診断書で証明される疾病又は事故の場合に、無給の休暇を取得することができる。当該休暇期間は、1年につき最長3日である。子どもが1歳未満の時又は16歳未満の3人以上の子どもを扶養する時は、最長5日である。

(ト) 親つきそい休暇 (congé de présence parentale、L.122-28-9)

社会保障法典 L.513-1 に定める扶養する子ども(家族給付の受給要件を満たす被扶養の子ども)が、疾病、事故、重大な障害でつきそいを必要とする時、労働者は、パートタイム労働をする権利又は労働契約を停止する親つきそい休暇を取得する権利を有する。パートタイム労働又は労働契約の停止期間は、最初は最長4ヶ月である。2回まで更新することができる、更新期間を含んで最長12ヶ月までである。

親つきそい休暇又はパートタイム労働期間中、労働者は、親つきそい手当の受給要件に該当する場合は、手当を受給できる。

(チ) 家族連帯休暇 (看取り休暇、congé de solidarité familiale、L.225-15)

尊属、卑属(子どもは卑属である)又は同居人が終末期医療における緩和ケアを受けている労働者は、無給の家族連帯休暇を取得する権利がある。使用者の合意があれば、家族

法』163:68-79、神尾真知子,2003,「育児休業」『女性空間』20:63-64、石井保雄,1997,「フランスの育児休業制度」『諸外国における育児休業制度』財団法人婦人少年協会,59-85、小島宏,2000,「フランスにおける育児・介護休業制度」『諸外国における育児・介護休業制度』日本労働研究機構,15-41などを参照。

連帯休暇をパートタイム労働に変えることができる。

家族連帯休暇は、最長3ヶ月であり、1回だけ更新できる。

(リ) 家族の出来事休暇 (congés pour événements familiaux、L.226-1)

労働者は、次のような家族の出来事を理由に欠勤することができる。

労働者の結婚 4日

子どもの誕生又は養子の引き取り 3日(同じ子どもについて出産休暇を同時に取ることは出来ない)

配偶者又は子どもの死亡 2日

子どもの結婚 1日

父又は母の死亡 1日

これらの欠勤日は、報酬の減給をもたらさない。

以上のフランスの出産、育児、家族に関連する休暇は、多様であり、出産休暇、養子休暇、父親休暇、親つきそい休暇は、出産保険と家族給付によって、所得保障がなされている。

日本の出産、育児、家族に関連する休暇としては、まず労働基準法が規定する産前産後の休業がある(65条)。産前6週間(多胎妊娠は14週間)、産後8週間となっている。

育児休業は、子どもが1歳になるまで取得でき、保育所に入所できなかった場合等に、例外的に1歳6ヶ月まで取得できる。事業主は、育児休業を取得しなかった労働者に対して、勤務時間の短縮等の措置を講じる義務がある。子どもが1歳から3歳未満までの子どもを養育する労働者に対しては、育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならないと規定されている(育児・介護休業法)。

労働者は、配偶者(事実婚を含む)、父母、子ども、同居・扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫について、対象家族1人につき一の要介護状態ごとに1回、通算して93日を限度に、介護休業を取得することが出来る。

2005年4月から看護休暇が、法制度化される。労働者は、1年度において、5日を限度に、子どもの看護休暇を取得することが出来る。看護休暇については、所得保障はない。

フランスの家族の出来事休暇に相当する休暇は、日本では法制度化はされていないが、多くの企業は、就業規則などにおいて規定していることが多い。

(3) 保育サービス

(イ) 保育の現状

フランスの女性は、25歳から39歳で75.1%、40歳から49歳で79.9%、50歳から59歳で65.0%が働いている(2000年)。年齢階級別労働力率は、台形を示している。カップルの場合、3歳未満の子どもが1人では79.7%、子ども2人(うち1人は3歳未満)では55.1%、

子ども3人（うち1人は3歳未満）では36.3%となっている。3歳以上の子どもが1人では78.9%、2人では80.7%、3人以上では63.9%となっている（2001年）。子どもが3人以上になると、就労継続は困難になることがうかがえる。また、3歳未満の子どもが2人以上になることも就労を困難にしている。

また、フランスの女性労働は、フルタイムの働き方が多いということが特色である。3歳未満の子どもについての養育の状況を見ると（図表5-16）、一番多いのが家庭での養育（50%）である。一定の就労経験があれば、育児親手当（就労自由選択補足手当）を受給できるが（27%）受給できない場合も多い（22%）。家庭での養育者のほとんどは母親である。1%が、保育者を雇用して、自宅で保育している。保育ママを雇用する保育も多く（20%）、保育ママによる家庭保育が発達しているのが、フランスの特色である。施設保育は、11%で少ない状況である。妊娠と同時に申し込まなければ入所できないとされている。

保育サービスには、施設保育と家庭保育がある²⁵⁾。全体図は、図表5-17に示すとおりである。

2003年には、8,350ヶ所の保育施設があり（2002年は8,100ヶ所）この増加は多機能保育所の増設によるものである。集団保育所と一時託児所は若干減っている（図表5-18参照）。幼稚園は減少し続けている。

保育所は、CNAFと地方自治体との間で結ばれた「子ども期の契約」によって建設され、資金はCNAFが提供し（社会福祉活動の一環）、場所や施設のプランニングは地方自治体が行う。

（ロ）施設保育

i) 集団保育所（crèches collective）

親が働いている間、3歳未満の子どもを日中受け入れ、子どもの心身の発達に必要な世話がなされる。費用は家族の収入に応じて徴収される。入所は、措置により、保育所長、行政代表、医療代表からなる委員会が判断する。3つのタイプに分かれる。

第1のタイプは、子どもの住所近くに建設される地域の保育所（crèches de quartier）である。定員は最大60名で、日中8時間から12時間開き、夜、日曜日、祝日は閉鎖する。このタイプの管理は、80%が地方自治体によるものであり（67%がコミューン、12%が県）、19%がassociation（1901年法による民間団体）によるものである。

第2のタイプは、職場に設けられる従業員の保育所である。定員は最大60名である。

第3のタイプは、親自身によって管理され、親たちが順番に子どもたちの世話をする親保育所（crèches parentales）である。原則定員は最大20名であるが、県議会議長の決定により25名まで拡大できる。約90%は、コミューンによって管理されている。

²⁵⁾ 船橋恵子，前掲論文，107-120、神尾真知子，1999，「児童福祉サービス」藤井・塩野谷編『先進諸国の社会保障(6)フランス』287-304、2004，“Les modes d'accueil collectif”，ÉTUDES et RÉSULTS, no.356:1-7、オルガ・ポドロ（星三和子訳），2000，「乳幼児の託児から保育へ：フランス女性勤労者の一般化」『女性空間』17:121-130を参照した。

その他、アパートメントや個人の家に設けられるミニ保育所（mini-crèches）があり、定員は20名である。

ii) 一時託児所（haltes-garderies）

6歳未満の子どもを預かり、自由な時間を養育者に与えることを目的とする。3歳未満の子どもには、保育学校（l'école maternelle）入学準備のための活動などを行う。伝統的な一時託児所と親が管理する一時託児所があり、定員は60名である。

iii) 幼稚園（jardins d'enfants）

日中、3歳から6歳未満の子どもを受け入れる。保育学校の代替りの役割を持っており、運動や遊びを通して、子どもの心身の発展を図る。場合によっては2歳の子どもも受け入れることができる。定員は80名である。

iv) 家庭保育所（crèches familiales）

家庭保育所又は家庭受け入れサービスは、公認保育ママの家庭で子どもを受け入れる。同じ場所に子ども全体を集めないが、集団保育所のように、管理し運営される。家庭保育所で働く保育ママは、地方自治体、雇用する私的団体、親（直接雇用のとき）のいずれかから報酬を得る。定員は150名である。

v) 保育学校（l'école maternelle）

保育学校は、初等教育体系に位置づけられているが、3歳以降の保育において重要な役割を果たしており、学校生活に慣れさせること、社会性を習得させることなどを目標としている。入学は義務づけではないが、3歳以上の子どもの就学が保障されている（無償）。保育時間は朝8時半から夕方4時半までだが（給食あり）、託児所を保育学校の中に併設させるなどして、課外の託児を引き受ける場合が多い。

（八）家庭保育

保育ママ（assistantes maternelles）による保育

保育ママは、費用がかからないこと、女性の雇用創出につながることで、親の都合に合わせやすいことから発展した。公認保育ママになるためには、居住する県の県議会議長の認可が必要である。子育て経験のある主婦も、60時間の研修を受け、子ども受け入れのための保証を示し、健康診断にパスし、物理的快適さと子どもの安全が確保できる住居を所有していれば、保育ママになることができる。

県議会議長は、認可すると、保育ママの居住する市役所に知らせる。保育ママのリストはコミュニケーションにより作成され、保育ママを探している家族に公開される。保育ママと家族の間で、時間、料金、食事などが契約で取り決められる。保育ママは、労働者としての法的地位を有し、年次有給休暇を取得でき、社会保障上の拠出金も支払う。他方、保育ママ

を雇った家族は、使用者としての立場に立ち、社会保障上の使用者負担分を支払うことになう。

なお、公認を受けないで、保育ママをする人も多い(無認可保育ママ、nourrice au noir)。

(4) 関連制度

フランスの個人所得税は、 n 分の n 乗という家族を単位とする課税システムになっている。すなわち、各種所得控除後の課税所得を家族単位で合算する。その合算所得(r)を家族の人数と構成を考慮した家族係数(n)で除し、それに税率()を掛けて家族係数1単位が納付すべき税額を算出する。それに家族係数(n)を乗じた金額が、家族全体の納付税額となる²⁶⁾。家族係数は、成人1人につき1、最初の2人の子どもについて各2分の1、第3子から1人の子どもについて1と計算するので、子どもの数が多いほど有利になっている。単親の場合は、子ども1人目から1と計算する。

子どもは、18歳になった時、または、それ以前に結婚した場合は、被扶養者から除外される。

3. フランスの家族政策の課題

フランスの家族政策について、Mills, Catherine et Caudron, José(2001)では次のような課題があると指摘されている²⁷⁾。

(イ) 家族政策は、人口政策的な目的を復活させなければならない。第1子からの家族給付の支給はそのような目的に沿ったものである。

フランスは、先進諸国の中で出生率の高い国であるといわれているが、連帯・保健・家族省が2004年12月20日に発表した「2005年のための家族の政策」(politique de la famille pour 2005)の第1番目に書かれていることは、世代の再生産が出来ないという人口的な危機感である。フランス人は、希望するだけの数の子どもを持っていないと政府は認識している。

この指摘の背景には、次のような状況がある。すなわち、フランスの家族政策は、当初人口政策的な色彩が強かったが、次第に様々な政策目的が入り込み、そのような色彩は弱くなっていた。しかし、人口の世代再生産が可能な出生率に達していないという近年のフランス政府の危機意識が、人口政策的な要素の強い政策を取らせている。

(ロ) 女性が職業生活と家庭生活を両立できるようにしなければならない。保育の方法

²⁶⁾ 藤野美都子, 2003, 「税制・社会保障制度と女性労働・日仏比較から」 『女性空間』20: 97.

²⁷⁾ Mills, Catherine et Caudron, José, op.cit., 119-121.

の工夫が必要である。

(八) 家族政策は、恵まれない人々の状況をより配慮しなければならない。

(二) 子どもや青年の教育や職業教育における家族政策の役割を強化しなければならない。

最後に、全国家族手当金庫の家族給付局長の MARINACCE 氏は、家族政策と叫ぶためには、次のような3つの要素が必要であると述べたことを紹介して、本稿を締めくくりたいと思う。

「第1に、政治的意思 (volonté politique) 。

第2に、財源 (financement) 。

第3に、実行者 (acteurs) 。

図表5-1 フランスの社会保障の給付と機関

	疾病・出産	障害	労災	家族	老齢 (基礎制度)
商工業被用者	一般制度 (CNAMTS ¹⁾)	一般制度 (CNAMTS)	一般制度 (CNAMTS)	一般制度 (CNAF ²⁾)	一般制度 (CNAVTS ³⁾)
農業被用者	MSA ⁴⁾	MSA	MSA	MSA	MSA
(国家)公務員	CNAMTS + 国家予算	公務員制度	公務員制度	CNAF + 国家予算	公務員制度
国鉄(SNCF)	国鉄制度	国鉄制度	国鉄制度	国鉄制度	国鉄制度
地方公務員	CNAMTS	CNRACL ⁵⁾	CNRACL	CNAF	CNRACL
鉱山	鉱山制度	鉱山制度	鉱山制度	CNAF + 付加給付	鉱山制度
フランス電力・ フランスガス (EDF - GDF)	(現金給付) EDF - GDF 制度 (現物給付) CNAMTS	EDF - GDF ⁶⁾ 制度	(現金給付) EDF - GDF 制度 (現物給付) CNAMTS	CNAF + 付加給付	EDF - GDF 制度
船員	船員制度	船員制度	船員制度	CNAF	船員制度
軍人	(現金給付) 国 (現物給付) 軍人制度	軍人制度	軍人制度	CNAF + 国家予算	公務員制度
自営農民	AMEXA ⁷⁾ 等	AMEXA	自由選択	MSA	MSA
手工業者	CANAM ⁸⁾	-	-	CNAF	CANCAVA ⁹⁾
商人	CANAM	-	-	CNAF	ORGANIC ¹⁰⁾
実業家	CANAM	-	-	CNAF	ORGANIC
自由業	CANAM	-	-	CNAF	CNAVPL ¹¹⁾

出典：伊奈川秀和、2000、『フランスに学ぶ社会保障改革』中央法規出版、86の表2-1から引用

注：

- 1) CNAMTS=Caisse Nationale d'Assurance Maladie des Travailleurs Salariés (全国被用者疾病保険金庫)
- 2) CNAF=Caisse Nationale des Allocations Familiales (全国家族手当金庫)
- 3) CNAVTS=Caisse Nationale d'Assurance Vieillesse des Travailleurs Salariés (全国被用者老齢保険金庫)
- 4) MSA=Mutualite sociale agricole (農業福祉共済組合)
- 5) CNRACL=Caisse Nationale de Retraite des Agents des Collectivités Locales (全国地方公務員退職金庫)
- 6) EDF-GDF=Électricité de France-Gaz de France (フランス電力・フランスガス)
- 7) AMEXA=Assurance Maladie des Exploitants Agricole (自営農民疾病保険)
- 8) CANAM=Caisse Nationale d'Assurance Maladie et Maternité des Travailleurs non salariés non agricoles (非農業非被用者疾病・出産保険)
- 9) CANCAVA=Caisse Autonome Nationale de Compensation de l'Assurance Vieillesse Artisanale (全国手工業老齢保険補償自主金庫)
- 10) ORGANIC = Organisation Autonome Nationale de l'Industrie et du Commerce (全国商工業自主団体)
- 11) CNAVPL=Caisse Nationale d'Assurance Vieillesse des Professions Libérales (全国自由業老齢保険金庫)

図表5-2 フランスの社会保障制度がカバーする給付

	被用者	被用者以外		無職者
		農業者以外	農業者	
医療(現物支給)				2)
医療(現金支給)				
出産(現物支給)				2)
出産(現金支給)		4)	5)	
障害				
老齢				4)
寡婦				
労災・職業病				
失業	1)			3)
家族給付				

注：1) 法定制度としてではなく、保険と連帯制度でカバーされている。

2) 社会保障の一般化法に基づく給付。

3) 従前の職種によって定額の失業給付が支給されるものがある。

4) 定額給付。加入者であれば、加算がある。

5) 加入者である場合、休業手当金。

出典：藤井良治、塩野谷祐一編、1999、「先進国の社会保障へ）フランス」
東京大学出版会、13の図1-3から引用

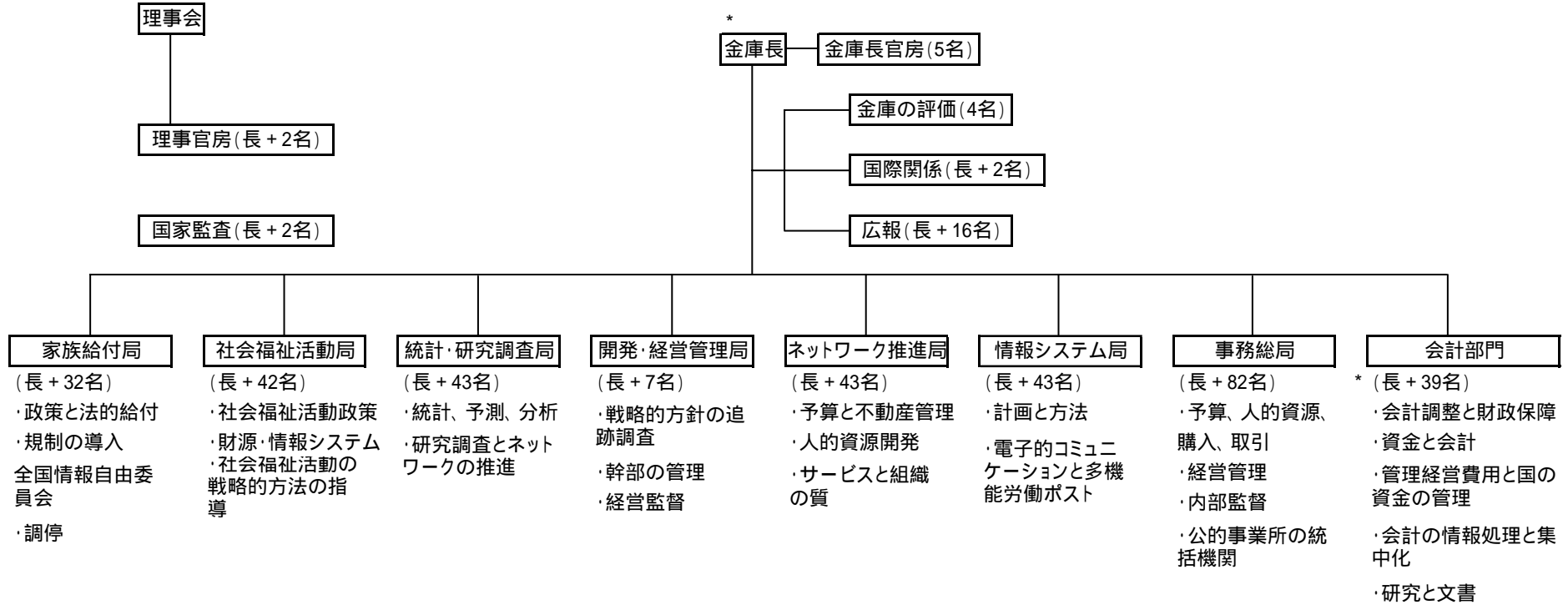
図表5-3 2004年の家族会議の構成員の内訳(36名)

内閣(6名)	1、首相 2、子ども家族大臣(当時) 3、義務教育・高等教育・研究大臣 4、保健・社会的保護大臣(当時) 5、青年・スポーツ・団体生活大臣 6、内務代理大臣、政府スポークスマン
議会の関係委員会委員長(2名)	1、上院の社会問題委員会委員長 2、国民議会の文化・家族・社会問題委員会委員長
地方自治体の代表機関の長(2名)	1、フランス市町村長会会長 2、フランス県会議会長
家族団体(1名)	1、全国家族協会連合会長
社会保障の家族部門(2名)	1、全国家族手当金庫長 2、農業社会相互扶助中央金庫長
社会的パートナー(10名)	1、フランス企業運動会長(使用者団体) 2、専門・職人連合会長(使用者団体) 3、中小企業総連合会長(使用者団体) 4、労働総同盟 - 労働者の力会長(CGT-FO)(労働団体) 5、自由業全国連合会長(自由業団体) 6、キリスト教労働者フランス同盟会長(CFTC)(労働団体) 7、フランス幹部同盟 - 管理職一般同盟会長(FTC)(労働団体) 8、労働総同盟会長(CGT)(労働団体) 9、フランス民主労働同盟会長(CFDT)(労働団体) 10、自営農民組合全国連合会長(農民団体)
生徒の保護者団体(3名)	1、公立学校生徒の親連盟会長 2、公立小学校生徒の親会議連盟会長 3、私立学校生徒の親全国団体連合会長
団体運動(2名)	1、青年・社会教育団体国内外交流委員会会長(CNAJEP) 2、社会・保健の民間組織と慈善団体との共同全国連合会長
ワーキンググループ(以下WG)の代表や報告者・専門家(8名)	1、「青年期」(個人的企画)WG代表 2、「青年期」(個人的企画)WG報告者 3、「保健・青年期・家族」WG代表 4、「保健・青年期・家族」WG報告者 5、「青年期・家族・余暇」WG代表 6、「青年期・家族・余暇」WG報告者 7、子どもの弁護士 8、人口・家族高等会議副議長

(作成 神尾真知子)

注：内閣の大臣名で、括弧内に当時と記載しているものは、現在は他の名称に変更している。

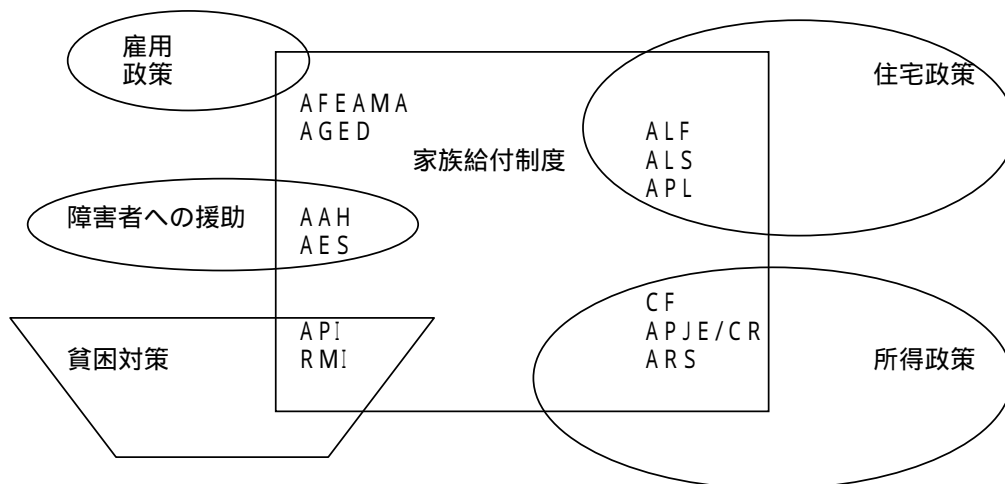
図表5-4 全国家族金庫の組織図(2004年6月現在)



出典：CNAF,2004, "Notre activié 2003 ",78-79のSon Organigrammeを神尾真知子が翻訳

注：金庫長と会計部門長(*)は国から来ている。

図表5-5 社会政策と家族給付制度



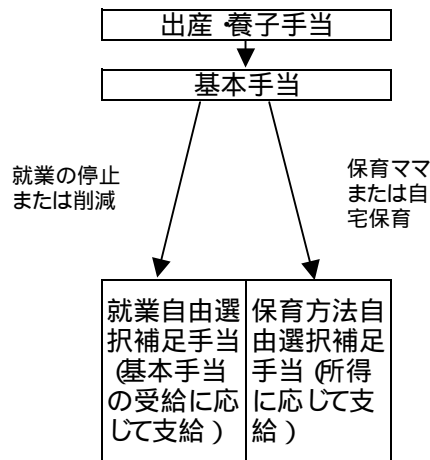
略号

- AFEAMA = 公認保育ママ雇用家族援助手当 *
- AGED=自宅保育手当 *
- AAH=障害者手当
- AES=特別教育手当
- API=単親手当
- RMI=最低所得保障
- ALF=家族住宅手当
- ALS=社会住宅手当
- APL=住宅個人援助
- CF=家族補足手当
- APJE/CR=乳幼児手当 *
- ARS=新学期手当

出典： Philippe STECK, La branche famille de la Sécurité sociale:etat des lieux,D.S. N ° 1(Janv.1994)

注：*は現在乳幼児受け入れ手当に統合されている。

図表5 6 乳幼児受け入れ手当
イ)仕組み



所得給
あり制に
限は

受給には所得制限なし

出典 BLANPAIN,Nathalie, Les prestations familiales et de logement en 2003,5p."ETUDES et RESULTATS"2004

ロ)各種手当受給家族

(単位 人)

手当の種類	調査日	2003年6月	2004年6月	増 減
乳幼児手当		1,310,706	864,251	-34.10%
育児親手当		515,879	479,490	-7.10%
自宅保育手当		52,777	51,165	-3.10%
保育ママ雇用のための家族援助		593,661	606,555	2.20%
養子手当		1,308	1,024	-21.70%

出典 BLANPAIN,Nathalie, Les prestations familiales et de logement en 2003,5p."ETUDES et RESULTATS"2004

注 数値は暫定値である。

ハ 乳幼児受け入れ手当の受給家族

(人)

手当の種類	調査日	2004年6月
出産・養子手当		54,905
基本手当・養子		331,395
就業自由選択補足手当		55,086
うち1人の子ども		13,924
2人の子ども		25,655
3人以上の子ども		15,807
保育方法自由選択補足手		20,063
うち保育ママ		18,973
自宅保育		1,089
乳幼児受け入れ手当受給者数		393,326

出典 BLANPAIN,Nathalie, Les prestations familiales et de logement en 2003,5p."ETUDES et RESULTATS"2004

注：数値は暫定値である。

- ・乳幼児受け入れ手当の受給家族は、2004年6月時点で次の手当のうち少なくとも一つの手当を受給していた。出産手当、基本手当、就業自由選択補足手当、保育方法自由選択補足手当。一般制度を対象とする。
- ・フランス本土及び海外県を対象とする。

図表5-7 出産・養子手当及び基礎手当の所得要件(2002年)

家庭にいる子ども (既に産まれているか 産まれる予定)	一つの就業所得のカップル	単親又は2つの就業所得のカップル
1 人	2万4129ユーロ 3,242,696円	3万1887ユーロ 4,285,294円
2 人	2万8955ユーロ 3,891,262円	3万6713ユーロ 4,933,860円
3 人	3万4746ユーロ 4,669,515円	4万2504ユーロ 5,712,112円
それ以上については子 ども1人につき	5791ユーロ 778,253円	5791ユーロ 778,253円

出典: CNAF, "Vos prestations 2004", 7.

注: 1ユーロ = 134.39円で換算。(IMF 2004年通年レート)以下、同様。

図表5-8 家族給付の併給調整

併給の有無	PAJE 出産・養子 手当									
PAJE 出産・養子手 当	可	PAJE 基礎手当								
PAJE 基礎手当	可	不可 ¹⁾	PAJE 就業自由選 択補足手当							
PAJE 就業自由選択 補足手当	可	可	可(親ごとに 就業自由選 択補足手当 を分割する 場合)	PAJE 保育方法自 由選択補足 手当						
PAJE 保育方法自由 選択補足手当	可	可	可(部分的 に就業補足 手当を受給	可	家族手当・ 新学期手当					
家族手当・新 学期手当	可	可	可	可	可	家族援助 手当				
家族援助手当	可	可(養子の 場合は除く)	可	可	可	可(もう1人 の子ども に対して)	特別教育手 当			
特別教育手当	可	可	可	可	可	可	可	親つきそい 手当		
親つきそい手 当	可	可	不可	可	可	可	不可(基礎 特別教育手 当を除く)	可(親ごとに 親つきそい 手当を分割 する場合)	家族補足手 当	
家族補足手当	可	不可	不可	可 (3歳から6 歳の場合)	可	可	可	可	可	不可

出典：CNAF, "Vos prestations 2004", 20の図を神尾真知子が翻訳

注：1) 多胎出産及び複数の養子の場合を除く。

図表5 9 保育方法自由選択補足手当

イ) 雇用者(利用者)の収入区分

扶養する子どもの数	Aランク*	Bランク*	Cランク*
1人	14,349ユーロ未満 1,928,362円	31,887ユーロ未満 4,285,294円	31,887ユーロ以上 4,285,294円
2人	16,521ユーロ未満 2,220,257円	36,713ユーロ未満 4,933,860円	36,713ユーロ以上 4,933,860円
3人	19,127ユーロ未満 2,570,478円	42,504ユーロ未満 5,712,113円	42,504ユーロ以上 5,712,113円

注: *印のAランク、Bランク、Cランクは神尾真知子が便宜上つけたものである。
フランスの家族給付においてつけられているものではない。口)も同様である。

ロ) 負担の肩代わり額(報酬)

・利用者が保育ママ・自宅保育者を直接雇用の場合

利用者の収入ランク	Aランク	Bランク	Cランク
子どもが3歳未満	BMAF × 100.67% 354.19ユーロ 47,600円	BMAF × 71.91% 253.00ユーロ 34,001円	BMAF × 43.14% 151.78ユーロ 20,398円
3歳から6歳未満	上記の2分の1 177.11ユーロ 23,802円	上記の2分の1 126.52ユーロ 17,003円	上記の2分の1 75.89ユーロ 10,199円

・利用者が保育ママを団体又は企業から雇用した場合

利用者の収入ランク	Aランク	Bランク	Cランク
子どもが3歳未満	BMAF × 172.57% 607.14ユーロ 8,1594円	BMAF × 143.81% 505.96ユーロ 67,996円	BMAF × 116.05% 404.78ユーロ 54,398円
3歳から6歳未満	上記の2分の1 303.58ユーロ 40,798円	上記の2分の1 252.98ユーロ 33,998円	上記の2分の1 202.40ユーロ 27,201円

・利用者が自宅保育者を団体又は企業から雇用した場合

利用者の収入ランク	Aランク	Bランク	Cランク
子どもが3歳未満	BMAF × 208.53% 733.66ユーロ 98,597円	BMAF × 179.76% 632.44ユーロ 84,994円	BMAF × 151% 531.26ユーロ 71,396円
3歳から6歳未満	上記の2分の1 366.83ユーロ 49,298円	上記の2分の1 316.23ユーロ 42,498円	上記の2分の1 265.63ユーロ 35,698円

出典: CNAF, "Vos prestations 2004", 9.

図表5-10 新学期手当支給の所得上限(2002年)

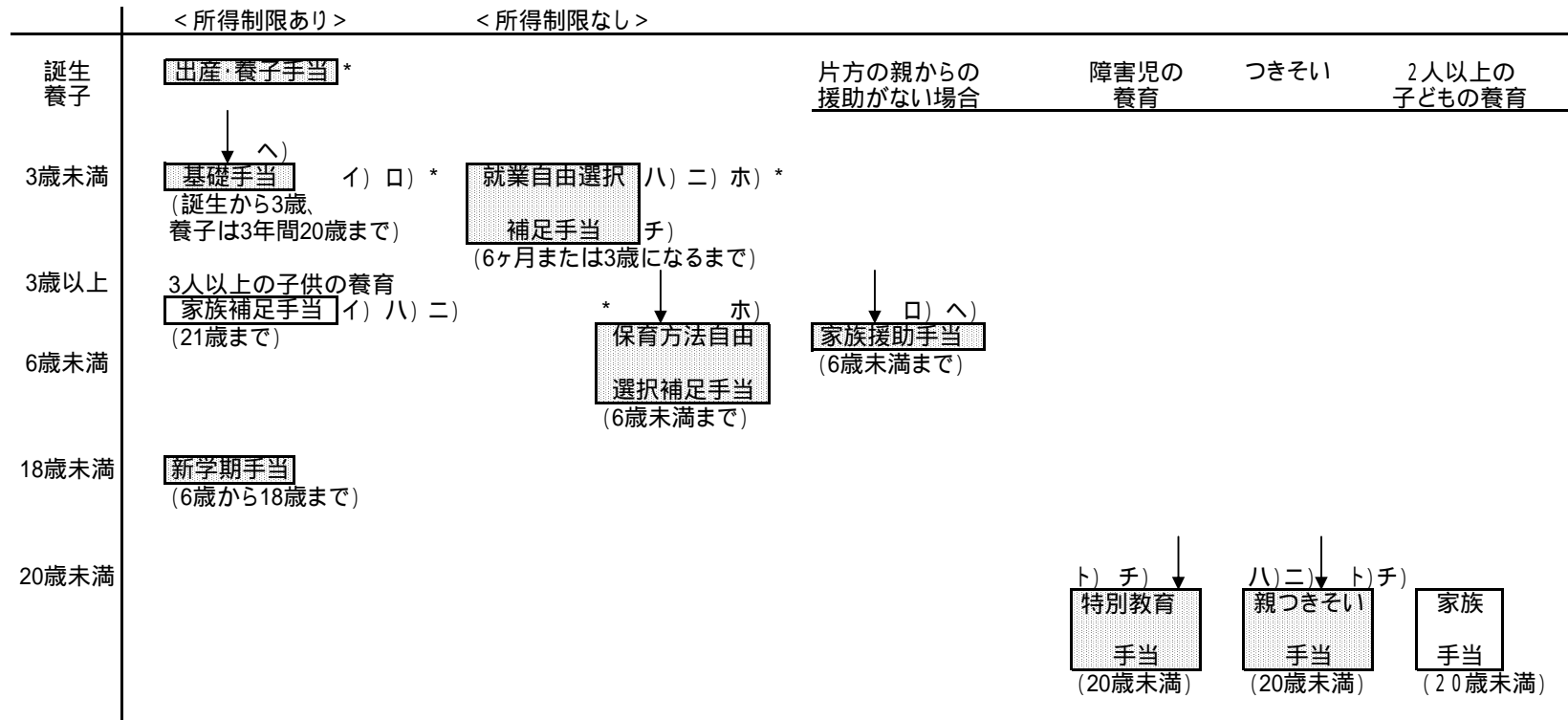
扶養する子どもの数	所得上限
1人	16,414ユーロ 2,205,877円
2人	20,202ユーロ 2,714,947円
3人	23,990ユーロ 3,224,016円
子ども1人につき	+ 3,788ユーロ 509,069円

出典：CNAF, “Vos prestations 2004”

図表5-11 家族補足手当支給の所得上限(2002年)

同居の子ども の数	1つの就業所得のカップル	2つの就業所得の単親・カップル
3人	2万5363ユーロ 3,408,534円	3万1026ユーロ 4,169,584円
4人	2万9590ユーロ 3,976,600円	3万5253ユーロ 4,737,651円
1人の子どもにつ き	+ 4227ユーロ 568,067円	+ 4227ユーロ 568,067円

図表5-12 家族給付の全体像



出典：神尾真知子作成

注：以下の併給調整がある。記載のないものは、どの給付とも併給可。

- イ) 基礎手当と家族補足手当
- ロ) 養子のときの基礎手当と家族援助手当
- ハ) 就業自由選択補足手当と家族補足手当
- ニ) 就業自由選択補足手当と親つきそい手当
- ホ) 保育方法自由選択手当と全面的就業停止の就業自由選択補足手当
- ヘ) 養子の家族援助手当と基礎手当
- ト) 特別教育手当と家族つきそい手当
- チ) 同じ子どもについて、親つきそい手当と就業自由選択手当、特別教育手当

* は乳幼児受け入れ給付である。

■ は、第1子から支給される手当である。

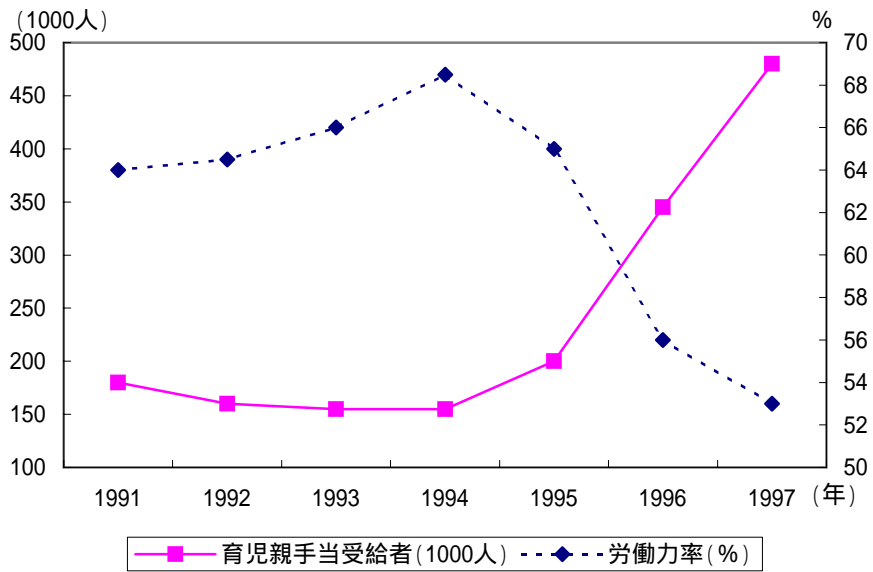
図表5 - 13 家族手当金庫が支給した主な給付(2003年・一般制度)

	支給額(ユーロ) 下段(円)	支給費の増減 (2002年-2003年)	受給者(人)	受給者の増減 (2002年-2003年)
日常生活における家族の経費	1418億 19兆565億200万円	2.3	508万800	0.9
家族手当	1016億	2	425万3700	1
家族補足手当	13兆6540億2400万円 101億6000	0.5	82万4400	-0.6
家族援助手当	1兆3573億3980万6340円 94億	4	63万7400	3
特別教育手当	1兆2632億6600万円 42億	20.7	11万4400	5
親つきそい手当	5644億3800万円 3億	61.7	3200	36.5
新学期手当	403億1700万円 123億 1兆6529億9700万円	-0.6	281万6100	-1.5
乳幼児受け入れ	760億 10兆2136億4000万円	1.8	216万3600	-0.7
乳幼児手当*	262億	-0.1	126万7400	-2.4
育児親手当*	3兆5210億1800万円 278億	1.5	51万3200	0.2
公認保育ママ 雇用家庭援助*	3兆7360億4200万円			
自宅保育手当*	209億	4.9	60万5900	2.5
養子手当*	2兆8087億5100万円 11億	-1.8	5万1000	-3.4
	1478億2900万円 0	24.4	1500	20.3
住宅援助	128億5000 1兆7201億9267万1950円	-0.1	580万1500	-1.4
家族住宅手当	31億5000 4166億967万1950円	1.2	117万7300	-1.3
社会住宅手当	37億8000 4972億4407万5120円	0.7	209万500	0.1
住宅個人援助	58億4000 7794億6253万7560円	-1.5	253万3800	-2.6
臨時住宅手当	8000 107万5120円	14.9	-	-
不安定に対する援助	103億6000 1兆3842億1780万6340円	4	203万8000	3.8
参入最低所得(年度末手当を含む)	50億7000	4.3	112万800	4.9
単親手当	6719億5094万730円			
障害者手当				
連帯所得	8億3000 1075億1240万3170円	4.7	18万7600	4.4
	44億3000 5913億1640万3170円	3.5	73万2800	2.2
	4000 53万7560円	18.3	8500	3.7
間接手当	559億 7兆5124億100万円	24.8		
うち家庭にいる親の老齢年金	349億	1.5	158万9000	0
法的給付の総計	4兆6902億1100万円 505億8000 6兆7866億9607万5120円	4		

出典: CNAF, Notre Activité 2003.

注: *がついている5つの家族手当が統合されて、2004年1月1日から乳幼児受け入れ手当(PAJE)になった。

図表5-14 育児親手当受給者数と労働力率の推移*



資料出所: CNAFの育児親手当受給者調査とINSEEの労働力率調査

注: * 3歳未満の子どもが2人いる母親の労働力率

図表5-15 出産休暇

出産形態	出産期間	産前	産後	総計
普通 1人目・2人目		6週間	10週間	16週間
出産 3人目以上		8週間	18週間	26週間
双子の出産		12週間	22週間	34週間
3つ子以上の出産		24週間	22週間	46週間

図表5-16 3歳未満の子どもの受け入れ方法(2002年12月31日現在)

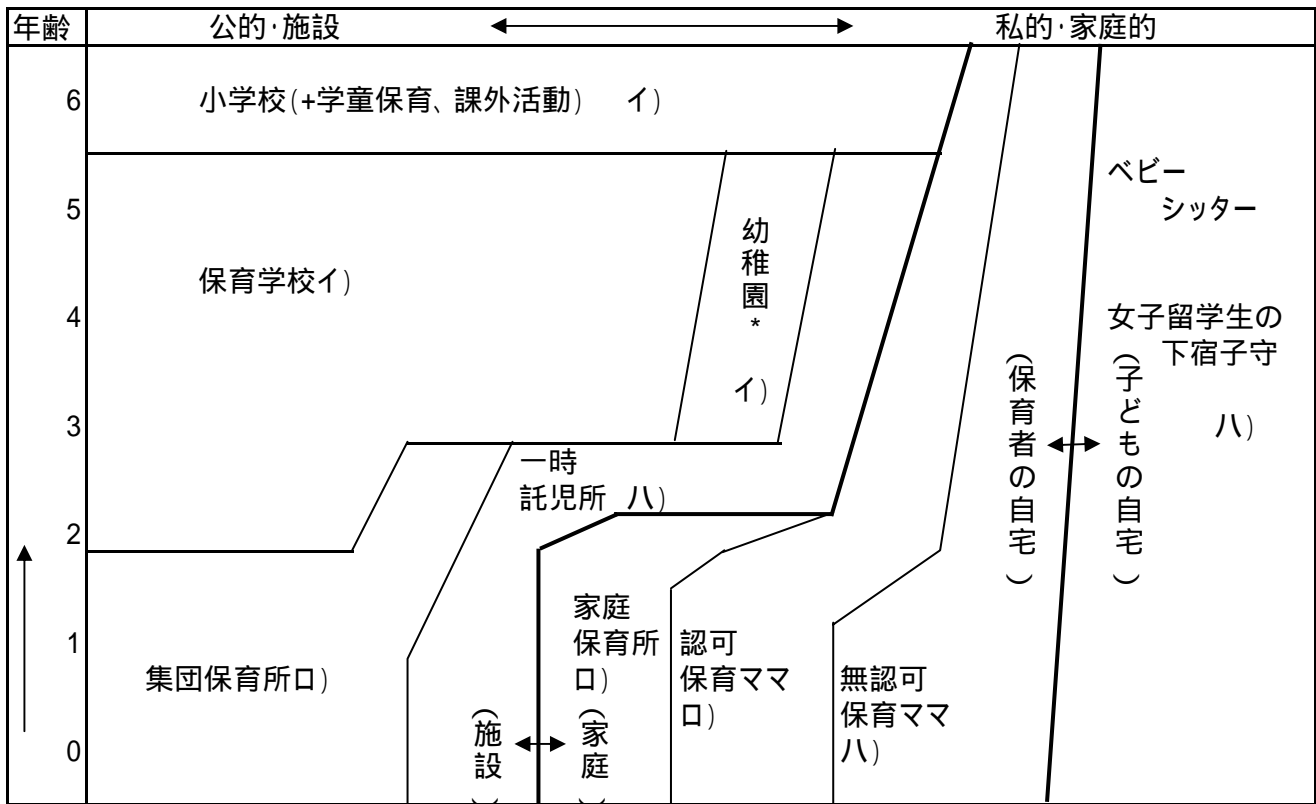
子ども数・割合 子どもの受け入れ方法	対象子ども数	割合
育児親手当を受給して家庭で養育*	61万9000人	27%
育児親手当を受給しないで家庭で養育*	50万5000人	22%
公認保育ママ雇用家族援助手当を受給して養育	46万7000人	20%
保育所で養育	24万8000人	11%
自宅保育手当を受給し養育*	2万9000人	1%
その他の方法で養育**	43万6000人	19%

出典：CNAF(La Lettre des Allocations familiales,no.1,septembre 2004掲載より引用)

注：*は、家庭での養育である。

**は、家庭の外で、公的援助なく養育されている(たとえば祖父母)。

図5-17 幼児の保育・就学前教育システム



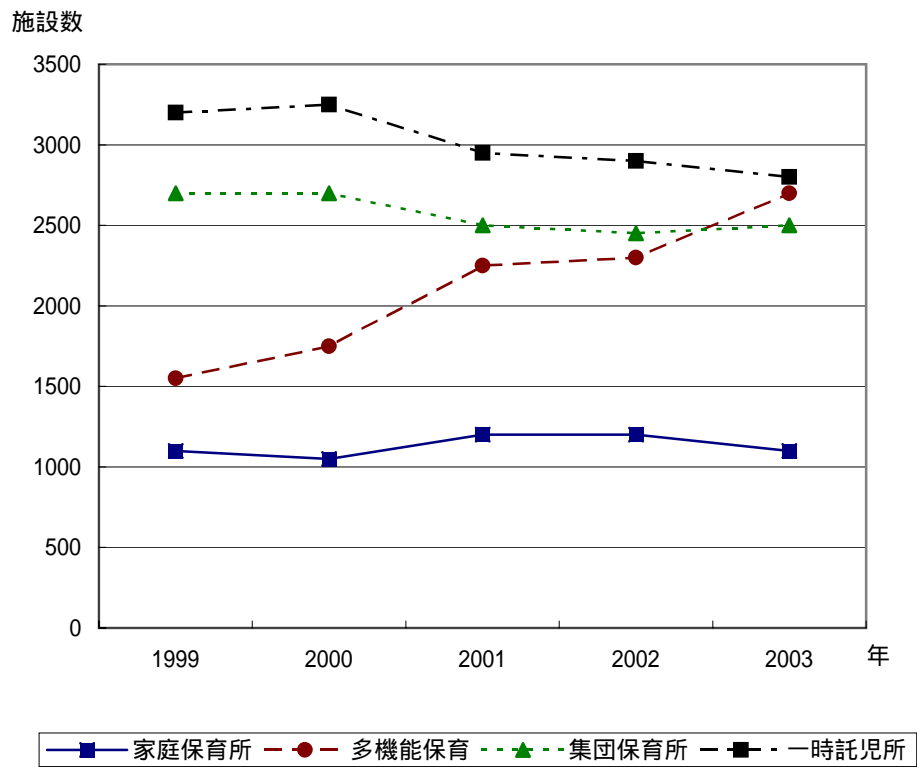
イ) = 教育分野 口) = 公的保育 ハ) = 私的保育

注: 和訳を一部補足し、保育園を保育所に改めた。

*jardin d'enfantにはほとんどが私立学校付設の幼児クラスである幼稚園と保育園のひとつのタイプである幼児園がある。

出典: 船橋恵子(1993)「現代フランスの産育」『女性空間』10号、p. 116の図表3を引用。

図表5-18 集团的受け入れ施設および家庭保育所の数(1999年から2003年)



第6章 ドイツの保育・教育制度と子育て

ドイツの子育てと教育に関するシステムは非常に複雑である。15年前に国家として統一されたにも関わらず、旧西ドイツ（以下西）と旧東ドイツ（以下東）の違いは依然として大きい。その上、保育・教育制度は16に分かれた州によっても多少異なっている。

1. 保育サービス

原則では、義務教育就学前の子どもは家族外教育システムの利用を自由に選択できる。希望すれば3歳未満の子どもは保育所へ、3歳以上6歳未満の子どもは幼稚園へ通うことが可能である。全国平均を見ると、3歳未満の子どもの約10%が保育所に通い、3歳以上になると、約77%が幼稚園に入園している（BMFSFJd 2003, 8）。しかし、親の生活習慣や親であることの意識の違いもさることながら、西と東の子どもでは保育所と幼稚園の利用実態に違いがあり、住んでいる地域の保育所や幼稚園の数の過不足が、子どもを入園させるか、入園させないかという親の決定に直接影響を与えている。1998年時点で、保育所について見ると、3歳未満の子どもの在籍率は西の場合わずか2.8%にすぎなかったが、東では36.3%にのぼっていた。幼稚園については、3歳以上の子どもに入園する権利があることが法律で決められているにもかかわらず、西の在籍率は86.8%にとどまっているが、東の場合、統一前政権の政策の影響もあってその割合は100%に達している。さらに、学童保育（6歳から10歳の子ども対象）は、西の受入人数は希望する子どもの5.9%にすぎないのに対し、東では子どもの47.7%を受入ることが可能である（BMFSFJa 2002, 64）。ここで述べた数字は現在の政権の努力にもかかわらず、2004年時点でも実情は殆ど変わっていない（BMFSFJc 2004. 8. 23）。

親にとって、3歳未満の子どもを保育所に行かせるかどうかの選択は、西の場合、受入れ人数が少ないために実際には不可能である。しかし、家族省によると、西に住む親の方が、東に住む親よりも子どもの保育所への入所を必要としている割合が高い（BMFSFJc 2004. 8. 23）。

3歳未満の子どものための保育施設は、他のヨーロッパ諸国と比べるとはるかに少ない。家族省は1991年1月に発行された第8番社会法律集（Sozialgesetzbuch）において、若い住民の生活構造とライフプランの変化に合わせた保育施設が、特に西で必要になってきたとしている。3歳未満の子どものために、質的に高い、必要性に応じた、フレキシブルな施設を増やすのは最も重要な目標であり、ドイツの施設状況について、2010年までに数、質ともに西ヨーロッパの平均的な基準に達することを目指している。それによって、家族

と親の立場を強め、年齢的に早い段階から子どもの教育を支え、若い人が子どもを産む希望を実現できるようにすることが望ましいとも書かれている（BMFSFJ b 2004, 3）。

保育所の数を増やすと同時に、現政権は、子どものデイケアに必要な保育ママ・保育パパ（ドイツ語では「日中親」という単語であるが、前者が圧倒的に多いため、以下では「保育ママ」と表記する）を資格制度にする予定である。現段階では保育ママの基準はなく、基本的に誰でもなることができる。保育所の不足状況を見ると、特に西では早期に制度を実現する必要にせまられている。全国の地域行政法で決められた、2010年までに必要な施設の数も早期に設立するべきであり、デイケアシステムを広い範囲でサポートするべきである。2005年1月に今後の5年計画がたてられ設立プロセスに入った（BMFSFJ b 2004, 5）地域行政では、これから毎年家族省にプランの進行について報告することになっているが、地域行政の条件はそれぞれ違って、進み具合は特にその地域の経済力に依存している。地域経済界の支援がなければ（「家族のための地域同盟」によって）家族省が目指している目標を達することは多くの地域において困難な状況にある。公的施設の必要性が法律化されただけでは不十分であり、特に3歳未満児と放課後施設の場合、西の親はこれからも子どもの面倒を見る工夫を自分たちで取り計らう必要があるだろう。

保育所またはデイケアシステムの拡張がどれだけ必要なかは、次の数字を見ると明らかになる。2001-02年の時点で18歳以下の子どもがいるひとり親の56%とふたり親家庭の46%では、親戚、友人などに家庭内のことについてサポートを求めている。子どもの面倒を見るサポート、中でもおそらく6歳以下の子どもの面倒を見ることもっとも多く求められていると考えられる。時間割合はひとり親の場合週に4時間近く、ふたり親家庭の場合は3時間14分だった。そのプライベートなサポートの他にも、親は保育所、幼稚園や保育ママを必要としている（Destatis 2003, 28）。特に、ひとり親家庭は公的施設に依存し、仕事や学業に就いている場合は就いていない場合よりも毎日2時間半ほど、多くのサポートを必要としている。子どもがいる全家庭の中で、これから増えると考えられているひとり親家庭の割合は、西では18%に達し、東では22%にもものぼる。そして、ひとり親家庭の84%は母子家庭である（Destatis 2003, 27~29）。

複数の親で保育ママ、ベビーシッターなどを雇うことや、母子・父子センターなどのシステムを利用することはこれからますます盛んになるだろう。保育ママやベビーシッターを雇う理由は多様であり、個人的に依頼することが多いため、統計的な数字をとることは難しい。保育ママについては、友人同士の中で仕事に就いていない母親一人が働いている女性の子どもを自分の子どもと一緒に自分の家または他の友人の家で日中面倒をみるといったパターンも少なくない。母子・父子センターはこの友人関係と似たような役割を果たし、何人かの親が何人かの子どもを見ているのが一般的である。ベビーシッターについては知り合いのグループで紹介してもらったり、あるいは新聞広告を出して高校生・大学生をアルバイトの形で雇ったりすることもまた一般的である。保育ママと違って、ベビーシッターを利用するのは親の個人的な時間を作るためであることが多い。

様々なシステムを組み合わせ成り立っているオーペア制度は、保育サービスの代替と

して一般的に利用されている。オーペア制度とは、外国人の若者がある期間、下宿しながら教育施設で勉強し（言語学校に通う学生が最も多い）、契約で正式に決められた時間だけその家の子どもの面倒を見て、家の簡単な手伝いをするという制度である。最近になって、受入れ家庭とオーペアの若者、それに両者を仲介する調停組織のために、オーペア制度の質に関する基準が家族省によって策定された。その基準により、オーペアの労働時間は全日上限6時間、1週間上限30時間と決められ、手間賃は1ヶ月260ユーロ（1ユーロ134.39円で換算して34,941円、2004年時点）とされている（BMFSFJe 2004.11.22）。

2. 教育制度

ドイツの教育制度を一言で説明することは非常に難しい。基準は国の文部省で決められているにもかかわらず、16州それぞれの文部省によって制度が多少異なっている。義務教育は日本と同じく9年間が一般的であるが5つの州では10年間となっている（図表6-1）。

以下ドイツ全土における基本的な教育スケジュールを概説すると、幼稚園入園は義務ではないにもかかわらず多くの子どもが3歳から幼稚園に入る。6歳になると小学校に入学し、義務教育が始まる。小学校は4年間で、5年生からは子どもたちの進学・進路が分かれる。進路を自分で判断するのは10・11歳の子どもには年齢的に難しいので、教師と親の話し合いと子どもの成績によって、進学する学校が決まる。5・6年生はオリエンテーション段階として考えられており、この間に学校を選び直すことが出来ることになっているが、実際には、その学校を卒業しない限り、異なる学校に進むことはほとんど不可能である。つまり、多くの子どもの進学・進路は5年生になるときに決定される。文部省の調べによると、2001年に全国の8年生（中学校2年生）の生徒の割合は次のように分かれていた。ハウプトシューレ22.7%、実科学校24.4%、ギムナジウム29.5%、総合制学校8.9%である（KMK 2003）。これらの学校タイプは、その学校の目標によって区分されている。ハウプトシューレの教科課程は、専門実地教育を受けるために必要な基本知識習得が中心的内容となっている。実科学校（10年生・高校1年生）は卒業後、専門高校、専門ギムナジウム、または回り道であるが普通のギムナジウムへ入学することが可能である。ギムナジウムは大学・専門大学に進学する資格を与える。

これら3つの学校タイプそれぞれの夜間学校が、成人教育の場として設けられている。そこで勉強している生徒は働きながら授業を受ける。働いていない成人はコレグというフルタイム成人学校で、大学に進学するための資格を得る。

最後に、総合制学校は全ての学校タイプを様々な形で含み、内容と可能性はそれぞれの州の文部省によって異なる。これまで総合制学校は数も少なく、評価も低かった。

資格を得ると、それに応じた専門高等学校または大学へ進学できる。総合大学以外にも何種類かの専門大学が存在する。国立学校は無料で、国立大学も今まで無料の所が多かったが、最近大きな変化があり、現在多くの大学と専門大学では学費を徴収する制度を導入

しようとしている。有料化の条件と進行状況や学費については州によって、または大学によって異なる。しかし、あと数年で、全国の大学や専門大学はある程度有料化していることだろう。

この複雑な進学・進路形態も特徴であるが、それ以外でドイツの学校において極めて特徴的な点は、おそらく半日制¹⁾であることだと言える。上記の3つの学校タイプは全て半日制学校である。全日制の学校は今日まで極めて少なかったが、現在は少子化対策と学力低下対策の可能性として見直されている。総合学校だけが午後にも学習活動や宿題の手助けなどを行っている。ドイツの学校システムは母親が勤めに出ることを非常に難しくしているので、多くの専門家は全日制学校が広く設立されることを訴えている。総合制学校はもともと午後にも活動を行っていたので全日制に変更しやすく、最近注目を集めている。

また、OECDの学力国際比較でドイツの学力低下が明らかになったため、2003年より文部省は上記の4つの学校タイプの中で幾つかの学校を全日制に変える試みを始めた。全日制にすることによりかかる諸経費に対して支援金を用意するなど、非常に力を入れている。2004年時点で全国の全日制国立学校の数は約3000校となり（BMBF 2004）、2001年と比べて倍以上になったが、州によってこの割合はかなり異なっている。最も全日制移行が進んだのは全学校の32%に達しているベルリンであるが、それ以外の州では多くても10%程度に留まり、1%から4%程度が一般的である。全日を学校で過ごしているのは、全国の学生の約6%にすぎない（Mohr 2002, 64）。

多くの親、専門家や政治家が全日制学校の増設を望んでいるが、教師の方は積極的ではない。午後の時間帯も学校で過ごすことによって増加する時間的な負担を嫌がり、自由が減ることに反発している。半日制学校の場合、先生が一週間のうちかなりの割合で昼には帰宅でき、自由に仕事を割り振りできるが、全日制学校になると、勤務の37.5時間は学校にいざるを得なくなるからである。

全日制学校にも少なくとも2つのタイプがある。Open 全日制学校と Tied 特約全日制学校である。前者の場合、午前中は普通に授業を行い、昼食と午後のプログラム（宿題手助け、プロジェクトワーク、趣味活動など）は学生が自由に参加できる。後者の場合は全員が午前8時から午後4時まで学校にいる義務があり、授業時間と余暇プログラムは一日中あり、勉強時間と休養時間が交差し、昼食は皆で食べ、宿題は出さないのが基準となっている（Mohr 2002, 66）。

3. ドイツにおける母親イメージと役割

¹⁾ 半日制の場合、ほとんど全ての学校において給食サービスはない。全日制学校はほとんどの場合、給食サービスを利用することが出来る。半日制から全日制へ移行するにあたり、その給食サービスの料金が発生し、また高くなってしまいうことも、全日制への移行を困難にさせているとも言われている。

ドイツ社会における母親の役割についての基本的な態度を一言であらわすと「子どもの居場所は母親のそば」となる。ただし、前述した保育サービスなどと同様、西と東には未だに大きな違いが残っているので、その違いについて以下に述べる必要がある。

ドイツ文化においては、母親に対する基本的な期待が根強い。その期待は歴史的に発生し、時が経つにつれて内面化していった。母親へのその期待は20世紀に入ってからさらに大きくなったのである。ナチスドイツの時代は、そのような女性役割を強化させた。その後の西と東の分割によって、女性または母親の生活は全く異なって発達した。その違いは統一して15年が過ぎた今日でも、依然として弱くなってはいない。

社会心理学者 Dorothee Alfermann の分析によると、戦後の発展によって西と東の女性が異なった女性アイデンティティを身につけてきたことは調査を通してはっきり分かれるという。ドイツ社会に一番影響したのは19世紀の中産階級の家族イデオロギーとそれにあてはまる母親の理想像である (Weber/Kellerman 1974, 115-116)。それによると女性の存在は、主に「奥さん・妻」と「母親」である。あたかも自然に与えられたかのような役割であり、女性の居場所は家となってしまった。そこで子どもを育て、愛する「夫・主人」の面倒を見て、家庭環境を築く。その家族イデオロギーから、子どもへの愛情も初めて生まれて来たと言える。それまで労働力としてみなされていた子どもは、この間に喜びの種となった (Utrio 1987)。20世紀の始めに活躍していた女性運動家はこの理想を基本的には疑わなかった。男性は家族のために収入を得る者で、女性は男性の良きパートナーであり家庭と子どもの保護者であるという性別役割分業には疑問を持たなかった。職業をとるか子どもを生むかの二者択一を前提とし、フェミニズムは母親でない女性のために仕事ができるチャンスを要求しただけだった (Pfeil 1966)。

第二次世界大戦後の発展によって成立した今日の母親イメージにたどり着くため、先ず西と東の発展の違いを理解する必要がある。西の政治政策は中産階級の家族イデオロギーを疑わなかった。紙の上では様々な変化を求めていたにも関わらず、実際は女性が家族と職業を調和させる状況を、ごく最近まで目標としてこなかったと言える。むしろ子どものためにという大義名分の下、女性が一時的退職または完全退職をするのを今まで間接的に支えて来た。そのような政権の態度は、例えば、延長された育児休暇や3歳未満の子どものための保育所が不足している点にあらわれている。保育所が設立されても利用料が高く、一般の家庭は子どもを入所させられない場合が多い。そこで西の多くの母親の生活3段階モデルが現れて来た。子どもを生む前に一時就職し、子どもを生むと同時に職業休暇を取り、子どもがある程度大きくなったら、できる範囲で再就職する。このパターンは一般の母親イメージに大きく影響した。仕事をしながら子どもを育てている母親も実際には数多くいるのに、それは公的な理想に反しているにとられた。Alfermann によるとEUの諸国の中でもドイツは保守的な方である (Alfermann 1997, 34)。ドルトムント大学の社会学者 Metz-Goeckel はもっと厳しく批判する。彼女に言わせるとドイツの母親イメージはファシストのままである。家父長制度的で、母親は完全に子どものために生きるべきだとされている。そうしない母親は未だに「ラーベンムッター」、いわゆるカラスの母だと名付けられ

ることがある (taz 2005.1.11, 1)。

実際には西ドイツ社会にも色々な母親タイプがあるにもかかわらず、最も一般的な母親イメージは、結婚後、仕事をしたとしても仕事のキャリアを家族や子どものために諦めた女性、ということになる。結婚している母親は積極的なエネルギーに溢れ、良い母親であるとイメージされている。そして、離婚している母親のイメージも否定的にみられる度合いは低い。ただし、このタイプは上手く行かなかった夫婦生活の犠牲になっているため、ストレスが溜まりやすい。もっとも否定的なイメージが与えられているのは未婚の母である。彼女たちのほとんどは生活するために仕事しなければならないか、公の経済的なサポートを得なければならない。子どもの教育と面倒を見ることについては不十分であり、いわゆる悪い母親とされている (Alfermann 1997, 35-36)。

東の母親イメージを見るときにまず示さなければならないのは、旧東政権の目標は旧西政権と正反対であったということである。東政権は中産階級の理想を壊し、特に職業上の平等を通して男性と女性の社会的な平等参加を達成した。西とは異なり、すでに 60 年代にはその目標を達成するためにいくつかの法律を制定した。その中には、一年間の育児休暇、子どもの病気の場合の休業、シングルマザーへの特別なサポート、全国各地域の保育施設、等などがある。ドイツ統一後、その違いはどの調査にでもはっきりと現れた。旧東ドイツに育った女性も男性も、女性が仕事に就くことを当たり前のことと意識している。1991 年に家族省が行った調査によると、旧東の女性の 50%は常に働いていたが、旧西の一番大きな州の女性の場合では 24%にすぎない。完全に仕事を辞めた女性は、西では 24%にのぼるが、東では 3%にすぎない。東の女性は家族と職業の両立を可能だと信じ、女性の 58%は仕事をしながら子どもを育てている。仕事に就いている母親は就いていない母親と同じく良い母親と見なされている。その上、働いている母親の 42%は勤めていること自体が子どものためになると思っている (BMFJ 1991, 20)。

意識の違いは未だにあまり変わらない。東の女性の場合、働いていることは自分個人にとって重要であり、その結果、職場にいる時間は西の女性よりもはるかに長い。男性にもそのような意識の違いがあらわれている。東の父親の 77%は職業に就いているパートナーを望んでいるが、西の場合は、そう思っている男性は 32%にとどまっている (Sass 1995)。

西と東の状況がどれだけ異なっているかは、家庭内の役割分担、いわゆる無償労働を見るときははっきり解る。無償労働には家族のメンバーの世話、家事、買物などが含まれている。2001 年-02 年に行われた調査によると、無償労働をよく行っているのは西でも東でも、いずれも女性の方であるが、男女の違いは西の方が東よりもはるかに大きい。西の女性が行っている無償労働は男性の 1.6 倍に達し、東の女性は 1.4 倍で西よりも格差が小さい。統一してすぐに行われた調査の結果に比べると、女性の負担は両地域ともに減りつつあるが、男性の無償労働時間が増えたのではなく、女性が自分の無償労働を 10%減らしたのが実情である。ドイツ全体の統計ではあるが家事や子どもの世話時間をみると、女性が負担の大部分を担っているのが解る (図表 6-2)。家事労働と庭の手入れに関しての女性の負担が減るにつれて、子どもの世話の負担が 10 年前の調査と比べて増加した (BMFSFJ 2003,

15-17)。図表 6-3 は 2000-2001 年のドイツ全体での調査結果である。

パートナーと子どもがいる女性の家庭外労働時間は、国の統一後、東では減ったものの、いまだに西の同じ状況の女性よりもはるかに長い。東の女性は平日 6 時間 16 分を仕事や学習に使っている。それと比べると西の女性は仕事や学習に 3 時間 54 分しか利用できていない (図表 6-4)。さらに、東ではフルタイムで勤めている女性が西よりも多く、パートタイムであってもその労働時間は長い。(BMFSFJ 2003, 18)。

[文献]

ALFERMANN, D., 'Ein Kind gehört zu seiner Mutter'. Über Rollenerwartungen und ihre Folgen " in: Schuchard, Margret & Agnes Speck Mutterbilder - Ansichtssache, Heidelberg 1997, pp.31 - 47 (= Heidelberger Frauenstudien 4)

BMBF = Bundesministerium für Bildung und Forschung „Ganztagsschulen - das Investitionsprogramm ‚Zukunft Bildung und Betreuung‘ “ 2004

BMFJ = Bundesministerium für Familie und Jugend 1991

BMFSFJ = Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend

a) Kinder in Tageseinrichtungen und Tagespflege Juni 2002

b) Das Tagesbetreuungsbaugesetz (TAG)

c) „Hintergrundinformation zum Ausbau der Kinderbetreuung “ Pressemitteilung 2004. 8. 23

d) Perspektiven zur Weiterentwicklung des Systems der Tageseinrichtungen für Kinder in Deutschland November 2003

e) „Qualitätsstandards in der Au-Pair-Vermittlung besiegelt “ Pressemitteilung, 2004. 11. 22

DESTATIS = Statistisches Bundesamt, Wo bleibt die Zeit? Die Zeitverwendung der Bevölkerung in Deutschland 2001/02. 2003

KMK = Sekretariat der ständigen Konferenz der Kultusminister „Grundstruktur des Bildungswesens in der Bundesrepublik Deutschland “ 2003

MOHR, Joachim „Ganztagsschule: ‚Hier ist immer was los‘ “ in: Spiegel Spezial Lernen zum Erfolg Nr. 3 / 2002, S. 64-66

PFEIL, E. „Die Frau in Beruf, Familie und Haushalt “, in: Oeter, F. (Hg.) Familie und Gesellschaft. Berlin 1966, pp.141-176

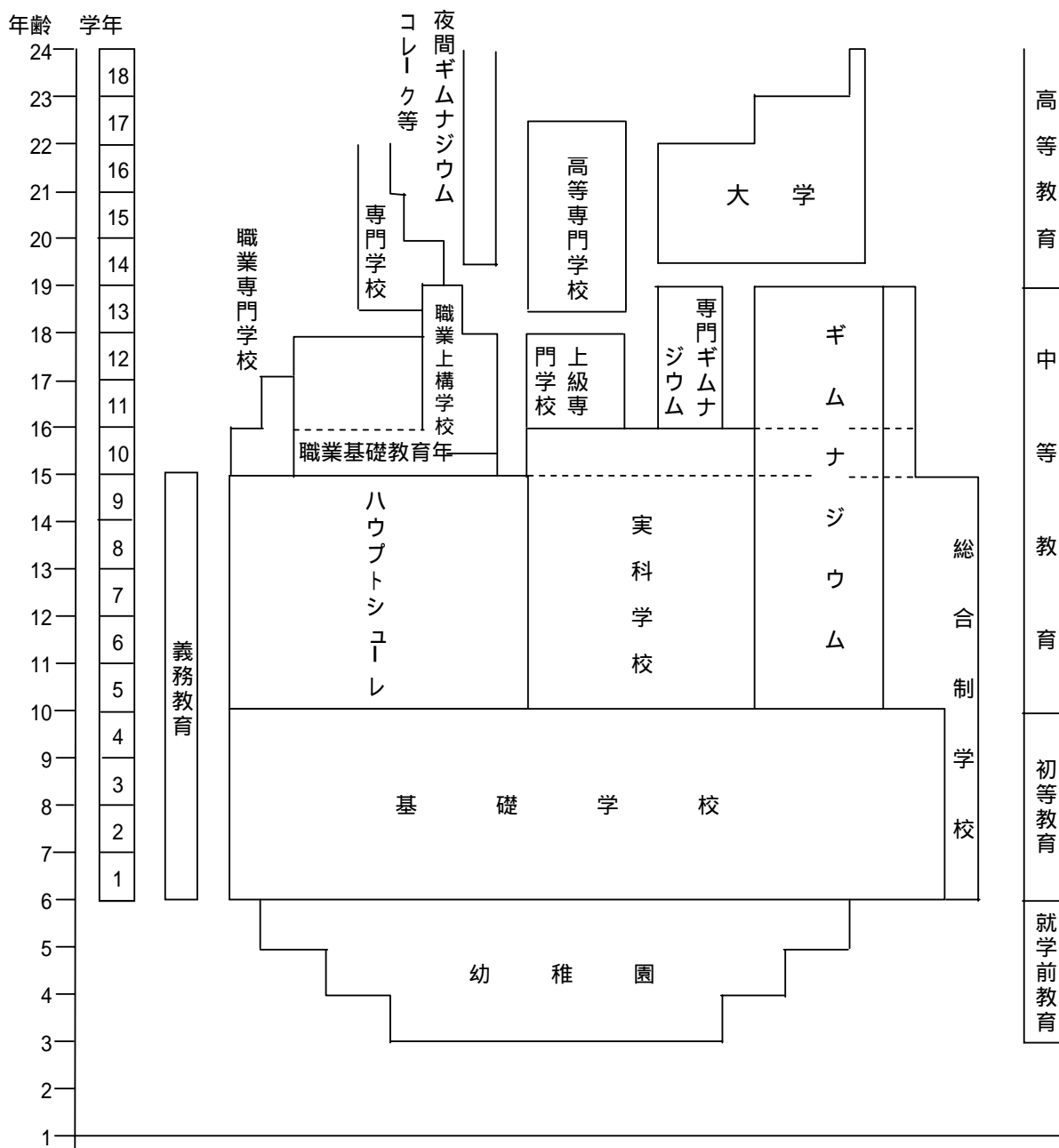
SASS, J. „Väter - eine Befragung in Ost und West “ in: Sass, J. (Hg.) Stiefbrüder - was Ostmänner und Westmänner voneinander denken. Berlin 1995, pp.177-194

TAZ = die tageszeitung „Unser Mutterbild ist doch faschistisch “ Taz Ruhr, 2005. 1. 11

UTRIO, K. Evas Töchter: Die weibliche Seite der Geschichte. Hamburg 1987

WEBER-KELLERMANN, I. Die deutsche Familie: Versuch einer Sozialgeschichte. Frankfurt 1974

図表6 - 1 ドイツの教育制度



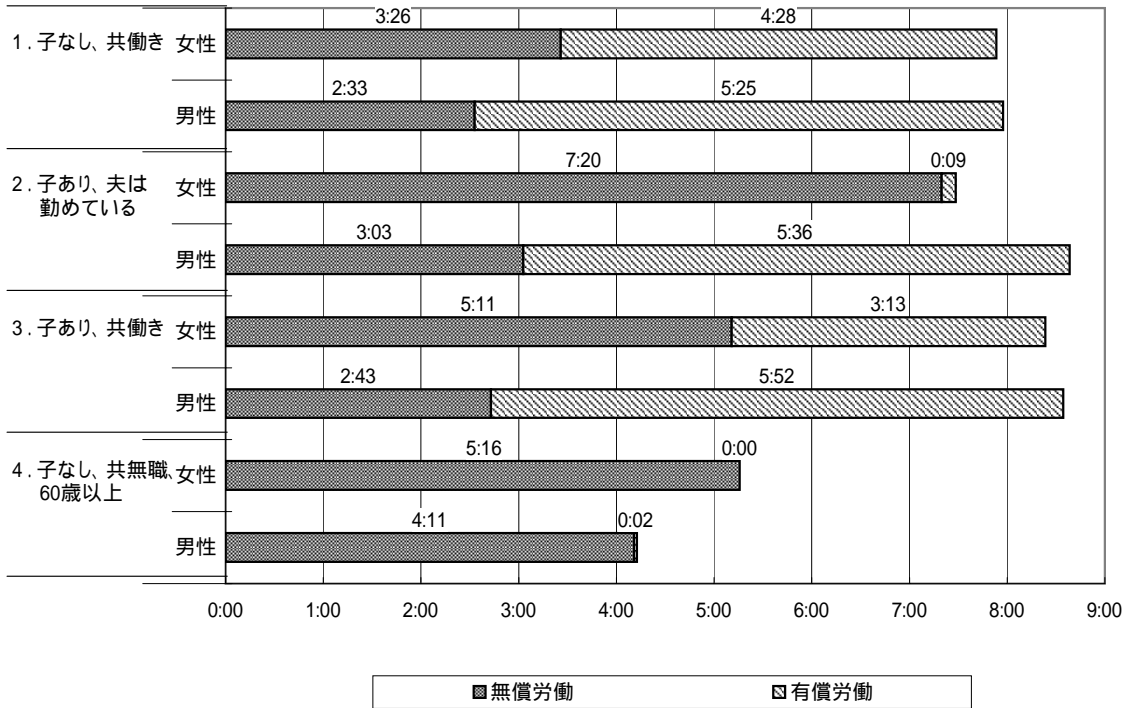
出典：文部省大臣官房調査統計企画課 『諸外国の学校教育(欧米編)』

AIEE 国際教育交流促進協会 ホームページ

<http://www.aiee.gr.jp/image/countries/germany.htm>

図表6-2 カップルの労働配分(単位:時間/日)

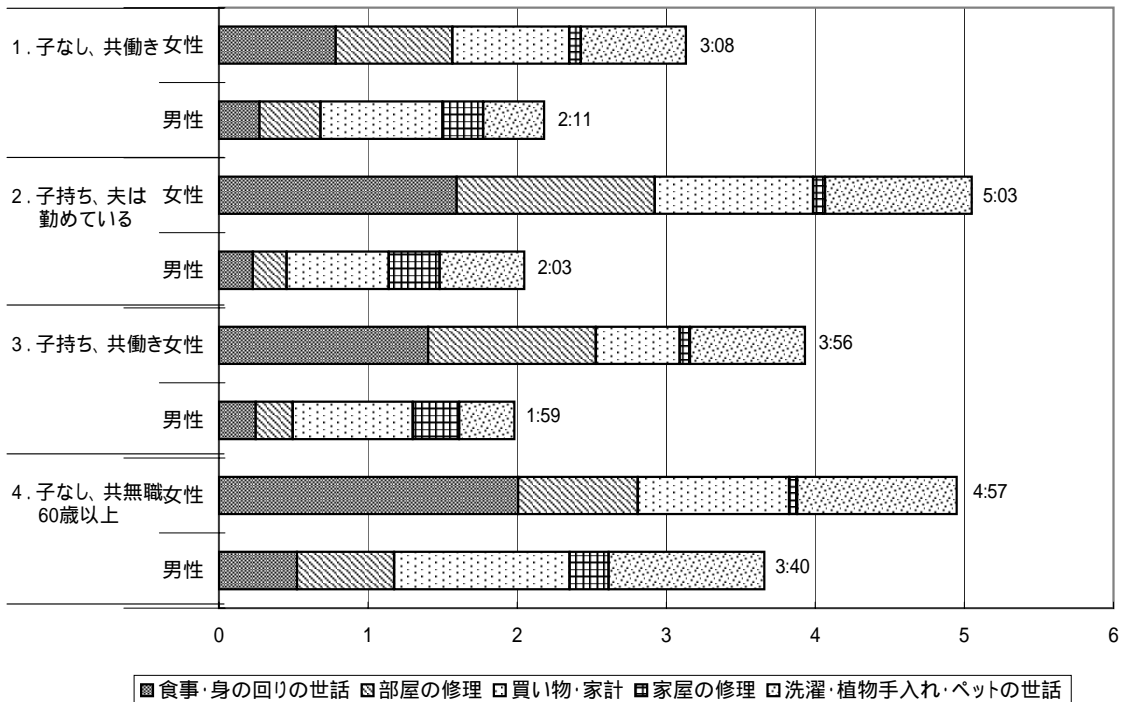
(ドイツ全域)



出典: Statistisches Bundesamt, 2003, p15

図表6-3 カップルの家庭内役割分担(単位:時間/日)

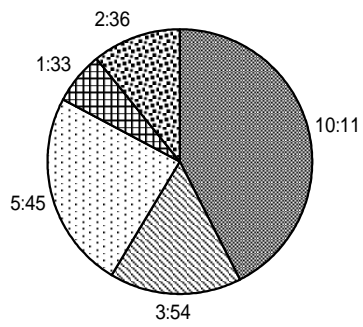
(ドイツ全域)



出典: Statistisches Bundesamt, 2003, p17

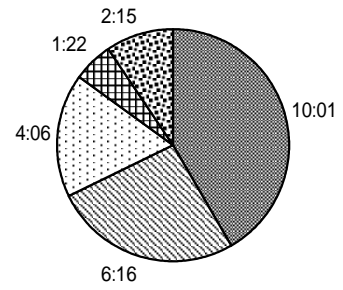
図表6 - 4 18歳以下の子供がいるカップル家庭にて、働いている女性の1日の平均時間配分

旧西ドイツ地域



- 1. 睡眠・食事・身の回りの世話
- 2. 仕事・教育・継続教育
- 3. 無償労働
- 4. 社交交際・談話
- 5. スポーツ・趣味

旧東ドイツ地域、東ベルリンを含む



出典: Statistisches Bundesamt, 2003, p18

第7章 フランスの保育・教育制度と子育て

1. 教育行政の現状

フランスは歴史的に中央集権の伝統が強い国家であり、教育行政についてもそれが色濃く反映されている。初等・中等・高等教育を通じてほとんどの学校が政府の国民教育省 (Ministère de l'Éducation Nationale) の管轄下に置かれており、国民教育に関する経費の3分の2は国家によって支出されている。また、学位の授与権限は国立学校にのみ認められており、中等教育の修了証となるバカロレアを始めとする国家資格は全て国民教育省により付与され、私立学校の学位は国家資格として認定されていない。このように、非常に集権的な教育行政ではあるが、1980年代から始まる地方分権化の流れを受け、より地域に根ざした地域独自の教育を行うことが可能となった。1983年に制定された地方分権法では、国民教育省が基本的権限を保持しながらも、地方や県の教育に関わる権限が拡大され、初等・中等教育の運営は地方自治体に、職業教育の運営は地方に委ねられることになった。

2. 保育サービス・教育制度の概観

フランスではほとんどの学校が国立である。私立学校はごくわずかであり、その大部分がカトリック系の学校で占められている。小学校・中学校・高校に通う約1200万人の生徒の大多数(1000万人以上)は公立学校に通っている(図表7-1)。公立の学校は教科書代など以外は無料である。義務教育は、6歳~16歳までの10年間である。就学前教育は、幼稚園(école maternelle)または小学校付設の幼児学級で、3~5歳の幼児を対象として行われる。初等教育は、6~11歳の児童を対象とし、5年間小学校(école primaire)で行われる。前期中等教育は、11~15歳の児童を対象とし、4年間中学校(college)で行われる。中学校では、4年間の観察や進路指導の結果に基づき、後期課程への生徒の振り分けが行われる。後期中等教育は、15~18歳の生徒を対象とし、3年間高等学校(lycée)で行われる。一般の高等学校の他に、職業教育が主に行われる職業高等学校に進学する生徒も多い。高等学校の最終学年で中等教育の修了証となるバカロレア(Baccalauréat)の試験が行われ、この試験に合格しなければ後の高等教育は受けることができない。バカロレア取得後、希望する者は大学、グランゼコール(Grandes Ecoles)技術短期大学等に進学する(図表7-2、7-3)。

3. 保育サービス（就学前教育）

就学前教育は、3～5歳児を対象に、主として幼稚園で行われる。幼稚園は国民教育省の管轄にあり、保育所・託児所と小学校の中間に位置する教育機関とされている。義務教育でないにもかかわらず、保育料は無料である。希望すれば2歳から入園することができ、2歳児の入園率は35%である。幼児教育の普及率は非常に高く、3～5歳児の就学率は現在ではほぼ100%である（図表7-4）。有料ではあるが、幼稚園でも希望すれば給食サービスが受けられる。

また、フランスではほとんどの女性が出産後も仕事を続けるため、幼稚園に通えるようになるまでの乳児を預かる施設、あるいは幼稚園以外の施設についても多様な保育システムが整備されている。日本と異なり、仕事をしている両親が祖父母に子供を預けることはほとんどない。幼稚園以下の3歳児までの保育に関しては、雇用連帯省（Ministère des affaires sociales, du travail et de la solidarité）が管轄している。幼稚園以外の保育施設については、家庭外の集団的保育施設、家庭外での個別保育、家庭内での在宅保育の3種類に分けることができる。

（イ）家庭外の集団的保育施設

- 保育所 (crèche collective) : 親が働いている3ヶ月～3歳までの幼児が対象。
 - 市町村立、あるいは県立。保育者1人につき子供は5～8人。
 - 保育時間は厳密に決められており、親の仕事の都合による時間の融通はきかない。
 - 保育料は所得水準により異なる。市町村・県・家族手当金庫から補助金を受けている。
- 親保育所 (crèche parentale) : 子供の親が共同で運営する保育所。
 - 常勤の保母を中心に、子供の親自身も保育に参加（週1回～月1回ほど）。
 - 親の仕事の都合により保育時間の融通が利く。
 - 保育料は施設により異なる。市町村・県・家族手当金庫から補助金を受けている。
- 家庭保育所 (crèche familiale) : 市町村が保育ママを雇って運営する家庭内の保育所。
 - 親の仕事の都合により保育時間の融通が利く。
 - 保育料は親の所得水準により異なる。保育料は市町村に納める。
- 児童園 (jardin d'enfants) : 3～6歳までの幼児が対象。
 - 遊戯を通じて子供の発達を促進する保育施設。
- 託児所 (halte-garderie) : 6歳児未満が対象。
 - 非定期に、短時間だけ親が子供を預ける施設。

（ロ）家庭外での個別保育

- 保育ママ (assistante maternelle) :
 - フリーの保育者が自宅で数人の子供を保育する制度。

行政機関の認可を受け、保育を行う自宅が衛生上行政の基準を満たすことが必要。
保育料は、親が直接保育ママに支払う。家族手当金庫から補助がある。

(八) 家庭内での在宅保育

- ・個別保育者 (garde à domicile) あるいは保育ママによる在宅保育：
親が自宅に保育者を雇う制度。費用が最も高い保育制度の1つ。

フランスでは、仕事をもつ女性が結婚・出産により退職するのは過去の話である。現在では子供をもちながら仕事をしている女性への評価は非常に高く、家庭と仕事との両立がしやすい社会的環境が作られている。しかし実際には、日本と比較すると賃金水準が低いために、非常に裕福でない限り共働きをしなければ生活が苦しくなるという事情もある。

4 . 初等教育

フランスでは、小学校5年、中学校4年、高校3年の5・4・3制が採用されている。初等教育は、5年間小学校で行われる。初等・中等教育いずれも9月から始まる3学期制で、1学期は9月から12月、2学期は1月から3月、3学期は4月から6月までとなっている。週5日制が採用されており、ほとんどの小学校では日曜日のほかに水曜日が休日となっているが、一部地域の小学校では土曜日も休日とする週4日制が採用されている。学校が休みの水曜日には、スポーツや音楽等習い事をする子供が多い。学習の内容は日本の小学校と同様に、読み書きを中心とした基礎的な学習であるが、フランスの小学校生活は日本と比較して特徴的な点がいくつかみられる。以下詳述する。

第1に、送り迎えは基本的に親が行っていることである。フランスでは、都市・農村部を問わず、小学生は防犯の観点から親に連れられて学校に行くことが普通であり、日本のように子供のみが連れ立って学校に行く姿は見かけられない。また同様に、放課後に子供だけで公園で遊んでいる光景もみられない。小学生は常に親あるいは学校の先生の監視下に置かれている。親が仕事の都合で送り迎えをできないときは、ベビーシッター等が代わりに送り迎えをする。また、小学校の門や玄関は登下校の時間以外は厳重に施錠がされており、部外者が立ち入ることはできない。

第2に、運動会・音楽会・学芸会等の学校行事はほとんど存在しない。学校とはたとえ小学校であっても「勉強をする場所」であり、勉強以外の行事はほぼ皆無である。課外活動やクラブ活動も基本的に行われていない。小学校の低学年であっても学校で過ごす時間は長く、夕方の5時近くまで授業が行われるのが普通である。

第3に、初等教育の段階から飛び級・落第制度がある。成績のよくない子供は、次の年も進級せずに落第し、もう一度同じ学年で学ぶ。また反対に、小学校に入学する前に特別

な試験を受けて合格すれば、1年早く小学校に入学することのできる飛び級制度がある。初等・中等教育を通じて飛び級・落第制度がごく普通に行われているため、中等教育の後期すなわち高校1、2年生ぐらいになると、同じ学年でも生徒の年齢はバラバラになってしまうことが多い。また、飛び級をした生徒が落第をしてしまうこともある。

5 . 中等教育

前期中等教育は、4年間中学校で行われる。この4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる。中学校の第3、第4学年では、通常の一般課程のほかに技術教育を中心としたコースも設けられており、将来の進路にあわせた学習コースが存在する。このコースは、職業高校に設けられていることもある。前期中等教育の最後にこれまでの成績によって前期中等教育修了証 (Brevet des colleges) が授与されるが、これは高校に進学するために必要不可欠なものではなく、高校受験は存在しない。

後期中等教育は、3年間高校で行われる。通常の普通課程の高校では、2年次から理数系・経済系・文化系とコースが分かれ、卒業時にはそれぞれのコースに応じたバカロレアを受験する。バカロレアは国家資格であり、後の高等教育に進学するための必要不可欠な資格である。理論上は生徒は自分の希望によってどのコースを選択してもよいことになっているが、成績の良い生徒はほぼ全員理数系コースを選択する。というのは、グランゼコール等に進学するエリートはほとんどが理数系コースのバカロレアを取得しており、理数系の社会的評価が非常に高いためである。

また、後期中等教育には就職希望者のために2年間の職業高校(2年制)が設けられている。卒業時に国家試験が行われ、合格すると職業適任証(CAP)と職業教育修了免状(BEP)を取得することができる。通常は2年間の課程であるが、職業バカロレア取得を目指す場合は、卒業後にさらに2年制の課程に進む。職業高校に進学する生徒は、普通高校に進学する生徒のほぼ半数である(図表7-5)。最近では、若年層の失業率の高さを鑑みて、政府は後期中等教育の段階から職業教育を重視している。職業教育のコースに企業での実習を組み入れ、学校教育と企業実習を交互に行う交互教育(alternance)は、若年層の終業促進を目的としたものであり、近年盛んに取り入れられているシステムである。フランスは資格社会であり、何らかの資格をもっていないと就職が非常に難しいことから、様々な段階で能力に応じた資格を付与することは失業率の低下にもつながると考えられている。

バカロレアの取得率は1975年には13%であったが、その後順調に増加し、1992年には22%、現在ではほぼ70%に達している。1989年にジョスパン国民教育大臣が掲げた「2000年までにバカロレア取得者を同一年齢層の80パーセントにする」という目標は達成されてはいないものの、ここ15年でバカロレア取得者は倍増している(図表7-6)。

6 . 高等教育

高等教育は、フランスでは主として大学とグランゼコールで行われている。両者はそれぞれ入学資格・教育の内容・修業年限・進路等において性格が異なる教育機関であり、両者の相違は現在のフランスの学歴社会を端的に表すものである。その他短期間の高等教育機関として、技術短期大学・中級技術者養成課程などがある。

(1) 大学

9割以上の大学が国立大学であり、登録料以外の授業料は無料である。入学するためには、一部の例外を除いてバカロレアを取得していることのみが条件となり、入学試験は課されない。大学のレベルは全国で一定になるように国民教育省によって保たれており、大学間の研究や教育水準の格差はあまりみられない。当初は大学は少数のエリートのための教育機関であったが、大学への入学者が増加するにつれ、高等教育の大衆化が進んだ。現在フランスにおける高等教育への進学率は約 40%であり、日本よりわずかに低い水準である。

大学教育は、以下の3段階に分けて行われる。各段階で合格すれば得られる国家資格があり、その時点で修了することができる。

(イ) 第1課程：分野別の基本的な知識を得るための基礎課程 2年間

修了時にはDEUG (Diplôme d' Etudes Universitaires Générales : 大学一般教育免状) を取得することができる。

(ロ) 第2課程：専門課程 1年でLicence (学士) 取得、その後さらに1年でMaîtrise (修士) を取得することができる。

(ハ) 第3課程：高度な専門課程

企業の専門職に就職するためには、第3課程の資格が不可欠となる。

-DESS (Diplôme d' Etudes Supérieure Spécialisées : 高等専門教育免状) 1 ~ 2年
実務希望者のためのコース 企業での実習が必要

-DEA (Diplôme d' Etudes Approfondies : 高等研究免状) 1 ~ 2年
博士課程への準備コース 研究者志望向け

-Doctorat (博士課程) DEA 取得後

なお、欧州統合がより深化するに伴って、大学教育においてもシステムを統一しようとする動きがみられる。2006年からは、フランス独自の大学の制度は廃止され、EU共通の新しい学年制が導入される予定である(新制度では、「学士3年+修士2年+博士3年」となる)。

(2) グランゼコール

大学と並立して存在する高等教育機関がグランゼコールである。大学が高等教育の大衆への普及を目指したものであるのに対し、グランゼコールは、将来行政・技術・ビジネス分野の指導者となるエリートを養成するための研究機関である。国立行政学院（内閣）、国立高等鉱山学校（産業省）、国立土木工学院（公共事業省）、国立美術学校（文化省）、国立国庫・租税・関税学校（大蔵省）、理工科学校（国防省）等がグランゼコールとよばれるものである。大学はバカロレアの取得のみが入学の要件となるが、グランゼコールは学校ごとに非常に厳しい入学試験を課しており、受験者はバカロレア取得後2年間グランゼコール準備学級で受験勉強をしなければならない。入学すると、学生には給与が支給され、国家公務員の待遇となる。ほとんどのグランゼコールの修業年限は3年間である。フランス特有の高等教育機関であるグランゼコールは、少数精鋭であるだけに国内のみならず国際的な評価も高く、高級官僚・政治家・経営者のほとんどはグランゼコール出身である。例えば、フランスの主要企業2000社の経営陣のうち、27%が国立理工科学校の出身であり、また23%が国立行政学院の卒業生である。両方合わせるとフランスの主要企業の経営陣の半分を占める。フランスでは、高級官僚や政治家が国営企業のトップに天下りすることが多く、政治とビジネスのエリートはほぼグランゼコール出身者で占められているといっても過言ではない。

[文献・資料]

AIEE（国際教育交流促進協会）(<http://www.aiee.gr.jp/image/countries/france.htm>).

在日フランス大使館ホームページ

(http://www.ambafrance-jp.org/japanese/vivre_au_japon_j/etudier_france/educ_system).

国際交流基金ホームページ

(<http://www.jpf.go.jp/j/urawa/world/kunibetsu/2003/france.html>).

文部科学省ホームページ(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/01/04011901.htm).

厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/index.html>).

労働政策研究・研修機構

(http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2004_6/france_01.htm).

フランス国民教育省ホームページ(<http://www.education.gouv.fr/>).

柏倉康夫，1996，『エリートのつくり方』筑摩書房．

潮木守一，2004，『世界の大学危機』中公新書．

図 7-1 フランスの教育 2003-2004

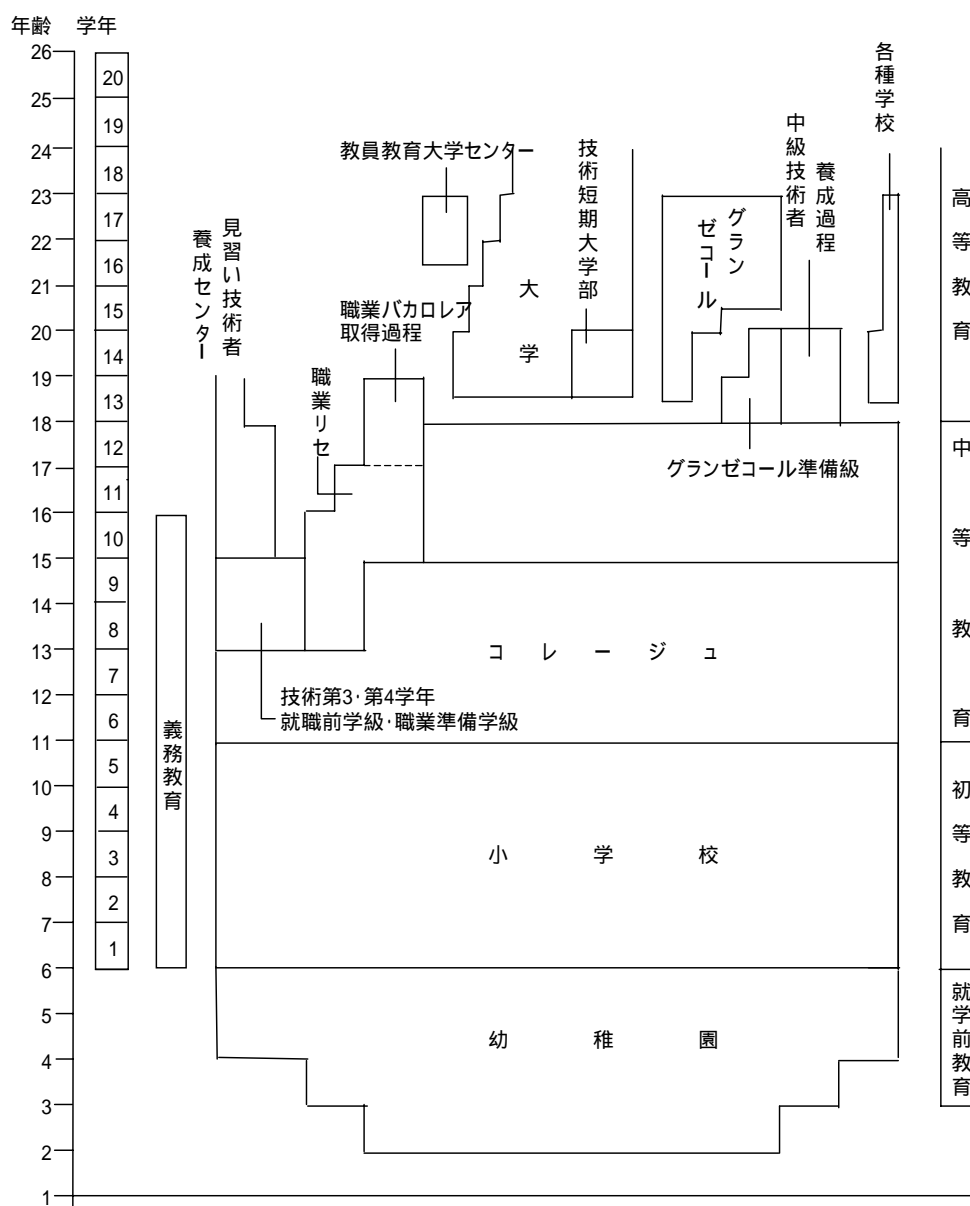
2003-2004年度 教育の主要指標

	(本土 + 海外県)
総学生登録数(生徒 + 実習生 + 学生)	14,996,000
初等・中等教育生徒総数(国民教育)	12,133,000
うち公立学校	10,106,000
うち小学校	6,552,000
うち中学校	3,323,000
うち高校	1,511,000
うち職業高校	746,500
学生総数	2,255,000
うち大学(短期技術大学含む)と教員教育大学センター	1,426,000
うちグランドゼコール準備学級	72,000
うち中級技術者養成課程等	234,000
実習生総数(実習見習生含む)	375,000
その他(中等教育段階の農業・特別保健等)	233,000
教育従事者数	
小学校・中学校・高校	1,323,000
教員(私学含む)	894,000
うち公立学校教員	749,000
非教員の職員(市町村関係職員と教員ヘルパー含む)	429,000
公立校等教育機関	145,000
教員	88,000
非教員の職員	57,000
小学校・中学校・高校数(国民教育)	68,590
うち公立学校	60,081
うち小学校	57,187
うち中学校	6,987
うち職業高校	1,716
うちその他の高校(専門学校含む)	2,620
うち地域適応学校	80
2003年の教育支出(10億ユーロ単位)	111.3
2003年の国民教育省予算(10億ユーロ単位)	62.8
2004年の国民教育省予算(10億ユーロ単位)	64.6

出典: フランス国民教育省ホームページ

http://www.education.gouv.fr/stateval/grands_chiffres/gchiffres2004/gchif_e1.htm

図 7-2 フランスの教育制度



出典：文部省大臣官房調査統計企画課 『諸外国の学校教育(欧米編)』

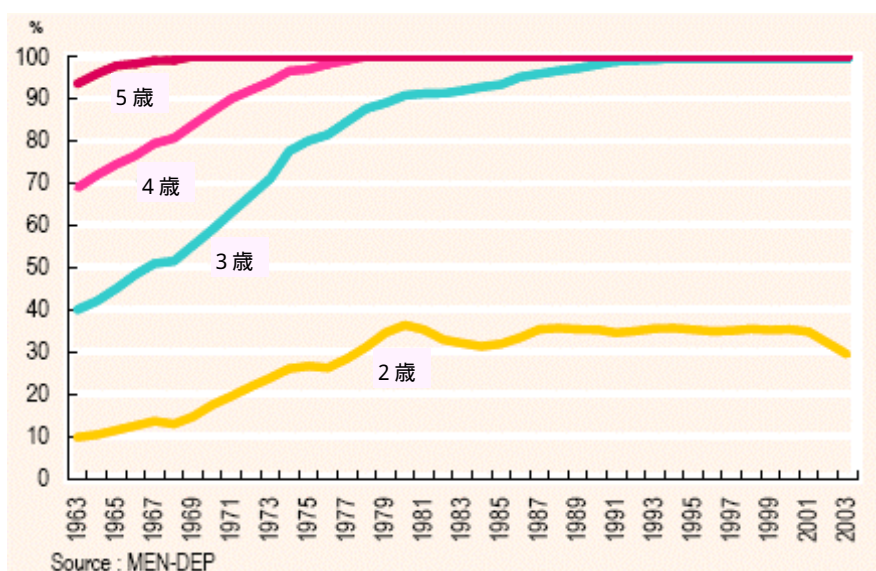
AIEE 国際教育交流促進協会 ホームページ

<http://www.aiee.gr.jp/image/countries/france.htm>

図表 7-3 フランスの教育制度概要

就学前教育	2歳～5歳 幼稚園 その他保育所・託児所・保育ママ等
初等教育	6歳～11歳 小学校
中等教育	前期 11歳～15歳 中学校
	後期 15歳～18歳 高校・高等専門学校 グランゼコール準備学級（高校卒業後2年間）
高等教育	大学（学部3～4年 修士・博士課程は+1年～4年） グランゼコール（3年間） 技術短期大学（2年間） 上級技術者養成課程（2年間） 職業専門学校（2～3年）

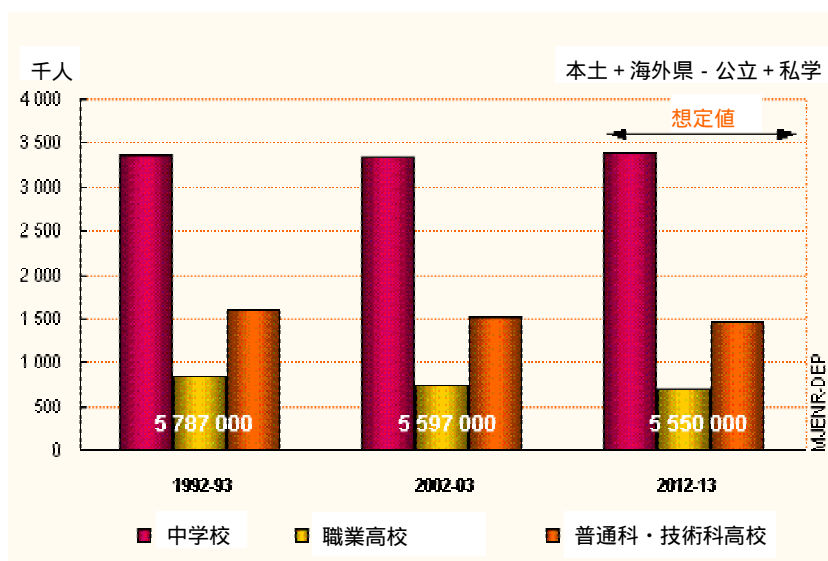
図表 7-4 2～5歳児の就学率の推移(1963-2003年)



出典：フランス国民教育省ホームページ

http://www.education.gouv.fr/stateval/regards/qdg_cce2.htm?openR=Chiffres-cl%26acute%3Bs%20de%20l%27%26acute%3Bducation%20nationale&rub=qdg

図表 7-5 生徒数¹⁾の推移

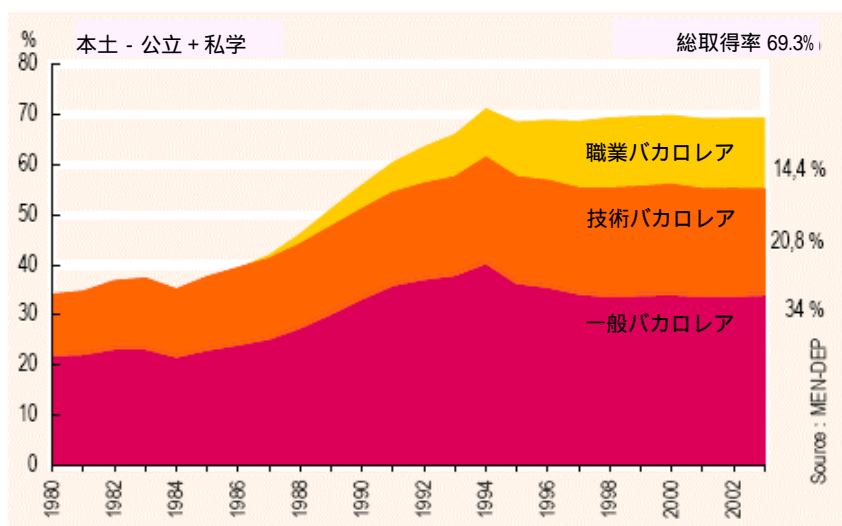


1) 公立が全体の 80%

出典：フランス国民教育省ホームページ

http://www.education.gouv.fr/stateval/regards/qdg_cce3.htm?openR=Chiffres-cl%26acute%3Bs%20de%20l%27%26acute%3Bducation%20nationale&rub=qdqg

図表 7-6 バカロレア取得率の推移



出典：フランス国民教育省ホームページ

http://www.education.gouv.fr/stateval/regards/qdg_cce4.htm?openR=Chiffres-cl%26acute%3Bs%20de%20l%27%26acute%3Bducation%20nationale&rub=qdqg

第8章 ドイツとフランスの家族生活

この章では、2004年12月・2005年1月に行なった「ドイツ・フランス家族・家庭生活調査」データを元に、ドイツとフランスの家族生活について分析する。調査対象者はドイツのハンブルグ、ミュンヘン、フランスのパリ、リヨン在住で35～44歳のパートナーのいる男女である¹⁾。各都市、男女それぞれ150人、計1,200人を対象とした。日本のデータは(財)家計経済研究所が1999年に首都圏で行った「現代核家族データ」を用いる。この調査は35～44歳の有配偶女性とその夫、および小学校高学年から高校生の子を調査対象としている。ただし、本報告書では妻もしくは夫の回答のみを用いて分析する²⁾。以下、主に都市別に調査結果を示していこう。

1. 同棲・結婚

まず、パートナー関係をみると、フランス、ドイツ³⁾ともに同棲カップルは2～3割を占めている(図表8-1)。ドイツの方が法律婚の割合が高く、ハンブルグ、ミュンヘンともに約8割を占める。フランスでもパリでは、同棲カップルが31.0%と特に高い割合を示している。第1章で説明したように、フランスでは同棲以外にもパックスというパートナー関係がある。しかし、パックスの割合はパリ、リヨンともに2.7%と低い。

図表8-2に世帯人数を示している。今回調査対象としたのはパートナーと同居している者であるため、世帯人数が2人というのはカップルのみの世帯を意味する。また、子ども以外の親族と暮らしているケースは少ないので、世帯人数が3人以上の場合、増えていくのは主に子どもである。どの都市においても、世帯人数が4人という家族が最も多く3～4割近くを占めている。しかし、ドイツでは4人家族とほぼ同じ割合で3人家族がいるのに対し、フランスでは、3人家族よりは少ないものの5人家族の割合も多く、ドイツの約2倍の割合となっている。

別居子も含めた世帯内の子ども人数をみると、子どもがいない者はパリ23.0%、リヨン15.9%、ハンブルグ20.5%、ミュンヘン26.4%となっており、図表8-2のカップルのみ世帯の割合よりも低い。これは別居している子どもがいるためである(図表8-3)。子ども人数で最も多いのはフランス、ドイツとも2人であり、3～4割を占める。フランスでは子ども3人の割合は子ども1人の割合よりも高く23%前後であるのに対し、ドイツでは子ども1人の割合が子ども2人の割合と同程度であり、子どもが3人いる家族の割合は約1

¹⁾ 調査地の特徴などは巻末の付録を参照のこと。

²⁾ 調査方法、調査対象者の属性、調査票などの詳細は巻末の付録に掲載している。

³⁾ ここでは、調査結果の記述においてフランスと書いた場合にはパリとリヨンを指し、ドイツと書いた場合にはハンブルグとミュンヘンを指す。

割と大変低い⁴⁾。また、同居子⁵⁾の末子年齢からみて、6歳未満の子どもがいる世帯割合はパリ 57.4%、リヨン 39.3%、ハンブルグ 49.8%、ミュンヘン 56.4%である(図表 8-4)。

では、次にカップル関係の形成についてみてみよう。本報告書の中でこれまで説明してきたとおり、同棲は現在のヨーロッパ諸国においてかなり一般的なパートナー関係である。パリでは法律婚カップルのうち 77.4%が、リヨンでは 76.1%、ハンブルグでは 88.8%、ミュンヘンでは 85.0%が同棲を経て法的な婚姻関係を結んでいる(図表 8-5a、図表 8-5b、図表 8-5c、図表 8-5d)。法律婚に至るまでの同棲期間は様々であるが、フランスでは 1~2年に回答が集中しているのに対し、ドイツでは 1~5年と広範囲に分散している。しかし、現在同棲していて今後結婚を予定しているカップルの同棲年数は、フランスでもドイツでも比較的長く、6-10年が最も多い。法律婚をした(する)理由は、法律婚カップルと同棲カップルのいずれも「愛情が確認できた」が最も多い回答ではあるが、すでに法律婚したカップルの理由と、同棲カップルで法律婚を予定している者の理由とでは若干の違いがみられる。法律婚カップルは同棲年数が相対的に短く、法律婚をした理由に「伝統・宗教」を回答している割合が同棲カップルよりも高い。同棲カップルが法律婚カップルよりも多く選択している理由は、「税金や社会保障で有利」「同棲カップルは法律上の手続きが面倒」「パートナーに財産を残すため」などがあげられる。同世代の調査であるから、すでに法律婚をしている者の多くは、これから法律婚をする者よりも若いときに結婚している場合が多い。調査対象者がこれから年老いていくことを考え、年金やパートナーからの遺産相続などといった問題が、法律婚への移行の契機となっているとも考えられるだろう。

日本では「できちゃった婚」という言葉があるように、嫡出原理に基づき、子どもの誕生に先行して法律婚をする慣習があるが、フランスでは法律婚の契機が「妊娠」であることは少ない。法律婚をしたカップルで「妊娠」を理由にあげているのはパリ 2.5%、リヨン 4.5%、結婚を予定しているカップルではパリ 5.9%、リヨン 0.0%にすぎない。それに対し、ドイツの法律婚をしたカップルのうち「妊娠」を理由にあげているのはハンブルグ 14.1%、ミュンヘン 9.1%、結婚を予定しているカップルではハンブルグ 14.0%、ミュンヘン 4.0%と、フランスに比べて高い値となっており、「嫡出原理」がフランスよりも根強いともいえる。

「子どもの将来を考えた」も多くの者の結婚の契機となっている。これを選択した者には「妊娠」を契機として選ばなかった者の方が多い。つまり、「嫡出原理」とは異なっていると考えられる。

図表 8-6 をみると、パリで子どもがいない同棲カップルは 47.1%、リヨンでは 40.4%なのに対し、子どもが 1人いる同棲カップルはそれぞれ 35.0%、30.8%と減少しているが、その低下割合は鈍い。一方、ハンブルグで子どもがいない同棲カップルは 42.6%、ミュンヘンでは 48.1%なのに対し、子どもが 1人いる同棲カップルはそれぞれ 14.8%、13.9%と大きく減少している。このことから、ドイツでは同棲カップルが子どもの出生で法律婚に移行する割合は高いことが伺える。

⁴⁾ 別居子が含まれていることを考慮しても、ドイツとフランスの子ども人数が違うということは明白である。

⁵⁾ ここでの同居子とは回答者もしくは回答者のパートナーにとって、前のパートナーとの間の子が、回答者の家と前のパートナーの家を行き来して暮らすケースも含まれている。

現在同棲中で結婚の予定がなく、同棲期間が6年以上にも及ぶカップルでは、同棲を法律婚への移行過程としてではなく、ライフスタイルのひとつとして選んでいるとも考えられる。カップル全体の中でそのような条件にあてはまる人たちは、パリで10.3%、リヨン10.0%、ハンブルグ4.0%、ミュンヘン6.0%である⁶⁾(図表8-5a、図表8-5b、図表8-5c、図表8-5d)。同棲カップルが法律婚をする予定がない理由として多くあげているのは、「一緒にいることで十分」「法律婚の理由がない」である。

2. 現在の就業状態と働き方

調査対象者とそのパートナーの就業状態についてみると、9割以上の夫(法律婚をしていない男性を含む。以下同様)は仕事に就いており、その就業先は民間企業の正規職員が最も多く、自営業主や公務員がそれについて多い(図表8-7、図表8-8)。妻(法律婚をしていない女性を含む。以下同様)についていえば、東京では他の都市に比べて主婦が圧倒的に多い(図表8-9)。フランスとドイツを比較すると、就業者の割合にほとんど違いはないが、フランスでは無職・休職中の者が多く、主婦が少ない傾向がみられる。就業形態をみると、東京以外では公務員、民間企業がともに多く、東京では臨時職員が圧倒的に多い。フランス、ドイツでは男女間で就業形態の構成比にあまり大きな違いがない(図表8-10)。

フランスとドイツの夫の週あたりの仕事時間を比較すると⁷⁾、フランスでは最頻値が35時間であるのに対し、ドイツでは40時間となっている(図表8-11)。ただし、週60時間以上働く夫の割合は、リヨンを除けば違いはない。

妻の仕事時間は、フランスとドイツでかなり差異が見られる。フランスでは週30時間未満のパートタイマーは2割程度にすぎず、夫と同様35時間を最頻値として分布している(図表8-12)。一方、ドイツでは40時間に17%前後が集中しているものの、週30時間未満のパートタイマーが全体の4割程度を占めている。とくに週19時間以下がハンブルグで18.1%、ミュンヘンで15.1%にのぼる。

3. 出産前後の働き方

ここでは主にフランスとドイツの出産前後の女性の働き方について分析する。出産の年代によって社会制度が異なるので、集計するにあたり3つの年代に区分した。1期としているのはフランスドイツともに1984年以前である。制度の内容は若干異なるが、1985年はフランスで育児親手当、乳児親手当が、ドイツで所得保障のある育児休業制度が施行された年であるため、その前年までを1つの区分とした。2期としているのは、フランスが1985年から1993年、ドイツが1985年から1991年である。フランスの1994年は育児親手

⁶⁾ 各都市の回答者の中での同棲カップルのうち、結婚予定のない同棲期間6年以上の回答者割合。

⁷⁾ 東京の調査では、週あたりの仕事時間は尋ねていない。

当の条件が第3子から第2子へ緩和された年であり、ドイツの1992年は育児休業が3年に延長された年である。3期とはフランスで1994年以降、ドイツで1992年以降を指す。

ここで分析に使用する元となったデータは、回答者もしくは回答者のパートナーの出産前後の働き方について、最も若い子どものときから順に3人までの分の状況を回答してもらい、それらについて集計したものである。延べケース数は、パリ430件、リヨン493件、ハンブルグ391件、ミュンヘン371件である(図表8-13)。ただし、調査対象者はあくまでも2004年時点で35~44歳の女性が、35~44歳男性のパートナーということで年齢層を限定しているため、1期では10代から20代前半の頃の様子が回答内容の中心であり、3期では20代後半から30代前半の様子が回答内容の中心となっている。さらに、1期よりは2期、2期よりは3期の方が第2子、第3子の出産の割合が高いことが予想される。これらを考慮して結果の解釈をしたい。

まず、出産前の就業状態について試みる。以降の図表にある第2期、第3期に比べると1期では無職の割合が相対的に高い(図表8-14、図表8-15、図表8-16)。パリでは無職割合は1期36.4%、2期18.3%、3期16.8%、リヨンでは1期32.0%、2期20.6%、3期17.4%、ハンブルグでは1期38.5%、2期31.9%、3期25.3%、ミュンヘンでは1期20.0%、2期25.8%、3期21.1%となっていて、ミュンヘンでは無業者割合に変化はみられないが、その他の都市では低下しているのがわかる⁸⁾。

次に休暇・休業について検討する⁹⁾。まず、出産休暇についてみると、ドイツでは産後8週、フランスでは産後6週の休暇が義務づけられている¹⁰⁾。また企業によってはさらに産後の休暇を延長する場合もあるので、フランス、ドイツともに2期では8週以上の回答が多くなっている(図表8-17)。ただし、ハンブルグでは56.5%、ミュンヘンでは41.5%が13週間以上と回答しており、リヨンの16.2%、パリの25.0%と比較して高い。3期になっても大きな変化はない(図表8-18)。

産後休暇の後に病気休暇をとっている者も少なくない(図表8-19)。2期と3期でさほど違いはなく、3期ではパリで29.8%、リヨン27.1%、ハンブルグ21.7%、ミュンヘン25.1%が病気休暇をとっている。どの都市でも、2期よりも3期の方が病気休暇取得の割合が高い(図表8-20)。

育児休業¹¹⁾の取得状況についてみると、2期のパリでは80.5%、リヨン72.6%と、フランスでは大多数の者が育児休業を取得していない(図表8-21)。3期になって育児休業取得者は増加したものの、ドイツの状況とは大きく異なっている(図表8-22)。ドイツでは、2期には51週、つまり1年以内の育児休業をとる割合が高かったが、3期にはハンブルグで59.2%、ミュンヘンで46.7%が53週以上(1年以上)の育児休業をとっている(図表8-21、図表8-22)。

⁸⁾ ただし、1期に関してはいずれの都市でもケース数が少ないので、誤差が多く含まれていると思われる。

⁹⁾ 1期についてはケース数も少なく、時期的にみても制度が十分整備されている状況ではなかったため、休暇・休業の分析から除くこととする。

¹⁰⁾ 義務づけられているにもかかわらず、なしや法定以下の期間を取得していると回答している者も若干いるが、その理由は分からない。

¹¹⁾ ここでは育児休業を勤務時間短縮勤務に利用するのではなく、全日休暇をとるために利用する場合に限って尋ねている。

復職後の働き方もフランスとドイツで大きく異なっている。2期ではパリで74.3%、リヨンで61.0%がフルタイムで復職している(図表8-23)。それとは対照的にドイツでは、フルタイムで復職した割合がハンブルグで35.9%、ミュンヘンで46.2%にすぎない。フルタイム以外では、育児休業を使って勤務時間短縮で復職している者が多い。しかし、3期になると、パリでも勤務時間短縮で復職するケースが増加し、フルタイムは減少している(図表8-24)。2004年秋にこのプロジェクトの一環として行ったフランス、ドイツでのインタビューでは、フランスで80%勤務時間短縮しているといった場合、学校が午前で終わってしまう水曜日には勤務せず、他の4日間はフルタイムで働くといったパターンが多いとのことである。

また、調査結果を見ると、育児休業を使用しないでパートタイムで働くケースも多い。3期になり制度が変化したこともあるが、第2子、第3子の出産が他の時期より多いことにもよると思われる。この傾向はドイツにおいても同様である。ドイツではさらにフルタイムで復職するケースが減少している。最も多いのは育児休業を使って50%程度の勤務時間で働くことであり、ハンブルグで37.8%、ミュンヘンで33.1%となっている。

では、夫の育児休業についてはどうであろうか。夫の育児休業取得状況を図表8-25、図表8-26に示している。2期も3期も大きな変化はなく、夫が育児休業をとるのは1割に満たない。

フランス、ドイツともに夫の育児休業取得割合は低いが、それを夫本人そして妻はどのように考えているのだろうか。最も若い子どもを出産した際、全く育児休業をとらなかった夫の3割から4割が育児休業をとりたかったとしている(図表8-27)。一方、妻はどのように考えているかということ、夫が全く育児休業をとらなかった妻の中で、夫に育児休業を「とって欲しかった」と回答しているのは、パリ44.4%、リヨン41.0%、ハンブルグ31.3%、ミュンヘン15.5%であって、特にドイツでは、夫に育児休業を「とって欲しい」と思っている者はフランスよりも少ないようである(図表8-28)。

妻の育児休業取得状況に関する意識については、フランスとドイツではかなり実態が異なっている。まずフランスで育児休業をとらなかった妻について見してみよう(図表8-29)。パリでは「とりたかった」と回答している者が34.3%であるのに対して、「とりたいとは思わない」が53.7%と19.4ポイント上回っている。リヨンでは「とりたかった」が49.1%であるのに対して、「とりたいとは思わない」が38.2%と10.9ポイント下回っている¹²⁾。一方ドイツでは、妻が育児休業を53週以上とるか、全くとらないかに二分されていた(図表8-21、8-22)。ハンブルグでは育児休業を全くとらなかった者のうち「もっととりたいとは思わない」が37.5%、ミュンヘンでは43.5%である。53週以上とった者のうち、ハンブルグでは「十分とった」が32.6%、ミュンヘンでは25.6%、「もっととりたいとは思わない」がハンブルグで50.0%、ミュンヘンで38.5%となっており、育児休業取得のタイプとしては両極であるが、どちらのタイプもおおむね満足しているようだ。

ところで、夫は妻の育児休業取得についてどのようにみているのだろうか。図表8-30をみると、パリで妻が育児休業をとらなかった夫のうち「もっととって欲しかった」と回

¹²⁾ パリ、リヨンともに、終日育児休業をとった者は少ないので、「なし」以外はケース数が少なく誤差が大きいと思われる。

答している者の割合は妻より高く、リヨンでは「もっととって欲しかった」割合が妻より低い。ハンブルグでも妻が育児休業をとらなかった夫のうち「もっととって欲しかった」の割合が妻より高く、ミュンヘンでは「もっととって欲しかった」の割合が妻より低い。ハンブルグやミュンヘンで妻が育児休業を53週以上とった夫の多くは、妻と同様に「とらなくてよい」「十分とった」と回答している。

フランスでもドイツでも夫が育児休業をとることは少なく、また夫の育児休業に期待をしている者も多いとはいえない。しかし、女性の働き方についてはフランスとドイツで全く異なっていた。フランスの女性は出産後の復職時期も早く、フルタイムで継続して就業する者が多いが、ドイツでは復職時期が遅く、パートタイムで就業する者が多い。この側面だけを見ると、フランスの女性は仕事を中心に子どもを持たないように思えるが、実際には逆の結果となっている。子ども人数別に妻の就業状態をみると、子どもがいない妻が就業している割合は、むしろドイツの方が高い(図表 8-31)。子どもが1人の場合も、休業中を含めた就業割合にフランス女性とドイツ女性の違いはない。しかし、子どもが2人になるとハンブルグでは主婦の割合が25.0%、ミュンヘンでは30.5%になり、子どもが3人になるとそれぞれ41.7%、44.4%へとさらに上昇する。これに対し、フランスでは、子どもが3人になると主婦の割合も急激に上昇するが、それでもパリで22.7%、リヨン21.4%にとどまっており、ドイツよりもかなり低い。この結果からも、ドイツでは子どもの存在が女性の継続就業を阻んでいることが推測される。

4. 家庭生活

ここでは帰宅時間、家事分担などから、家庭生活について分析してみよう。フランス、ドイツともに、夫は19時頃までに半数以上が帰宅している(図表 8-32)。20時以降に帰宅する者の割合はパリでやや高く26.6%であるが、リヨン14.7%、ハンブルグ18.2%、ミュンヘン21.6%であり、週あたり60時間以上働いている者の割合に近い。東京は他の都市に比べるとやはり特異で、20時以降に帰る者が61.5%を占めている。

妻に関してみても、フランス、ドイツでは東京より早く帰宅している(図表 8-33)¹³⁾。東京で働く女性のうち、18時までに帰宅しているのは37.8%であるが、パリでは53.8%、リヨンでは57.9%、ハンブルグ60.9%、ミュンヘン56.1%と半数を超え、東京より多い。子どもの登下校につきあわなければならないことが多い他の先進諸国では、両親のいずれかがそれに合わせて帰宅することは当然のことであり、さもないと学童保育に頼るかシッターを雇わなければならない。とりわけ、ハンブルグで27.9%、ミュンヘンで23.7%が15時よりも前に帰宅している。ドイツでは学校が半日制であるため、帰宅時間が早いと考えられる。

家族団らんの象徴として捉えられることの多い家族そろった夕食は、帰宅時間が早いフランスやドイツの方が頻度が高い(図表 8-34)。毎日家族そろって夕食をとっているのは、

¹³⁾ 東京の調査では帰宅時間の選択肢を18時からに設定したため、それより早く帰宅している者の内訳はわからない。

東京で 16.8%、パリ 46.2%、リヨン 49.8%、ハンブルグ 37.6%、ミュンヘン 45.3%である。1 週間当たりの平均日数をみても、東京ではわずか 2.7 回なのに対し、パリ 4.9 回、リヨン 5.2 回、ハンブルグ 4.5 回、ミュンヘン 4.7 回である。フランスとドイツの間で大きな違いはないが、日本と両国は大きく異なっている。

家事分担について検討するにあたり、各家事項目について大まかな傾向をまとめていく。夫が料理を全くしない割合は 2 割から 3 割弱でフランス、ドイツともにそれほど大きな差はないが、フランスでは毎日料理をする夫も同程度存在する点が大きく異なる(図表 8-35)。フランスでは、夫も妻も料理をする人数が多いことから、共働きが多いために、朝食は夫、夕食は妻というように分担していると考えられる。東京では、料理を全くしないが 6 割近くもいる。一方、妻について見ると、日本ではほとんどの者が毎日料理しているのに対し、パリでは 6 割、リヨンで 7 割強、ハンブルグ、ミュンヘンでは 5 割に満たない(図表 8-36)。

食事の後かたづけは、パリの夫の約 5 割、リヨンの夫の 6 割弱が毎日行っている。ハンブルグでは週に 2・3 日行う者が 4 割弱、ミュンヘンでは 3 割弱で最も多く、全体としてフランスよりも頻度は低い方に偏っている。東京の男性は 4 割強が全くしておらず、週に 1 回以上行う夫は 3 割程度しかいない(図表 8-37)。妻に関しては料理をする頻度とほぼ同様の傾向にあり、ほとんどの者が毎日後かたづけを行っている東京の妻に対して、フランス、ドイツの順に行う頻度は低くなり、ドイツでは毎日行っている者の割合は半数に満たない(図表 8-38)。

部屋の掃除については、ドイツの夫の方がフランスのよりも行う頻度が高い傾向にある(図表 8-39)。妻についてもドイツの方がフランスのよりも行う頻度が高い(図表 8-40)。ここでも、妻が毎日掃除をする割合が最も高いのは東京であり、夫が全く掃除をしない割合が最も高いのも東京である。

洗濯についてはフランス、ドイツともにほぼ同じで、他の家事項目に比べ、夫が全くしない割合は高い(図表 8-41)。妻が行う頻度もフランス、ドイツの間に違いはない(図表 8-42)。やはり、洗濯についても日本の妻のほとんどが毎日行い、日本の夫のほとんどが全く行わない。

子どもの宿題をみることについては、東京の調査では尋ねていないのでフランスとドイツについて比較する。夫が行う割合と妻が行う割合では、両国ともに妻の方が高い(図表 8-43、図表 8-44)。フランスの妻の方が、ドイツの妻よりも毎日宿題をみる割合はやや高いが、フランスの方が子ども人数が多く、このことが頻度に影響している可能性も考えられる。

家庭内での性別役割分業は、両国ともに依然として残っているが、ドイツの方がややその傾向は強いようである。しかし、フランスの夫の育児休業取得状況を考えると、フランスにおいても夫は妻がフルタイムで働くことをサポートしていないように思われる。そこで、現時点ではなく、これまでに利用した経験のある子育てサポートについて尋ねた。子どもの成長度合いによって利用できないサポートが出てくる可能性があるため、長子年齢別に集計したところ、保育所の利用経験は、フランスとドイツで圧倒的に異なることがわかった。0 歳児については両国ともに利用は少ないが、1 歳以上になると、フランスでは 5 割から 7 割弱に利用経験があるのに対して、ドイツでは 2 割前後にとどまっている(図

表 8-45)。幼稚園は母親の就業とは関係なく利用する教育機関ではあるが、それでもフランスとドイツの違いは大きく、フランスでは 8 割前後に利用経験があるのに対し、ドイツでは最近入園する年齢層の子どもでも 6 割程度にとどまっている(図表 8-46)。時間外保育はドイツの方がこれまでの利用割合は高い(図表 8-47)。これはドイツの学校の多くが半日制であるのに対して、フランスでは幼稚園でも 16 時過ぎまで行っているという違いによるところが大きいだらう。学童保育¹⁴⁾に関しては、現在小学校入学前の子どもの場合、これまでの利用割合はフランスの方が高く、ドイツではほとんどない(図表 8-48)。ベビーシッターの利用割合もフランスの方が高く、フランスでは保育所と同じ程度の割合で利用されている¹⁵⁾(図表 8-49)。さらに、具体的に何を指すかは尋ねていないものの、その他のサービスについては両国に明確な傾向はない。しかし少なからず利用はされているようだ(図表 8-50)。

5. 家計

次に家計について、特に家計の共同性についてみてみよう。まず、夫の年間収入についてみると、フランスでは 15,000~19,999 ユーロ¹⁶⁾を最頻値としてなだらかに分布している(図表 8-51)。一方ドイツでも 70,000 ユーロが最頻値となっているが、なだらかに分布している。妻の年間収入をみると、ドイツで顕著なのは収入のない者が多いことである。ハンブルグで 23.7%、ミュンヘンで 25.3%の妻に収入がない。これはドイツでの主婦の多さによるものと考えられる(図表 8-52)。一方フランスでは男性と同じように 15,000~19,999 ユーロを最頻値として分布している。

次に、共有名義の銀行口座の有無について尋ねたところ、リヨンでは保有割合が高く 73.9%であるが、その他の都市では違いはなく、おおむね 5 割強である(図表 8-53)。夫の給与の振込口座はパリ、ハンブルグ、ミュンヘンでは夫自身の名義の口座への振込が多いが、共同名義の口座への振り込みも 3~4 割にのぼる(図表 8-54)。リヨンでは共同名義口座の保有割合が高かったこともあり、夫の半数以上が給与を共同名義の口座へ振り込んでいる。一方、妻の方は自分名義の口座に振り込む割合が夫と比較してやや高い(図表 8-55)。

社会保障給付を受け取っている世帯の割合は、パリ 62.5%、リヨン 71.0%、ハンブルグ 57.0%、ミュンヘン 62.7%である(図表 8-56)。社会保障給付を受け取っている世帯では、社会保障給付は共有名義の口座に入るか、妻名義の口座に入る世帯にほぼ分かれる(図表 8-57)。ただし、複数の社会保障給付を受給し振込先が異なっている場合は、複数の口座に分かれて振り込まれている可能性もある。

次に収入が誰のものであるかという収入帰属意識についてみてみよう。夫、妻ともに「私の収入もパートナーの収入も家族のもの」という回答が圧倒的に多い。夫については、パ

¹⁴⁾ 幼稚園終了後の保育もここに含める。

¹⁵⁾ 長子年齢が 0 歳のケースは、各都市いずれも 7 ケース以下で大変少ないため誤差が大きいと思われる。

¹⁶⁾ これはフランスの労働者の平均年間収入とほぼ同じである。

りでは「私(夫)の収入は私のもの、パートナー(妻)の収入はパートナーのもの」を31.7%と他の都市よりも多くの者が選択しているのが特徴である(図表 8-58)。また、東京では「私(夫)の収入は家族のもの、パートナー(妻)の収入はパートナーのもの」が19.0%にのぼっている点が他の都市とは異なっている。妻の回答も夫の回答とほぼ同様の傾向にある(図表 8-59)。「私の収入もパートナーの収入も家族のもの」が7~8割をしめ、夫の回答よりも若干割合が高い。「私の収入は私のもの、パートナーの収入はパートナーのもの」は夫の回答の方がその割合は高い。そして、東京では「私(妻)の収入は私のもの、パートナー(夫)の収入は家族のもの」を20.8%の妻が選択しており、他の都市よりも非常に高い。これらの都市の中では東京、つまり日本においては他国よりも夫に対する稼得役割が強いといえよう。

6. 性別役割分業意識

最後に、性別役割分業意識についてみてみよう。「子どもが小さいうちは母親は家にいるべきだ」という設問について、フランスの男性では、「反対」「やや反対」が6~7割を占める(図表 8-60)。フランスで女性が反対している割合は5割弱であり、男性が反対している割合よりも低い(図表 8-61)。ドイツの男性は賛成の者の方が多く、「賛成」「まあ賛成」の合計は6割強にのぼる。ドイツの女性も半数以上が「賛成」「まあ賛成」と回答している。賛成の割合は日本では極端に高く、男性50.9%、女性36.4%にのぼる。「まあ賛成」と合わせると7~8割を占める。

次に「夫には収入を得る責任がある」(稼得責任)については、「賛成」「まあ賛成」の割合がパリで26.3%、リヨンで32.4%であるのに対し、ハンブルグでは48.0%、ミュンヘンでは51.3%と高く、東京に至っては96.3%とほとんどの男性が肯定している(図表 8-62)。女性ではパリ34.9%、リヨン34.9%、ハンブルグ43.9%、ミュンヘン51.4%、東京94.3%で、男性とほぼ同じあるいは男性よりも若干高い割合となっている(図表 8-63)。

「妻には家事と育児の責任がある」については、フランスで反対が多くドイツ、日本の順で賛成が多くなるが、ドイツ、フランスでは大きな差はない。「賛成」「まあ賛成」の割合は、パリで21.0%、リヨンで25.0%であるのに対し、ハンブルグでは33.4%、ミュンヘンでは43.3%と高くなり、東京では90.0%とやはりほとんどの男性が肯定している(図表 8-64)。一方、女性は、パリ28.1%、リヨン25.1%、ハンブルグ33.3%、ミュンヘン33.4%、東京86.0%で、男性とほぼ同じあるいは男性よりも若干低い割合となっている(図表 8-65)。

これまで、妻の就業状態(仕事時間、休業期間など)家事分担、性別役割分業意識をみてきたが、フランスとドイツを比較すると、ドイツの方が夫と妻が分業的な役割関係にあるということがデータからみてとれるだろう。日本と比較すると、最も夫と妻の役割分業が明確なのは日本であることは間違いない。しかし、これが「女性は仕事をすべきだ」という意識¹⁷⁾についてみると、ドイツとフランスの立場が逆転する。図表 8-66、図表 8-67

¹⁷⁾ この項目は東京の調査では尋ねていない。

において、「女性は仕事をすべきだ」という設問に対して「賛成」「まあ賛成」をあわせた数字をみると、フランスもドイツも違いはない。しかし「賛成」だけに注目すると、実はドイツの方がフランスより高く、男性ではパリで39.3%、リヨン33.1%であるのに対して、ハンブルグでは51.4%、ミュンヘンでは52.7%となっている。女性についてもパリで43.5%、リヨン44.9%であるのに対して、ハンブルグ52.0%、ミュンヘン58.4%と明らかにドイツの方が肯定する者の割合が高い。ドイツでは女性も働くべきだとほとんどの人が思っているにもかかわらず、子育て期に主婦になる、あるいは出産後にパートタイムで働く女性が多いことは、やや矛盾しているように思われる。

7. パートナーからのサポート

パートナーからのサポートの重要性について尋ねた結果を見ると、男性回答者では、パリ62.9%、リヨン71.5%、ハンブルグ66.0%、ミュンヘン64.7%、女性回答者では、パリ68.6%、リヨン73.1%、ハンブルグ55.3%、ミュンヘン66.0%が、パートナーからのサポートを「とても重要」とし、「重要」とあわせると、男女ともに9割を超える(図表8-68、図表8-69)。ただし、ドイツに限れば、女性の方が男性よりもパートナーのサポートを重要だとは思っていない。

パートナーからのサポートの中で重要なものとして、多くの回答者が「信頼」をあげており、男女ともに、そして両国ともに9割前後が回答している(図表8-70)。ただ、その他の項目については、ドイツの方がフランスよりも多くのサポート内容を重要と回答する傾向があるようなので、単純に都市間のパーセンテージを比較するのではなく、男女差そのものや、男女差に関する両国の違いについてみてみよう。パリ、リヨンにおいて、女性が男性よりも多くあげているという点で顕著な項目は、「子育て」「家事」「経済的サポート」「尊敬」などである。それに対し、ハンブルグ、ミュンヘンで男性よりも顕著なのは、「経済的サポート」のみである。パートナーからのサポート内容に対する重要度で回答割合が高い項目が、パートナーへの要求として重視されている項目なのか、パートナーが実際にしてくれる項目なのかは厳密には解らない。しかし、フランスでは、女性は男性からのサポートとして子育て、家事、稼得といった、実質的な家庭内の全ての役割におけるサポートを重要だと考えているのに対し、男性は女性に対して家庭内の役割を女性ほどには要求していない、と考えられるのではないだろうか。フランスの男性が(女性ほどではないにせよ)女性に対して重要視している割合の高いサポート項目は、「家族を取り持つ」ことである。

一方ドイツでは、男性が女性に対して思うよりもずっと、女性は男性からの経済的なサポートを重要であると思っている。男性に稼得責任があるとする意識が高かったことと考え合わせれば、性別役割分業意識とパートナーへの期待とは整合している。

また概して、フランスでは女性の方が多くの項目をあげる割合が高いのに対して、ドイツでは男性の方が多くの項目をあげる割合が高い。つまり、実態は別としても、フランスでは女性の方が男性への要求が高く、ドイツでは男性の方が女性への要求が高いとも考えられる。

図表8-1 都市別カップル関係

(%)

	フランス		ドイツ	
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン
法律婚	66.3	74.0	80.3	78.7
PACS (フランスのみ)	2.7	2.7		
同棲	31.0	23.3	19.7	21.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

図表8-2 都市別世帯人数

(%)

	フランス		ドイツ	
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン
2人	26.3	18.0	24.7	28.0
3人	20.0	20.3	30.3	30.7
4人	31.3	37.3	32.7	31.7
5人	16.0	18.0	8.3	7.7
6人	4.3	4.3	3.3	1.7
7人	2.0	1.7	0.3	0.0
8人以上	0.0	0.3	0.3	0.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

図表8-3 都市別子ども人数*

(%)

	フランス		ドイツ	
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン
0人	23.0	15.9	20.5	26.4
1人	20.3	17.6	29.5	27.1
2人	30.4	37.6	33.2	32.9
3人	22.3	23.7	12.4	9.6
4人以上	4.1	5.1	4.4	4.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

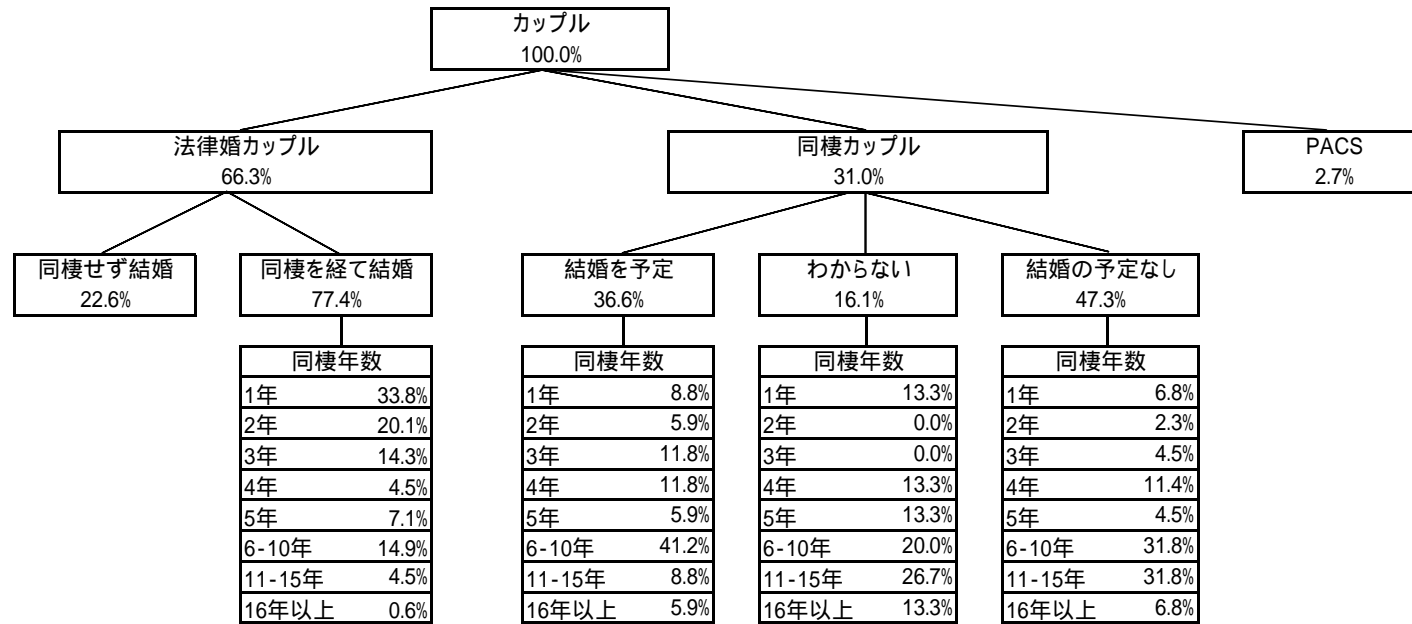
* 別居子を含んだ人数

図表8-4 都市別末子年齢

(%)

	フランス		ドイツ	
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン
0歳	6.1	5.2	3.4	6.4
1-2歳	21.9	15.1	21.1	28.2
3-5歳	29.4	18.3	25.3	21.8
6-9歳	18.0	28.7	20.3	20.5
10-11歳	11.0	8.8	11.4	6.4
12-17歳	11.4	19.9	14.3	11.8
18歳以上	2.2	4.0	4.2	5.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

図表8-5a 法律婚カップル、同棲カップルの割合(フランス:パリ)



法律婚をした理由
<複数回答>

伝統・宗教	39.2%
愛情が確認できた	59.8%
関係を安定させる	20.1%
妊娠	2.5%
子供の将来を考えた	21.1%
税金や社会保障に有利	6.5%
住宅購入	1.5%
法律上の手続きが面倒	9.0%
パートナーに資産残す	5.5%
その他	13.6%

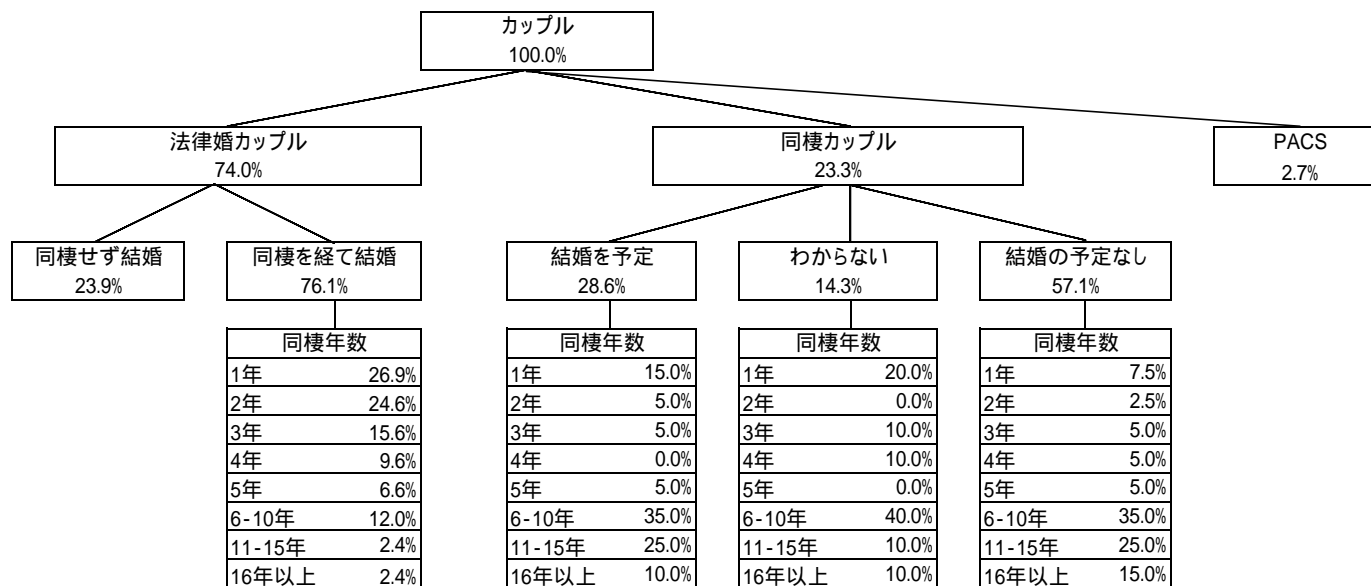
法律婚をする理由
<複数回答>

伝統・宗教	17.6%
愛情が確認できた	50.0%
パートナーとの関係を安定させたい	26.5%
妊娠	5.9%
子供の将来を考えた	35.3%
税金や社会保障に有利	32.4%
住宅購入	17.6%
法律上の手続きが面倒	35.3%
パートナーに資産残す	41.2%
その他	8.8%

法律婚の予定がない理由
<複数回答>

愛情未確認	0.0%
周囲もまだ	0.0%
法律婚の理由なし	36.4%
一緒にいることで十分	65.9%
社会保障もらえなくなる	0.0%
PACSをする	9.1%
わからない	22.7%

図表8-5b 法律婚カップル、同棲カップルの割合(フランス:リヨン)



法律婚をした理由
<複数回答>

伝統・宗教	39.6%
愛情が確認できた	64.4%
関係を安定させる	18.5%
妊娠	4.5%
子供の将来を考えた	23.9%
税金や社会保障に有利	10.4%
住宅購入	3.2%
法律上の手続きが面倒	5.9%
パートナーに資産残す	9.9%
その他	11.7%

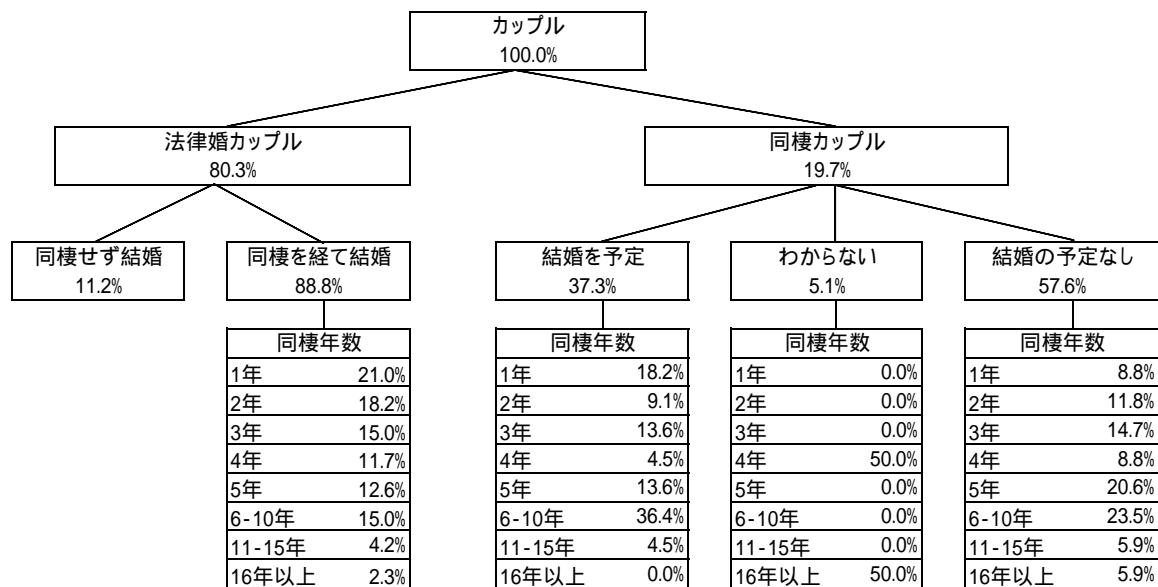
法律婚をする理由
<複数回答>

伝統・宗教	20.0%
愛情が確認できた	60.0%
パートナーとの関係を安定させたい	30.0%
妊娠	0.0%
子供の将来を考えた	35.0%
税金や社会保障に有利	40.0%
住宅購入	25.0%
法律上の手続きが面倒	35.0%
パートナーに資産残す	45.0%
その他	5.0%

法律婚の予定がない理由
<複数回答>

愛情未確認	0.0%
周囲もまだ	0.0%
法律婚の理由なし	45.0%
一緒にいることで十分	82.5%
社会保障もらえなくなる	2.5%
PACSをする	2.5%
わからない	25.0%

図表8-5c 法律婚カップル、同棲カップルの割合(ドイツ:ハンブルグ)



法律婚をした理由
<複数回答>

伝統・宗教	24.9%
愛情が確認できた	70.5%
関係を安定させる	24.1%
妊娠	14.1%
子供の将来を考えた	14.9%
税金や社会保障に有利	19.5%
住宅購入	3.7%
法律上の手続きが面倒	12.4%
パートナーに資産残す	10.0%
その他	2.9%

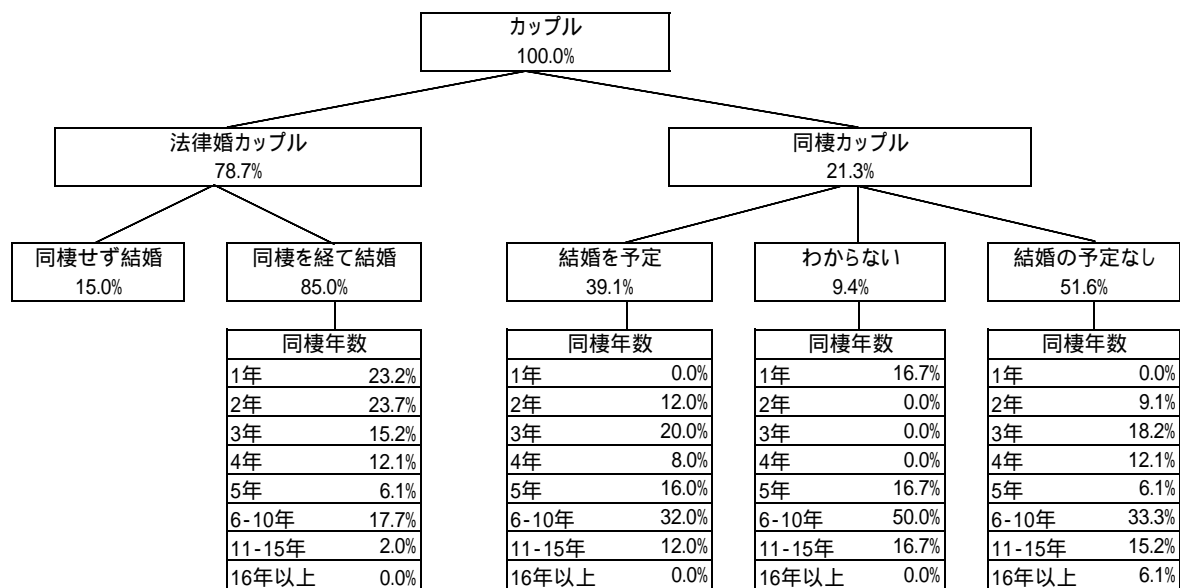
法律婚をする理由
<複数回答>

伝統・宗教	9.1%
愛情が確認できた	77.3%
パートナーとの関係を安定させたい	22.7%
妊娠	9.1%
子供の将来を考えた	18.2%
税金や社会保障に有利	31.8%
住宅購入	4.5%
法律上の手続きが面倒	45.5%
パートナーに資産残す	36.4%
その他	9.1%

法律婚の予定がない理由
<複数回答>

愛情未確認	0.0%
周囲もまだ	2.9%
法律婚の理由なし	47.1%
一緒にいることで十分	64.7%
社会保障もらえなくなる	11.8%
わからない	38.2%

図表8-5d 法律婚カップル、同棲カップルの割合(ドイツ:ミュンヘン)



法律婚をした理由
<複数回答>

伝統・宗教	33.9%
愛情が確認できた	65.7%
関係を安定させる	25.8%
妊娠	14.0%
子供の将来を考えた	14.4%
税金や社会保障に有利	18.6%
住宅購入	2.5%
法律上の手続きが面倒	10.2%
パートナーに資産残す	10.6%
その他	5.1%

法律婚をする理由
<複数回答>

伝統・宗教	16.0%
愛情が確認できた	60.0%
パートナーとの関係を安定させたい	12.0%
妊娠	4.0%
子供の将来を考えた	28.0%
税金や社会保障に有利	40.0%
住宅購入	4.0%
法律上の手続きが面倒	36.0%
パートナーに資産残す	20.0%
その他	0.0%

法律婚の予定がない理由
<複数回答>

愛情未確認	6.1%
周囲もまだ	3.0%
法律婚の理由なし	57.6%
一緒にいることで十分	45.5%
社会保障もらえなくなる	12.1%
わからない	36.4%

図表8-6 都市別 子ども人数別カップル関係

(%)

	都市	子ども人数	法律婚	PACS	同棲
フランス	パリ	0人	45.6	7.4	47.1
		1人	65.0	0.0	35.0
		2人	72.2	3.3	24.4
		3人	92.4	0.0	7.6
	リヨン	0人	51.1	8.5	40.4
		1人	67.3	1.9	30.8
		2人	83.8	2.7	13.5
		3人	88.6	0.0	11.4
ドイツ	ハンブルク	0人	57.4	-	42.6
		1人	85.2	-	14.8
		2人	88.9	-	11.1
		3人	94.6	-	5.4
	ミュンヘン	0人	51.9	-	48.1
		1人	86.1	-	13.9
		2人	90.6	-	9.4
		3人	92.9	-	7.1

注：子ども4人以上はケース数が少ないので省略した。

図表8-7 都市別夫*現在の状態

	フランス		ドイツ		日本 東京
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン	
無職・求職中	4.7	5.7	4.3	3.0	0.7
主夫	1.3	0.7	1.3	0.0	
退職	0.7	0.7	0.7	0.7	
就業	92.0	92.0	91.3	94.7	99.3
休職中	1.3	1.0	0.0	0.0	
無回答	0.0	0.0	2.3	1.7	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* ドイツ、フランス調査では、女性回答者のパートナーと男性回答者を「夫」と表記する。日本調査は文字通り夫の回答。以下、同様。

図表8-8 都市別夫就業形態

	フランス		ドイツ		日本 東京
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン	
公務員	18.9	20.1	13.5	14.8	9.3
民間企業正規職員	52.9	61.3	62.8	62.3	68.8
臨時職員	0.7	1.8	1.1	0.0	1.0
自営業主	17.5	8.6	19.0	21.8	18.5
家族従業員	2.5	2.9	1.1	0.0	2.2
わからない	0.0	0.0	2.2	0.7	-
その他	7.5	5.0	0.0	0.4	0.1
無回答	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図表8-9 都市別妻*現在の状態

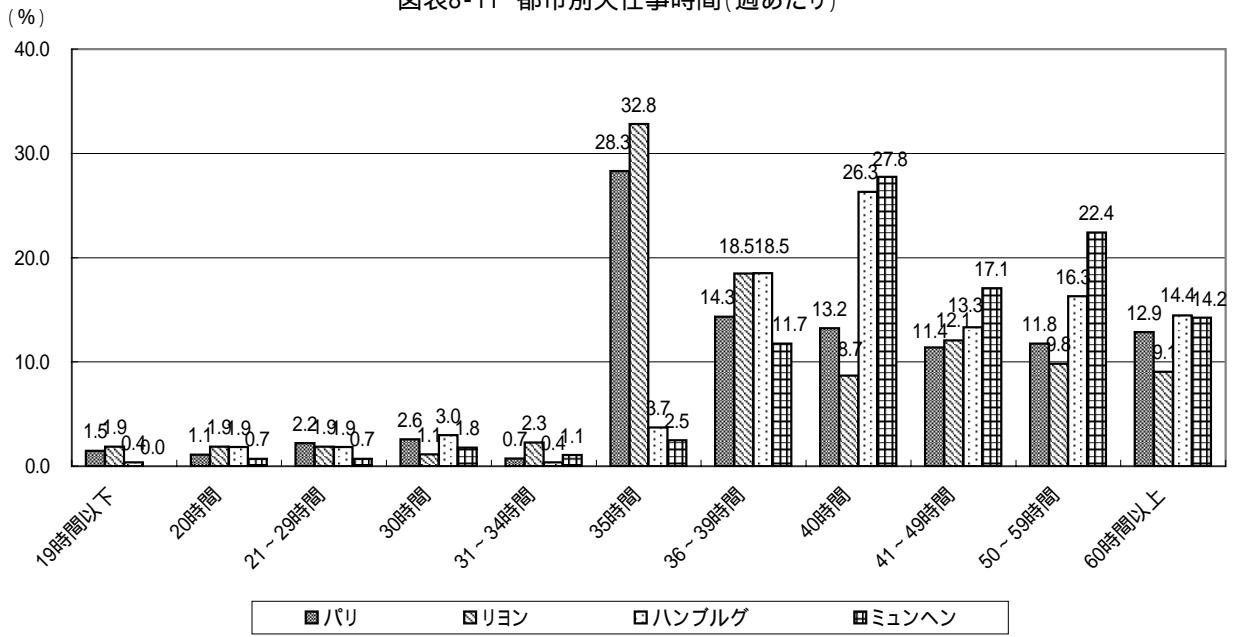
	フランス		ドイツ		日本 東京
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン	
無職・求職中	8.3	9.0	3.7	2.3	44.2
主婦	11.3	9.3	19.7	19.3	
退職	0.3	0.7	1.3	0.3	
就業	73.0	75.3	70.7	71.0	55.8
休職中	7.0	5.0	1.3	5.3	
無回答	0.0	0.7	3.3	1.7	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

* ドイツ、フランス調査では、男性回答者のパートナーと女性回答者を「妻」と表記する。日本調査は文字通り妻の回答。以下、同様。

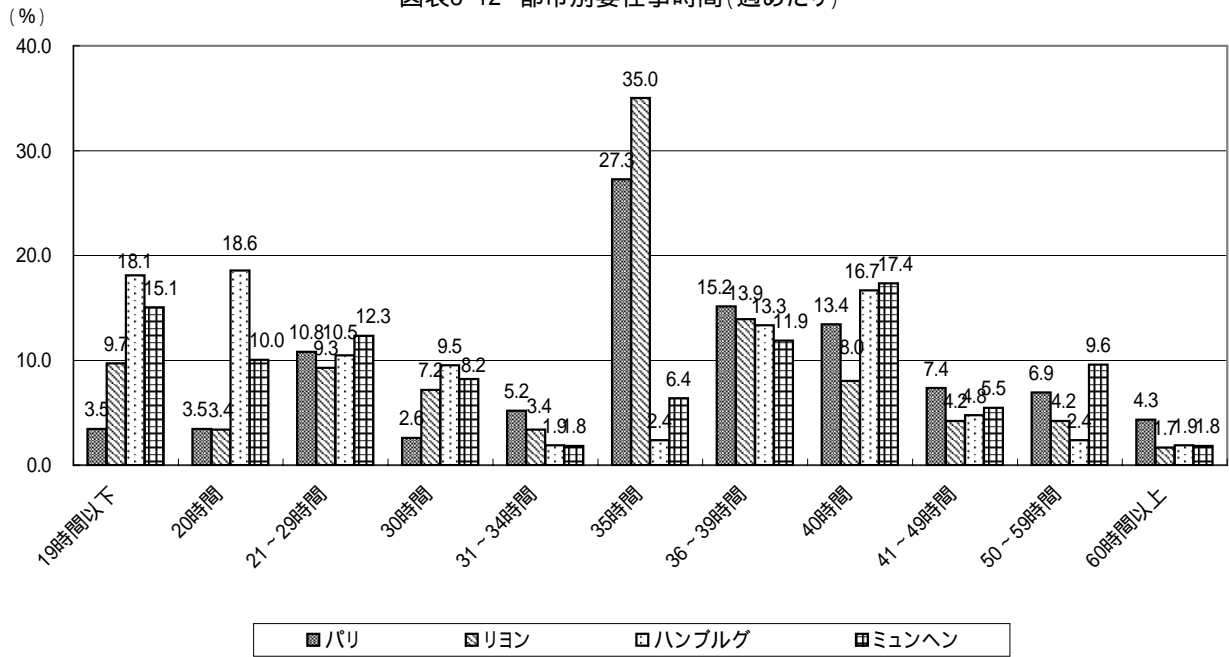
図表8-10 都市別妻就業形態

	フランス		ドイツ		日本 東京
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン	
公務員	20.8	30.3	26.9	22.7	8.8
民間企業正規職員	55.4	51.0	57.9	62.0	15.1
臨時職員	4.6	5.0	0.0	1.3	49.3
自営業主	10.0	5.8	13.4	12.2	6.6
家族従業員	0.8	1.2	0.0	0.0	15.9
わからない	0.4	0.0	1.9	0.9	-
その他	7.5	6.6	0.0	0.0	4.1
無回答	0.4	0.0	0.0	0.9	0.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図表8-11 都市別夫仕事時間(週あたり)



図表8-12 都市別妻仕事時間(週あたり)

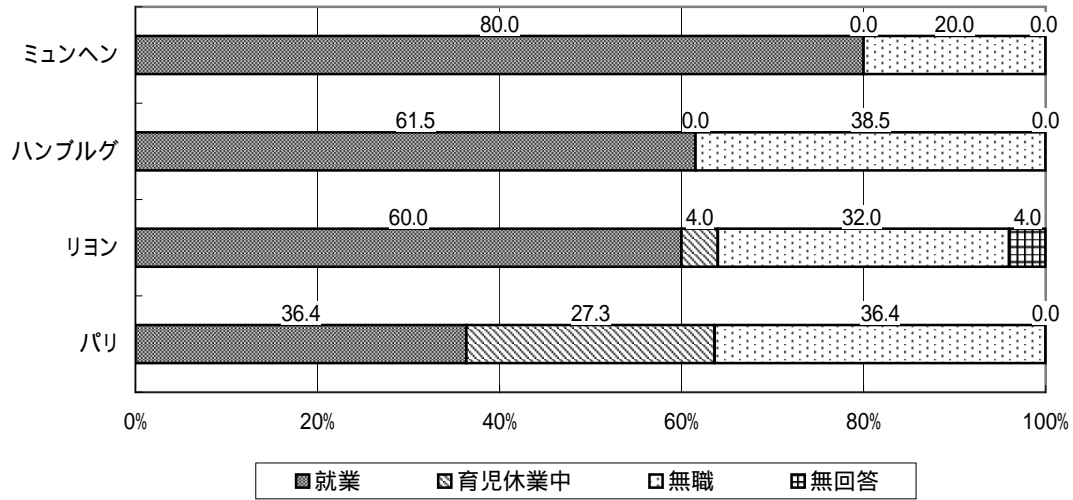


図表8-13 都市別 年代別 延べ出産数とその割合

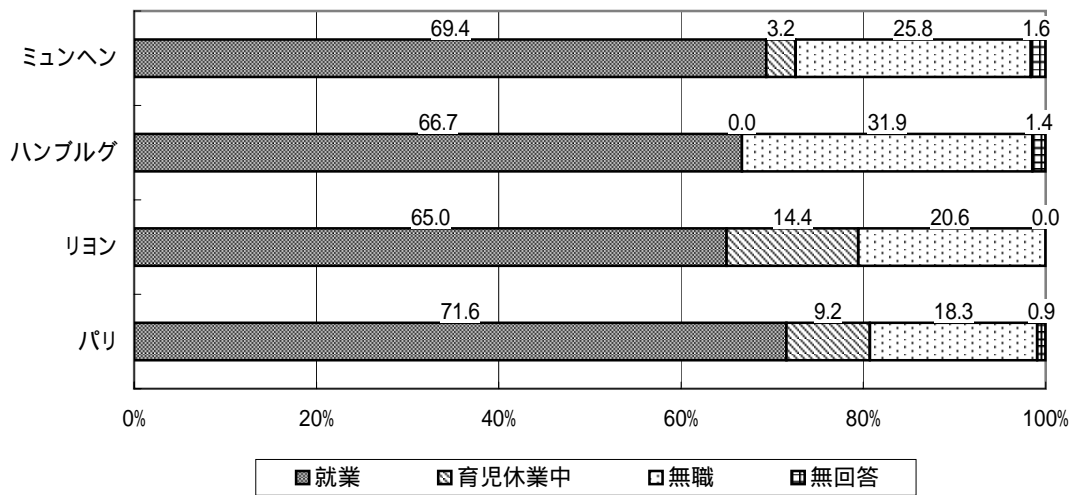
(上段:実数、下段:%)

	フランス		ドイツ			
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン		
1期	1984年以前	11 2.6	25 5.1	1984年以前	13 3.3	10 2.7
2期	1985年(育児親手当、乳児親手当)～1993年	109 25.3	180 36.5	1985年(所得保障のある育児休業制度)～1991年	69 17.6	62 16.7
3期	1994年(育児親手当の条件が第3子から第2子へ)以降	310 72.1	288 58.4	1992年(育児休業が3年に延長)以降	309 79.0	299 80.6
合計		430 100.0	493 100.0		391 100.0	371 100.0

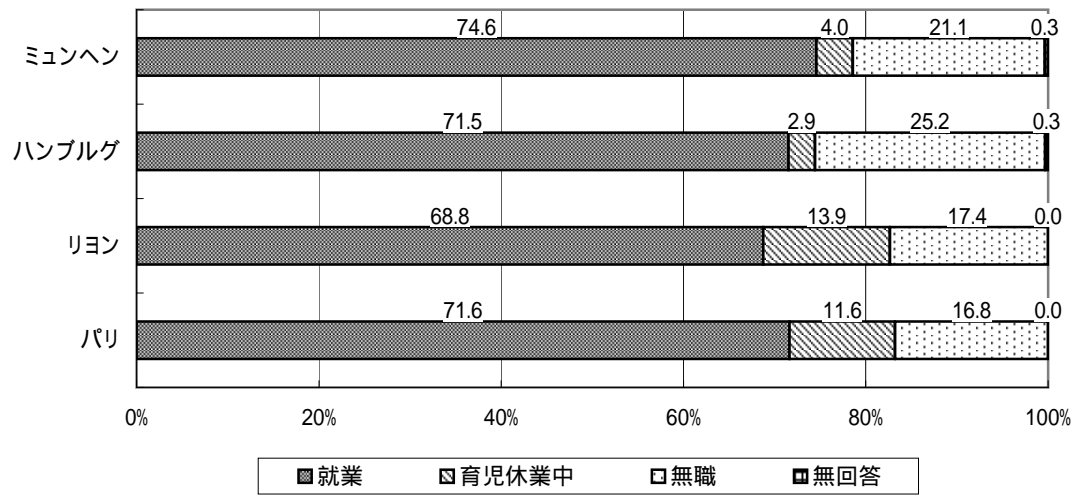
図表8-14 都市別 出産前の妻の就業状態(1期)



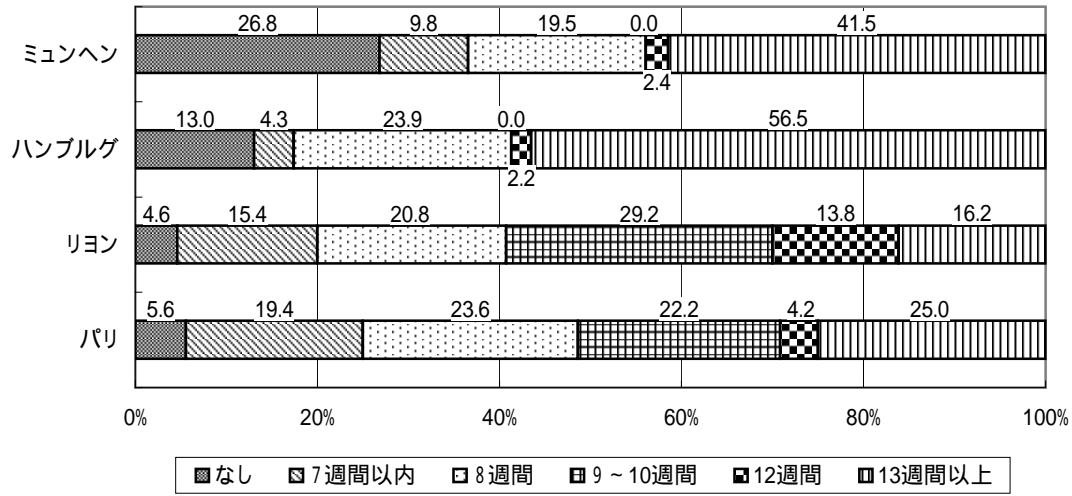
図表8-15 都市別 出産前の妻の就業状態(2期)



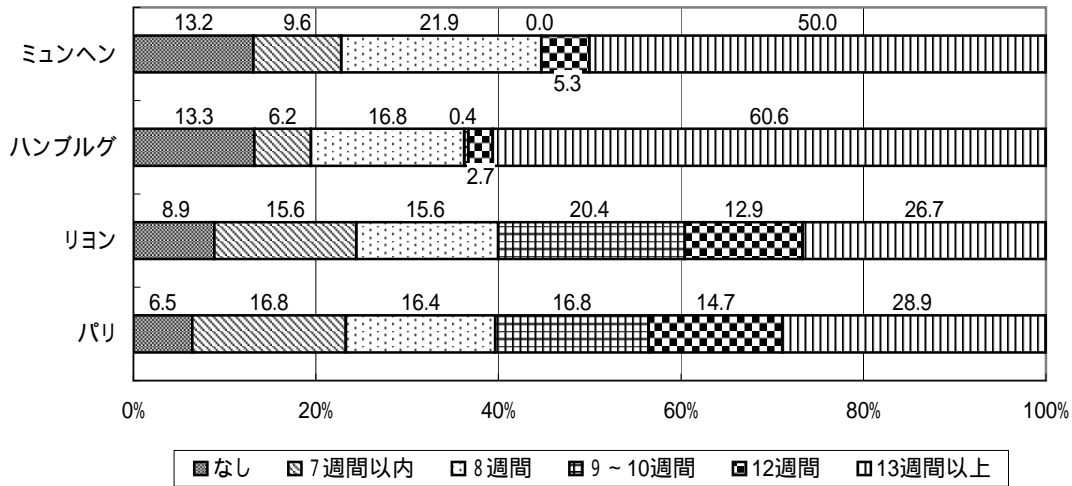
図表8-16 都市別 出産前の妻の就業状態(3期)



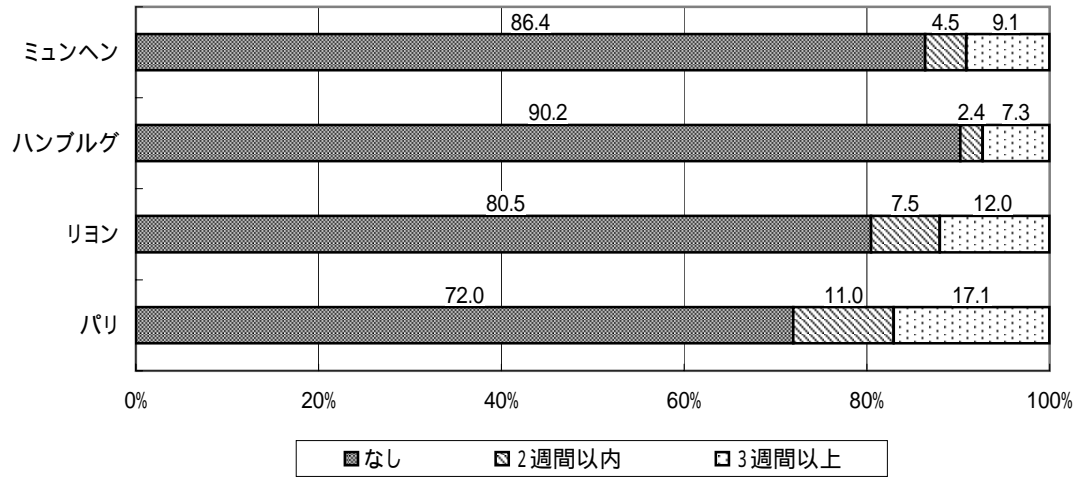
図表8-17 都市別 妻の産休取得期間(週)(2期)



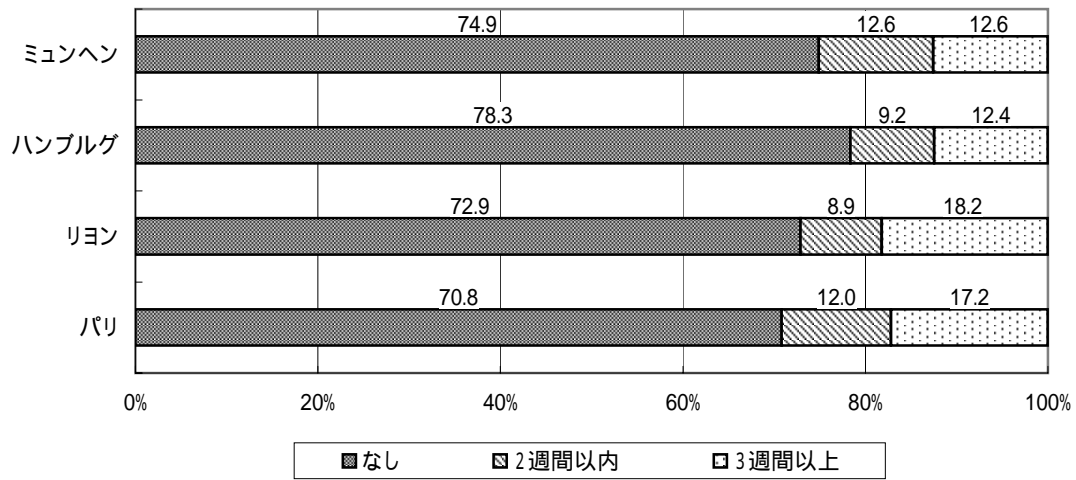
図表8-18 都市別 妻の産休取得期間(週)(3期)



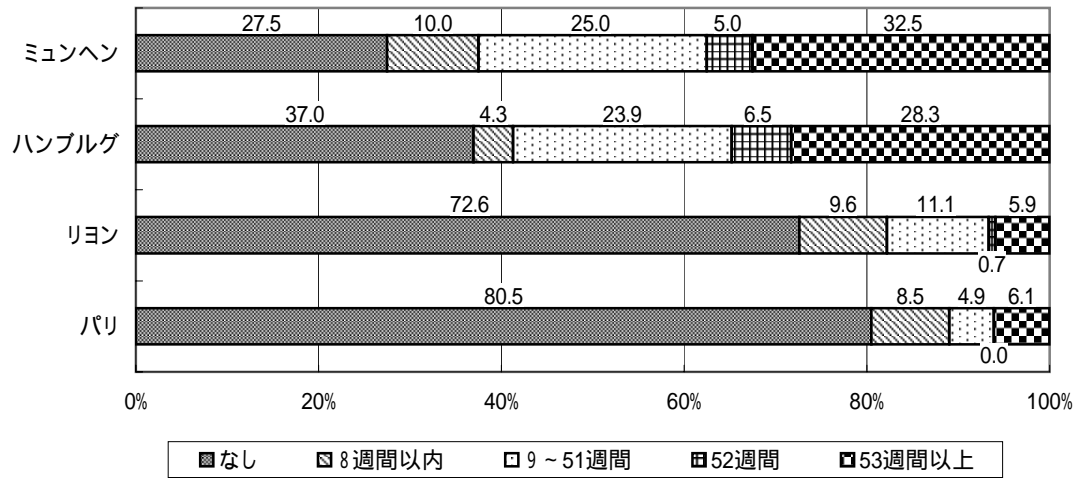
図表8-19 都市別 妻の産後病気休暇取得期間(週)(2期)



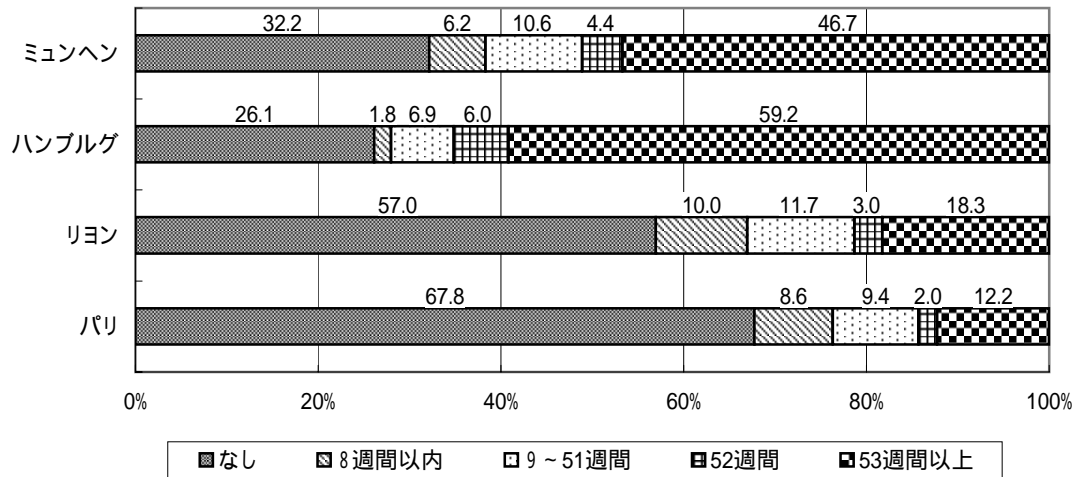
図表8-20 都市別 妻の産後病気休暇取得期間(週)(3期)



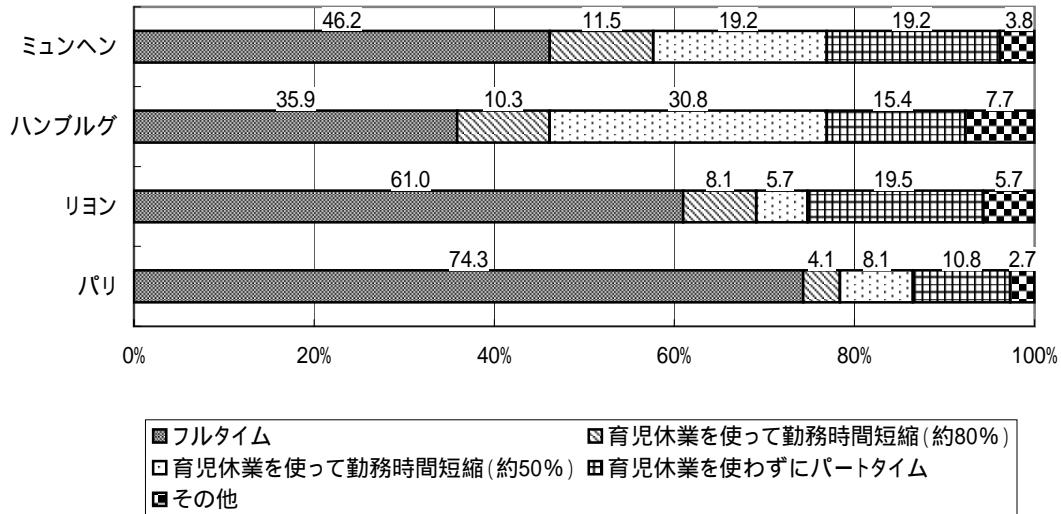
図表8-21 都市別 妻の終日育児休業取得期間(週)(2期)



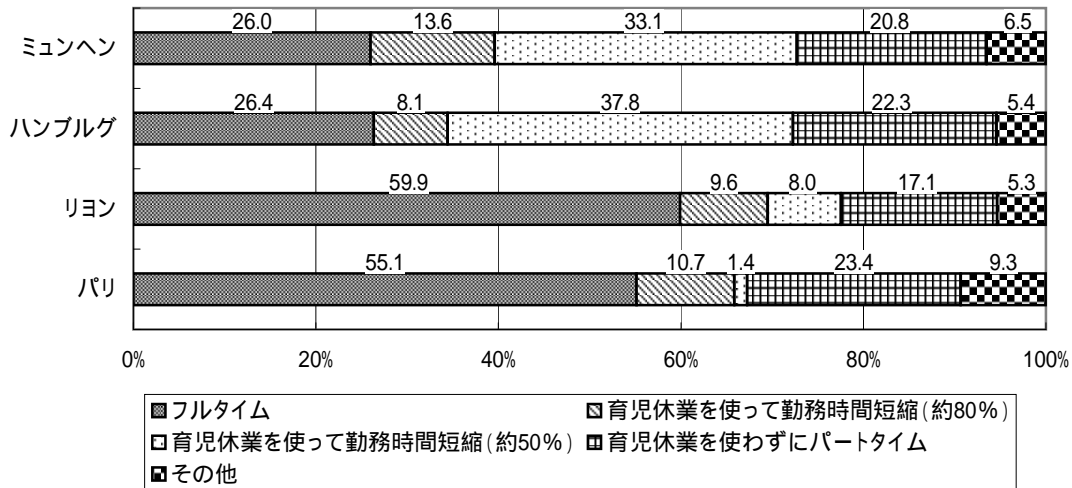
図表8-22 都市別 妻の終日育児休業取得期間(週)(3期)



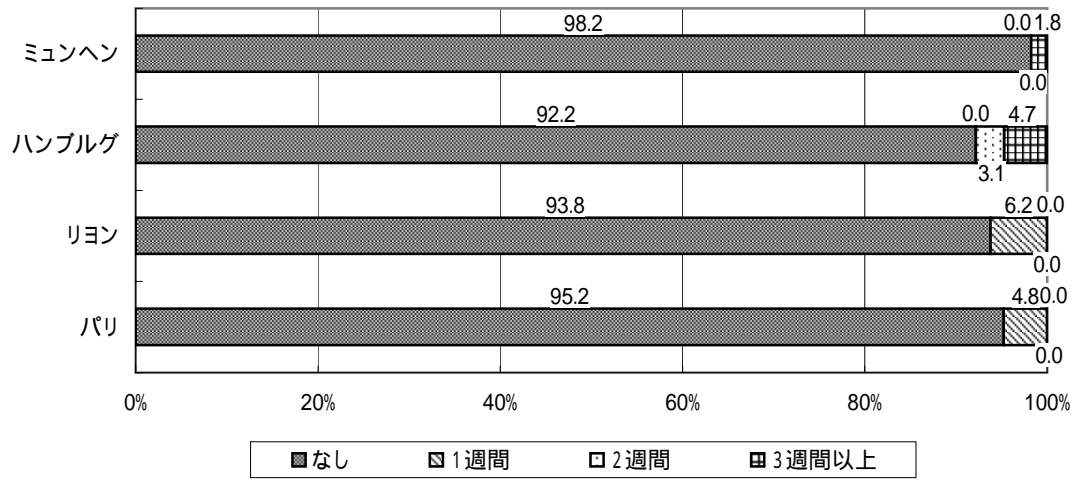
図表8-23 都市別 妻の復職時の働き方(2期)



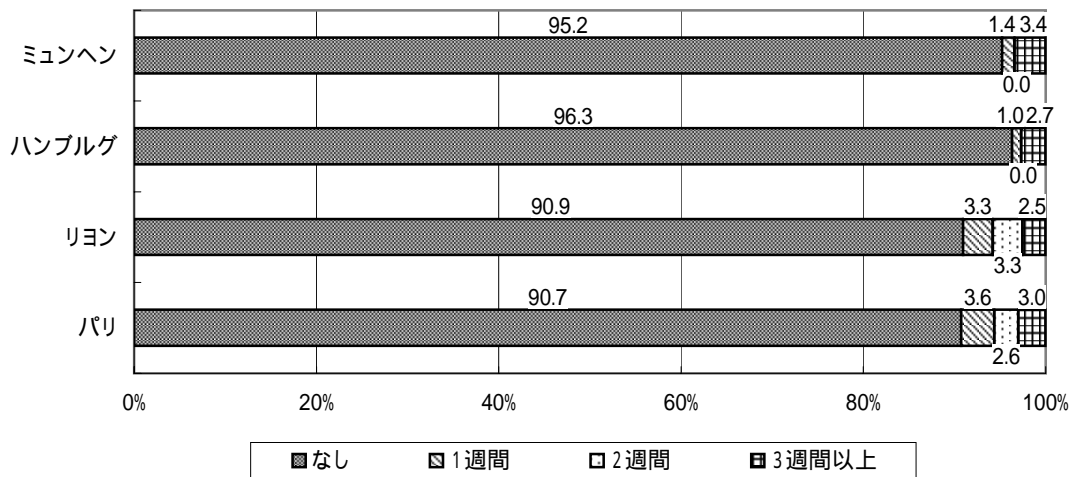
図表8-24 都市別 妻の復職時の働き方(3期)



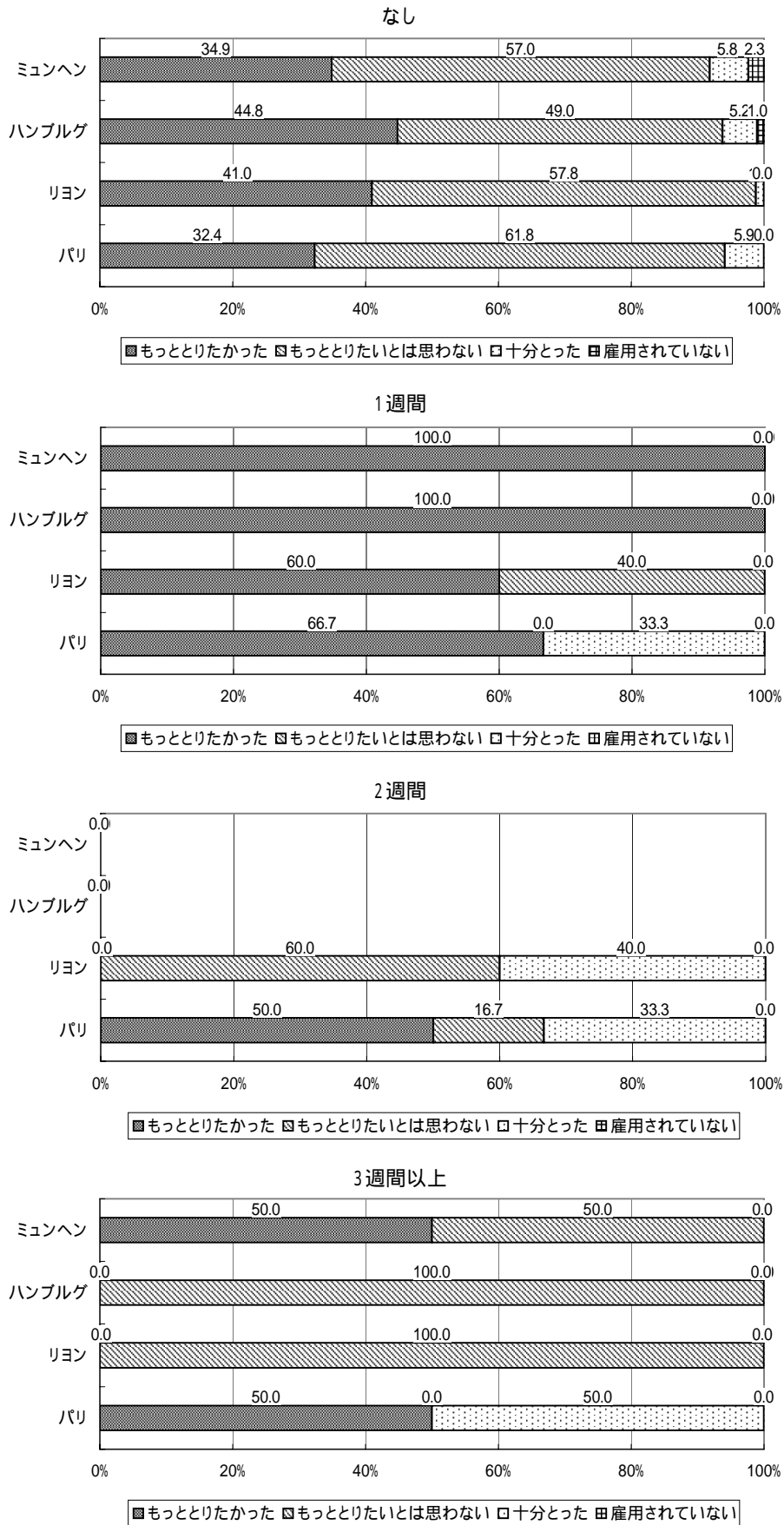
図表8-25 都市別 夫の終日育児休業取得期間(週)(2期)



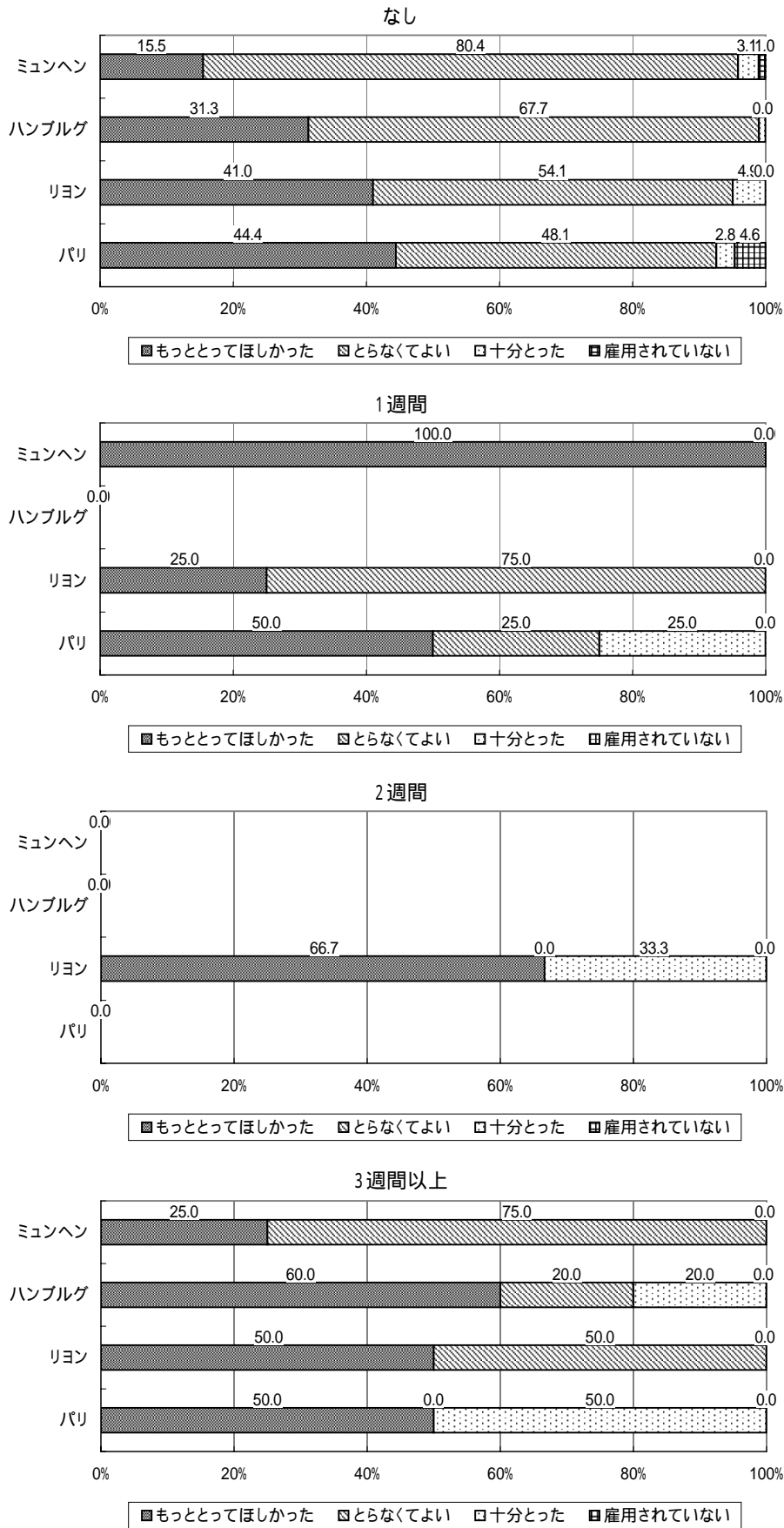
図表8-26 都市別 夫の終日育児休業取得期間(週)(3期)



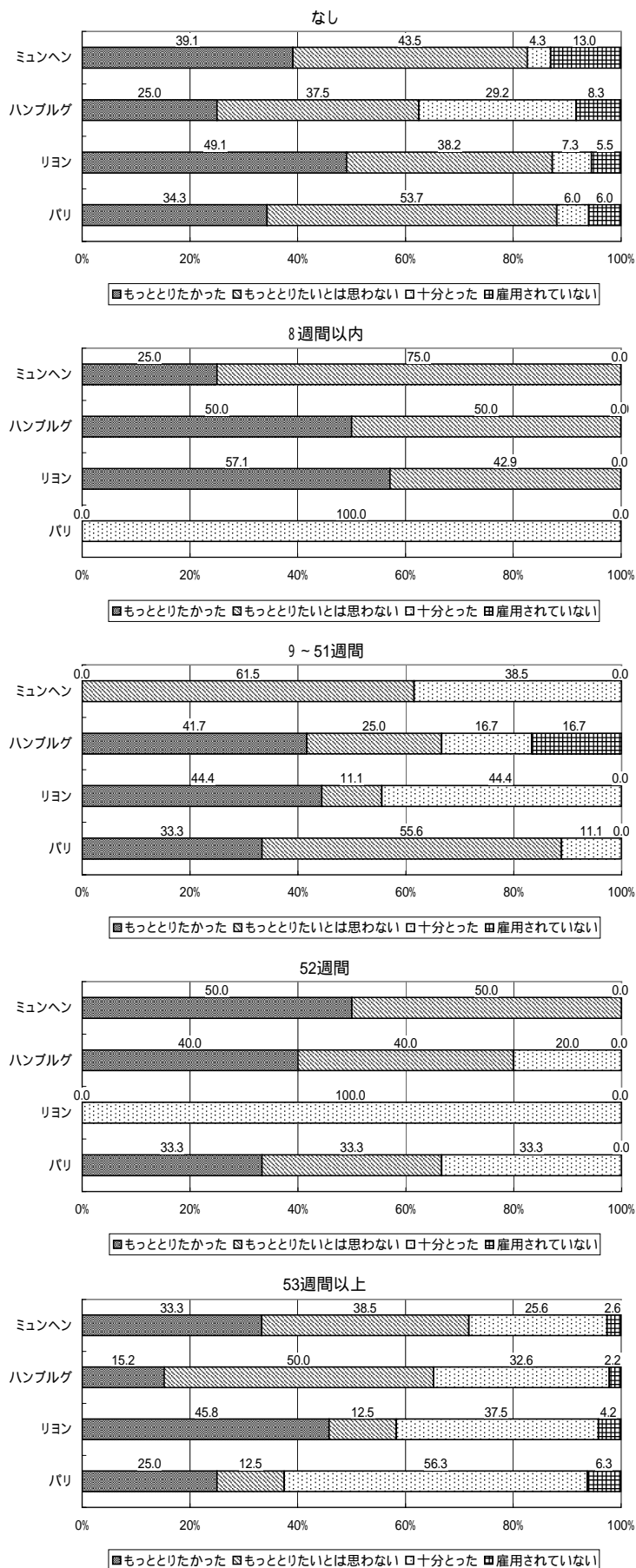
図表8-27 都市別 男性の育児休業取得期間別 男性の育児休業取得希望



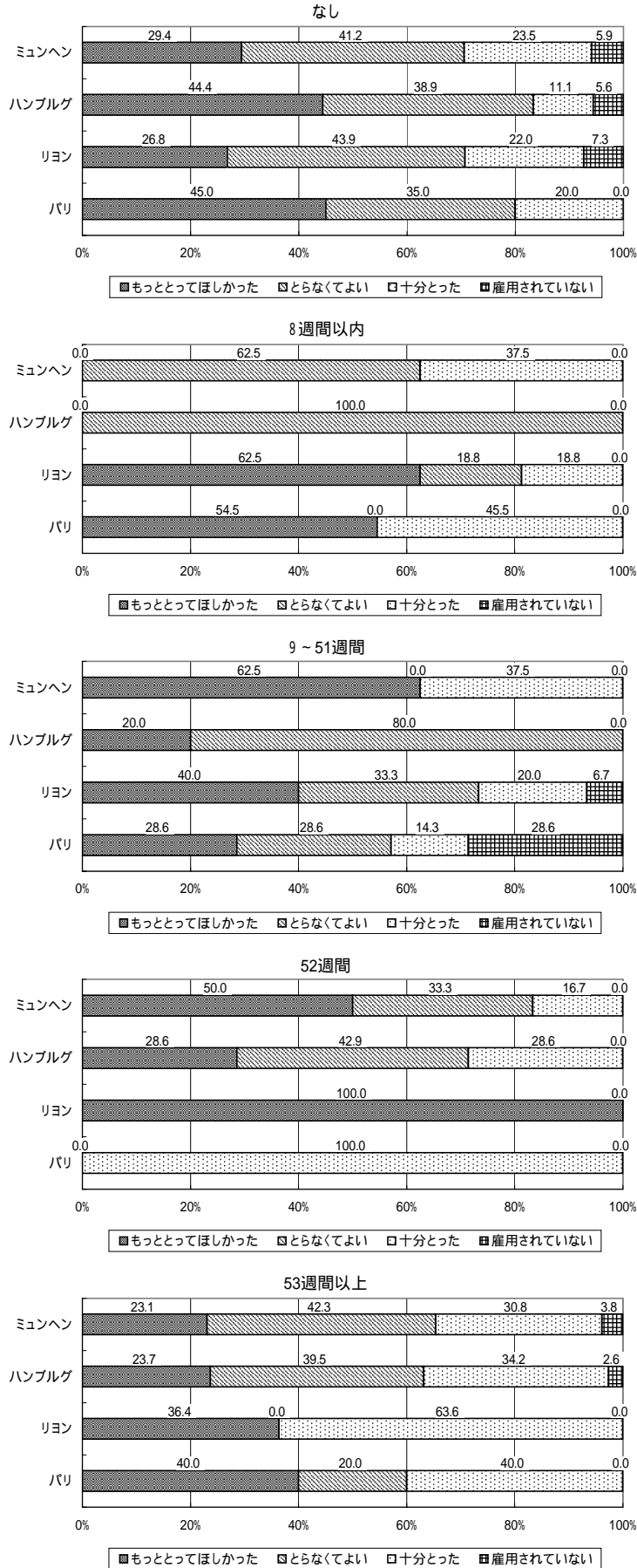
図表8-28 都市別 パートナーの育児休業取得期間別 パートナーへの女性の育児休業取得希望



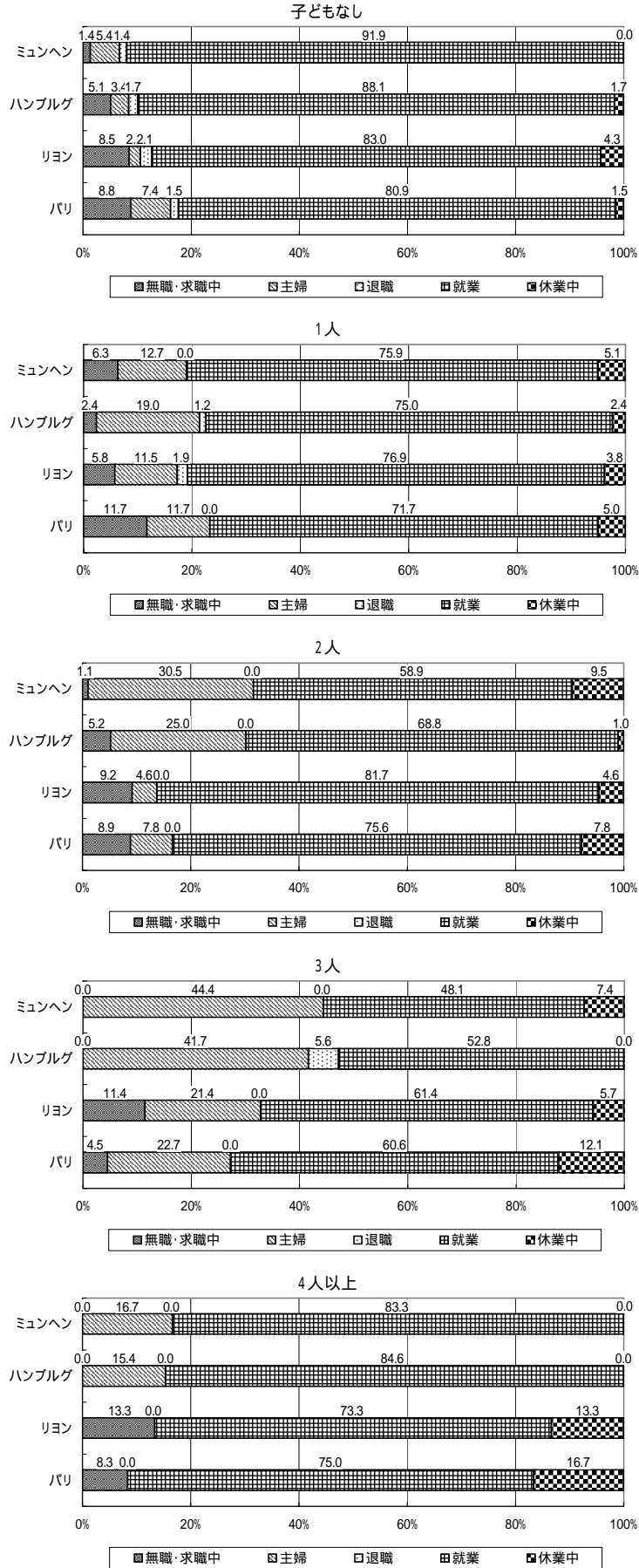
図表8-29 都市別 女性の育児休業取得期間別 女性の育児休業取得希望



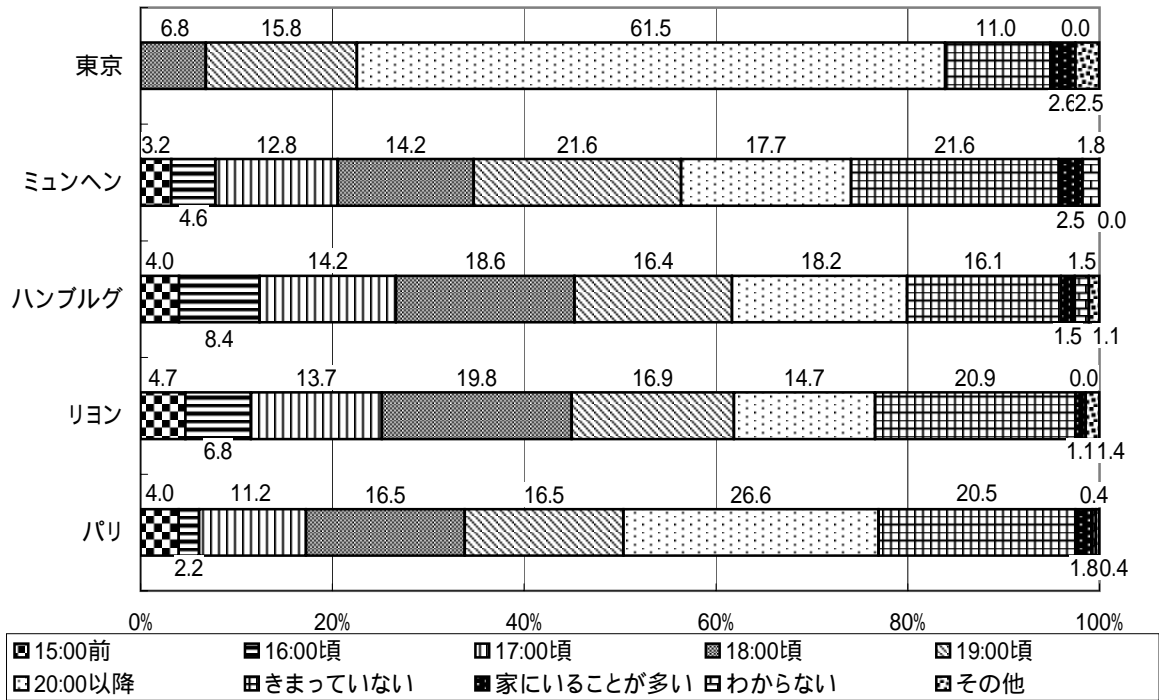
図表8-30 都市別 パートナーの育児休業取得期間別 パートナーへの男性の育児休業取得希望



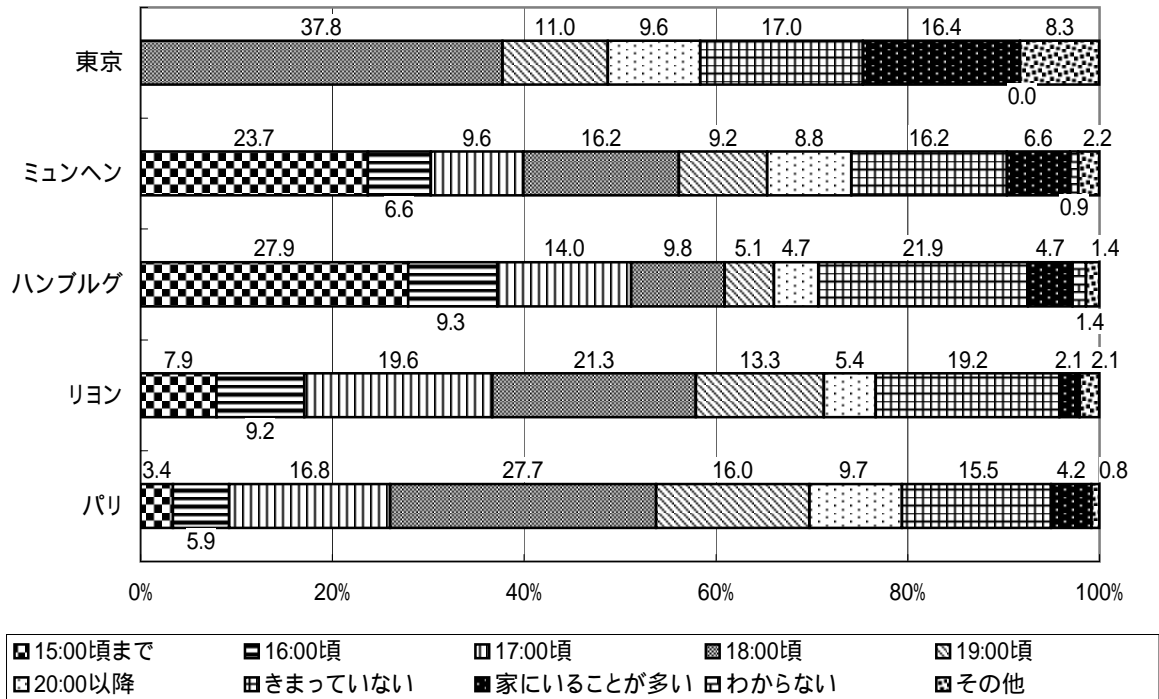
図表8-31 都市別 子ども人数別 妻の就業状態



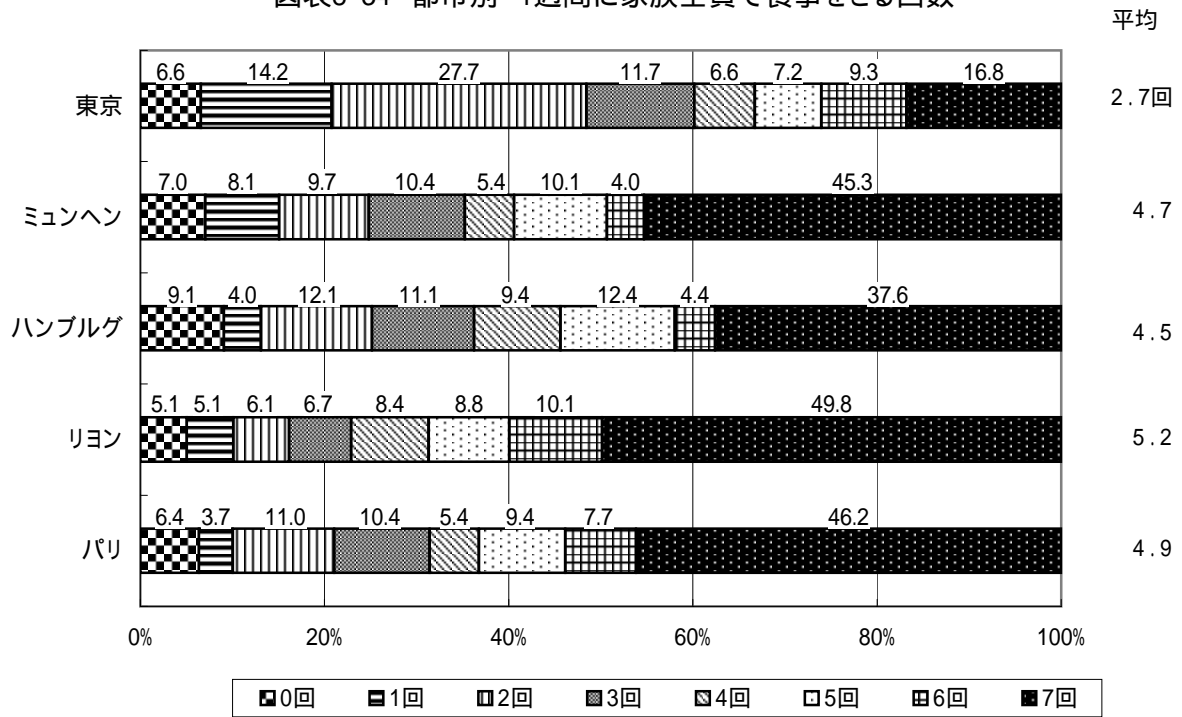
図表8-32 都市別夫帰宅時間



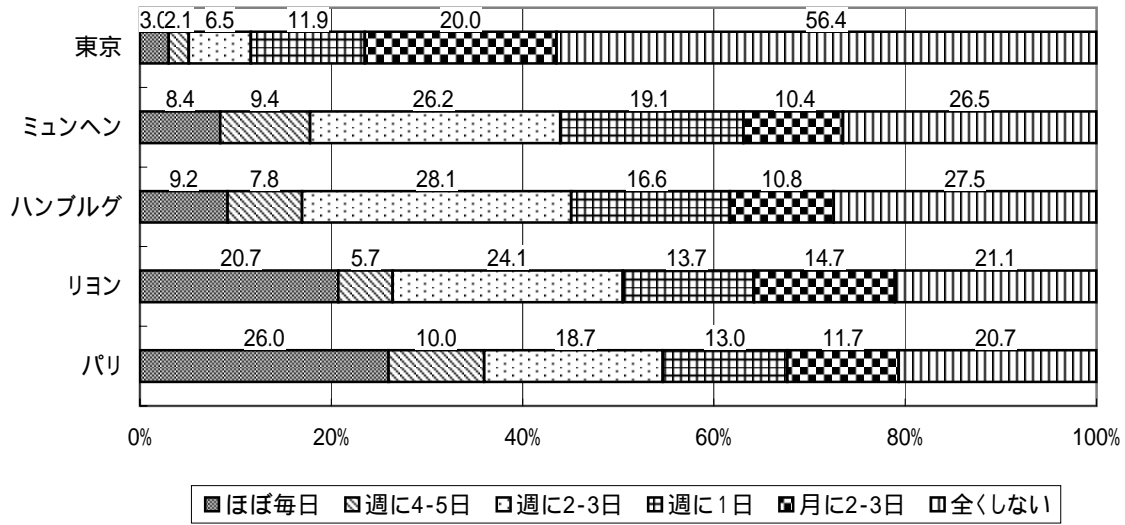
図表8-33 都市別妻帰宅時間



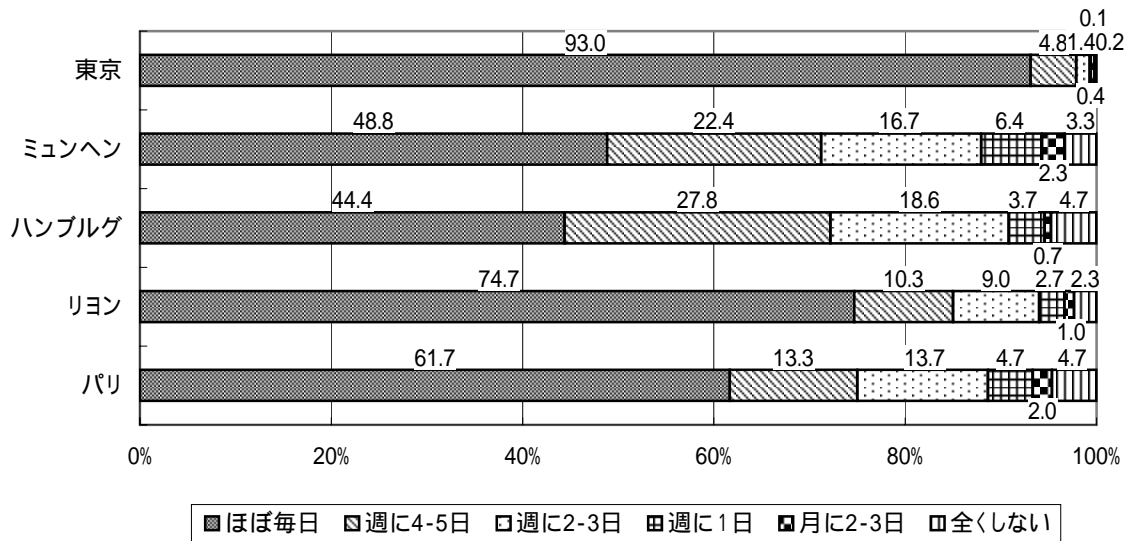
図表8-34 都市別 1週間に家族全員で食事をとる回数



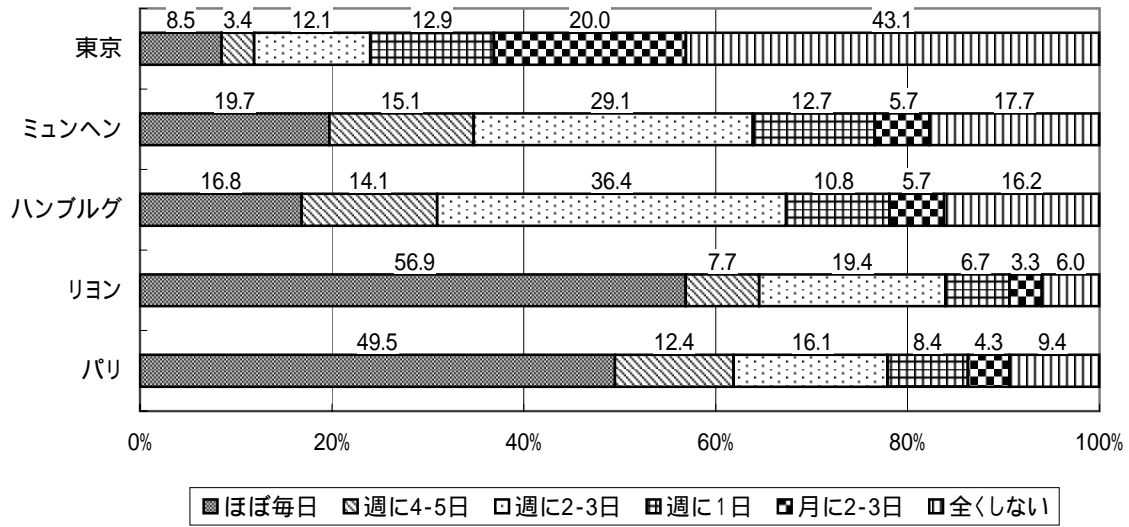
図表8-35 都市別 夫が料理をする頻度



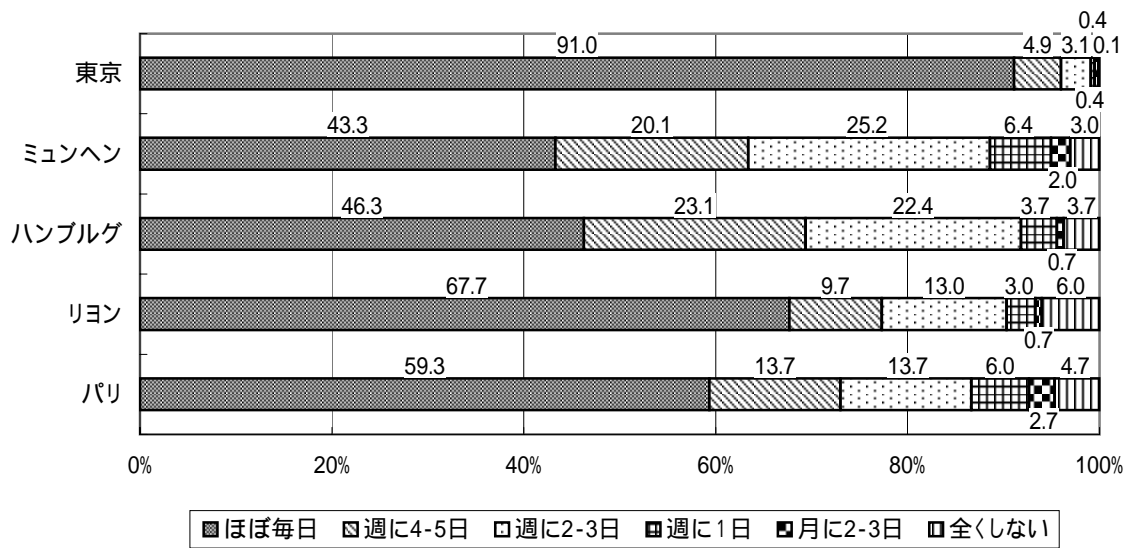
図表8-36 都市別 妻が料理をする頻度



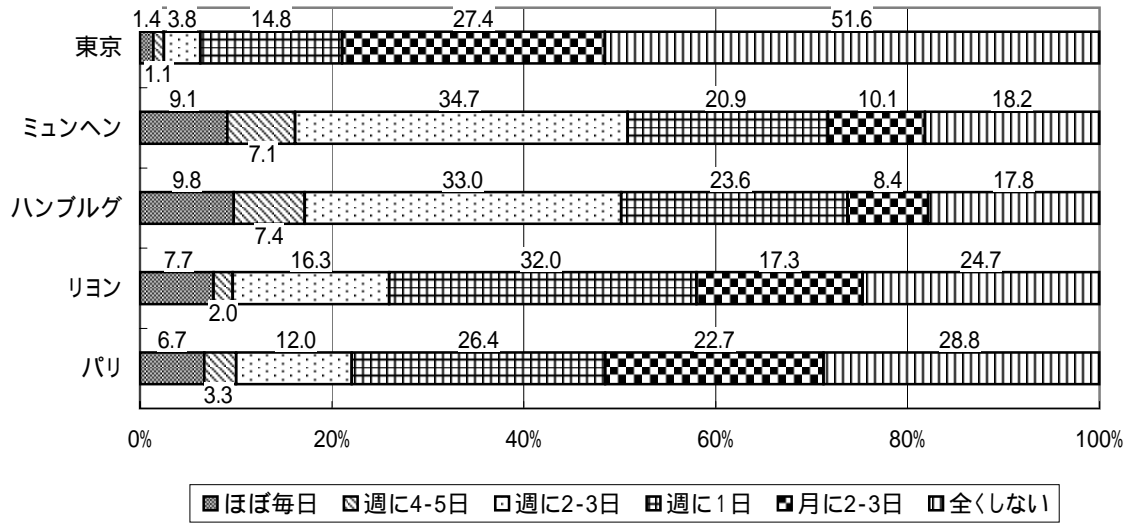
図表8-37 都市別 夫が食後の後かたづけをする頻度



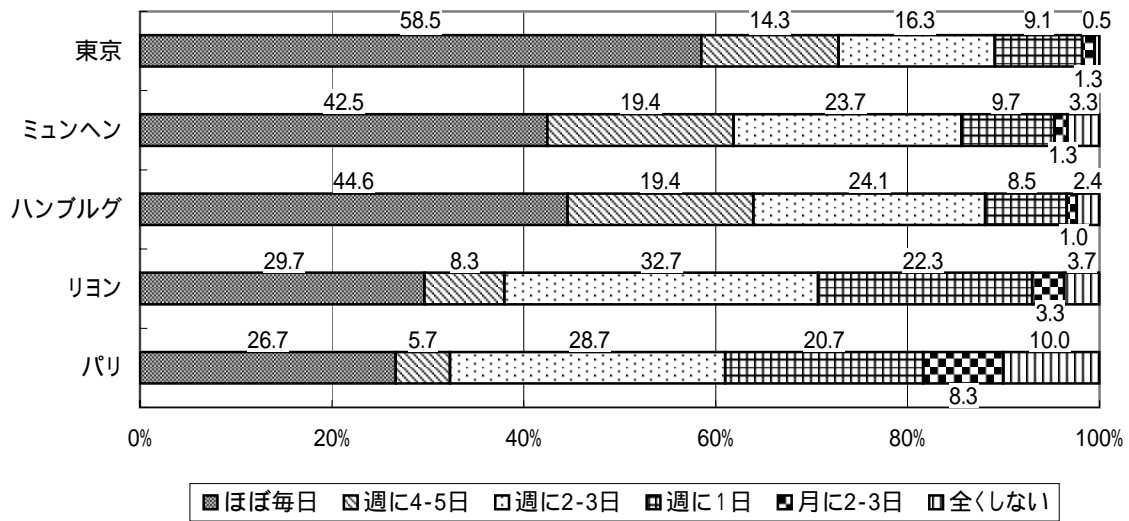
図表8-38 都市別 妻が食後の後かたづけをする頻度



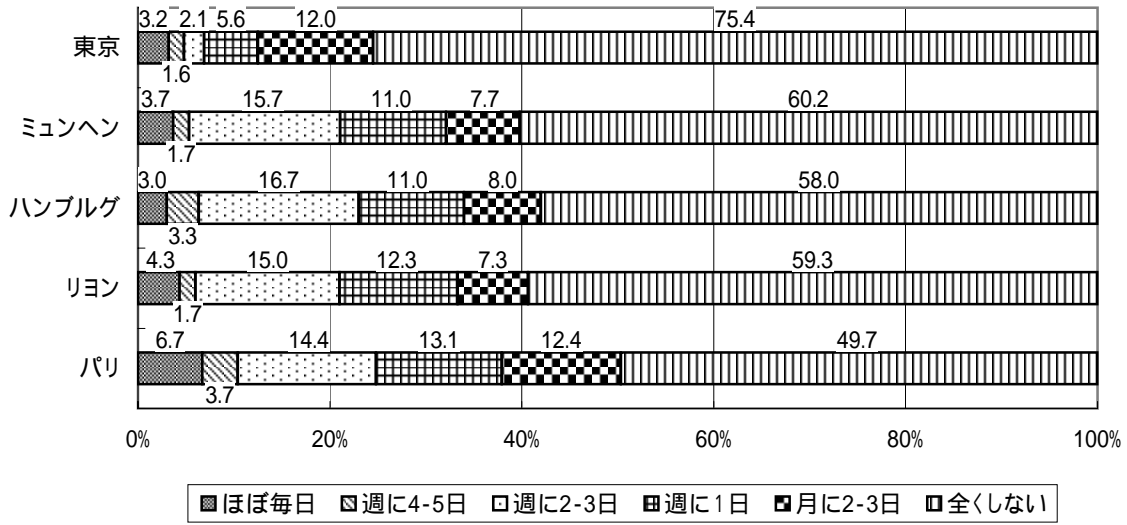
図表8-39 都市別 夫が掃除をする頻度



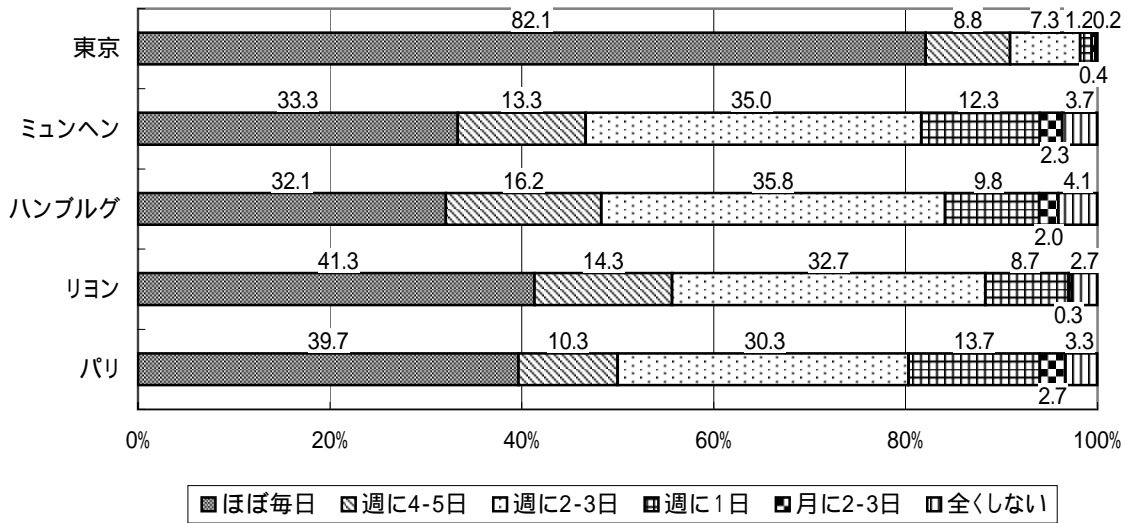
図表8-40 都市別 妻が掃除をする頻度



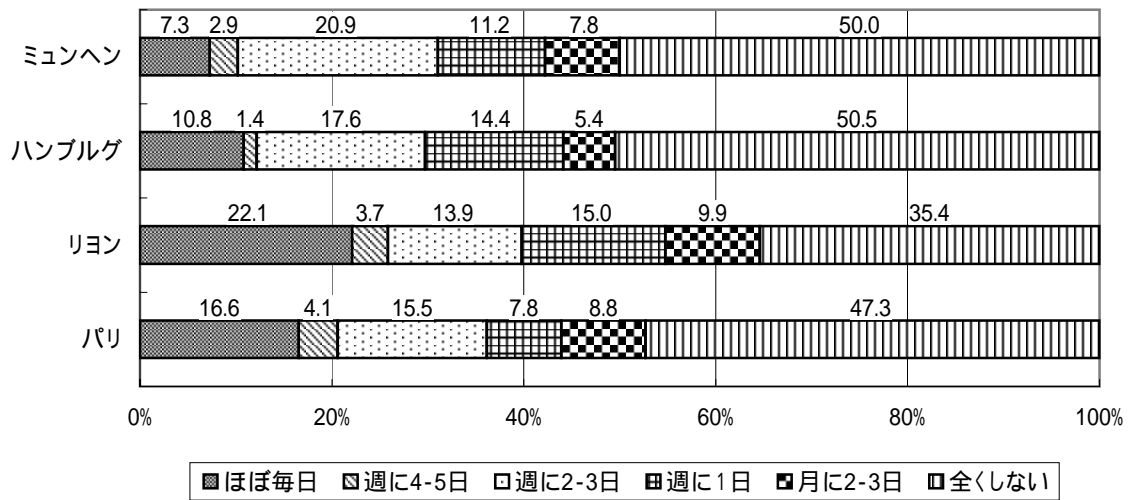
図表8-41 都市別 夫が洗濯をする頻度



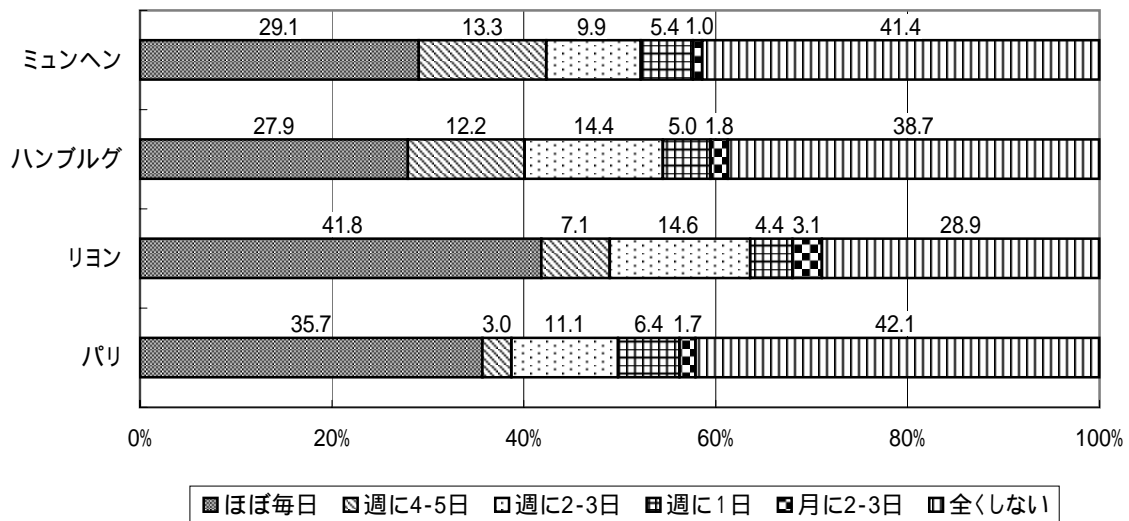
図表8-42 都市別 妻が洗濯をする頻度



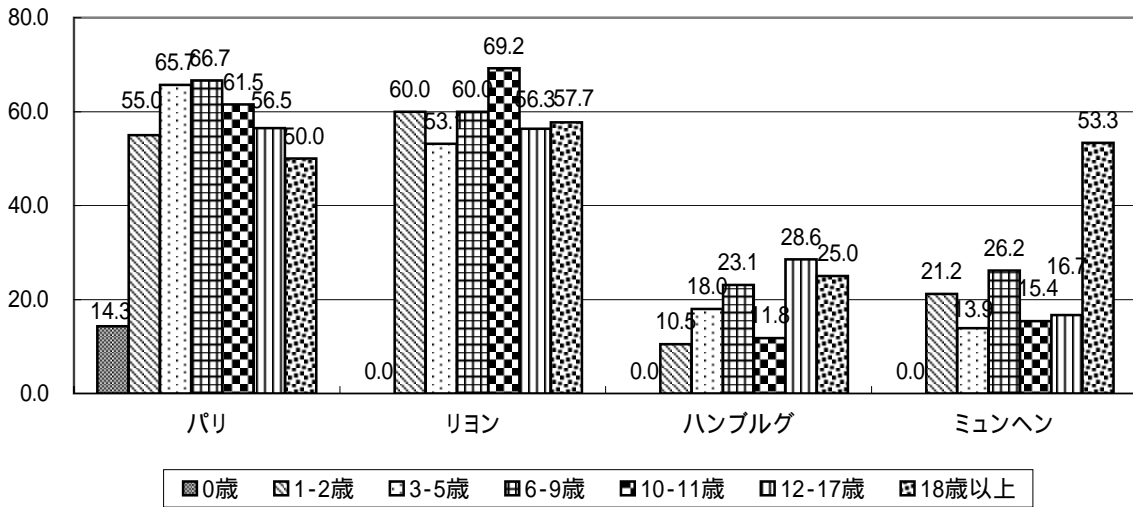
図表8-43 都市別 夫が子どもの宿題の面倒を見る頻度



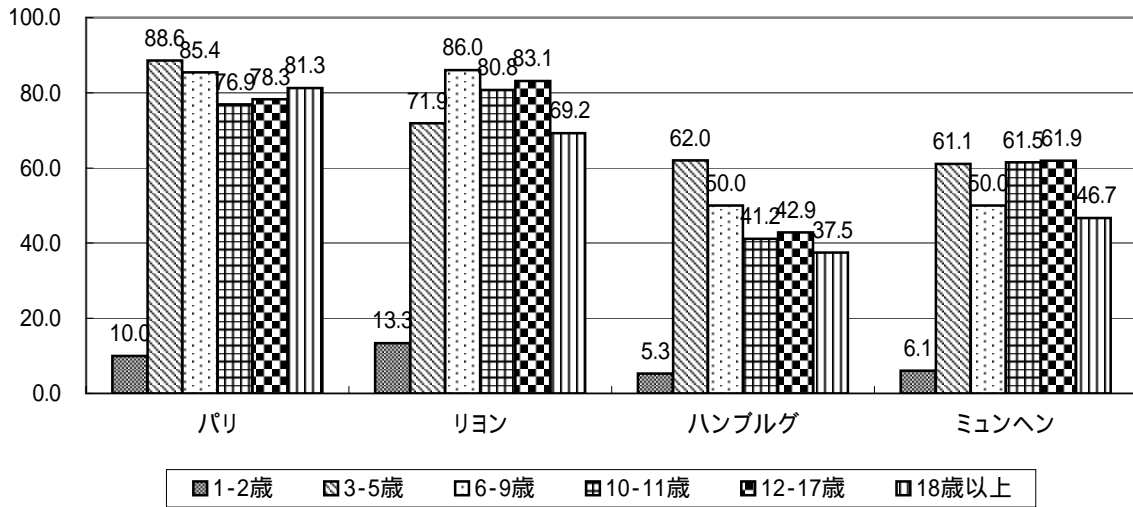
図表8-44 都市別 妻が子どもの宿題の面倒を見る頻度



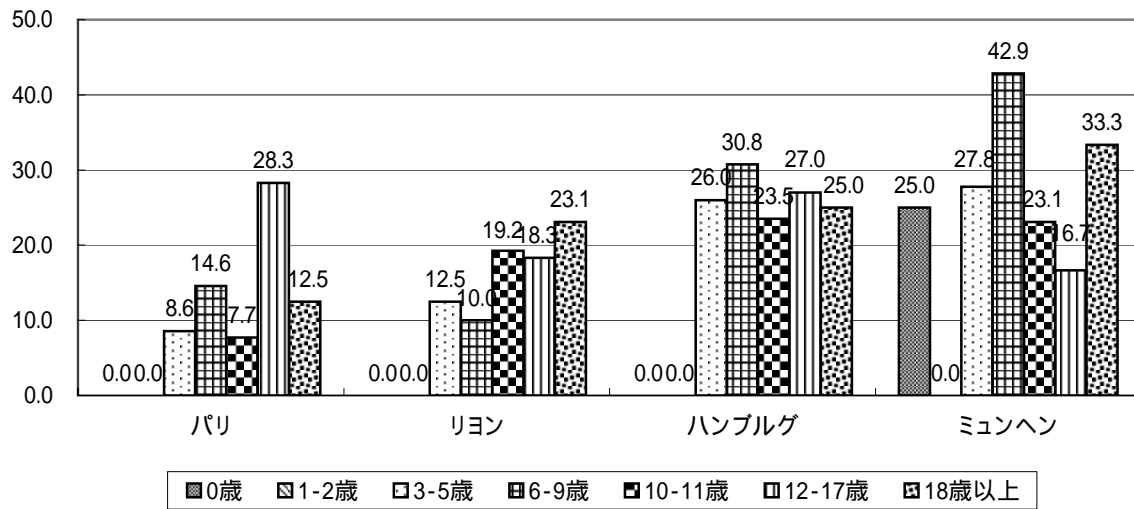
図表8-45 都市別 長子年齢別 保育所利用経験の有無



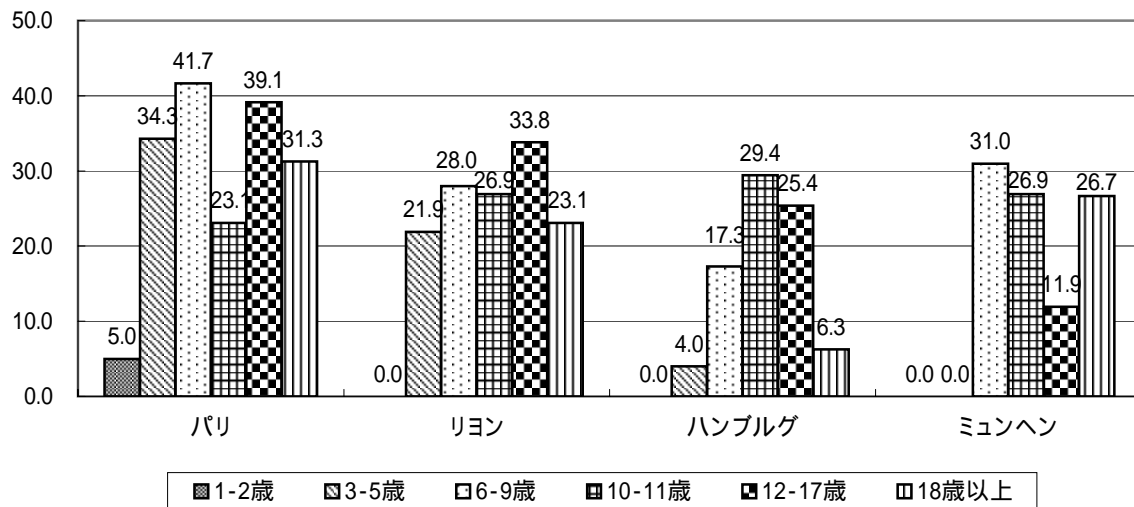
図表8-46 都市別 長子年齢別 幼稚園利用経験の有無



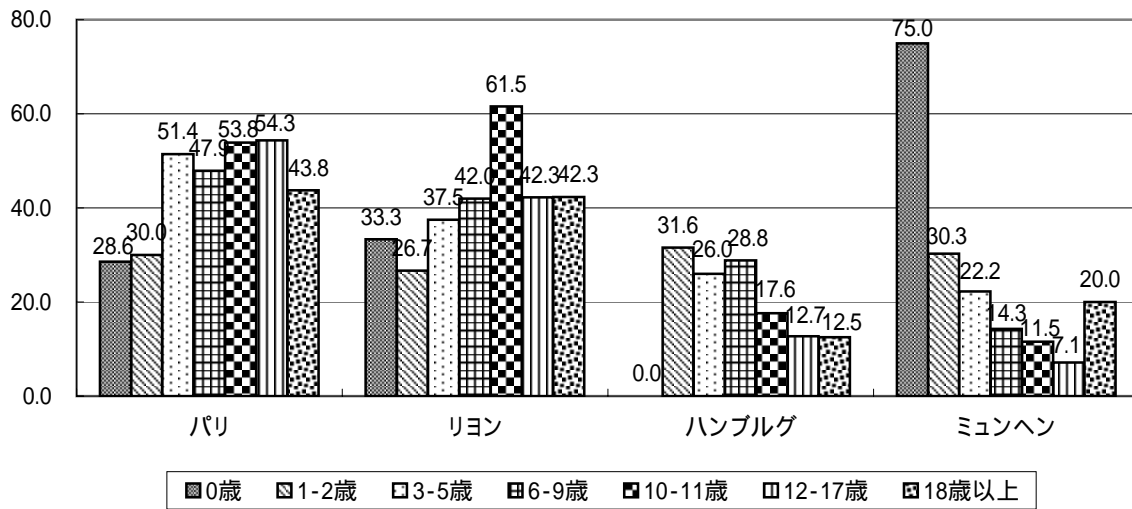
図表8-47 都市別 長子年齢別 時間外保育経験の有無



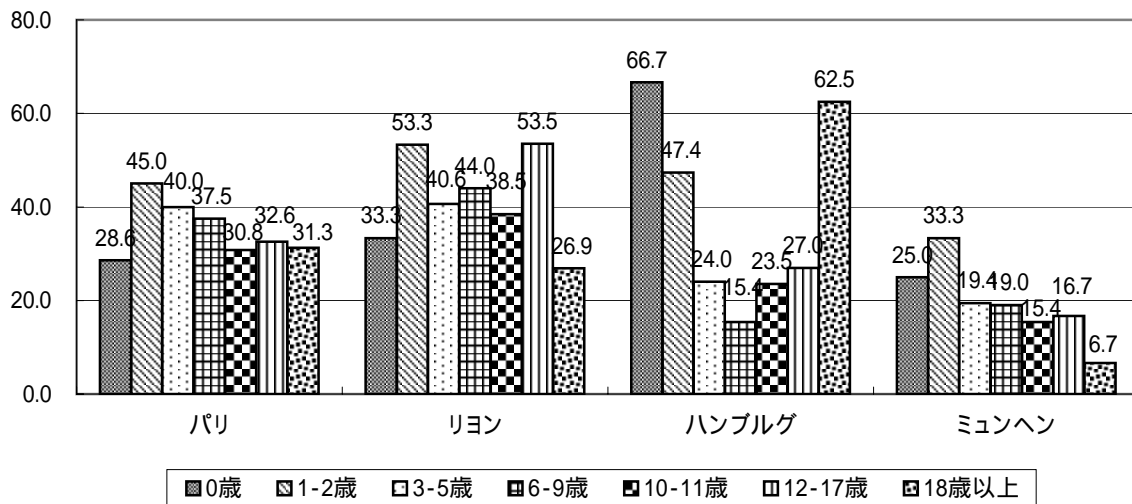
図表8-48 都市別 長子年齢別 学童保育経験の有無



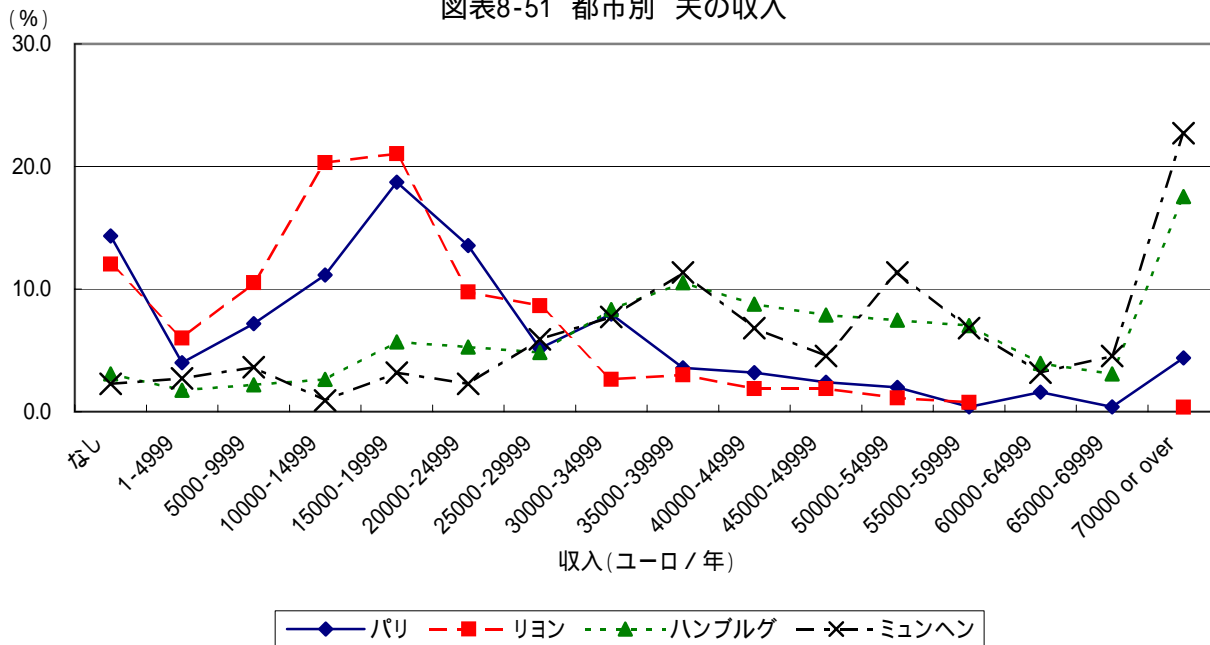
図表8-49 都市別 長子年齢別 ベビーシッター利用経験の有無



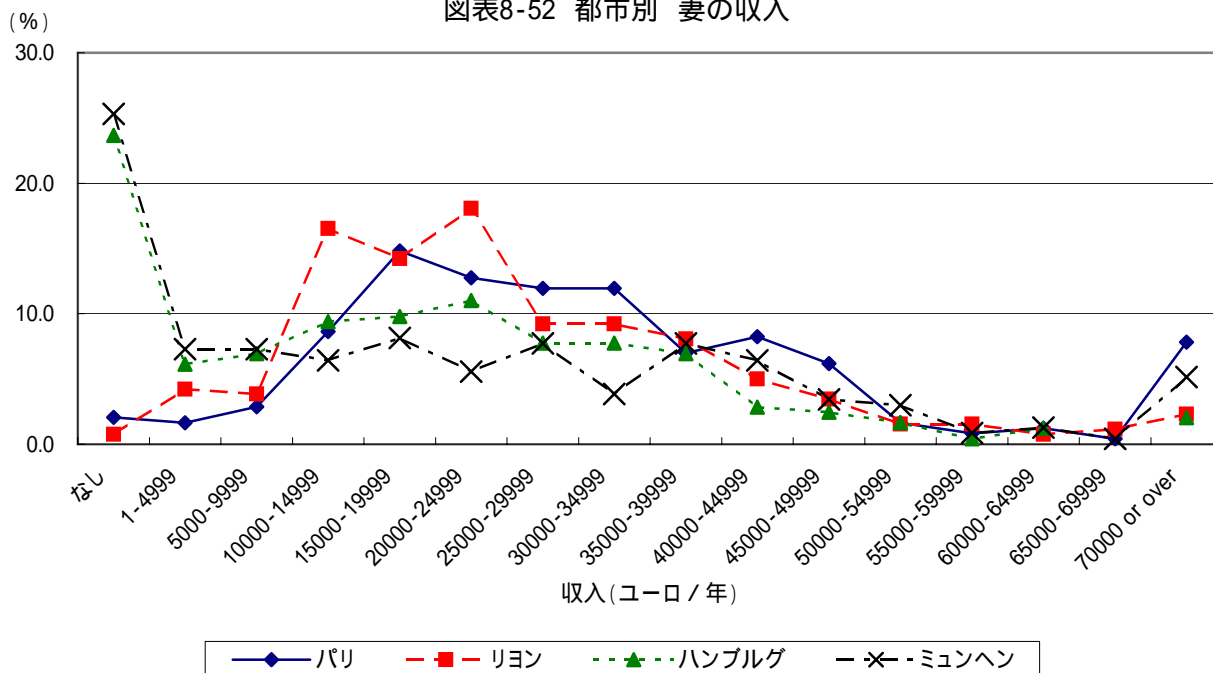
図表8-50 都市別 長子年齢別 その他の育児サービス利用経験の有無



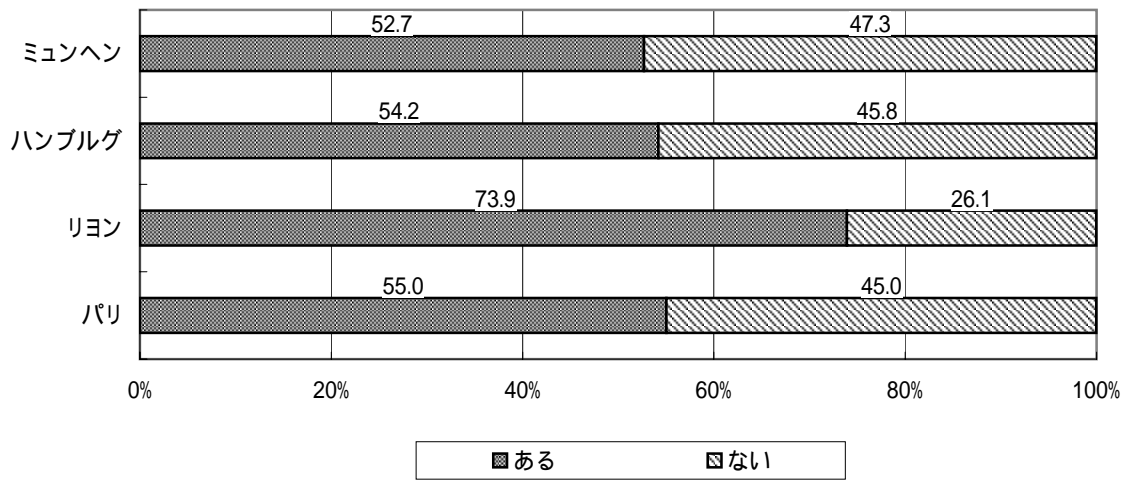
図表8-51 都市別 夫の収入



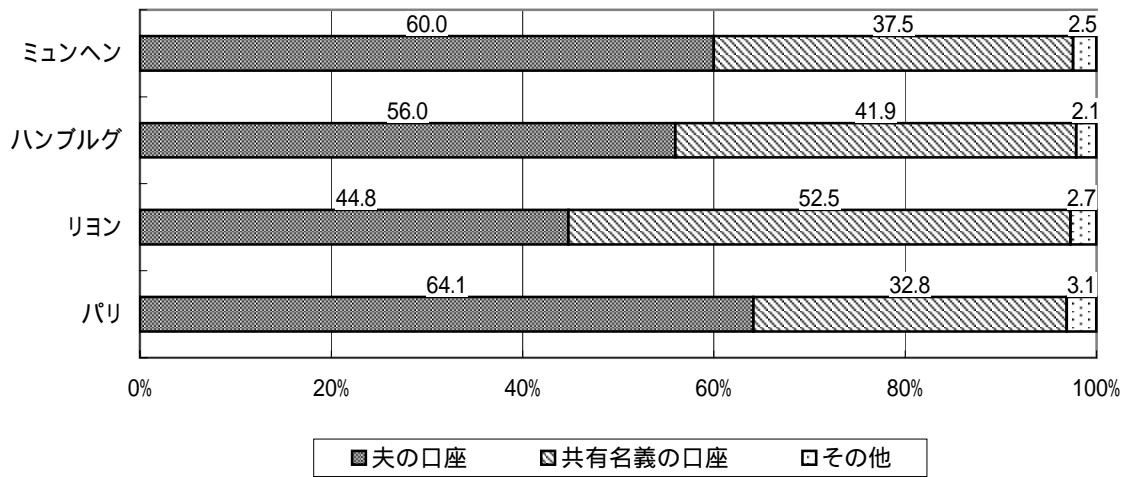
図表8-52 都市別 妻の収入



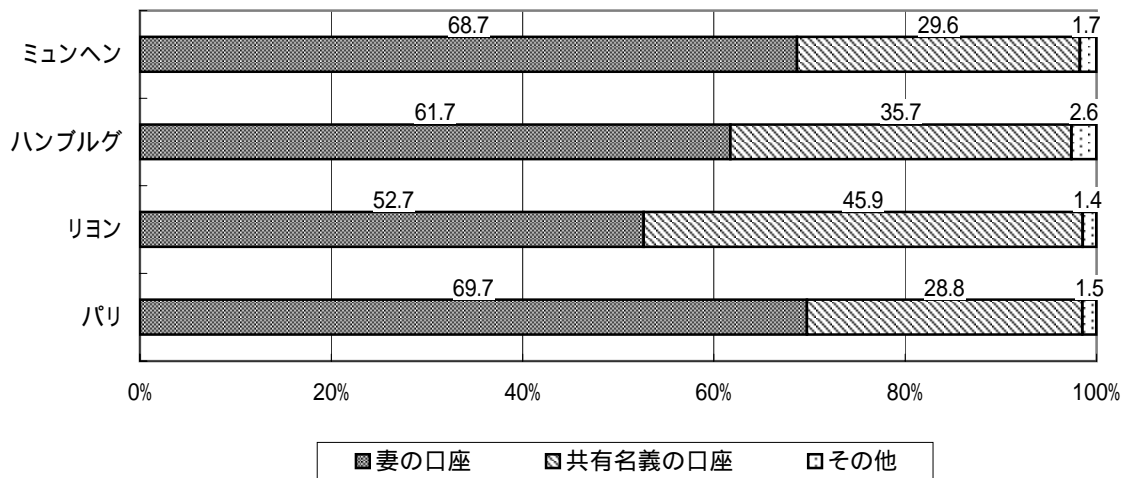
図表8-53 都市別 共有名義の銀行口座の有無



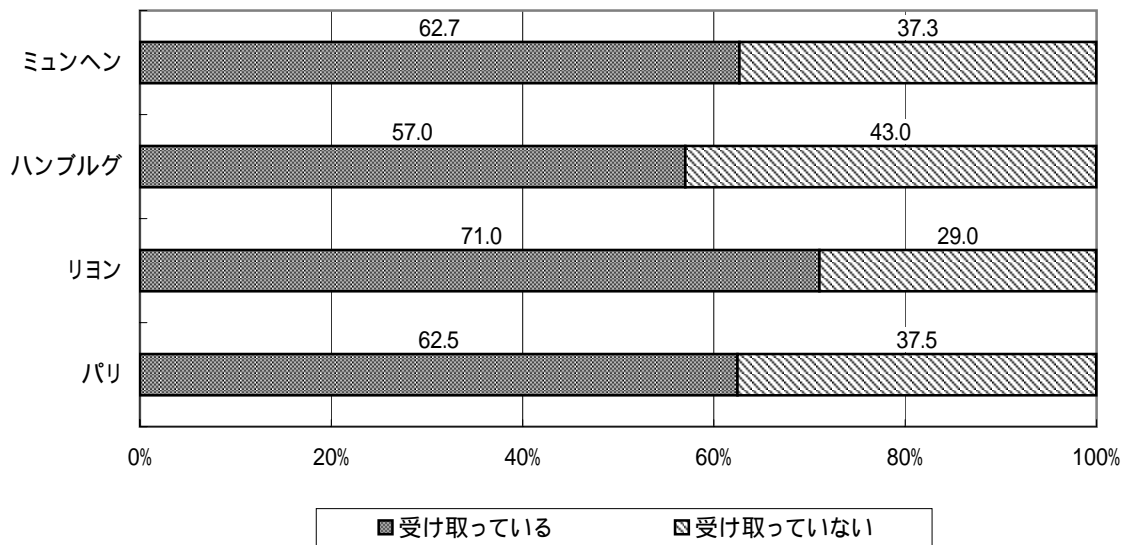
図表8-54 都市別 夫の給与の振込先



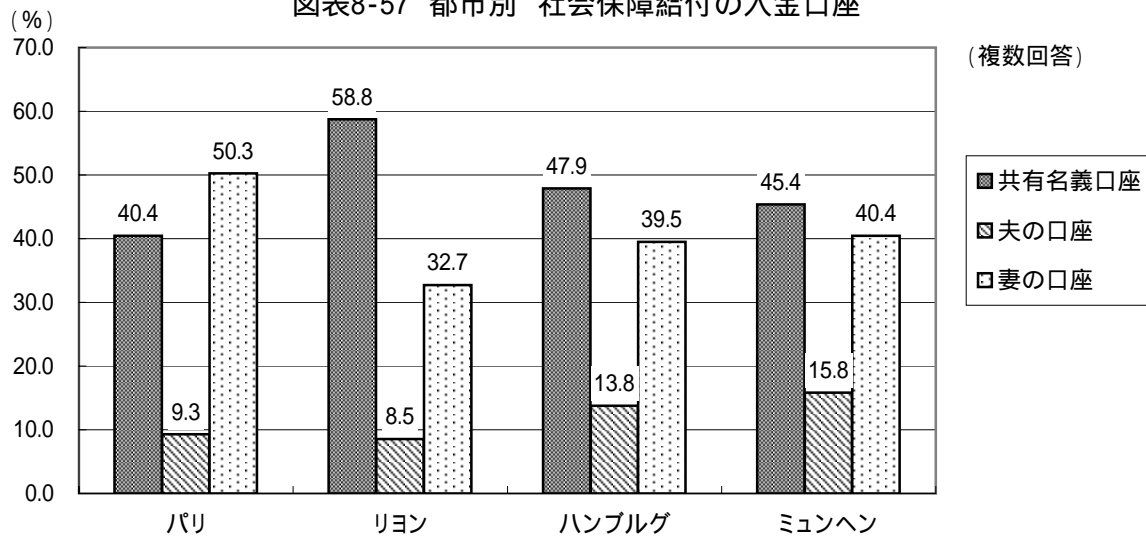
図表8-55 都市別 妻の給与の振込先



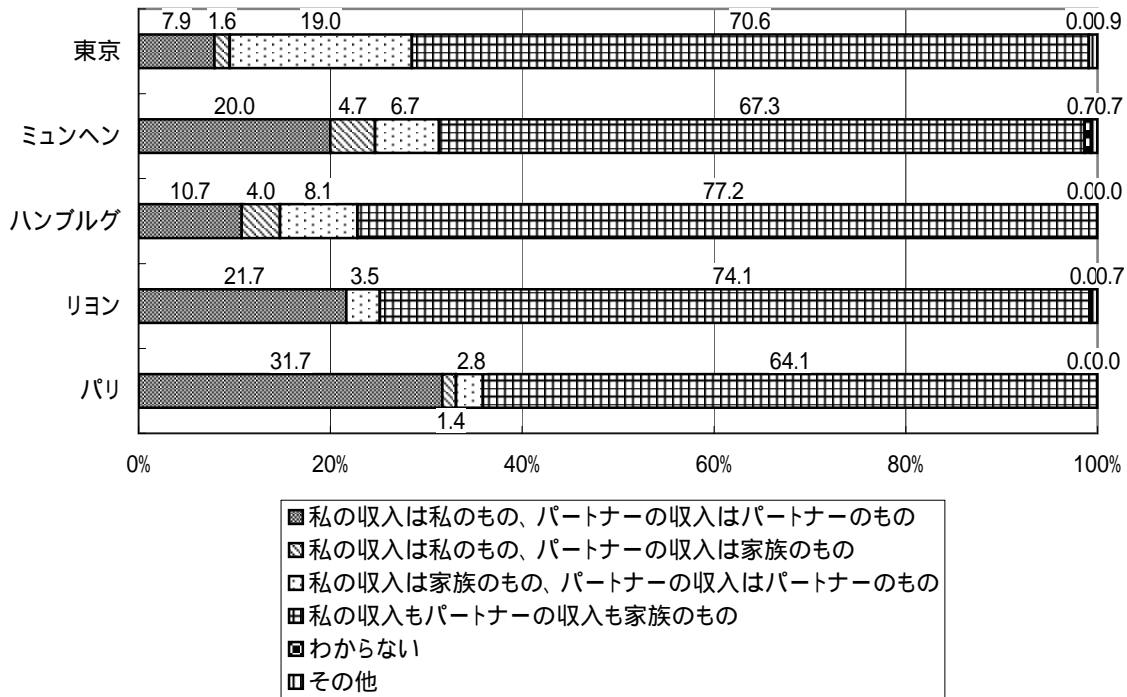
図表8-56 都市別 社会保障給付を受け取っているか



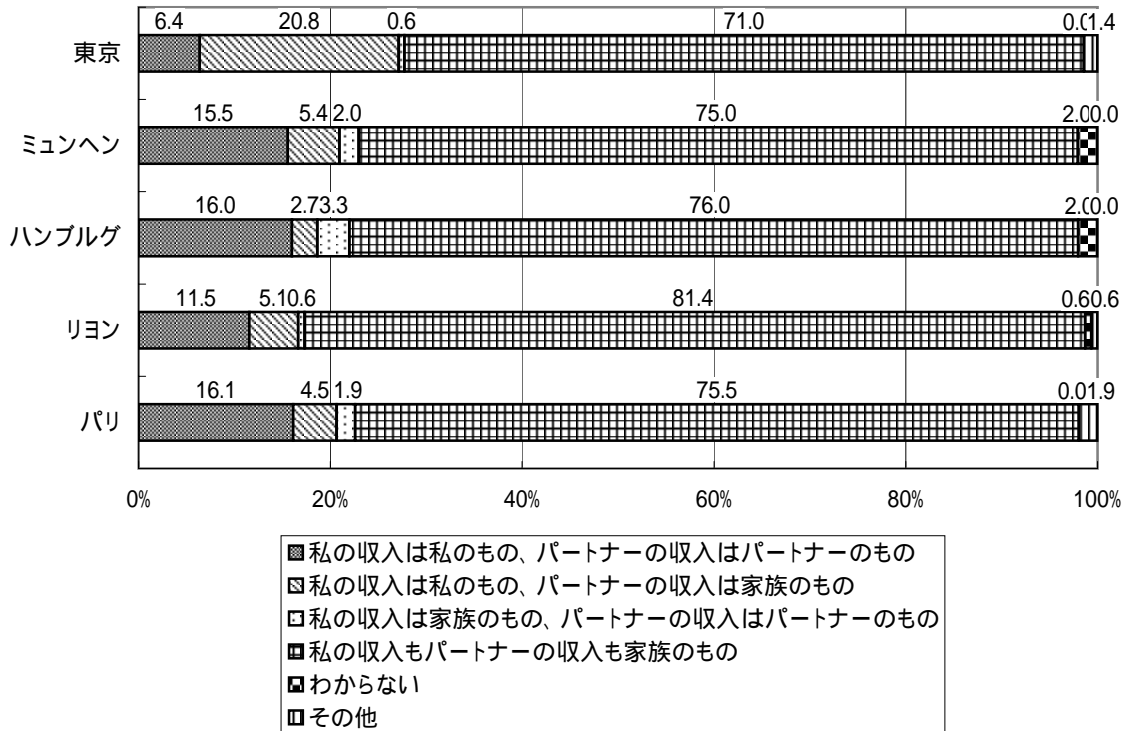
図表8-57 都市別 社会保障給付の入金口座



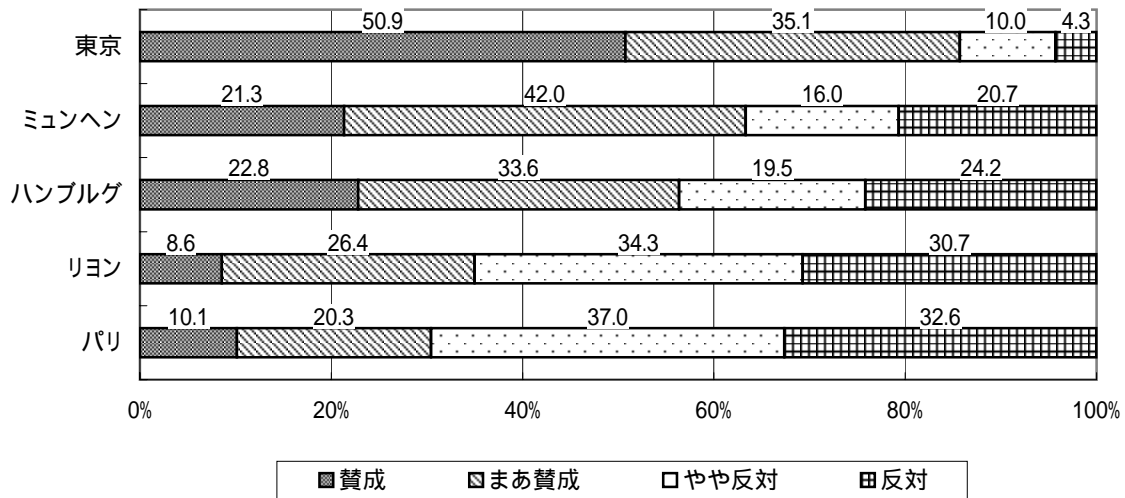
図表8-58 都市別 収入帰属意識(男性)



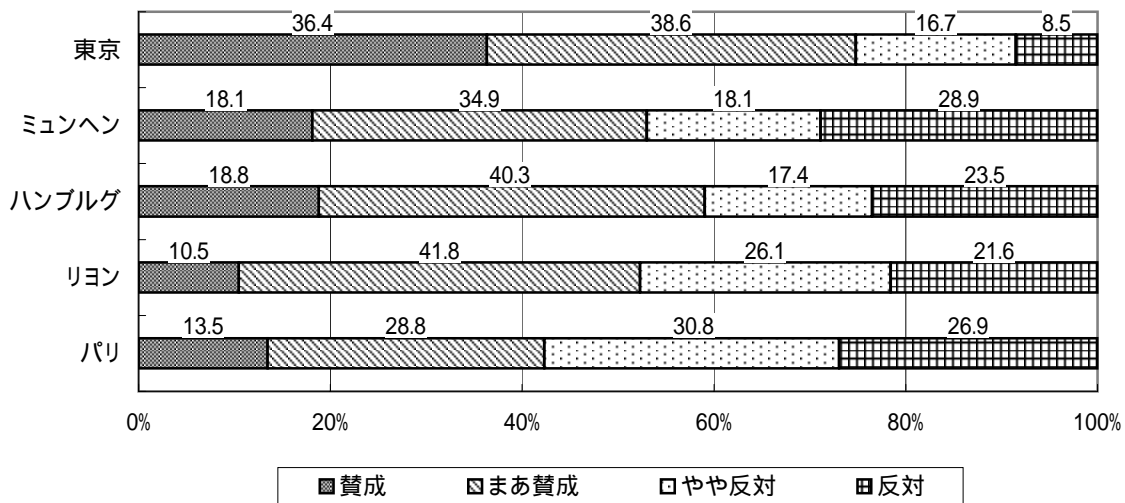
図表8-59 都市別 収入帰属意識(女性)



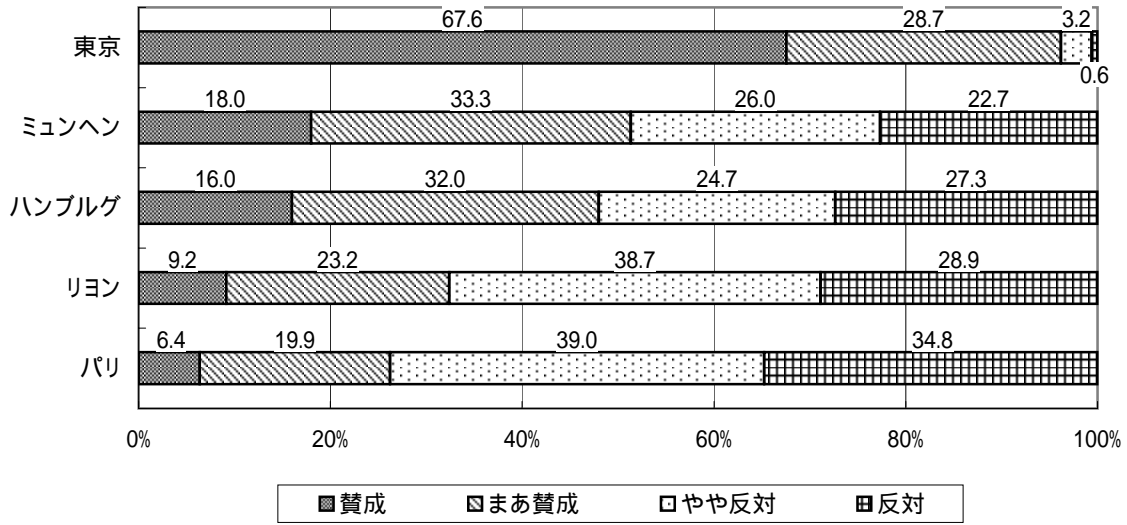
図表8-60 都市別「子どもが小さいうちは母親は家にいるべきだ」(男性回答)



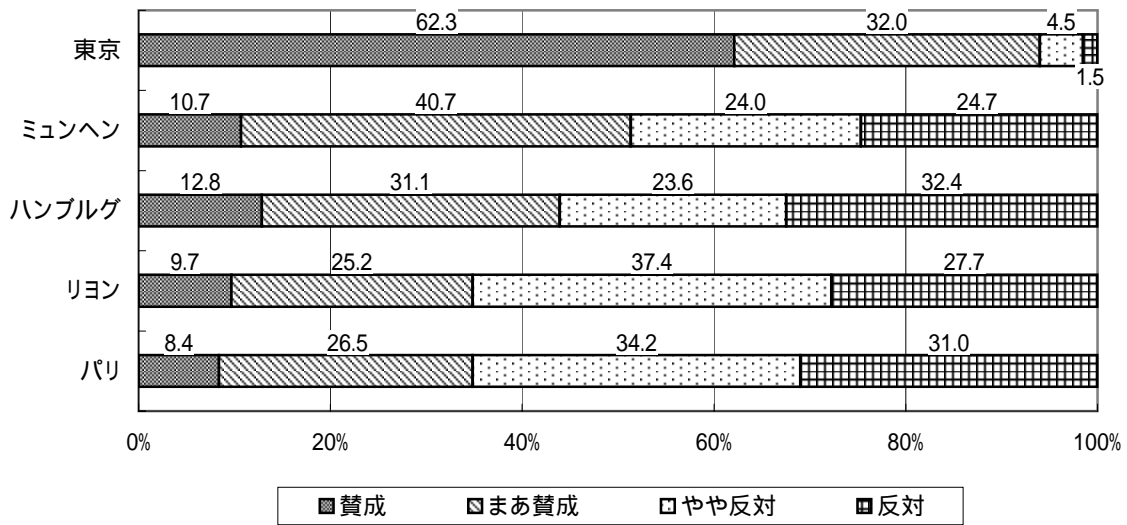
図表8-61 都市別「子どもが小さいうちは母親は家にいるべきだ」(女性回答)



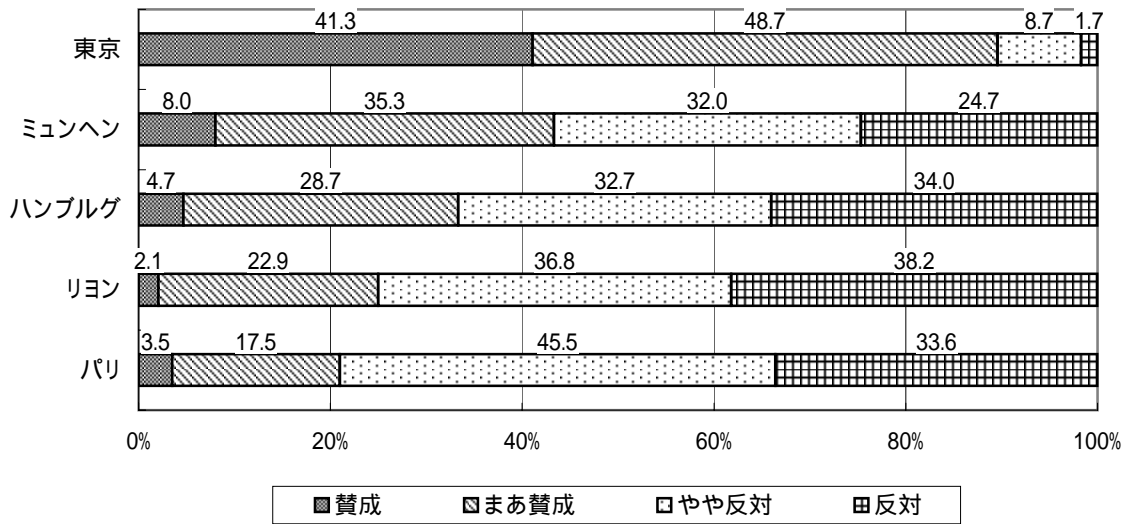
図表8-62 都市別「夫には収入を得る責任がある」(男性回答)



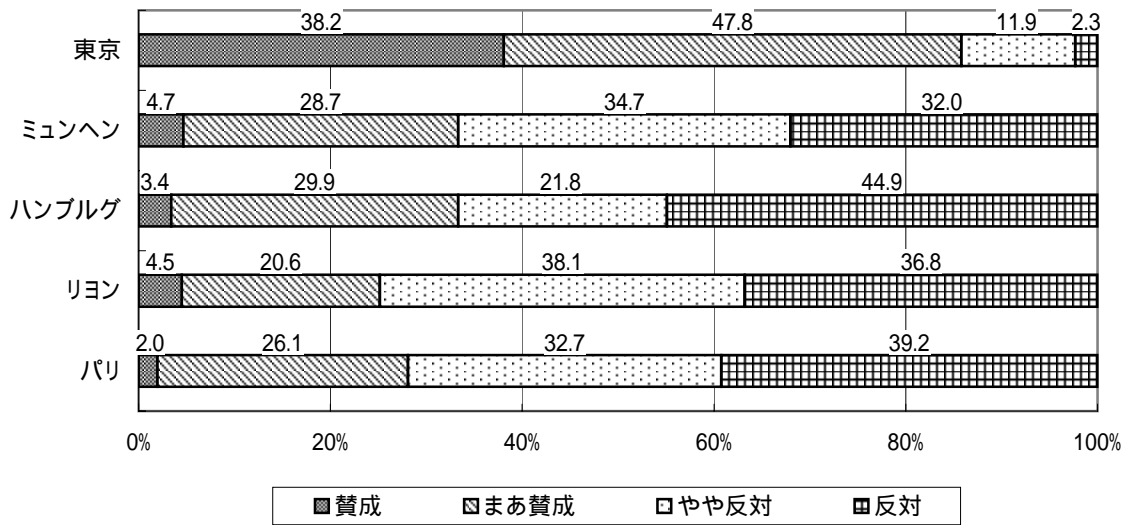
図表8-63 都市別「夫には収入を得る責任がある」(女性回答)



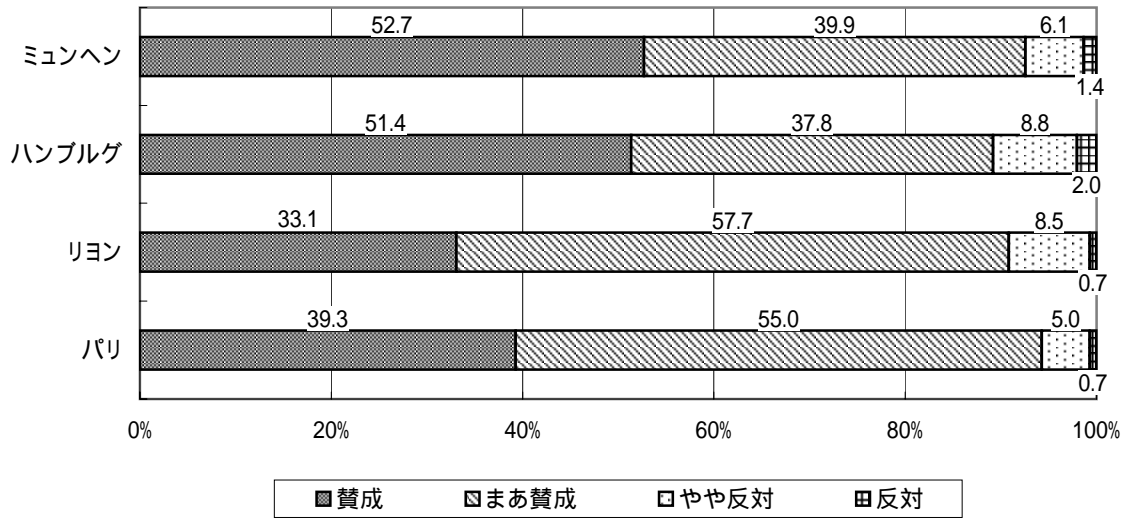
図表8-64 都市別「妻には家事と育児の責任がある」(男性回答)



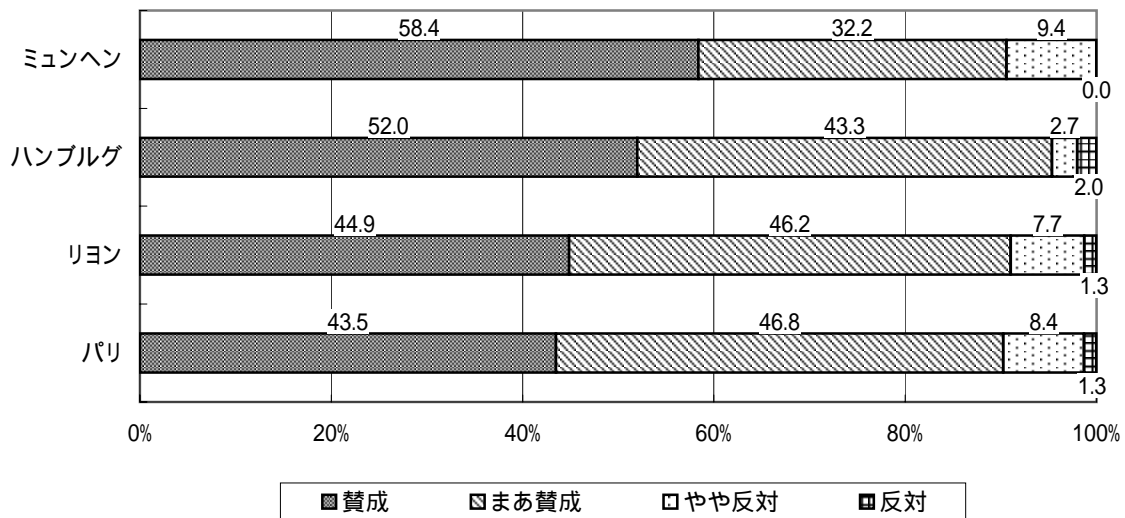
図表8-65 都市別「妻には家事と育児の責任がある」(女性回答)



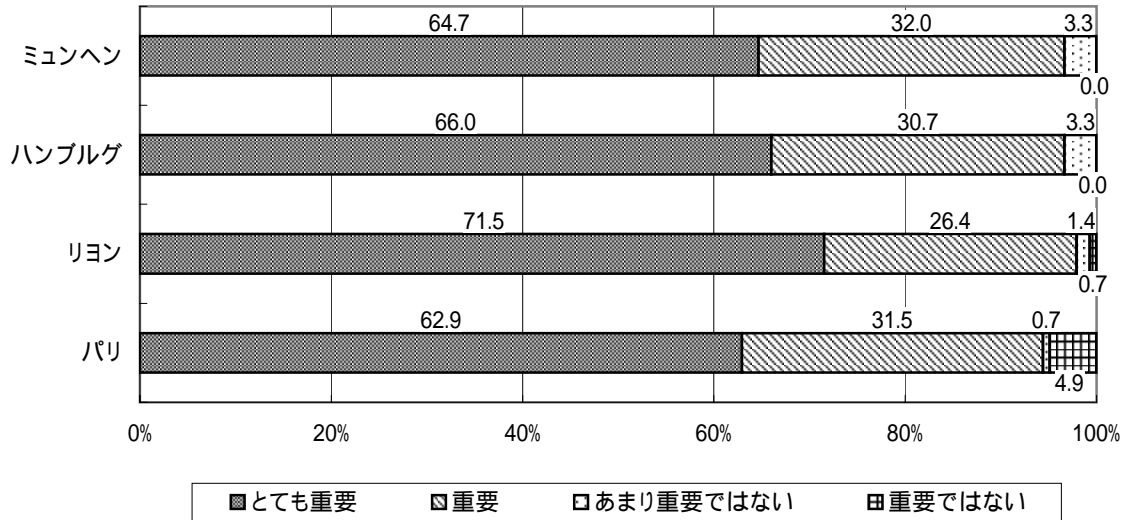
図表8-66 都市別「女性は仕事をすべきだ」(男性回答)



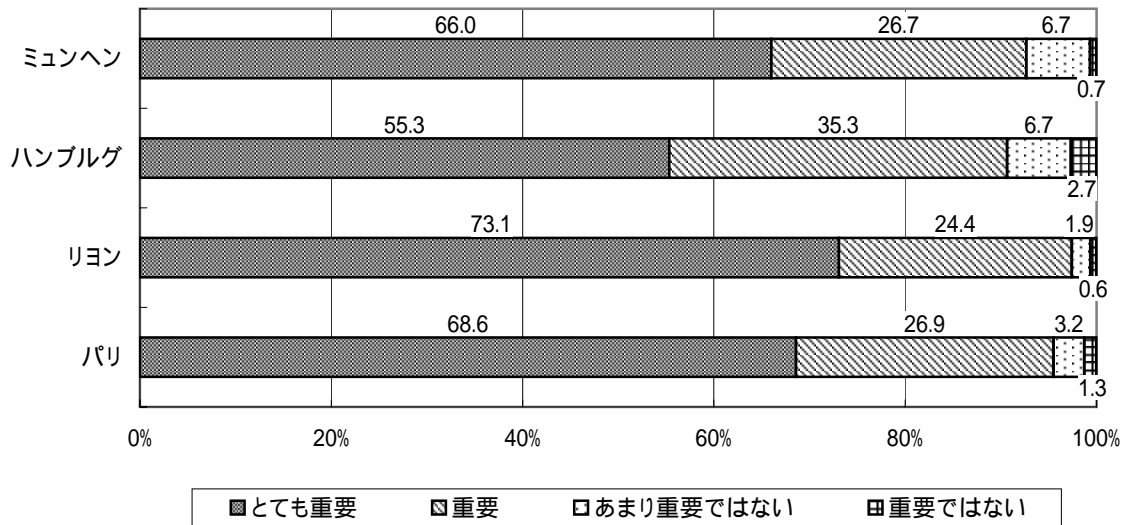
図表8-67 都市別「女性は仕事をすべきだ」(女性回答)



図表8-68 都市別 パートナーのサポートの重要度(男性回答)

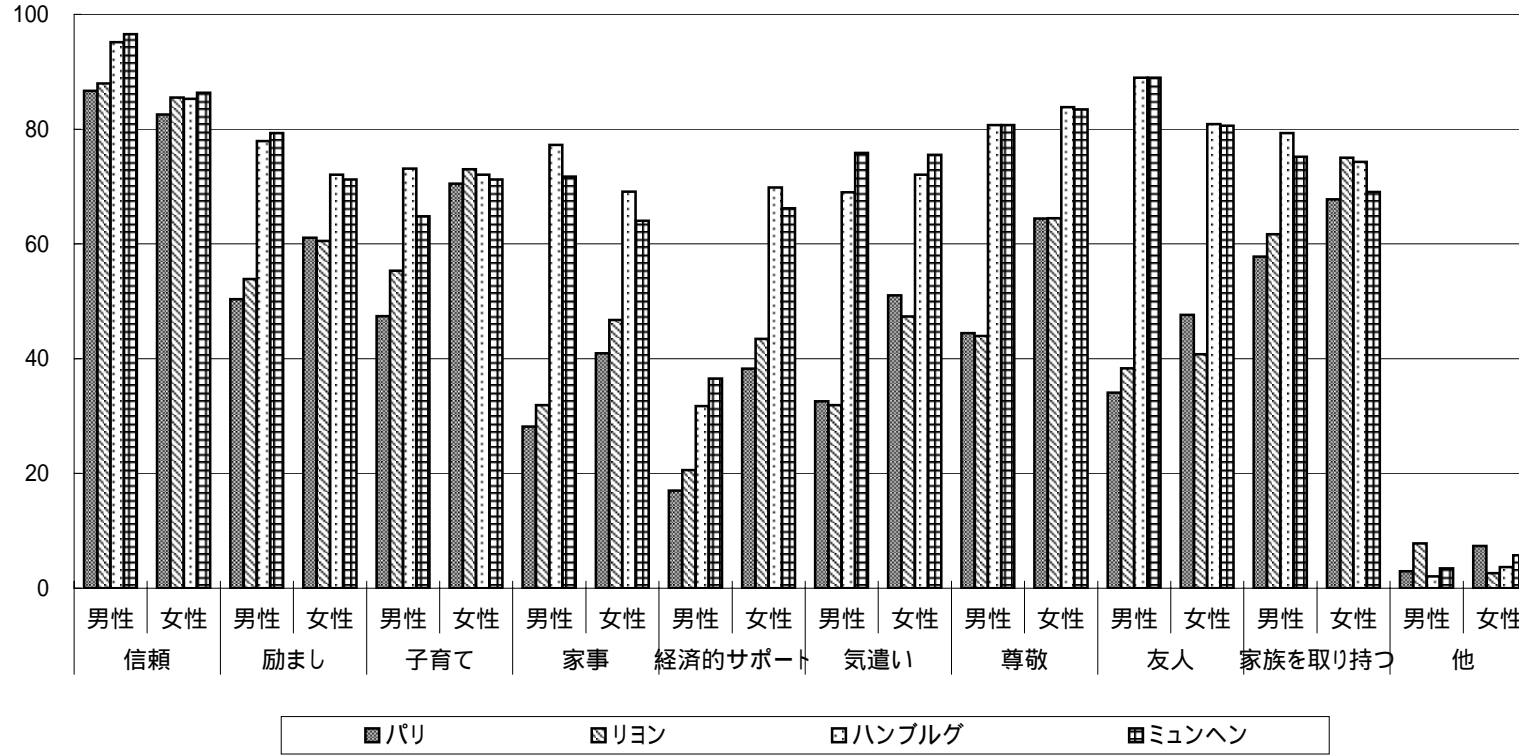


図表8-69 都市別 パートナーのサポートの重要度(女性回答)



図表8-70 都市別 パートなのサポートして重要なもの

(複数回)



調査の概要

1. 目的

本報告書における「フランス・ドイツ家族・家庭生活調査」(以下、フランス・ドイツ調査)は、官庁統計データからだけでは分からない家族・家庭生活について、フランスとドイツの、さらに両国と日本の類似点と相違点を明らかにするため、独自の調査を行なったものである。

財団法人家計経済研究所では1989年、1999年の2度にわたり、「現代核家族調査」と称して家族生活の共同性と個別性に関する自主研究調査を東京30km圏内で実施している¹⁾。そのため、フランス・ドイツ調査は、1999年に実施した「現代核家族調査」と比較が可能な形になるよう設計した。

2. 方法

日本調査についての詳細は、財団法人家計経済研究所編『新 現代核家族の風景』(国立印刷局、2000年)をご覧ください。ここでは、主にフランス・ドイツ調査について説明する。

日本のデータは首都東京で調査を行ったため、フランスではパリ、ドイツではベルリンを調査地として考えた。しかし、ベルリンはドイツ統一後急激に社会情勢が変化しつつある都市であり、他のドイツの都市あるいはドイツ全体よりも旧東ドイツの特性を反映していると考えられた。そこで、より実態に即したデータを得るため、ドイツでは他の都市を調査地とすることにした。その結果、1都市に限定せずハンブルグとミュンヘンという異なった特徴を持つ2都市を選択した。ハンブルグは人口約170万のドイツ第二の都市であり、ハンザ都市として栄えた伝統と歴史から一都市一州となっている。国際貿易、メディア、保険の中心地として北ドイツの経済圏の中心となっている。バイエルン州の首都ミュンヘンは人口約130万人のドイツ第三の都市である。ドイツ連邦共和国内では最大規模の産業都市である。特に、光学製品、電気電子工学、車輛工業、機械工業などが有名である²⁾。それに合わせフランス調査でもパリの他にリヨンを加えた。リyonは人口約126万人でパリ市に次ぐ大都市である。フランスの首都であるパリの人口は約212万人である。パリ

1) これらの調査の報告書は、大蔵省印刷局(2003年4月から国立印刷局)から、財団法人家計経済研究所編『現代核家族の風景』(1991年)、同編『新 現代核家族の風景』(2000年)として刊行されている。

2) ドイツ観光局 <http://www.visit-germany.jp/default.asp?ID=64>

とリヨンは1981年にフランス新幹線（TGV，Train à grande vitesse）で結ばれるなど、交通、経済の面でも交流は多い。フランス、ドイツの4都市、いずれも豊かな都市である。

まず、2004年9月中旬の約2週間、4都市あわせて24人にそれぞれ約1時間のインタビューを行った。ここで行ったのは、2001年にニュージーランドで行った調査³⁾で用いた調査票に基づく半構造化されたインタビューである。インタビュー対象者は、主に30歳代・40歳代を中心としたパートナーと同居している者である。このインタビュー調査結果を参考に、本調査の質問内容を再検討し、巻末に掲載している調査票を作成した。

本調査は、ドイツのTNS Infratest Social Researchが関連会社であるフランスのTNS Sofresとともに実施にあたった。2004年12月にフランスで、2005年1月にドイツで調査を実施した。調査方法について付表-1にまとめている。

(イ)調査対象

調査対象者はパリ、リヨン、ハンブルグ、ミュンヘン在住で35～44歳のパートナーのいる男女である。日本調査では、35～44歳の有配偶女性とその夫、および小学校高学年から高校生の子を調査対象としている。ただし、本報告書では日本調査の妻もしくは夫の回答を用いて分析する。

(ロ)調査方法と回収状況

サンプリングは、The Infratest Telephone Household Master Sample (ITMS)からランダムサンプリングによって調査対象者を抽出し、CATI（コンピュータを用いた電話調査法）で調査を実施した。調査完了数は各都市男女それぞれ150人、計1,200人（回答率59%）である。一方、日本調査の回答世帯数は934世帯（回答率46%）である。

3．回答者の基本属性

(1) 年齢、エスニシティ、学歴

回答者の年齢は、パリ、ハンブルグ、ミュンヘン、東京では30代の方が多いが、リヨンのみ40代の方が多い（付表-2）。パートナーの年齢をみると、回答者よりもやや年齢層が広い。女性回答者ならびに男性回答者のパートナーの最終学歴をみると、大学・大学院卒の占める割合は、フランスでは男女の違いはほとんどなく6割前後である。一方、ドイツは男性の方が大学・大学院卒の占める割合は高い（付表-3）。日本も短大を含めると、男女の違いはほとんどない。全ての都市において、回答者は全般的に、やや高学歴であるといえる（付表-5）。

回答者の9割前後がフランス、ドイツそれぞれの国にエスニシティを持っている（付表-6）。フランス、ドイツそれぞれの国で暮らした年数は、29年以下の者が1～2

3) 財団法人家計経済研究所編、2003、『ニュージーランドの家族・家庭生活』

割ほど含まれているが、約 8～9 割は 30 年以上在住している（付表-7）。

（2）住居・家族

回答者やパートナーの就業形態・収入は第 8 章に示しているとおりである。東京調査回答者の年収のみ付表-8 に記す。

パリやリヨンではほとんどの者が集合住宅に住んでいる。ただし、リヨンの方が持ち家に住む割合が約半数と多い。ハンブルグやミュンヘンはパリやリヨンに比べると一戸建てに住む者が多い。しかし、最も持ち家ならびに一戸建てに住む者が多いのは東京である（付表-9）。一方、日本は調査地の東京の特徴が現れており、持家一戸建てが 52.0% であり、賃貸住宅は 38.7%にとどまっている。

各都市の家族構成は、カップルと二人の間の子からなる家族がどの都市でも 6～7 割と多い（付表-10）⁴。カップルだけの家族はパリ 22.1%、リヨン 14.4%、ハンブルグ 20.2%、ミュンヘン 25.3%であり、ステップファミリー⁵はパリ 9.7%、リヨン 9.4%、ハンブルグ 13.5%、ミュンヘン 8.4%である。その他の家族には、他の親族が同居していたり、養子を迎え入れている家族が含まれる。

⁴）東京調査は核家族をサンプリングしているので、表には記していない。

⁵）ステップファミリーとは子連れ再婚家族をさすが、ここでは前のパートナーとの子が、同別居にかかわらず存在している場合は、全てステップファミリーに含めた。

付表-5 夫妻の学歴(東京)

	(%)	
	妻	夫
中学校	2.5	5.6
高校	48.6	34.8
短大・高専	24.5	3.5
大学・大学院	24.1	55.0
その他	0.1	0.9
不明	0.2	0.2
合計	100.0	100.0

付表-6 回答者のエスニシティ

	(%)			
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン
フランス/ドイツ	86.3	94.0	92.0	86.7
他のヨーロッパ	6.7	2.3	7.0	12.3
アフリカ	4.3	5.3	0.3	0.3
アジア	1.3	1.0	1.3	1.0
その他	5.0	1.3	1.7	1.7

付表-7 回答者の在フランス/ドイツ年数

	(%)			
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン
9年以下	6.0	4.7	1.0	4.8
10-19年	7.0	4.3	6.0	7.1
20-29年	8.0	2.7	3.7	2.7
30-39年	44.5	41.0	51.0	49.7
40年以上	34.4	47.3	38.3	35.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

付表-8 年収(東京)

	(%)	
	妻	夫
なし	42.1	0.3
1~49万円	13.3	0.1
50~141万円未満	19.2	0.4
141~300万円未満	4.5	3.2
300~500万円未満	7.1	19.3
300~500万円未満	5.1	28.1
500~700万円未満	4.3	30.4
700万円~	4.3	18.1
合計	100.0	100.0

付表-9 住居

	(%)				
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン	東京
一戸建て・持ち家	2.0	3.3	22.2	12.3	52.0
集合住宅・持ち家	29.3	47.7	16.5	22.3	9.3
一戸建て・借家	0.7	1.0	6.1	8.9	7.2
集合住宅・借家	61.7	41.7	52.2	54.8	31.5
その他	6.3	6.3	3.0	1.7	-
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

付表-10 家族構成

	(%)			
	パリ	リヨン	ハンブルグ	ミュンヘン
カップルのみ子どもなし	22.1	14.4	20.2	25.3
カップルと二人の間の子	66.4	74.2	66.3	65.2
ステップファミリー ¹⁾	9.7	9.4	13.5	8.4
その他	1.7	2.0	0.0	1.0
合計	1.0	1.3	0.0	0.3

1) ここでは子どもが別居しているケースも含む

フランス・ドイツ家庭生活調査

I0 現在あなたは、法律婚していますか、同棲ですか。

- 1 法律婚
- 2 パックス (フランスのみ)
- 3 同棲
- 4 わからない ----> 調査終了
- 5 答えたくない ----> 調査終了
- 6 他 ----> 調査終了

SEX 性別は。

- 1 男性
- 2 女性

Q1 家族は何人ですか。一緒に住んでいる人の人数をお答えください。

Q1A 別居している子どもは何人いますか。

Q2A3 あなたは何歳ですか。(2004年12月31日時点)

Q2B2 パートナーの性別は。

- 1 男性
- 2 女性

Q2B3 パートナーは何歳ですか。(2004年12月31日時点)

Q2C1A 3人目の世帯員の続柄は何ですか。(年齢が低い人から順に答えてもらう)

- 1 子ども
- 2 あなたやパートナーの親
- 3 その他の親戚
- 4 その他
- 5 わからない

Q2C1B 子どもとの関係は

- 1 前のパートナーとの間の子
- 2 今のパートナーとの間の子
- 3 今のパートナーの子
- 4 養子

Q2C2 その人の性別は。

- 1 男性
- 2 女性
- 3 わからない

Q2C3 その人は何歳ですか。

Q2C4 その人の就学状況は。

- 1 保育所
- 2 幼稚園
- 3 小学校
- 4 中学校
- 5 高校
- 6 職業学校
- 7 大学
- 8 就労
- 9 成人教育
- 10 無回答
- 11 わからない
- 12 その他

Q2C5 その人は同居していますか。学校、仕事、離婚などの理由で別居していますか。

- 1 同居
- 2 前のパートナーの家と自分の家
- 3 別居
- 4 答えたくない

Q2D1A 4人目の世帯員の続柄は何ですか。

- 1 子ども
- 2 あなたやパートナーの親
- 3 その他の親戚
- 4 その他
- 5 わからない

Q2D1B 子どもとの関係は

- 1 前のパートナーとの間の子
- 2 今のパートナーとの間の子
- 3 今のパートナーの子
- 4 養子

Q2D2 その人の性別は。

- 1 男性
- 2 女性
- 3 わからない

Q2D3 その人は何歳ですか。

Q2D4 その人の就学状況は。

- 1 保育所
- 2 幼稚園
- 3 小学校
- 4 中学校
- 5 高校
- 6 職業学校
- 7 大学

- 8 就労
- 9 成人教育
- 10 無回答
- 11 わからない
- 12 その他

Q2D5 その人は同居していますか。学校、仕事、離婚などの理由で別居していますか。

- 1 同居
- 2 前のパートナーの家と自分の家
- 3 別居
- 4 答えたくない

Q2E1A 5人目の世帯員の続柄は何ですか。

- 1 子ども
- 2 あなたやパートナーの親
- 3 その他の親戚
- 4 その他
- 5 わからない

Q2E1B 子どもとの関係は

- 1 前のパートナーとの間の子
- 2 今のパートナーとの間の子
- 3 今のパートナーの子
- 4 養子

Q2E2 その人の性別は。

- 1 男性
- 2 女性
- 3 わからない

Q2E3 その人は何歳ですか。

Q2E4 その人の就学状況は。

- 1 保育所
- 2 幼稚園
- 3 小学校
- 4 中学校
- 5 高校
- 6 職業学校
- 7 大学
- 8 就労
- 9 成人教育
- 10 無回答
- 11 わからない
- 12 その他

Q2E5 その人は同居していますか。学校、仕事、離婚などの理由で別居していますか。

- 1 同居

- 2 前のパートナーの家と自分の家
- 3 別居
- 4 答えたくない

(同棲の方に伺います)

Q3A1 パートナーと一緒に住んで何年になりますか。

Q3A2 法律婚を考えていますか

- 1 はい
- 2 いいえ
- 3 わからない

SQ1A

(法律婚を考えている方に伺います)

- 1 伝統や宗教
- 2 互いの愛情が確認できたから。
- 3 パートナーとの関係を安定させたいから。
- 4 妊娠したら。
- 5 子どもの将来を考えて。
- 6 税金や社会保障給付に有利だから。
- 7 パートナーと家を購入したから。
- 8 法律上の手続きを簡単にするため。
- 9 パートナーに資産を残すためですか。
- 10 その他
- 11 わからない

SQ1B

(法律婚をする予定のない方に伺います)

- 1 愛情がまだ確認できないから。
- 2 周りの人たちもまだ結婚していないから。
- 3 法律婚をする理由がないから。
- 4 一緒にいればそれで幸せだから。
- 5 結婚すると社会保障給付がもらえなくなるから。
- 6 特に理由はない。
- 7 わからない。

(パックスの人に伺います)

Q3B1 パックスをして何年ですか。

Q3B2 パックスをする前に同棲期間はどのくらいですか。

Q3B3 なぜパックスをしたのですか。

- 1 結婚できないから
- 2 互いの愛情が確認できたから。
- 3 パートナーとの関係を安定させたかったから。
- 4 妊娠したから。
- 5 子どもの将来を考えたから。
- 6 税金や社会保障給付に有利だから。

- 7 パートナーと家を購入したから。
- 8 法律上の手続きを簡単にするため。
- 9 パートナーに資産を残すため。
- 10 その他
- 11 わからない

(法律婚の人に伺います)

Q3C1 法律婚をして何年ですか。

Q3C2 法律婚をする前に同棲期間はありましたか。

- 1 はい
- 2 いいえ

SQ1 同棲期間はどのくらいですか。

Q3C3 なぜ法律婚したのですか。

- 1 伝統や宗教
- 2 互いの愛情が確認できたから。
- 3 パートナーとの関係を安定させたかったから。
- 4 妊娠したから。
- 5 子どもの将来を考えたから。
- 6 税金や社会保障給付に有利だから。
- 7 パートナーと家を購入したから。
- 8 法律上の手続きを簡単にするため。
- 9 パートナーに資産を残すため。
- 10 その他
- 11 わからない

Q4 お住まいの住宅形態は。

- 1 1戸建て
- 2 テラスハウス
- 3 2戸建て
- 4 集合住宅
- 5 その他

SQ1_ 家の所有形態は。

- 1 持家ローンあり
- 2 持家ローンなし
- 4 借家
- 5 その他
- 6 不明

SQ2_ 住宅ローンの支払い者

- 1 パートナー
- 2 私
- 3 二人で
- 4 その他
- 5 不明

SQ3A 住宅ローンの支払い割合 / 本人

SQ3B 住宅ローンの支払い割合 / パートナー

SQ4 住宅の名義

- 1 自分の名義
- 2 パートナーの名義
- 3 共有名義
- 4 他

SQ4A 共有割合

- 1 同じ
- 2 自分の方が多い
- 3 パートナーの方が多い

Q5 あなたは仕事に就いていますか

- 1 失業・休職中
- 2 主婦
- 3 退職
- 4 就業中
- 5 休業中

SQ1 どのような就業形態ですか

- 1 公務員
- 2 民間企業
- 3 一時的就業
- 4 自営
- 5 家族従業者
- 6 わからない
- 7 他

SQ2 通常のアなたの週労働時間

SQ3 通常のアなたの帰宅時間

- 1 12:00 前、12:00 頃まで
- 2 13:00 頃
- 3 14:00 頃
- 4 15:00 頃
- 5 16:00 頃
- 6 17:00 頃
- 7 18:00 頃
- 8 19:00 頃
- 9 20:00 頃
- 10 21:00 以降
- 11 決まっていない
- 12 ほとんど家に居る
- 13 不明
- 14 その他

SQ4_ 職種

- 1 管理職
- 2 専門職
- 3 技術職
- 4 事務
- 5 販売
- 6 農業・漁業技術者
- 7 運輸
- 8 作業労働者
- 9 単純労働
- 10 軍隊

Q6 パートナーは仕事をしていますか

- 1 失業・休職中
- 2 主婦
- 3 退職
- 4 就業中
- 5 休業中

SQ1 どのような就業形態ですか

- 1 公務員
- 2 民間企業
- 3 一時的就業
- 4 自営
- 5 家族従業者
- 6 わからない
- 7 他

SQ2 通常のアなたの週労働時間

SQ3 通常のアなたの帰宅時間

- 1 12:00 前、12:00 頃まで
- 2 13:00 頃
- 3 14:00 頃
- 4 15:00 頃
- 5 16:00 頃
- 6 17:00 頃
- 7 18:00 頃
- 8 19:00 頃
- 9 20:00 頃
- 10 21:00 以降
- 11 決まっていない
- 12 ほとんど家に居る
- 13 不明
- 14 その他

SQ4_ 職種

- 1 管理職

- 2 専門職
- 3 技術職
- 4 事務
- 5 販売
- 6 農業・漁業技術者
- 7 運輸
- 8 作業労働者
- 9 単純労働
- 10 軍隊

(全ての回答者に)

Q7 先週家族全員で夕食をとった回数

Q8_

A (あなたの末子に関して)現在の年齢

末子出産前に働いていたか

- 1 働いていた
- 2 育児休業中だった
- 3 働いていなかった(Bへ)

末子出産の際に、産休、育児休業を取ったか

出産前 産休 週
 出産後 産休 週
 病気休暇 週
 育休 週

いつ復職したか

出産後 週/月
 まだ復職していない
 仕事に戻るつもりはない

出産後、復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。

- 1 フルタイム(100%)
- 2 パートタイム(ほぼ80%)育児休業使用
- 3 パートタイム(ほぼ50%)育児休業使用
- 4 育児休業を使わないパートタイム
- 5 他

B (あなたの末子の次の子に関して)現在の年齢

出産前に働いていたか

- 1 働いていた
- 2 育児休業中だった
- 3 働いていなかった(Cへ)

出産の際に、産休、育児休業を取ったか

出産前 産休 週

出産後 産休 週
病気休暇 週
育休 週

いつ復職したか

出産後 週/月
まだ復職していない
仕事に戻るつもりはない

出産後、復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。

- 1 フルタイム (100%)
- 2 パートタイム (ほぼ 80%) 育児休業使用
- 3 パートタイム (ほぼ 50%) 育児休業使用
- 4 育児休業を使わないパートタイム
- 5 他

c (あなたの3番目に若い子に関して)現在の年齢

出産前に働いていたか

- 1 働いていた
- 2 育児休業中だった
- 3 働いていなかった(Q9へ)

出産の際に、産休、育児休業を取ったか

出産前 産休 週
出産後 産休 週
病気休暇 週
育休 週

いつ復職したか

出産後 週/月
まだ復職していない
仕事に戻るつもりはない

出産後、復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。

- 1 フルタイム (100%)
- 2 パートタイム (ほぼ 80%) 育児休業使用
- 3 パートタイム (ほぼ 50%) 育児休業使用
- 4 育児休業を使わないパートタイム
- 5 他

Q9_

A (パートナーの末子に関して)現在の年齢

パートナーは末子出産前に働いていたか

- 1 働いていた
- 2 育児休業中だった
- 3 働いていなかった(Bへ)

末子出産の際に、産休、育児休業を取ったか

出産前 産休 週
出産後 産休 週
病気休暇 週
育休 週

いつ復職したか

出産後 週/月
まだ復職していない
仕事に戻るつもりはない

出産後、復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。

- 1 フルタイム(100%)
- 2 パートタイム(ほぼ80%)育児休業使用
- 3 パートタイム(ほぼ50%)育児休業使用
- 4 育児休業を使わないパートタイム
- 5 他

B (パートナーの末子の次の子に関して)現在の年齢

パートナーは出産前に働いていたか

- 1 働いていた
- 2 育児休業中だった
- 3 働いていなかった(cへ)

出産の際に、産休、育児休業を取ったか

出産前 産休 週
出産後 産休 週
病気休暇 週
育休 週

いつ復職したか

出産後 週/月
まだ復職していない
仕事に戻るつもりはない

出産後、復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。

- 1 フルタイム(100%)
- 2 パートタイム(ほぼ80%)育児休業使用
- 3 パートタイム(ほぼ50%)育児休業使用
- 4 育児休業を使わないパートタイム
- 5 他

c (パートナーの3番目に若い子に関して)現在の年齢

出産前に働いていたか

- 1 働いていた
- 2 育児休業中だった

3 働いていなかった (Q9 へ)

出産の際に、産休、育児休業を取ったか

出産前 産休 週

出産後 産休 週

病気休暇 週

育休 週

いつ復職したか

出産後 週/月

まだ復職していない

仕事に戻るつもりはない

出産後、復職したか。フルタイムで復職したか、パートタイムで復職したか。

- 1 フルタイム (100%)
- 2 パートタイム (ほぼ 80%) 育児休業使用
- 3 パートタイム (ほぼ 50%) 育児休業使用
- 4 育児休業を使わないパートタイム
- 5 他

Q10 未子出産時にあなたはもっと育休を取りたかったか。

- 1 そう思った
- 2 そうは思わなかった
- 3 十分に休業した
- 4 働いていなかった
- 5 わからない

SQ1_ 未子出産時の職場の男女比は。

- 1 男が非常に多い
- 2 男がやや多い
- 3 男女同じくらい
- 4 女がやや多い
- 5 女が非常に多い
- 6 無回答・わからない

SQ2_ 未子出産時の職種は現職と同じか。

- 1 はい
- 2 いいえ

Q11 未子出産時パートナーにもっと産休・育休を取ってほしかったか。

- 1 そう思った
- 2 そうは思わなかった
- 3 十分に休業した
- 4 働いていなかった

SQ1_ 未子出産時のパートナーの職場の男女比は。

- 1 男が非常に多い
- 2 男がやや多い

- 3 男女同じくらい
- 4 女がやや多い
- 5 女が非常に多い
- 6 分からない

SQ2_ 末子出産時のパートナーの職種は現職と同じか。

- 1 はい
- 2 いいえ

Q12 子育てのために、以下のサービスを利用しましたか。

- 1 保育所
- 2 時間外保育所
- 3 放課後デイケア
- 4 ベビーシッター
- 5 他

Q13 これらのサービスや社会保障給付についていつ知りましたか。

- 1 妊娠前
- 2 妊娠したとき
- 3 出産後
- 4 わからない

Q14A 本人前年年収（税込み）

Q14B パートナーの前年年収（税込み）

Q15 共同口座を持っているか。

- 1 はい
- 2 いいえ

Q16 給与が振り込まれる口座は。

- 1 自分の口座
- 2 共同口座
- 8 無回答・わからない

Q17 パートナーの給与が振り込まれる口座は。

- 1 パートナーの口座
- 2 共同口座
- 8 無回答・わからない

Q18 社会保障給付が振り込まれる口座は。

- 1 自分の口座
- 2 パートナーの口座
- 3 共同口座
- 4 受け取っていない
- 5 他

Q25 収入は誰のものか。

- 1 私の収入は私のもの、パートナーの収入はパートナーはのもの
- 2 私の収入は私のもの、パートナーの収入はカップルのもの
- 3 私の収入はカップルのもの、パートナーの収入はパートナーはのもの
- 4 私の収入もパートナーの収入もカップルのもの
- 5 不明
- 6 その他

Q26A1 1週間に料理をする日数は。

- 1 ほとんど毎日
- 2 週に4-5日
- 3 週に2-3日
- 4 週に1日
- 5 月に2-3日
- 6 全くしない
- 7 不明

Q26A2 1週間に食事の後かたづけをする日数は。

- 1 ほとんど毎日
- 2 週に4-5日
- 3 週に2-3日
- 4 週に1日
- 5 月に2-3日
- 6 全くしない
- 7 不明

Q26A3 1週間に掃除をする日数

- 1 ほとんど毎日
- 2 週に4-5日
- 3 週に2-3日
- 4 週に1日
- 5 月に2-3日
- 6 全くしない
- 7 不明

Q26A4 1週間に洗濯をする日数

- 1 ほとんど毎日
- 2 週に4-5日
- 3 週に2-3日
- 4 週に1日
- 5 月に2-3日
- 6 全くしない
- 7 不明

Q26A5 1週間に子どもの宿題を見る日数

- 1 ほとんど毎日
- 2 週に4-5日
- 3 週に2-3日

- 4 週に1日
- 5 月に2-3日
- 6 全くしない・ 非該当
- 7 不明

Q26B1 パートナーが1週間に料理をする日数

- 1 ほとんど毎日
- 2 週に4-5日
- 3 週に2-3日
- 4 週に1日
- 5 月に2-3日
- 6 全くしない
- 7 不明

Q26B2 パートナーが1週間に食事の後かたづけをする日数

- 1 ほとんど毎日
- 2 週に4-5日
- 3 週に2-3日
- 4 週に1日
- 5 月に2-3日
- 6 全くしない
- 7 不明

Q26B3 パートナーが1週間に掃除をする日数

- 1 ほとんど毎日
- 2 週に4-5日
- 3 週に2-3日
- 4 週に1日
- 5 月に2-3日
- 6 全くしない
- 7 不明

Q26B4 パートナーが1週間に洗濯をする日数

- 1 ほとんど毎日
- 2 週に4-5日
- 3 週に2-3日
- 4 週に1日
- 5 月に2-3日
- 6 全くしない
- 7 不明

Q26B5 1週間に子どもの宿題を見る日数

- 1 ほとんど毎日
- 2 週に4-5日
- 3 週に2-3日
- 4 週に1日
- 5 月に2-3日
- 6 全くしない・ 非該当

7 不明

Q27 パートナーのサポートは重要か。

- 1 非常に重要
- 2 重要
- 3 あまり重要でない
- 4 重要ではない
- 8 無回答・わからない

SQL_7_1 どのようなサポート：信頼

SQL_7_2 どのようなサポート：励まし

SQL_7_3 どのようなサポート：育児

SQL_7_4 どのようなサポート：家事

SQL_7_5 どのようなサポート：経済

SQL_7_6 どのようなサポート：気遣い

SQL_7_7 どのようなサポート：尊重

SQL_7_8 どのようなサポート：一緒にいる

SQL_7_9 どのようなサポート：家族関係を保つ・作る

SQL_7_10 どのようなサポート：その他

SQL_7_11 どのようなサポート：無回答・わからない

Q2801 性別役割分業意識：子供が小さいうちは妻は育児に専念すべき

- 1 賛成
- 2 まあ賛成
- 3 やや反対
- 4 反対
- 5 不明

Q2802 性別役割分業意識：夫は家計を支える責任がある

- 1 賛成
- 2 まあ賛成
- 3 やや反対
- 4 反対
- 5 不明

Q2803 性別役割分業意識：妻は家事育児の責任がある

- 1 賛成
- 2 まあ賛成
- 3 やや反対
- 4 反対
- 5 不明

Q2804 性別役割分業意識：女性は仕事をすべきである

- 1 賛成
- 2 まあ賛成
- 3 やや反対
- 4 反対
- 5 不明

Q29A パートナーの教育水準

- 1 義務教育
- 2 高校(職業)
- 3 高校(普通)
- 4 大学
- 5 大学院
- 6 その他
- 7 不明

Q29B 教育水準

- 1 義務教育
- 2 高校(職業)
- 3 高校(普通)
- 4 大学
- 5 大学院
- 6 その他
- 7 不明

D1_1 エスニック・グループ：ドイツ/フランス

D1_2 エスニック・グループ：他のヨーロッパ

D1_3 エスニック・グループ：アフリカ

D1_4 エスニック・グループ：アジア

D1_5 エスニック・グループ：その他

D2 ドイツ/フランスに何年暮らしているか